

平成25年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

平成25年3月4日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 4日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 5日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 6日	水		○休 会
4	3月 7日	木		○休 会
5	3月 8日	金		○休 会
6	3月 9日	土		○休 会
7	3月10日	日		○休 会
8	3月11日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月12日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月13日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月14日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月15日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	3月16日	土		○休 会
14	3月17日	日		○休 会
15	3月18日	月		○休 会
16	3月19日	火		○休 会
17	3月20日	木		○休 会
18	3月21日	金	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月1日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	3月 4日	承認
議案第 1号	長野広域連合規約の変更について	3月13日	可決
議案第 2号	「坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について	3月13日	可決
議案第 3号	「坂城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の制定について	3月13日	可決
議案第 4号	「坂城町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の制定について	3月13日	可決
議案第 5号	「町道の構造の技術的基準等に関する条例」の制定について	3月13日	可決
議案第 6号	「準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の制定について	3月13日	可決
議案第 7号	坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 8号	坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第 9号	坂城町下水道条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第10号	「坂城町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例」の制定について	3月13日	可決
議案第11号	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について	3月13日	可決
議案第12号	選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第13号	坂城町町税外の諸収入金督促手数料並びに延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第14号	坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第15号	坂城町運動場条例の一部を改正する条例について	3月13日	可決
議案第16号	「条例の用語等の整理に関する条例」の制定について	3月13日	可決
議案第17号	平成25年度坂城町一般会計予算について	3月21日	可決

議案第18号	平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月21日	可決
議案第19号	平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第20号	平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月21日	可決
議案第21号	平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月21日	可決
議案第22号	平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第23号	平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月21日	可決

3月21日上程

発委第1号	坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月21日	可決
議案第24号	町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月21日	可決
議案第25号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3月21日	可決
議案第26号	平成24年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について	3月21日	可決
議案第27号	平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について	3月21日	可決
議案第28号	平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	3月21日	可決
議案第29号	平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について	3月21日	可決
議案第30号	平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	3月21日	可決
議案第31号	平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	3月21日	可決

平成25年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月4日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	4
○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	14
○議案第1号～議案第23号の上程、提案理由の説明、詳細説明	14

第2日 3月11日(月)

○議事日程	50
○一般質問 山崎 正志 議員	50
塩入 弘文 議員	63
池田 弘 議員	76
塚田 正平 議員	88
塩野入 猛 議員	101

第3日 3月12日(火)

○議事日程	116
○一般質問 吉川まゆみ 議員	116
中嶋 登 議員	127
大森 茂彦 議員	142
窪田 英子 議員	156

第4日 3月13日(水)

○議事日程	168
○一般質問 入日 時子 議員	169
西沢 悦子 議員	183
○議案第1号～議案第16号の質疑、採決	196
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	199
○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	223

第5日 3月21日(木)

○議事日程	228
○陳情採決	229
○議案第17号委員長報告の質疑、討論、採決	229
○議案第18号～議案第23号委員長報告の質疑、討論、採決	253
○追加議案上程、提案理由の説明	261
○発委第1号、議案第24号～議案第31号の質疑、採決	264
○町長閉会あいさつ	268

平成25年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月4日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月4日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	中 村 淳 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 2 号 「坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
- 第 8 議案第 3 号 「坂城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の制定について
- 第 9 議案第 4 号 「坂城町指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の制定について
- 第 10 議案第 5 号 「町道の構造の技術的基準等に関する条例」の制定について
- 第 11 議案第 6 号 「準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の制定について
- 第 12 議案第 7 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 8 号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 9 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 10 号 「坂城町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例」の制定について
- 第 16 議案第 11 号 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について
- 第 17 議案第 12 号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 13 号 坂城町町税外の諸収入金督促手数料並びに延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 14 号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 15 号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 16 号 「条例の用語等の整理に関する条例」の制定について
- 第 22 議案第 17 号 平成 25 年度坂城町一般会計予算について

第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 5 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、4 番 塩野入猛君、5 番 窪田英子さん、
6 番 塚田正平君を会議録署名議員に指名をいたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（宮島君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 2 1 日までの 1 8 日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 3 月 2 1 日までの
1 8 日間とすることに決定をいたしました。

なお、一般質問の通告は明日 5 日、午前 1 1 時までといたします。質問時間は答弁を含め一

人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定しております。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（宮島君） 町長の招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。平成25年第1回坂城町議会定例会招集に当たりまして、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できますこと、心より御礼申し上げます。

さて、東筑摩郡内の五つの村で構成する東筑摩郡町村会が先月16日に解散式を行ったという報道がありました。

過日、私もSBCの報道番組から「郡」というものの考え方についての取材を受け、その一部が既に放送されています。

市町村合併により、各郡を構成する町村が大幅に減少したことで、郡というものに対する考え方にも変化が見られます。

当町が属する埴科郡も、平成15年に旧戸倉町が千曲市へ合併したことにより、1郡1町という状態になっております。郵便の宛先には、埴科郡と記載しなくても相手方に届けることができる、届くことができるなど、郡の持つ現実的な意義というものが失われつつあるように感じております。

しかしながら、テレビの報道では、これ以降、私は郡は必要なんだということをカットされてしまいましたので、大変残念でありました。この場を借りまして一言申し上げたいと思っております。郡というものは、伝統的な日本の土地分界の名称であり、その名称自体が貴重な歴史の資料でもあります。

歴史をひもときますと、奈良時代、埴科郡は、信濃国の10郡の一つと数えられ、最も小さい郡でありながら坂城を含む五つの郷を有した人口密集地帯でありました。開発が進み、人々の交流が行われ、高い文化を有した地域として発展を続けてまいりました。

明治から大正までの郡制、昭和35年の更級郡村上村との合併、そして昭和・平成の大合併を経て、埴科郡の形は、かつての埴科郡の地域から変わってしまいました。

しかしながら、私は、坂城町には埴科郡を構成する自律の町として、埴科という地域が持つ風土・文化・歴史を、埴科というその名称とともに後世に受け継いでいく責務があると考えております。私の言わんとしたことは単に、行政的な機能がなくなったから歴史から抹殺してはいけないということを言いたかったということでございます。

次に、坂城町を取り巻く経済状況でございますが、昨年12月の衆議院議員選挙で自民党が圧勝、安倍政権が誕生し2カ月が過ぎました。安倍政権は、長引くデフレの脱却による経済の再生を最大、喫緊の課題と位置づけました。

デフレ脱却の政策として、金融政策では、日銀が物価を2%上昇させることを政策目標に掲

げ、責任を持って実行すること、財政政策では、経済成長のために当面、政府の支出を大幅に増やすこと、成長戦略として、日本経済が名目GDPにして3%以上の成長を続けられるように、予算、税制、金融などの手段を使って企業を支援し、民間の活力を引き出す政策を打ち出しました。

安倍政権は、この「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」、「民間の投資を喚起する成長戦略」を経済再生の「3本の矢」として掲げました。この「3本の矢」の経済政策により日本が強い経済を取り戻すこと、持続的な経済成長とこれに伴う安定した税収の増加、そして何よりも景気回復を強く期待いたすものであります。

また、先月16日にモスクワで開催されました、20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議（G20）は、「通貨の競争的な切り下げを回避する。競争力のための為替レートを目的にしない。」とする声明を採択して閉幕しました。

一見すると日本の金融政策は、為替政策で制約をかけられたように見えなくもありませんが、日本への名指しの批判を回避することができました。声明には「金融政策は、経済の回復を引き続き支援するべきである。」との文言が盛り込まれ、日本のデフレ脱却の金融政策は「容認」されたということです。

G20の成果について評価するとともに、安倍政権下でのデフレ脱却の金融政策により、持続的な成長を可能とする為替ルートが維持され、輸出産業に活力がもたらされることを期待いたします。

世界経済におきまして、2013年の世界経済の見通しは、徐々に力強さを増すと予想されます。欧州債務危機の震源地のギリシャに対し、欧州連合（EU）が包括支援を行うことで合意したことなどから悲観論が一時後退しましたが、2月26日に開票されたイタリアの総選挙の結果、安定多数を確保する会派がない状態となり、再び政局が不安定となり、ユーロ圏の債務危機が深刻化する懸念があります。

また、アメリカにおいては、大型減税の失効と歳出の強制削減が今年初めに重なった「財政の崖」を回避いたしました。一旦先延ばしにされた歳出削減が今後始まる予定で「第2の財政の崖」が迫ってきております。オバマ大統領、そして、政府、議会の動向について、引き続き注視する必要があると考えます。

国内の状況につきましては、内閣府による2月の「月例経済報告」によりますと、「景気は、一部に弱さが残るものの、下げどまっている。」とされ、先行きについては、「当面、一部に弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、マインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待されております。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、雇用・所得環境の先行きにも注意が必要である。」としております。

また、日本銀行松本支店の2月発表の「長野県の金融経済動向」によりますと、総論で「長野県経済は、弱めの動きとなっている。」とし、「最終需要の動向を見ると、①公共投資は低水準ながら下げどまっている。②住宅投資は下げどまっている。③設備投資は持ち直している。④個人消費は底がたく推移している。⑤輸出は減少している。以上のような最終需要のもとで、生産は減少している。このほか、雇用・所得では、改善の動きに停滞感が見られる。」としております。

さて、今年1月に実施しました町内企業の経済動向の調査結果では、昨年10月から12月までの3カ月間の生産量は、全体として増加傾向であるものの、海外の発注量の増減や円安傾向等の経済要因により減少傾向にある企業と増加傾向にある企業があるなど、まだら模様となっております。

また、売り上げにつきましては、増加傾向であるものの、前年同期比では減少している状況となっております。今後3カ月後の見込みについては、各種の政策効果による景気回復の期待が出ていると思われませんが、全体的に弱めの動きが続くと見込む企業が多い状況となっております。

雇用につきましては、社員が減少した事業所が増加した事業所を大きく上回っております。この春の雇用につきましては、多くの事業所が減少した社員の補充、増員を予定しており、改善の動きが見られます。

さて、商業関係では、新年早々の1月4日、坂城地区の個人経営スーパーが残念ながら閉店されました。坂城地区において、生鮮3品を扱う小売店舗がなくなるという事態を受け、急遽町内7カ所で行ってまいりましたイトーヨーカドーさんの移動販売を毎週木曜日に立町の「ふるさと歴史館」前において行っていただくよう調整をいたしました。2月28日から移動販売が開始されました。また、ベイシア坂城店も業態の変更を予定されているというお話を伺っております。

町内の生鮮食品小売の縮小が、特に買い物弱者と呼ばれる方々に与える影響を最小限に食いとめるべく、商工会とも連携をとり、今後の対応策を検討してまいります。

さて、次に、平成25年度の一般会計当初予算について申し上げます。私にとって2回目となる予算編成では、公約の大きな柱である「高齢者や障がい者にやさしいまちづくり」、「人創りによるまちづくり」を念頭に、限られた財源の中で、地域への経済効果や地域経済の活性化に配慮した新規事業の導入など、将来につながる予算編成を心がけ、総額で、前年度と比較して4.2%減となる56億5,600万円といたしました。ごろごろと読むか、いろいろと読むか、56億5,600万円といたしました。

まず、歳入であります。町の財政の根幹を担う町税については、経済情勢は依然厳しい状況にありますが、昨今の株価の推移や円安の傾向等も勘案する中で、税率改定の影響による法

人町民税、1千万円の減額を除いては、今年度並みの税収が確保できるものと見込み、個人町民税については6億3,100万円、法人町民税については1億9千万円を計上しております。

また、固定資産税につきましては、土地の価格の下落等の影響により、前年対比2.2%減の12億3,500万円を見込み、町税全体では、0.5%減となる22億2,092万3千円といたしております。

また、24年度から実施いたしました、コンビニ収納につきましては、1月末現在で約6千件、6,800万円の納付をいただき、特に土日、これは全体の2割ですが、金融機関の営業時間外、これが全体の5割の利用が多い傾向が見てとれ、納税者の利便の向上が税収確保の有効な手段として機能しているものと考えております。

地方交付税につきましては、前年同額の8億5千万円を計上し、普通交付税の振りかえ分となる臨時財政対策債を含めて、11億5千万円を見込んでおります。

財政調整基金からの繰入金につきましては、前年対比63.2%の増となる5億1,383万円ではありますが、減債基金や文教施設整備基金などからの繰り入れを含めた繰入金総額では、マイナス5.3%、6億4,520万8千円を見込むところであります。

次に歳出ですが、坂城駅エレベーター設置工事負担金や南条小学校改修にかかわる実施設計等を含む投資的経費につきましては、31.7%の減となる、4億6,578万5千円を計上しております。

義務的経費といたしましては、人件費が11億2,561万8千円、扶助費につきましては、6億3,411万9千円を計上しております。

また、12月議会でお認めをいただいた、緊急経済対策にかかわる補正予算につきましては、迅速な執行に努め、道水路の改修等工事や各種補助等を中心に、2月末現在で、98.2%について発注を完了し、町内企業や地域の活性化に一定の貢献ができたものと考えております。

それでは、新年度の主要事業について申し上げます。

まず、坂城駅へのエレベーター設置につきましては、昨年6月に国庫補助事業での詳細設計業務の追加採択を受け、現在、工事实施に向けた設計、積算をしております。25年度は、引き続き国の補助金を受けて、いよいよエレベーターの設置工事に着手したいと考えております。

また、このエレベーター設置工事にあわせ、駅舎内の段差解消や改札口の拡張などのバリアフリー化工事を実施いたします。昨年11月には、坂城高校JRCクラブの皆さんと坂城駅前バリアフリー観察会を実施し、駅トイレへの通路の段差解消や横町・立町通りを初めとする、駅周辺地域のバリアフリー化についての検討を行ってまいりました。

さらに、旧国鉄時代から、今日のしなの鉄道に至るまでの間、坂城町民の大切な足となり、町の発展の一翼を担ってきた、今春、今年の春ですね、引退する169系車両をしなの鉄道より譲り受け、駅南側の広場に展示いたします。駅前の活性化、坂城駅利用促進の目玉施設とし

て、多くの皆さんからの提案をお寄せいただく中で、幅広く活用を図ってまいりたいと考えております。

新しい南条小学校の建設に向けて、より具体的に校舎等の建設を進めるため、1月30日に第1回の建設委員会を開催いたしました。これまでの建設検討委員会のメンバーに、地域協働の専門的な分野から長野大学の安井環境ツーリズム学部長、また自然環境の専門的な分野から当町出身の信州大学の中村教授などにご参画をいただくことといたしました。

建設委員会では、これまでの建設検討委員会での検討結果を報告し、委員会として、基本的な設計などについて意見をまとめ、新校舎建設を順次進めてまいりたいと考えております。25年度につきましては、まず基本設計を取りまとめ、その後実施設計を行う予定をしております。

さて、地域全体の電力使用や再生可能エネルギーの活用について、情報通信技術を用いて効率化を図るためのスマートタウン坂城の構想事業が、具体化をしてみりました。

今年度の信州大学との連携事業によりテクノさかき工業団地内の2社にご協力いただき、2月からそれぞれ25台のスマートメーターを設置し、電力計測を始めました。

電力需要やスマートメーターの設置に当たっては、2月に、企業、信州大学、試作機のスマートメーターを製造する企業、そして坂城町の4者による秘密保持契約の締結を行い、製造ラインや作業工程など生産性の向上と使用電力の低減に向けたデータ収集、検証を進めております。

また、25年度からはテクノさかき工業団地全体の電力需要を把握するため、全ての立地企業のご協力をお願いし、工業団地全体の電力需給調整の最適化についての調査研究を進めてまいります。

一方、住宅用太陽光発電設置事業補助金は、今年度当初予算計上の2倍強の需要となり、関心の高さがうかがえるところであり、継続して導入実績の周知とあわせながら普及拡大に努めてまいります。

また、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、これはグリーンニューディール基金といたしますが、これによる防災拠点への再生可能エネルギー等導入事業として、坂城庁舎、役場の庁舎へのバイオマスボイラー導入について25年度事業化の見込みとなりました。当初予算において、まず実施設計経費を計上し、事業申請手続とあわせて年内の設置導入を目指しております。

続きまして、福祉・健康づくりの施策について申し上げます。

子育て支援につきましては、平成23年度から各保育園を子育て支援センターの分室と位置づけ、臨床心理士による巡回相談を実施、さらに今年度は、5歳児全員を対象とした健康相談「すくすく相談」を新たに実施し、相談体制の充実を図ってまいりました。

25年度におきましても、引き続き相談体制の充実を図ってまいります。

また、保育園におきまして重要な事業の一つであります「食」の提供について、引き続き、安心・安全で質の高い給食を提供する体制の整備として、調理業務を「坂城町振興公社」に委託してまいります。

続いて、現在、介護用品購入費の支給や、寝具洗濯サービスなどを実施しております在宅高齢者等への福祉サービスにつきまして、寝たきりの高齢者や重度障害者、またその家族への支援としまして、これまでのサービスに加え、25年度から新たに「訪問理美容サービス」事業を開始いたします。

美容院・美容院へ出かけることが困難な方に、自宅までの出張料金相当額を支援することによって、少しでも快適な暮らし、福祉の向上につながればと考えております。

また、町の国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費は、年々増加しております。

医療保険制度の健全な運営、保険税負担の軽減のためには、医療費の増加を抑え、減少させることが一番であり、そのためにはまず健診が必要であるとして、特定健診の受診をさまざまな場面で訴えてまいりました。

現在のところ、24年度の目標としてきました受診率65%の達成はいささか厳しい状況であります。25年度につきましても、引き続き受診率65%を当面の目標とし、さらなる取り組みの強化を図ってまいりますので、ご自身の健康な暮らしのための健診であることをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っております。

また、地域医療の推進につきましては、坂城町は上田地域との結びつきも深いことから「救急医療と周産期医療の再構築」を核とした「上小医療圏地域医療再生計画」に参画をしておりますが、平成25年度はこの再生計画の最終年度になります。

この間、上田市産院の移転新築による「上田市立産婦人科医院」の開院と「信州上田医療センター小児科」との連携や、「上田市内科・小児科初期救急センター」の共同運営の充実など、坂城町民にも直接かかわる事業も進めてまいりましたが、重要課題の一つである、信州大学との連携による「信州上田医療センター」への医師の定着については道半ばであり、平成26年度以降は、坂城町も参画する定住自立圏の事業として実施していくこととなりますので、25年度におきまして十分に検討してまいりたいと考えております。

また、坂城町を含む長野保健医療圏では、圏域南部における基幹病院としてその役割を担っている「JA長野厚生連篠ノ井総合病院」が、再構築計画に基づき新病院の建築に着手いたしました。

この事業も、長野県の地域医療再生計画に位置づけられた事業であり、救急医療及び周産期医療のさらなる充実が図られることが期待されます。

なお、厚生連からは周辺自治体への財政支援要請があり、坂城町におきましても、長野市や

千曲市の対応状況を踏まえ、応分の支援をしてみたいと考えております。

続きまして、教育・文化の向上について申し上げます。

これまで、千曲市と共同で設置をしておりました、障害のある幼児、児童、生徒の就学判断等を行う「就学相談委員会」につきましては、25年度から町単独での運営を行ってまいります。

町といたしましては、新たに「教育コーディネーター」を配置し、相談委員会の運営をスムーズに行うとともに、坂城町の子供をきめ細やかに支援をしてみたいと思っております。

さて、「ウェブサイト作成講座」を小中学生を対象として本年度も開催いたしました。ICTの教育に関する事項ですが、地元坂城を紹介するインターネットのホームページ作成に取り組み、グループでテーマやウェブページでどのように構成をしていくかなどを考えながら学習を進めたところであります。

子供たちは、町の様子を知り、ホームページを通じた情報発信も学ぶことができ、びんぐしの里公園、ねずみ大根、村上義清などを紹介するウェブページは、町のホームページからご覧いただけるようになっております。

この事業につきましては、引き続き取り組みを行ってまいります。

また、町の伝統文化の継承につきましては、上田ケーブルビジョンさんの協力を得る中で、各地域の神楽の映像保存事業に取り組み、後世に伝えてみたいと考えております。各地域の神楽の練習の様子、春祭りや秋祭り、越年祭での奉納の様子を撮影し、映像化を図り、町の伝統文化の保存に努めてまいります。

続きまして、産業施策について申し上げます。

平成25年度の商工関連事業といたしましては、ものづくりから新たなコトづくりへの革新と企業立地の促進に向けて、新たな施策を展開してまいります。

これまでの「ものづくり」から、坂城のニーズに応える「こと」、顧客が共感する「こと」など、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かした新たな「コトづくり」への転換を推進し、町内中小企業の「脱下請け」や「Made in Sakaki」による製品化を促進するため、「坂城町コトづくりイノベーション補助金」を創設し、新たな価値創造や新製品開発等を支援してまいります。

また、町における産業集積の形成を図るため、県の認定を受けた企業立地計画に従って設置された施設に対し、3年度分の固定資産税の課税免除を定める新たな条例を今議会に上程いたしました。

新たな企業立地や既存企業の事業拡大により、地域経済の活性化や雇用機会の創出など、地域の活力が高まることを期待いたします。

ワイナリー形成事業につきましては、24年度、導入品種の選定を行うために必要な試験圃

場地約40aを確保し、担い手2人を認定する中で、苗木の定植、棚の設置など圃場の整備及び管理を行ってまいりました。また、町振興公社による巨峰を使ったヌーボーワイン及びスパークリングワインの委託醸造も行い販売をいたしました。

25年度は、試験圃場のさらなる拡充や巨峰ヌーボー及びスパークリングワインの委託醸造を引き続き行うとともに、ワイン特区申請による醸造許可の量的緩和を進めてまいりたいというふうに思っております。

6次産業化への取り組みといたしまして、町内企業と連携しワインの生産設備の試作等に向けての研究会の立ち上げや、五里ヶ峰横坑作業用トンネル内の環境を活用したワインの保存の将来性について検討してまいります。

また、先月8日の新春経済講演会におきましては、おいしい信州ふード（風土）大使であり、東御市でワイナリーを経営されている、エッセイストの玉村豊男さんをお招きして「千曲川ワイン構想」「坂城町に期待すること」と題して講演会を開催いたしました。

ワインぶどうの産地化を推進、さらに、町民へのワイン文化の浸透を図るために各種団体と連携して講演会、ワイン教室などのイベント等を開催してまいりたいと考えております。

さて、当年は坂城町が生んだ人間国宝故宮入行平刀匠が生誕して100年の節目を迎えます。鉄の展示館では町民の誇りである宮入刀匠の顕彰をすべく、年間の通常展示で宮入刀匠の作品や遺品などを展示し、宮入刀匠の功績を再確認する場にしたいと考えております。

その中で、宮入刀匠の生誕百年を記念した特別展を4月27日から6月16日にかけて開催いたします。特別展の内容は、宮入刀匠が心の師と仰ぎ、生涯を通じ、大変交流が深かった近代日本彫刻界の巨匠で、文化勲章受章者の「平櫛田中」さんの至極の作品を一堂に展示するものであります。

「平櫛田中」さんは、107歳で亡くなられるまで、生涯現役を貫き、仕事に対するその姿勢は、宮入刀匠に多大な影響を与えました。

文化勲章受章者と人間国宝という芸術界の二大巨匠の知られざる関係を紹介するまたとない貴重な展覧会であり、多くの町民の皆さんに来館していただければと考えております。

さて、全国のご当地キャラクターが一堂に会し参加し、インターネット上で人気投票を行います「ゆるキャラグランプリ2012」におきまして、当町の「ねずみ大根」マスコットキャラクターの「ねずこん」が、全国では865キャラ中、264位、長野県内では43キャラクター中10位と、初参加ながら、また大変な出おくれの中、大健闘をいたしまして、10位までのキャラクターにつきましては、県レベルで行うイベントに参加依頼があり、今年1月10日に行われました、長野県警主催の「110番の日啓発活動」などにも参加しております。

なお、多くの皆様から要望がありました「ぬいぐるみ」ですね、小さなぬいぐるみですが、これにつきましては、近く「坂城町振興公社」において販売される運びになっております。今

後も、「ねずこんグッズ」の販売やさまざまな活動を通して、町特産品である「ねずみ大根」の振興と「坂城町」のPRに努めてまいりたいと思っております。

さて、地域農産物の有効利用を図りながら、加工品の開発、製造販売に頑張っておられる「味ロジックわくわくさかき」につきましては、25年度から株式会社への移行を計画しております。町といたしましても、法人として「味ロジックわくわくさかき」が自立した会社経営を行っていただけるよう支援するとともに、地域農業の振興と地産地消、地域食文化の伝承活動の推進等に努めてまいりたいと考えております。

松くい虫被害防止対策につきましては、昨年6月19日に、長野県特別防除実施基準に基づく県の指導もいただきながら4年ぶりに空中散布を実施いたしました。新年度におきましても、地域住民の皆さんへの情報提供を行うとともに、健康被害や防災面での配慮に努め、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入などの防除対策を総合的に講じてまいります。

続いて、環境・防災について申し上げます。

長野広域連合で進めております、ごみ処理広域化につきましては、長野市に予定されているA焼却施設は、今年2月に建設にかかわる地元同意がされたところであります。また、千曲市に予定されているB焼却施設につきましては、環境アセスメントの手続が進められております。関係市の皆様方のご理解とご協力を賜り、一日も早く事業が推進されますことを願うものであります。

新しい焼却施設及び最終処分場の建設にかかわる負担金への対応、そして新ごみ処理施設の操業が、平成30年度まで延伸されたことに伴います、葛尾組合ごみ焼却施設の延命化のための実効性のあるごみ減量化、資源化が大きな課題となりますので、町民の皆さんへのご協力、またご啓発等も努めてまいりたいと思っております。

先月7日開催されました、「千曲坂城消防組合議会」におきまして、消防力の向上のため、消防署職員の定数を現在の92人から10名増加して102人とする条例改正が成立いたしました。これにより、平成31年までに段階的に消防職員の増員を図ってまいります。特に、当町にとりましては、現在1隊のみの出動態勢の坂城署を2隊同時に出動できるように進めていくものであり、火災等緊急時の対応が大きく前進するものと期待いたしております。

続いて、生活基盤の向上のための住宅整備・建設事業について申し上げます。

住宅リフォームに対する補助制度につきましては、経済対策を目的に、修繕・模様替え・設備改修等により既存住宅の住環境の改善として実施される、20万円以上のリフォーム工事について10万円を限度に、20%の補助を行うものであります。

なお、この補助事業の実施により、町内小規模建築事業者の方々の受注機会の拡大も図ってまいりたいと考えております。

また、都市計画街路である産業道路の整備につきましては、今年度末までに、県道坂城イン

ター線から谷川までの間の道路整備が完了いたします。

なお、歩道が未整備となっているため、これまでの間、グリーンベルトや道路反射びょうを設置し、今年度事業化の準備を進めてまいりました谷川・若草橋より上田側の約100mの区間につきましては、25年度において、事業認可を受け次第、事業着手をしてまいります。

なお、現在、事業実施中の南条小学校東側の区間につきましても、地権者の皆様に用地のご協力をお願いする中で、整備を進めてまいります。

次に、普及率が約70%となっております公共下水道の整備につきましては、現在、上平地区及び入横尾地区周辺地域において、国の大型補正予算に伴う前倒し事業も組み入れ、整備事業を実施しております。

また、金井、新地、鼠の南条地区につきましては、事業区域の拡大の進捗を進めており、25年度において事業認可を受ける予定であります。

一方、橋梁、橋ですね、橋梁の修繕事業につきましては、中央道笹子トンネルの天井板落下事故に見られるような、社会インフラの老朽化が注目される中、平成23年度に実施いたしました町内159の橋の簡易診断に基づき、今年度、老朽化の総合評価や補修にかかわる概算費用の算定など、長寿命化のための修繕計画の策定を進めております。25年度におきましては、この計画に基づき、老朽化による早期修繕が必要とされる橋梁について、詳細な調査設計及び一部の工事を実施いたします。

また、町営横尾団地の水洗化改修工事につきましては、公共下水道が泉区地域において整備されたことを受けまして、25年度から3カ年の計画で水洗化工事を実施したいと考えております。初年度となる25年度は、K棟4戸、D棟6戸、C棟6戸の計16棟を予定し、入居者の皆さんへの事業説明会等を実施しながら順次整備を進めてまいります。

新年を迎え、1月14日には、10年に一度と言われるほどの、約25cmの大雪に見舞われました。町の除雪対応につきましては、建設業者の皆さんとの「坂城町除雪作業実施要領」に基づき、深夜から主要道路等の除雪を実施するとともに、融雪剤の散布も実施し、交通の確保を図ってまいりました。町民の皆さんにおかれましても、地区内の除雪にご協力をいただきまことにありがとうございました。

以上、新年度の主な事業展開等を申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、長野広域連合規約の変更が1件、条例の制定8件、条例の一部改正が7件、25年度の一般会計、特別会計予算の7件の計24件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（宮島君） 監査委員から例月現金出納検査の報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、株式会社まちづくり坂城から第11期経営状況報告書が提出されております。

また、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査の付託をいたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（宮島君） 職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、昨年11月20日に消防団第4分団員が消防車両で巡回中、中之条の個人住宅の敷地内の花壇ブロックに接触し、花壇ブロックを損傷した事故につきまして、相手側へ賠償を行うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決をいたしたものでございます。

以上、専決処分事項につきまして、ご報告いたします。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

専決第13号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（宮島君） 日程第6「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」から日程第28「議案第23号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの23件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時13分）

議長（宮島君） 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第1号から第23号まで、続けてご説明申し上げます。

議案第1号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が一部改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、平成25年4月1日から施行されることに伴い、長野広域連合規約を

変更する必要が生じたため、地方自治法 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 2 号「坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険制度により地域密着型サービス、認知症対応型通所介護を初めとする 8 種類のサービスを提供する事業所の従業員数、設備等の基準などを町の条例で制定するものでございます。

議案第 3 号「坂城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」でございます。ご説明申し上げます。

本案は、地域密着型介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護を初めとする 3 種類のサービスを提供する事業所の従業者数、設備等の基準など、町の条例で制定するものでございます。

続きまして、議案第 4 号「坂城町指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

本案は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の基準を法人格を有することと定め、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を 29 人以下とするものでございます。

続きまして、議案第 5 号「町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について」でございます。

本案につきましては、町道の幅員、線形、勾配、路面などの基本的なものの構造の技術的な基準と町道に設ける道路標識の寸法について必要な事項を規則で定めることとする条例を制定するものでございます。

次に、議案第 6 号「準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、町が管理する準用河川の堤防、床どめなどの河川管理施設及び橋など、河川占用許可を受けて設置される工作物の技術的な基準について規則で定めることとする条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 7 号「坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地の特別公共賃貸住宅等を除く町営住宅の整備基準について、敷地、建物構造、共同施設の配置など、各施設の具体的な整備基準について規則で定めることとする条例の一部改正を行うものでございます。

なお、この町営住宅の入居収入基準額については、本来、階層及び裁量階層、それぞれの対象世帯について現行どおりとし、あわせて裁量階層の対象世帯の入居基準について同居者に小学校未就学児がいる世帯から同居者に中学校卒業前の者がいる世帯に拡充するものでございます。

続いて、議案第8号「坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、都市公園を設置する際の敷地面積や規模の基準及び公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合の基準について条例で定めるものでございます。また、公園内の通路、駐車場、トイレ等を新築、増築、改築する際、各施設をバリアフリー化するため、構造の基準等を規則で定めることとする条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第9号「坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、坂城町の公共下水道の排水管やマンホールなどの構造基準について必要な事項を条例で定めるものでございます。

以上、議案第2号から第9号につきましては、いわゆる一括法により国が定めていたそれぞれの基準について市町村の条例で定めるための改正などがございます。

続きまして、議案第10号「坂城町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定に基づき、産業集積の形成、活性化を図るために、地方税法の規定による固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものであります。

内容は、国の同意を得た上田広域産業活性化基本計画で規定する産業集積区域及び指定業種で、基本計画の同意日から起算して5年以内に、事業者が認定を受けた企業立地計画に従って総務省令で定める家屋、構築物、土地など、対象施設に課する固定資産税の課税を免除するものでございます。

次に、議案第11号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が一部改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、平成25年4月1日から施行されることに伴い、同法律を引用している、坂城町福祉医療費給付金条例及び坂城町消防団員等公務災害補償条例について関連箇所の整理を行う条例であります。

次に、議案第12号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

昨年9月の地方自治法の改正により議会本会議における公聴会の開催及び参考人の招致制度が新設されたことに伴い、公聴会の参加者及び参考人に対して支給する旅費等実費弁償について条例で定める必要があるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号「坂城町町税外の諸収入金督促手数料並びに延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

町税以外の歳入にかかわる延滞金の割合につきまして、昭和35年の条例制定以来、日歩100円当たり3銭（年率10.95%）としてきましたが、近隣の自治体、県の状況も勘案する中で、町税の延滞金の制度に準じ年率14.6%に改正するものです。また、納期限から1カ月間の延滞金の割合の特例期間にかかわる規定、端数処理にかかわる規定をそれぞれ町税の規定に準じ、整備するものであります。

次に、議案第14号「坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、文化センターの会議室などの貸出施設等につきまして、条例で定めております施設内容と差異が生じておりますので、現状の状況に合わせる改正を行うものであります。

続きまして、議案第15号「坂城町運動場条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会で管理している運動場の一部について廃止や名称変更の必要が生じているため、条例の一部改正を行うものです。内容につきましては、中之条の町民ゲートボールコートと金井の南条運動場を廃止し、上五明の坂城町運動公園サッカー場、鼠橋運動公園多目的グラウンド等の名称の変更を行うものでございます。

次に、議案第16号「条例の用語等の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、例規集のデータベース化をし、今後町のホームページを通じて公開していくことを踏まえ、より読みやすい例規集とするため、全ての条例中の用語、漢字・仮名表記、送り仮名、句読点等を、現行の条例の規定の趣旨を損なわない範囲において、一括して整理し、条例における表現の統一を図るものであります。

さて、続きまして、議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、不安定な社会情勢や厳しい財政状況を踏まえながらも、「高齢者や障がい者にやさしいまちづくり」、「人創りによるまちづくり」を念頭に、限られた財源の中で経済効果や活性化につながる予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は5億5,600万円、町のバリアフリー化の象徴となる坂城駅エレベーター設置工事を初めとした駅周辺整備や南条小学校改築に向けた実施設計などの事業費を

盛り込む中で、びんぐし湯さん館や村上小学校耐震改修といった大型事業が完了したことから、前年度当初予算と比較しまして、マイナス4.2%、2億4,900万円の減額といたしたところでございます。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入について、県内の経済動向は弱めの動きで推移しているところですが、最近の株価の上昇や円安傾向等も勘案する中で、24年度当初予算並みの税収は確保できるものと見込み、個人町民税については前年同額を、法人町民税については税率改定の影響により5%の減、固定資産税については下落傾向の続く土地等の影響により2.2%の減を見込んだところでございます。

一方、たばこ税については、税率改定により34.1%の増加が見込まれ、町税全体では前年度当初予算と比較してマイナス0.5%、1,133万2千円減の22億2,092万3千円を見込んだところでございます。

地方交付税につきましては、国の総額では前年度対比2.2%減の1兆1,000億円程度が確保され、職員給与の削減に伴う減額の方が示されているところですが、現段階で不確定な要素が多く、動向の推測も困難であるところから、前年同額の8億5千万円を計上しております。

なお、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債を合わせますと、実質では11億5千万円を見込むところでございます。

繰入金につきましては、坂城駅エレベーター設置を中心とした周辺整備や南条小学校改築にかかわる設計費用等の財源として財政調整基金や、文教施設整備基金からの繰り入れを予定しておりますが、繰入金全体では、前年度比5.3%の減という状況でございます。

次に、歳出の主なものでございますが、先ほど来申し上げております、坂城駅のエレベーター設置や南条小学校改築に向けた設計業務といった大きな建設事業の実施を計画しておりますが、投資的経費の総額といたしますと、前年度対比31.7%の減となる4億6,578万5千円を計上しております。

また、生活基盤の整備につきまして、若草橋工区が事業化となる町道A01号線を初めとする道路改良や公共下水道の整備等に加え、新たに24年度策定の橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕事業に着手するとともに、町営横尾団地への下水道接続工事についても3年間の計画で工事を進めてまいります。

義務的経費のうち、人件費につきましては、国から職員の給与削減の方向が打ち出されておりますが、現段階では詳細が定まっていないことから、通常ベースの予算として前年度対比0.7%の増、扶助費については、子ども手当から児童手当への制度改正等により1.8%の減、公債費については3.2%の減となっております。

ソフト事業につきましては、まず福祉・健康づくり施策では、寝たきりの高齢者、障害者の

方が、ご自宅で理容や美容を受けられる際に、その訪問費用相当を助成する訪問理美容サービスを実施いたします。24年度から通院に対する給付対象を小学生全体まで拡充いたしました乳幼児医療給付につきましては、子ども医療給付事業と名称を改め継続して実施してまいりますほか、各種検診や予防接種にかかわる費用、児童手当等についても計上いたしております。

また、環境対策では、スマートタウン坂城を目指して新エネルギーのあり方等について、企業の協力も得る中でさらに研究を進めるとともに、役場庁舎へのバイオマスボイラー設置に向けた設計業務にも着手してまいります。

また、太陽光発電システム設置にかかわる補助制度につきましても、引き続き実施してまいります。

産業面では、地域課題解決に向け、町内事業者が行う新製品開発等に助成を行う、コトづくりイノベーション補助金を創設するほか、町商工会、テクノセンターなどと連携する中で、ものづくり技術の向上や販路拡大等を支援する事業を展開してまいります。

また、例年、多くの方々が訪れるばら祭りやねずみ大根まつりについても、より魅力ある形で開催し特産品の振興を進めてまいります。あわせて、町内の圃場において担い手による試験栽培をスタートし、巨峰を使ったワインも好評を博している、坂城ワイナリー形成事業について25年度は、特区申請や試験圃場の拡充等、第6次産業化への展開を目指し、さらなる条件整備を進めてまいります。

経済対策といった観点では、個人が町内事業者を活用して行うリフォーム工事に対して助成を行う、住宅リフォーム補助金を新設し、広く町内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

文化面では、鉄の展示館において、故宮入行平刀匠の生誕100年を記念した特別企画として刀匠が人生の師と仰ぐ平櫛田中展の開催を計画しているほか、教育面では、来年度から新たに教育コーディネーターを配置し、就学相談を町独自で行うなど学校教育活動の充実を図ってまいります。

そして、地域コミュニティの醸成を図る地域づくり活動支援事業、小中学校への支援の配置や英語教育コーディネーターによる英語教育の充実、産学官の連携による産業振興など継続的な取り組みを進めてまいります。

また、防災面では、配備から20年以上経過した町消防団第4分団のポンプ車を更新し、安心・安全なまちづくりに配慮するとともに、障害者の総合支援サービスの拡充、介護保険制度、後期高齢者医療制度への対応など、福祉を取り巻く諸施策についても的確な対応を進めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させます。

さて、続きまして、議案第18号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

有線放送電話事業の円滑な運営を図るとともに、施設の維持管理を行い、電話機能、放送機能を利用した情報提供や各種サービスを実施するため、計上するものでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,862万9千円とするもので、前年比2.3%の減でございます。

歳入の主なものは、有線放送電話使用料3,421万8千円、加入工事費等の負担金70万2千円。歳出の主な内容といたしましては、電柱共架料及び電柱敷地等借上料284万6千円、有線施設設置移転等工事855万円、基金積立金181万4千円でございます。

続きまして、議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険は、65歳以上の加入者が1月末現在で1,736名と、全体の42.3%を占め、前年同期と比較して3.3%増加しております。国保を運営いたします保険者といたしましては、保健事業を通じた健康づくりと疾病の重度化予防により、医療費の抑制を図るとともに、保険税の適正な賦課、計画的な徴収を推進する中で、安定した制度運営に取り組んでまいります。

さて、本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,713万4千円とするもので、前年対比2.5%の増でございます。歳入の主なものは、国民健康保険税3億3,991万円、国庫支出金3億1,520万5千円、前期高齢者交付金5億3,304万9千円。

歳出の主なものは、保険給付費12億1,176万3千円、後期高齢者支援金等2億1,330万5千円でございます。

続きまして、議案第20号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

同和地区の環境整備の一環として行った住宅新築資金等の貸付事業を管理する特別会計でございます。本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332万4千円とするもので、前年対比37.8%の減でございます。

歳入の主なものは、貸付金元利収入332万3千円。歳出の主なものは、公債費140万8千円、一般会計繰出金189万1千円でございます。

続きまして、議案第21号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

坂城町の公共下水道は、全体計画612haに対し、410haの整備が整い、下水道をご利用いただける状況を示す普及率は約70%となっております。平成25年度におきましては、引き続き、南条の入横尾地区、上平地区、網掛地区の面的な整備を行うとともに、谷川以南の地域の事業化に向けて事業認可区域の追加の申請作業を進めております。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ6億7,630万8千円とするも

ので、前年対比16.3%の減でございます。

なお、この当初予算の減少につきましては、今回の国の大型補正を活用し、平成25年度で実施する予定の2分の1、事業費ベースで1.5億円分の事業について、平成24年度事業として、事業の前倒しをすることが、事業の平準化が図られ、加えて町財政にとっても有利となると判断し、本議会に補正予算を上程する予定であります。

さて、本予算案の歳入の主なものは、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金1億1,100万円、施設の利用にかかわる使用料1億520万1千円、公共下水道事業にかかわる国庫補助金5千万円、一般会計からの繰入金3億円、公共下水道及び千曲川流域下水道事業にかかわる下水道事業債1億1,010万円であります。

次に、歳出の主なものは、下水道特別会計全般にかかわる一般管理費2,092万5千円、下水道使用料の賦課徴収や施設の維持管理にかかわる施設管理費7,236万6千円、公共下水道の整備事業費2億3,017万2千円、流域下水道の整備事業費2,024万4千円、事業の元利償還にかかわる公債費3億3,160万円あります。

次に、議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加に伴い、要介護、要支援認定者が増え、介護給付費等の増加が見込まれる中、平成25年度の予算を計上するものでございます。本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出12億6,215万1千円とするもので、前年比2.8%の増でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億4,952万9千円、国庫支出金2億8,981万円、支払基金交付金3億5,844万7千円、県支出金1億7,979万9千円、繰入金1億7,200万円。歳出の主なものは、保険給付費で12億2,860万円、地域支援事業で1,772万3千円でございます。

では、最後に議案第23号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、制度の運営を長野県後期高齢者医療広域連合が行っているところでございます。また、保険料の徴収につきましては、特別会計において収納業務を行い、広域連合に納付することとされているため、平成25年度の予算を計上するものでございます。本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,484万5千円とするもので、前年比0.2%の増でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億1,857万8千円、繰入金3,620万円。また歳出の主なものは、総務費122万4千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,355万9千円でございます。

以上、よろしくご審議の上適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがと

うございました。

議長（宮島君） 続いて、議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず初めに、歳入について。

財政係長（臼井君） 平成25年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち、2ページから4ページ、また飛びまして、8ページの第2表、第3表並びに予算書と一緒にお配りをしてございます当初予算資料1ページから2ページの内訳表により、款別にてご説明を申し上げます。

最初に款1の町税についてでございます。依然厳しい経済状況の中ではございますが、昨今の株価の上昇や円高傾向等も勘案する中で、おおむね24年度並みの税収は確保できるものと見込み、まず個人町民税につきましては前年と同額を、法人町民税につきましては税率改定の影響を考慮し、前年度対比マイナス5%、1千万円の減額、町民税全体ではマイナス1.2%、1千万円の減額を見込んだところであります。

固定資産税につきましては、下落傾向の続く土地価格などの影響により前年度対比マイナス2.2%、町たばこ税については税制改正の影響によりプラス34.1%、また軽自動車税、入湯税についてはそれぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。

町税全体では、22億2,092万3千円で前年度と比較しましてマイナス0.5%、1,133万2千円の減額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体で、前年度対比3.1%の減の6,300万円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比30.2%の減、款4の配当割交付金は同じく7.1%の減、款5株式等譲渡所得割交付金は、同じく14.5%の減、款6の地方消費税交付金につきましては、前年同額を見込んでおりまして、それぞれ昨今の金融・経済情勢、交付実績等を踏まえての予算計上といたしました。

続いて、款7の自動車取得税交付金でございます。自動車取得税についても、24年度の交付実績を踏まえる中で1,100万円を計上いたしております。

次に、款8の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除の減収補填交付金についての予算計上でございます。前年度と同額の500万円を見込んでおります。

続いて、3ページに進みまして、款9の地方交付税でございます。国の総額では17兆1,000億円程度が確保される見込みとなっており、自治体職員の給与削減に伴う減額の方角も示されておるところでございますが、現段階で詳細が未確定な部分も多いということから、普通交付税につきましては、前年度と同額を見込み特別交付税を含めて8億5千万円を計上い

たしております。これに普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債が3億円を合わせますと、11億5千万円の予算計上といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ180万円を計上いたしました。

款11の分担金及び負担金につきましては、主に保険料等にかかわる児童福祉費負担金であります。保育負担金や長時間保育負担金等について若干の減少を見込む中で、前年度対比マイナス4.6%といたしております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物の処理手数料、処理の手数料であります。町営住宅の使用料について、入居者の状況等から若干の増加が見込まれ、全体では1%の増といたしております。

続きまして、款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付や児童手当等にかかわる民生費負担金などがございます。前年度との比較では、子ども手当から児童手当への制度改正に伴う負担金の減額や村上小学校耐震化工事が完了したことによる補助金の減少などにより国庫支出金全体ではマイナス20.7%、9,505万6千円減の3億6,447万円の計上となっております。

続きまして、款14の県支出金につきましては、民生費にかかわる負担金及び補助金、農林水産業費にかかわる補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では、参議院議員選挙に伴う委託金の交付が見込まれる一方で、緊急雇用創出事業の規模縮小により補助金の減額などもあり、全体では前年度対比マイナス1.6%、440万6千円の減となる2億6,579万7千円を見込んだところでございます。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と基金積立金利子でございますが、前年度対比では基金積立金の運用実績等を勘案し、162万2千円の増、1,089万9千円を計上いたしております。

続いて、4ページの款16寄附金でございますが、社会福祉関係並びにふるさと寄附金につきまして、それぞれ最少額の計上により科目出しをいたしてございます。

次に、款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金と減債基金並びにその他特定目的基金からの繰り入れであります。前年度との対比では、坂城駅エレベーター設置工事などの単独事業の実施に伴い、財政調整基金からの繰り入れが増加する一方で、リニューアル工事を実施いたしましたびんぐし湯さん館の施設整備基金等の基金からの繰り入れが減額となりまして、繰入金全体では前年度対比マイナス5.3%、3,631万7千円の減となる6億4,520万8千円を計上いたしております。

なお、財政調整基金につきましては、予算計上いたしました5億1,383万円を繰り入れた後の残高につきましては、約14億9千万円となる見込みでございます。

一つ飛びまして、款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものでございます。前年度対比マイナス0.3%となる4億8,552万6千円の計上となっております。

最後に、款20の町債につきましては、第4分団の消防ポンプ車更新にかかわる防災対策事業債のほか、町道A01号線整備ですとか、橋梁修繕事業にかかわる起債、合わせて6,460万円と臨時財政対策債について3億円を見込んでおりまして、町債全体では前年度対比でマイナス20.3%、9,310万円の減となる3億6,460万円を計上いたしております。

なお、25年度末の町債残高につきましては、67億4,800万円ほどになる見込みでございます。

以上、歳入総額は、56億5,600万円、で、前年度と比較いたしましてマイナス4.2%、金額で2億4,900万円の減額予算といたしております。

飛びまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、県営かんがい排水事業にかかわる農林漁業資金借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

続いて、第3表地方債につきましては、款20の町債の内容に関するものでありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（田中君） それでは、歳出について順次ご説明を申し上げます。

25ページをご覧ください。説明書25ページから28ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金及び町で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。

職員研修事業では、昨年に引き続き、接遇研修を実施いたします。また、職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

28、29ページ、目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、文書配達委託料、コピー7台分の賃借料等でございます。

29ページ、目3財政管理費、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（春日君） 続きまして、目4会計管理費の主なものを申し上げます。

節11需用費の消耗品につきましては、役場全体で使用いたします事務用品の購入費用、ま

た印刷製本費につきましては、封筒、決算書等の印刷費でございます。節12 役務費につきましては、口座振替、コンビニ収納、公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料でございます。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、目5 財産管理費でございますが、財産管理一般経費といたしまして、町の普通財産の管理に係る経費の計上となっております。

続きまして30ページをお願いをいたします。まず、目6 企画費、企画政策推進費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理費に係る負担金、また太陽光発電システムの設置補助金が主なものとなっております。

温泉管理事業につきましては、温泉施設の維持補修工事経費、びんぐし湯さん館施設等基金積立金が主なものでございます。

31ページにかけてのまちづくり推進事業につきましては、行政協力員の報酬と広報等の配布などに係る行政事務委託の経費、また各区や地域づくり団体への交付をする地域づくり活動支援事業補助金を計上いたしてございます。

次の、国際交流事業につきましては、海外との交流を進めている、町国際交流協会への補助となっております。

そして、31ページから32ページにかけてのスマートコミュニティ構想事業であります。25年度は、テクノさかき工業団地全体の電力需要調査を初め、再生可能エネルギーに関する調査研究経費のほか、再生可能エネルギー等導入推進基金事業により、役場庁舎へバイオマスボイラーの設置が事業採択となり、実施設計経費を計上いたしてあります。

続きまして、緊急雇用・坂城町魅力発信プロジェクト事業は、町の特産品を初め、坂城町の魅力を内外に発信するための経費として、事業実施は委託により行うこととなっておりますことから、坂城町振興公社へ委託し、委託先での雇用を計画しております。

目7 広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政情報システムの運用、管理に係る経費で、主なものはサーバー等、インターネット系機器の保守料とハードウェアリース料となっております。

33ページ、広報発行事業につきましては、「広報さかき」発行の経費で、印刷製本費が主なものとなっております。続く有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては、特別会計への繰出金、電子自治体事業では、セキュリティが高い市町村行政ネットワークLGWANに接続し、国、地方公共団体間で電子文書の交換、電子メール等のための経費を計上しております。主なものとしたしましては、このLGWAN端末等の保守料、県への負担金となっております。

次に、目8 電算費、電算一般経費であります。住民基本台帳システム、税業務などの基幹業務にかかる経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料が主なものであります。

総務課長（田中君） 続きまして、34ページになります。

目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金、エレベーター等の設備の点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（小奈君） 同じく34ページから35ページにかけて、目11防犯対策費です。

節11需用費の主なものは、防犯灯に係る蛍光管等の消耗品、電気料、修繕料でございます。

節19負担金補助及び交付金は、更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会及び町防犯指導員会等への補助金でございます。

続いて、36ページにかけて、目12交通安全対策費は、交通指導員9名分の報酬、交通安全町民大会の記念品、節11では新入学児童用ヘルメット等の消耗品、節13では交通安全施設の清掃委託、節19では千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

36ページの目13消費生活費では、消費者の会と協力し、廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等により、安心・安全な消費生活推進活動並びに悪徳商法対策等に努めております。

企画政策課長（荒川君） 目14男女共同参画推進費につきましては、「女と男ふれあいさかき」の講師謝金と関係団体への補助が主なものであります。

総務課長（田中君） 続きまして、37ページから38ページになります。

項2町税費、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく38ページ、目2賦課徴収費は、固定資産税の各申告書及びコンビニ収納、各納税通知書等の印刷製本費、督促や住民税の申告に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費、固定資産税の評価がえに向けての基礎資料整備の委託料等でございます。

住民環境課長（小奈君） 同じく38ページから39ページにかけて、項3戸籍住民基本台帳費、

目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費が主なものです。節11需用費は、各種届け出に係る用紙等の消耗品費、印刷費です。節13は、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託で、節14はそれぞれのシステムの使用料でございます。住基カードの発行状況は、平成25年1月末現在で、356枚でございます。

議長（宮島君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開いたします。

午前に引き続き詳細説明を求めます。

総務課長（田中君） 39ページをご覧ください。39、40ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理員4名の報酬等でございます。同じく40ページ、目3参議院議員選

挙費につきましては、7月28日に任期満了となります参議院議員選挙に係る経費でございます。

企画政策課長（荒川君） 続きまして41ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費、統計一般経費につきましては、全般に係る経費でございます。次の目2委託統計調査費につきましては、指定統計となります工業統計調査を初めとする七つの調査に係る経費となっております。

総務課長（田中君） 43ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、44ページにかけての社会福祉一般経費でございますが、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、民生委員活動費交付金などがございます。

なお、平成25年度においては、民生委員さんの改選が予定されております。

45ページ、社会福祉協議会補助事業につきましては、ヤングヒューマンネットワーク事業などのほか、社会福祉協議会の地域福祉推進事業への補助金が主なものでございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、保険基盤安定繰出金など、特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（小奈君） 45ページ、目2国民年金事務費は、国民年金の新規加入や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、目3老人福祉費のうち、老人福祉一般経費につきましては、更埴地域シルバー人材センターの負担金、老人クラブへの補助金などがございます。

46ページ、老人福祉町単事業は、老人福祉の増進のため、高齢祝賀行事への補助、敬老祝金の支給等、町が単独で実施する事業でございます。

高齢者生活支援事業は、公共交通機関を利用することが困難な方の医療機関等への移動を支援する外出支援サービスに係る経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付費に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

47ページ、後期高齢者医療保険事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合への給付費等の負担金、特別会計への繰出金でございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営費でございます。

続きまして48ページ、目4心身障害者福祉費につきましては、この4月より施行される障害者総合支援法に基づく法定のサービス給付のほか、町単独での事業費、障害者福祉の向上を図るための経費で、心身障害者福祉一般経費は、長野広域連合への障害程度区分認定審査会負担金、障害者の方が働く福祉施設の自主製品販路拡大事業に係る補助金が主なものでございます。

重度障害者介護慰労金支給事業では、在宅介護者への介護慰労金14人分を計上してござい

ます。福祉タクシー委託事業は、重度心身障害者の外出費用の支援として、タクシー利用券を交付するものでございます。

49ページにかけての心身障害者町単事業につきましては、腎機能障害者の通院費補助や知的障害者施設等への通園・通学費補助のほか、扶助費として重度心身障害者への福祉年金、難病により特定疾患となっている方への見舞金等が主なものでございます。

福祉医療費給付事業でございますが、委託料として給付に係る国保連等への審査委託、電算委託、扶助費として重度障害者への福祉医療費を計上しております。自立支援給付一般事業は、障害者の自立支援給付に係る事務的経費でございます。

50ページ、介護訓練等給付事業費は、障害者総合支援法に基づく生活介護や施設入所支援など、法定の障害福祉サービスを提供するための経費でございます。そのほか、心身の障害の除去、軽減のための公費負担医療であります自立支援医療事業費、身体機能の補完、代替に必要な義肢、車椅子等の補装具の支給、修理に係る補装具支給等支援事業費、51ページにかけるまして、地域活動支援センター委託や日常生活用具の支給支援など、地域において障害者をサポートしていく地域生活支援事業費、障害者自立支援法に対応した事業所等への激変緩和を図る自立支援対策特別対策事業に係る経費を計上してございます。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、目5人権同和推進費、人権同和推進一般経費であります。52ページにかけてでありますけれども、主なものといたしますと、集会所4館の管理委託と19節におきまして協議会への補助金が主な内容となっております。

続きまして52ページから53ページにかけての目6隣保館運営費につきましては、人件費を含む同館の管理及び人権啓発活動の推進、ふれあい講座などの地域交流事業や文化教育活動事業に要する経費であります。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、目7高齢者対策費につきましては、扶助費を主な経費とする養護老人ホームへの措置入所に伴う経費でございます。

目8地域包括支援センター費のうち、54ページにかけるましての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システム保守に係る委託料を主なものとするセンターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業につきましては、高齢者の健康増進などを目的とした老人福祉センター夢の湯の管理運営に係る町社会福祉協議会への委託料でございます。

住宅整備事業は、要介護3・4・5の方と重度障害者を対象とした住宅整備に係る補助でございます。

生きがい活動支援事業は、高齢者の寝たきり予防として夢の湯、ふれあいセンターで開催する機能回復事業の委託。55ページにかけての、家族介護支援事業では、在宅の要介護3・4・5の方の介護者に対する慰労金の支給やおむつなどの介護用品購入費の補助などにより、

在宅による介護を支援してまいります。

なお、平成25年度から訪問理美容サービスを新設し、在宅福祉の充実を図ってまいります。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし老人訪問員の報酬や安心電話の保守に係る委託料が主なものであります。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童福祉一般経費につきましては、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。

56ページにかけての児童手当につきましては、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成や、資質向上を目的として中学生以下の子供を養育する方に支給されるものでございます。平成24年度より外来の支給範囲を小学校卒業まで拡大した子供の医療費助成を行う福祉医療事業につきましては、乳幼児等医療給付事業を改め、子ども医療給付事業として実施してまいります。

そのほか、少子化対策として出産祝金の支給経費、ながの子育て家庭優待パスポート事業につきましては、現行のカードの有効期限が平成25年度末で満了になることに伴う新カードの作成及び送付等の経費を計上してございます。

平成24年度より県から事務移管された障害児通所等支援事業につきましては、引き続き障害児の施設通所等に係るサービス給付費等の経費を計上してございます。

目2母子父子等福祉費につきましては、母子家庭、父子家庭等の自立と生活支援として、小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金等を計上しました母子等福祉事業費。57ページになりますが、母子家庭、父子家庭への福祉医療費の支給を行う、母子父子医療給付事業でございます。

目3保育園総務費、58ページにかけての保育園一般経費は、主なものは人件費を初め、臨時保育士の賃金等の義務的経費でございます。

なお、安全・安心な保育園給食を今後も安定的かつ継続的に提供していく体制を整えるため、平成25年度から給食調理業務を株式会社坂城町振興公社に委託してまいります。この委託料とあわせて、食材について3園分を一括購入することとし、これまでは各保育園の経費に係る目に計上しておりました賄い材料費を、保育園一般経費に一括計上いたしました。

負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

子育て推進室長（天田君） 続きまして、58ページから62ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費では、それぞれ保育園の運営に係る経費でございます。主なものは需用費では、燃料費、光熱水費、また委託料では施設、機械類の保守点検料、管理料、また使用料並びに賃借料では、厨房機器のリース料等でございます。

25年度予定しておりますクラス数並びに入所児童数は、南条保育園では15クラス

157名、坂城保育園では8クラス89名、村上保育園では8クラス98名でございます。特別保育事業といたしましては、朝夕の時間外保育、障害児保育、一時預かり保育を各保育園で実施してまいります。

教育文化課長（柳澤君） 62ページからの目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費については、町内3児童館の運営に係る経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金、その他経常的な経費が主なものでございます。児童館につきましては、児童が放課後健全に過ごせる場として、3児童館とも年間250日の開館を予定しています。

子育て推進室長（天田君） 続きまして、63ページから64ページの子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営に係る経常的な経費でございます。子育てに関する悩み等に幅広く対応できるよう、専門の家庭児童相談員、臨床心理士を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、64ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び食糧費を計上してございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、65ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。また、負担金補助及び交付金では、厚生連が進めている篠ノ井総合病院の施設整備事業は、県の地域医療再生計画にも位置づけられており、長野地域医療圏の、特に南部における救急医療、周産期医療のさらなる充実が図られることが期待されるため、当町としても支援をしていくこととして補助金を計上いたしました。

66ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障害者を支援するための心のリハビリ教室の開催に伴う経費が主なものでございます。

目2予防費の予防一般経費につきましては、65ページになりますが、委託料は休日等の緊急医療に対応するため、医師、歯科医師の当番による医療体制をお願いしているものでございます。

また、負担金補助及び交付金では、休日・夜間の2次救急医療体制として、長野地域医療圏内の7病院による輪番制病院運営事業の負担金、上田地域定住自立圏の共生ビジョンに位置づけられている事業の一つであります、上田市内科・小児科初期救急センターの共同運営に係る負担金を計上してございます。結核関係一般経費は感染症法に基づき、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するものでございます。

67ページ、乳幼児検診事業でございますが、乳幼児の身体・精神の発達及び歯科健診における医師への健診手数料、妊婦一般健診委託料が主なものでございます。5歳児を対象とした健康相談、すくすく相談は、保護者の皆様のご理解をいただく中で、平成24年度順調にスタートいたしました。平成25年度においても引き続き実施してまいります。支援が必要な

子に対する継続支援についても、関係者、関係機関と連携しながら充実を図ってまいります。

予防接種事業でございますが、予防接種法に基づくもので、伝染病の発生及び蔓延防止のための乳幼児、小中学生、一般を対象とした各種予防接種に係る費用として、ワクチン等の購入費用である需用費の医薬材料費や、各種予防接種の医療機関への委託料が主なものであります。

なお、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの接種が定期接種となる見込みであり、国の補助がなくなるため一般財源の対応となりますが、引き続き全額公費で実施してまいります。

68ページ、目4健康増進事業費、健康増進事業は健康増進法に基づいて一般健康診査、年齢により胃検診、大腸検診、乳房、肺がん、子宮がん、前立腺がんなどの検診、検査を行い、町民の健康増進を図ってまいります。

69ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者に対しまして健康診査や人間ドック、肺炎球菌予防接種に係る助成を行うものであります。

食育健康づくり推進事業は、食育推進事業にかかわる各部署との連携により、料理教室や講演会を開催するための経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費は、保健センター管理に要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（小奈君） 69ページから70ページにかけて、目6環境衛生費では、環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽の汚泥処理に係る収集運搬処理委託料、各自治区において毎年6月の環境保護月間にあわせて実施していただいている、環境浄化事業に対する補助金、シルバー人材センターへの委託による不法投棄ごみの撤去、狂犬病予防注射に係る消耗品やマナー啓発、獣医師会への委託料が主なものでございます。

続いて、70ページ、目8環境保全対策費につきましては、生活環境保全審議会の委員報酬と不法投棄防止を呼びかける看板作成の委託料でございます。また、委託料で河川の定点水質調査及び地下水調査を実施し、調査結果につきましては、引き続き広報でお知らせし、環境保全の啓発に努めてまいります。

建設課長（青木君） 70ページ後段から71ページにかけて、目9上水道費は県営水道が未普及となっている小網地区の上水道の布設整備に係る事業負担金であります。

続きまして、目10の合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、小網地区を含む公共下水道の整備区域外の合併処理浄化槽の設置に係る事業補助金であります。

住民環境課長（小奈君） 71ページから72ページにかけて、項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ分別収集計画表の印刷や資源物収集庫の修繕料、生ごみの堆肥化と推進団体の育成を図るためのごみ減量化推進事業補助金、各区を対象とするごみ収集所整備補助金が主なものです。なお、分別収集計画表はポルトガル語、中国語、英語版も作成いたします。

続きまして、72ページ、目2塵芥処理費は可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋等の消耗品費、

一般廃棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合負担金、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金、ごみの減量化・堆肥化を推進するためのごみ減量化容器等設置補助金などが主なものでございます。

なお、葛尾組合の負担金は公債費の減少に伴い、前年度対比2.3%の減額でございます。

同じく目3し尿処理費は、千曲衛生施設組合等の負担金でございます。近年のし尿投入量の減少により、目として前年度対比1.4%の減額となっております。

産業振興課長（塚田君） 73ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

まず、労政一般経費として職員の人件費と、更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合等関係団体への負担金等の予算を計上しております。中小企業人材確保推進事業補助金については、テクノハート坂城協同組合が行う企業の人材確保や職場定着を推進する事業に対し補助を行うものであります。

勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助金、財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。

74ページ、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、財団法人更埴地域勤労者共済会への建物等施設管理委託にかかわるものであります。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費として、農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費。

75ページの農業者年金業務では、加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

76ページのみ2農業総務費については、職員の人件費、農業用廃プラスチック処理にかかわる補助金を計上しています。

77ページにかけて、目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは、農業を営むのに厳しいと認められた地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金など、農業振興に係る各種補助金や新たに就農した若手農業者3名に対しての青年就農給付金等を計上しています。

続いて、需給調整推進対策事業につきましては、新年度からは経営所得安定対策に名称変更となります。農業者戸別所得補償制度を推進するため、坂城町農業再生協議会に交付する水田の転作推進補助及び事務費であります。農振地域整備促進事業は必要に応じて年2回をめぐりに開催する協議会の委員報酬及び農業振興地域整備計画の実施と推進にかかわる経常的予算であります。

続きまして、農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では、光熱水費が主な計上内容です。

次のねぎみ大根まつり事業につきましては、信州の伝統野菜であるねぎみ大根の一層の発信

とブランド化を推進するためのイベントを開催する予算を計上させていただきました。

79ページのさかきワイナリー形成事業につきましては、今年度、24年度ですが、導入品種の選定を行うのに必要な試験圃場地約40aを確保し、担い手2名を認定する中で苗木の定植、棚の設置など圃場の整備及び管理を行いました。

25年度は、試験圃場の管理やさらなる拡充に伴う作業員の賃金、原材料費のほか、町内企業と連携し、ワインの生産設備の試作等に向けての研究会の立ち上げや、五里ヶ峰横坑作業トンネルを利用したワイン貯蔵実証検討にかかる費用などを計上いたしました。また、今年度に引き続き、巨峰ヌーボー及びスパークリングワインの委託醸造やワイン特区申請による醸造許可の量的緩和などの事業を企画政策課とともに推進してまいります。

次の、地域農業マスタープラン作成事業につきましては、地域の中心となる個人、経営体への農地の利用集積を進めるための人・農地プランについて、今年度に引き続き作成に取り組むための予算を計上いたしました。

次の80ページにかけての有害鳥獣対策事業につきましては、最近の鳥獣被害の増加に伴い、新たに事業としたもので、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬、わなの設置等駆除に係る委託料や予防施設設置に対する補助金のほか、新たに集落ぐるみで捕獲を行う捕獲隊の経費を予算計上いたしました。

目4畜産業費は、東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金及び北信地方の市町村、獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金であります。

81ページにかけて、目5農地費、農地一般経費では、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金43件、埴科郡土地改良区の負担金などとなっております。農道等基盤整備町単事業は農道等の整備、維持、補修費であります。

町単補助事業は、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上いたしました。

農地水環境保全向上対策事業費は、国の補助事業で地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い協働活動と環境保全に向けた活動への支援を行うもので、平成24年度から28年度の5年事業として活動組織、上平緑の里への交付金を計上しているものです。

次の、県営かんがい排水事業につきましては、現在進められている六ヶ郷用水改修及び埴科用水水路改修事業に向けた県への事業負担金を計上いたしました。

82ページにかけの農地水保全管理支払交付金については、これまで農地・水・環境保全向上対策事業として取り組んできた農地、農業用水等を保全管理する活動に加え、水路や農道等の補修、更新等を行う集落に対し、支援する経費を計上いたしました。

項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費であります。主な内容は、職員の給与等の経費と森林整備に対する補助金や新たに森のエネルギー推進事業としてペレットストーブ購

入に対する補助金等の経費を計上させていただいております。

83ページ、目2 林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましては、今年度に引き続き住民の健康に対する配慮としてリスクコミュニケーションの強化を図るとともに、長野県防除実施基準に基づき、安全性を十分考慮した空中散布による防除対策や伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理などの対策を総合的、複合的に実施してまいります。町有林管理事業は、林業委員10名の報酬、作業員の賃金などであります。

84ページの特用林産振興事業は、中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木キノコ栽培施設の光熱水費と、お〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金等であります。

緊急雇用・里山環境整備事業は、国の緊急雇用創出事業を活用し、里山の枯損木や倒木の処理を行う委託費用を計上しています。

目3 林道事業費、林道事業一般経費は作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっています。

85ページ、款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものです。

目2 商工振興費ですが、86ページにかけて商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また商工会経営改善普及事業補助金、商工会まちづくり事業補助金や経営体質強化、研修事業に対する緊急雇用対策事業補助金等を計上しています。また、報償費として、永年勤続者表彰記念品とものづくり技能表彰記念品を計上させていただいております。

次の、中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。

87ページにかけて、中心市街地活性化事業では、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など、中心市街地コミュニティセンター及びけやき横町に係る経費が主なものとなっております。

次に88ページにかけて、目3 観光費、観光一般経費では、新たな観光パンフレット作成に係る委託経費や観光案内サインの設置、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金や葛尾遊歩道や狐落城遊歩道等の整備委託、観光推進団体への負担金を計上しております。また、今年度も町民まつりを実施すべく予算を計上させていただいております。

次に、目4 商工企画費であります。89ページにかけて商工企画一般経費では、テクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金のほか、新たに町内に集積するさまざまな技術や知識を生かしたコトづくりへの転換を推進し、町内中小企業の脱下請やMade in Sakakiによる製品化の促進を目的とした坂城町コトづくりイノベーション補助金を計上しております。

工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街灯の電気料を、坂城テクノセンター支

援事業では運営補助、建設費償還補助金と施設改修補助金を計上いたしました。鉄の展示館管理一般経費は、90ページにかけて、経常的な経費のほか、企画展にかかわる展示物の保険料、広告料、展示品の運搬委託料となっております。今年、故宮入行平刀匠生誕100年を記念し、企画展として刀匠が人生の師と仰ぐ近代彫刻家の巨匠、平櫛田中の作品展示やお守り刀展、第9回の古雛まつりなどを開催する予定であります。

建設課長（青木君） 90ページから91ページにかけて、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費計上が主な内容でございます。

92ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は節11需用費の光熱水費では、道路、橋梁などの照明灯の電気料、節13の委託料では町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳の保守管理に係る委託経費、節15の工事請負費はガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の設置工事費、そして節19負担金補助及び交付金は、各区が実施する土木工事への補助事業であります。続く、目2道路維持費は町道の清掃、除草等に係る委託料、維持補修に係る小規模工事、補修に係る原材料の計上であります。

93ページ、目3道路新設改良費につきましては、道路改良事業A01号線に係るものが主なもので、用地補償算定に係る調査費のほか、用地代、移転補償費の計上であります。

なお、25年度からは、小学校東側金井地区のほかに、新たに谷川、若草橋から南側に向けて約100m区間の事業認可を取得し、新たに事業を着手いたします。

94ページ、目4橋梁新設改良費につきましては、平成24年度に策定をしている長寿命化修繕計画に基づき、早期修繕が必要な橋梁につきまして、調査、設計、修繕工事を実施する予定です。

95ページから96ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費は職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費であります。また平成25年度より3カ年の計画で横尾団地の水洗化事業を実施するうち、初年度16戸の事業費を計上してあります。目3住宅建築物耐震改修事業は、一般木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金の計上であります。

97ページの項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画事務事業に係る職員の人件費が主なものであります。目3下水道費は下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、98ページにかけての目4公園管理費のうち、公園管理一般経費は、びんぐし公園、和平公園など公園緑地の管理費で、主なものは節13委託料では、指定管理者制度による株式会社坂城町振興公社への委託と遊具等施設の保守点検業務、そして節15工事請負費では、公園施設の維持補修工事の計上であります。

98ページ、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費と都市緑化に係る原材料費、そして第8回ばら祭り実行委員会への補助金が主なものであります。

99ページから100ページにかけての項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費は、節13 委託料では、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行事業委託費です。節19 負担金補助及び交付金は、しなの鉄道坂城駅でのエレベーター設置事業に係る負担金が主なものです。節15 工事請負はエレベーター設置にあわせた駅周辺におけますバリアフリー化の工事の経費でございます。

100ページ、目2 高速交通対策整備事業費は、湧水対策事業として設置した井戸ポンプ等の光熱水費が主なものであります。

101ページ、項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費につきましては、四ツ屋地籍を主な調査区とする坂城3区に関する調査経費であります。

住民環境課長（小奈君） 同じく101ページ、款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。人件費の関係が74%を占めており、負担金額は0.5%の増となっております。

101ページから103ページにかけての目2 非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは団員報酬、退職報償金、分団運営補助金、出動交付金、埴科消防協会負担金等でございます。節11の消耗品費や新入団員補充用のはっぴ、活動服等でございます。

続いて103ページから104ページにかけまして、目3 消防設備費では、消防施設機械器具の整備、維持管理に係る経費で、主なものは消耗品費として非常用備蓄品の更新、詰所の光熱水費、消防車両、ポンプの修繕料、節15 工事請負費は、防火水槽の修理費と旧第3分団入横尾詰所金庫の取り壊し工事、衛星携帯電話のアンテナ設置工事、節18 備品購入費は、消防用ホース及び器具箱のほか、第4分団消防ポンプ自動車の購入、節19は消火栓工事負担金でございます。

なお、平成24年中の町内の火災件数は10件で、対前年比3件の増でございました。

建設課長（青木君） 104ページ、目4 水防費ではありますが、これは水防用備蓄材の購入及び水防機材の修繕経費であります。

教育文化課長（柳澤君） 続いて104ページからの款10 教育費について申し上げます。

項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市の教育委員会連絡協議会等の負担金が主なものです。目2 事務局費の一般経費は特別職、一般職の人件費や、25年度からは、教育コーディネーターを置き、町単独での就学相談委員会を運営する経費などを計上しています。

106ページ、教育振興事業では、高校生、大学生への奨学金、クラブ活動補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小中学生国際交流事業としては、小中学生を対象に外国人等との交流会を行い、外国の文化や自国の文化、コミュニケーションの重要性を学習します。私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し、私立幼稚園に通園する園児に対する就園奨励とし

ての補助事業や、町内の幼稚園の振興補助運営費としての補助事業を実施いたします。教員住宅管理事業は、町内教員住宅に係る修繕費等が主なものです。

107ページ、学力向上事業では、学力検査を行い、日々の授業実践を通しての学力の充実を目指し、あわせて体力調査を行い、バランスのよい体力づくりの指導を行うものです。また、クラスの状況を分析し、学級運営の向上を図ります。問題を抱える子ども等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子供たちに学習指導をしたり、相談、支援の活動を行うことに要する経費で、大峰教室指導員の賃金が主なものです。児童・生徒支援事業は、発達障害や教室で授業を受けることが困難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行うための賃金を計上したところです。

108ページ、項2小学校費、目1小学校総務費、一般経費は職員の人件費のほか、小学校の英語教育コーディネーター等に関する経費、情報機器等の基本ソフト設定、校舎等の改修は、坂城小学校の空調設備に関する費用が主なものです。南条小学校建設事業は、建設委員会において意見を集約しながら建設に係る基本設計、実施設計を進める予算計上をいたしました。

109ページ、目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬です。節7賃金は臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品や燃料、電気、水道、校舎修理にかかわる経費です。節13委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図、貧血検査などの健康診査の委託料及び学校庁務の業務委託料となっています。節18備品購入費では、椅子、加湿器など学校備品を計上いたしました。

目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は、教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は講師の謝礼、そのほか節11需用費では教科学習用の消耗品、節18備品購入については教材用品などを計上しております。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費でございます。

113ページになります。項3中学校費、目1中学校総務費は英語指導講師、情報機器等保守、設定に係る委託料が主なものです。目2学校管理費は小学校同様、学校の運営、校舎設備の管理のための経常的な経費を計上しております。

115ページ、目3教育振興費、節11需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理等が主なものです。節18備品購入費では、理科実験用備品のほか、各教科で使用する教材用品等が主なものです。節20では、就学奨励費等でございます。

次に、116ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。総務一般経費は、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節19負担

金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。

117ページの文化の館事業では、報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費、休日・夜間の警備委託費、駐車場等の借上料等でございます。

118ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金及び交付金は、各分館活動費として27区への補助金が主なものです。各種公民館事業では、文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会等、また健康や体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画し、その講師謝礼、記念品、参加賞等を予定しています。公民館報は年3回発行の予定です。

119ページ、分館等施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館等の整備補助を行います。25年度は5分館の整備を予定しています。

120ページにかけての目3図書館費では、図書館一般経費において、節1図書館長の報酬、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理、節15工事請負費はボイラー整備の更新、節18備品購入では一般図書の購入を予定しています。上田地域図書館情報ネットワークシステム事業は、機器の保守管理等が主なものです。

目4文化財保護費について申し上げます。文化財保護一般経費の節1報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は一般事務、発掘整理作業等の賃金、節13委託料で25年度は地域神楽の映像記録事業を行い、伝統文化の保存、後世への継承を図ります。また、負担金補助では文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体、無形文化財等保持者等への補助でございます。

121ページ、坂木宿ふるさと歴史館一般経費は、収集をいたしました民具の企画展に関する経費と、施設の管理運営にかかわる費用が主なものでございます。

122ページ、文化財センター展示事業では、町内遺跡から出土した土器等の展示を行い、文化財事業に関する啓発事業を行ってまいります。また、文化財センターの1室を古文書資料室として活用してまいります。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立ち会い調査、試掘調査、出土品の保存処理などを予定しております。目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営にかかわる費用でございます。

123ページ、目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託やエレベーターや電気保安、浄化槽等施設管理にかかわる委託等でございます。

124ページ、目7青少年育成費では、子ども会リーダー研修会、ウオークラリー大会の開

催、通学合宿などに支援をしております。節19負担金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。目9生涯学習振興費では、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマに、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めてまいります。教養講座、専門講座等の講師謝礼、ライフステージエコー等に係る費用が主なものでございます。25年度も秋の文化祭に合わせて演奏会を計画しているところでございます。

125ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や町体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。各種スポーツ教室開設事業では、節8報償費では教室参加費やスキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金です。

126ページ、体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料は体育施設用地の借上料、節15工事請負費は鼠マレットゴルフ場への簡易水洗トイレの増設などが主なものです。目2武道館管理費は、指導員賃金のほか、施設の管理費が主なもので、中学校の部活動、体育協会、スポーツ少年団の剣道、なぎなた等の練習の場として活用されています。

続いて127ページから128ページの目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費のほか、節11需用費では調理用の消耗品、小中学校の給食賄い材料費が主なものです。節13委託料では、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料が主なものです。児童・生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するとともに、食育・学校給食センターとして、子供たちへの食育や子育て世代を中心に広く町民の方々に食の大切さの意識を広げ、住民の健康づくりや地域食材の利用拡大につながる活用を図ってまいります。小中学校の年間給食日数は、小学校が205日、中学校が202日、1日当たり1,349食を予定しております。

財政係長（臼井君） 続きまして、128ページから129ページにかけましての款12公債費でございます。主に長期債の定期償還にかかわる元金と、その利子の償還金でございます。公債費全体で、前年度対比マイナス3.2%となります7億8,680万9千円を計上いたしております。

最後に、129ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるものでございます。昨年と同額の1千万円の計上となっております。

以上、歳出総額は56億5,600万円で、性質別の内訳では、投資的経費につきまして、土木費にかかわる普通建設事業費が増となったものの、総務費、教育費にかかわる普通建設事業費が減額となりましたことから、前年度と比べ大きくマイナスとなりまして、マイナス31.7%、2億1,587万2千円の減額、人件費、扶助費及び公債費に係る義務的経費につきましては、前年度マイナス1.2%2,983万5千円の減額。物件費、繰出金、補助費

等にかかわるその他経費につきましても、マイナス0.1%、329万3千円の減額となっております。

以上で、平成25年度一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（宮島君） ここでテープ交換のため、10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時25分～再開 午後 2時36分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、議案第18号以下、議案第23号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第18号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」であります。

まちづくり推進室長（青木君） 議案第18号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,862万9千円を計上いたすもので、前年度に対し、89万6千円、2.3%の減でございます。

歳入歳出事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、これは新規加入負担金と加入や移設等による工事費負担金でございます。款2使用料及び手数料、項1使用料は、一般加入2,800台、スピーカー加入180台の有線放送電話使用料です。

続きまして4ページ、款3財産収入、項1財産運用収入は有線放送電話設備基金に係る利子でございます。

続きまして款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰入金です。

5ページ、款6諸収入につきましては、項1預金利子と項2雑入で主にインターネットのアクセスポイントの使用料でございます。

続きまして、6ページからの歳出についてご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、職員の人件費と有線放送事業に係る消費税を計上してございます。目2文書広報費は有線の事務的経費でございます。

7ページ、目3財産管理費は、有線設備維持管理に係る経費の計上でございます。主なものは節11需用費は、有線施設の電気料及び修繕料が主なものでございます。節13委託料は、機器等の設備保守点検費、節14使用料及び賃借料は、中部電力やNTTへの電柱橋架などでございます。節15工事請負費は、有線放送施設の支所移転に係る工事費、節19負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職員の人件費相当分を一般会計へ負担するものでございます。節25積立金は、基金への積み立てを行うものでございます。

以上、平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 次に、議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（塚田君） 議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、保険給付等の増加が見込まれる中、平成24年度の実績などを勘案し、17億1,713万4千円を計上いたしたところでございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明申し上げます。

歳入のうち、款1国民健康保険税につきましては、医療費分、後期高齢者医療への支援分及び介護保険第2号被保険者の納付金分を一般被保険者、退職被保険者ごとに計上し、国保税全体で3億3,991万円、前年度比1.1%の減となっております。

4ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金につきましては、2億3,860万5千円、前年度比2.7%の減となっております。目2高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療の発生による財政への影響を緩和するために、県単位で国保連合会が中心となり、実施する共同事業への拠出金に対し4分の1の国庫負担を受けるもので、903万4千円を計上してございます。目3特定健康診査等負担金につきましては特定健康診査、特定保健指導に係る国からの負担金について基準額の3分の1の195万5千円を計上しております。

5ページ、項2国庫補助金、目1財政調整交付金につきましては、普通及び特別調整交付金があり、市町村間の不均衡及び特殊事情を考慮して交付されるもので、6,561万1千円、前年度比2.8%の減を見込んでおります。

款5療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者等の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億8,379万7千円、前年度比25.8%の増を見込んでおります。

款6前期高齢者交付金につきましては、65歳以上の加入者の医療費について保険者間の調整により費用負担を行うため、65歳以上の方の加入率が全国平均を上回る保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、5億3,304万9千円、前年度比4.9%の増を見込んでおります。

6ページ、款7県支出金、項1高額療養費共同事業負担金と目2特定健康診査等負担金につきましては、先ほど4ページの国の事業と同一の県の事業であります。項2県補助金、目1県調整交付金につきましては、5ページの国の事業と同一の県の事業で、24年度より財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、県調整交付金を7%から9%に2ポイント引き上

げ、これに伴い、定率国庫負担は2ポイント引き下げられております。

款8共同事業交付金のうち、目1高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため連合会より交付されるもので、国、県がそれぞれ4分の1、町が2分の1を負担する共同事業となっています。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため、県単位で行われる共同事業であり、1億3,488万7千円、前年度比4.3%の減となっております。

7ページ、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、6,012万2千円を計上いたしました。低所得者に係る保険税軽減分や出産育児一時金繰入金などの法定分について繰り入れを行うものであります。

8ページ、項2基金繰入金につきましては、3,473万8千円を計上しております。

次に10ページからの歳出でございますが、11ページにかけての款1総務費は、事務処理のための電算委託料、連合会委託料、負担金、賦課徴収費用など、合計797万8千円を計上しております。

12ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、前年度比1.4%増の9億1,910万1千円を計上しております。また、目2退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度比23.6%増の1億3,200万9千円でございます。

13ページ、目3一般被保険者療養費につきましては、前年度比10.1%減の1,554万4千円。

14ページ、目4退職被保険者等療養費につきましては、前年度比10.4%増の229万2千円でございます。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、前年度比2%増の1億725万2千円。

15ページ、目2退職被保険者等高額療養費は、前年度比87.8%増の2,145万6千円でございます。

16ページ、項5出産育児諸費、目1出産育児一時金は、被保険者の20人分の出産一時金として840万円を、17ページ、項6葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、36人分180万円をそれぞれ計上しております。

同じく17ページ、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者に係る医療費に対して、加入者数に応じた支援を各保険者が行うもので、国保会計からの支援については、2億1,328万7千円、前年度比0.7%の減でございます。

19ページ、款6介護納付金につきましては、第2号被保険者分の負担分としての納付金8,978万9千円でございます。同じく19ページ、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額療養費拠出金につきましては、前年度比1.1%増の3,614万円ござい

ます。高額療養費拠出金の財源は、国から4分の1、県から4分の1の負担がございます。

20ページ、目2保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための事業で、前年度比4.3%減の1億3,488万8千円でございます。同じく20ページ、款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費でございますが、集団による健診のほか、夜間、休日の健診や個別健診、さらに2次健診、人間ドック等の実施に係る経費として1,360万3千円を計上いたしました。きめ細かな健診体制の整備を図り、加入者の健康の維持増進に努めてまいります。

また、21ページ、目2特定保健指導事業費につきましては、健診の受診結果により指導の必要がある方について、積極的・動機づけ支援を行い、生活習慣病などによる疾病の重度化を防ぎ、健康で生き生きとした生活を保つことにより、医療費の抑制と負担の軽減を図るもので、それらに係る経費として189万5千円を計上いたしました。

以上で、平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 次に、議案第20号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

企画政策課長（荒川君） 「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、332万4千円であります。予算書歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入からでございますが、款2繰越金につきましては、科目存置、款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、貸付金に係る元利収入であります。

次に4ページの歳出でございますが、款1住宅新築資金等貸付事業費、項1総務費、目1貸付事業総務費は、本会計の経常的な経費であります。

款2公債費、項1公債費につきましては、目1元金で長期債定期償還元金、目2利子では、長期債定期償還利子の計上であります。

続く5ページであります。款3諸支出金、項1他会計繰出金では、一般会計への繰出金の計上であります。

以上、詳細説明といたします。

議長（宮島君） 次に、議案第21号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（青木君） 議案第21号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,630万8千円を計上するもので、歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明を申し上げます。

まず歳入です。3ページ、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金であります。これは下水道事業建設費の一部を受益者の皆さんにご負担いただくもので、平成22年度以降に賦課した分納分と、供用開始区域の拡大に伴い、新たに平成25年度において賦課する一括納付及び分納を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、整備区域の拡大に伴い、前年比105万円の増、1億210万円を見込んでおります。項2手数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店15件分の更新登録手数料を見込んでございます。

続きまして4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金で、これは平成22年度から26年度までの地域再生計画の基づくもので、前倒し分を除く5千万円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道県負担金は、県道工事等に伴う下水道施設移転工事負担金の科目存置であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、前倒し分を除く3億を見込んでおります。

款6繰越金、5ページの款7諸収入の各項のそれぞれの項目は、平成24年度事業の決算による科目存置であります。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道の交付金事業及び単独事業に係る起債のうち、前倒し分を除く9,250万円と流域下水道事業費負担金に係る1,760万円を見込んでおります。

続きまして、歳出です。

6ページからの歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なもの、受益者負担金前納付奨励金1,100万円と下水道事業として使用料等に賦課される消費税900万円であります。

6ページから7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費として施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料の賦課管理システム等の保守委託料、県営水道の使用料により下水道使用料を算定するためのシステムの使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものであります。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業は、下水道事業に係る職員人件費のほか、公共下水道整備に係る事業で、節13委託料では、下水道工事の設計施工管理の業務委託であります。節15工事請負費は、網掛、上平区及び南条地区の整備を計画しております。節22補償補填及び賠償金は、管渠工事に伴う上水道管などの埋設物の移転の補償経費であります。

9ページ、目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の整備に係る事業負担金

であります。

9ページから10ページにかけての款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目1では元金を、目2では償還利子及び一時借入金利子の計上であります。

款4諸支出金、項1他会計繰出金、目1一般会計繰出金は、平成24年度の事業決算による繰越金を一般会計へ繰り出すための科目存置であります。

款5予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、前年度と同額の計上としてあります。

以上で、平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 次に、議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（塚田君） 議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算は、平成24年度から平成26年度を事業実施期間とする第5期介護保険事業計画において算定いたしました給付見込額を基本として、平成24年度の給付実績等を勘案いたしまして、12億6,215万1千円を計上いたしました。これは平成24年度の当初予算と比較して3,403万1千円、2.8%の増でございます。高齢者人口の増加に伴い、要介護者、要支援者が増加し、特に居宅系のサービスに係る介護給付金の増を見込んだものでございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち、款1、項1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として、前年度比3.3%増の2億4,952万9千円を計上いたしました。

3ページから4ページにかけての款3国庫支出金につきましては、保険給付費における国庫負担金、調整交付金及び地域支援事業の交付金をそれぞれ計上いたしました。

款4支払基金交付金につきましては、保険給付費の29%に相当する交付金と地域支援事業費の交付金、合計3億5,844万7千円でございます。支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

5ページ、款5県支出金につきましては、保険給付費のおおむね12.5%に相当する1億7,683万8千円と地域支援事業交付金296万1千円を合わせまして1億7,979万9千円でございます。

6ページ、款7繰入金につきましては、保険給付の町負担分、おおむね12.5%分と、地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査等の事業費分合わせまして、一般会計からの繰入金が1億7,200万円。

7ページになりますが、項2基金繰入金は、第1号被保険者の保険料の軽減を図るため、町介護保険支払準備基金から1,246万3千円を繰り入れるものでございます。

次に、8ページからの歳出でございますが、款1総務費は、介護保険のシステム保守、保険

料の賦課徴収に関する経費、要介護・要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会等に要する経費などがございます。

10ページからの款2保険給付費につきましては、総額12億2,860万円、前年度対比3.3%増の予算を計上いたしました。内訳でございますが、項1介護サービス等諸費といたしまして、要介護1から5と認定された方が利用する在宅サービス、施設サービス等の保険給付分、合計が17ページにありますが、11億2,274万円。項2介護予防サービス等諸費といたしまして、要支援1・2に認定された方が利用される在宅サービス等の保険給付分、これの合計が22ページになりますが、3,828万円を計上しております。項3その他諸費につきましては、長野県国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料130万円。

23ページから24ページにかけての項4高額介護サービス等費といたしまして、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合給付する費用2,006万円。

25ページから26ページ、項5高額医療合算介護サービス等費として、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用400万円を計上いたしました。

また、項6特定入所者介護サービス等費でございますが、施設利用に係る食費、居住費等の自己負担分につきましては、利用者の所得に応じてその自己負担分を軽減し、保険給付で賄うものでございまして、その費用として、これの合計が28ページになりますが、4,222万円を計上いたしました。

29ページからの款5地域支援事業費につきましては、要介護等の認定を受けていない高齢者の方々に対し実施してまいりる事業でございますが、30ページにかけての項1介護予防事業費に742万6千円、31ページの項2包括的支援事業、任意事業費として、1,029万7千円を計上いたしました。

以上で、詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 続いて、議案第23号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（塚田君） 議案第23号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、保険料の算定、医療費等の支払いは、長野県後期高齢者医療広域連合で行っておりますが、保険料の徴収、通知の引き渡し、療養費申請受け付けなどの窓口業務などは町の業務となっております。

保険料の徴収につきましては、特別会計を設置する中で、収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合に納付いたしており、関係予算として1億5,484万5千円を計上いたしました。これは平成24年度当初予算と比較して0.2%の増となっております。

予算に関する説明書3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、8,774万7千円、前年度比1.4%の増、目2普通徴収保険料につきましては、3,083万1千円、前年度比3.6%の減でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましては、3,498万円、前年度比0.9%の増でございます。

次に6ページ、歳出について申し上げます。

款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などがございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、1億5,355万9千円で、前年度比0.2%の増でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものがございます。

以上で、平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（宮島君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日5日から3月10日までの6日間は議案調査等のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（宮島君） 異議なしと認め、よって、明日5日から3月10日までの6日間は議案調査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は3月11日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時09分)

3月11日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	中村淳君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 平成25年度の重点施策について | 山崎 正志 議員 |
| (2) 子育てを応援できる町にほか | 塩入 弘文 議員 |
| (3) 大道山の整備についてほか | 池田 弘 議員 |
| (4) 長野広域ごみ処理についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (5) 公共物等の老朽化対策についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

会議に入る前にご報告申し上げますが、ご案内のように平成23年3月11日に発生した東日本大震災から2カ年の経過がいたしました。この未曾有の大被害の犠牲者とされた皆さんに対し、哀悼の意を表するため、午後2時46分、1分間の黙禱を行いたいと思います。議員各位のご理解をお願いを申し上げます。以上であります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会計管理者、春日英次君が、不幸により本日から13日までの欠席の届けが出されております。これを許可してあります。また、本日から13日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 質問者はお手元に配付したとおり、11名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告された案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれに格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番により、最初に7番 山崎正志君の質問を許します。

7番（山崎君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年の12月議会に引き続き、トップバッターの重責を担うことになりました。昨日のWB Cワールドベースボールクラシックのトップバッターである阪神タイガースの鳥谷選手のような先頭打者ホームランとはいきませんが、私の技量なりに切り込み隊長として、私の後に続く同僚議員につなぐように努めたいと思います。

1として、平成25年度の重点施策についてであります。

イとして、主な重点施策はです。

平成25年度の主な施策について、今議会初日の町長の招集挨拶の順番に沿って、新年度予算を鑑み、質問いたします。

まず、町長の公約の一つでもある高齢者や障害者に優しいまちづくりの一環として行われる、坂城駅へのエレベーター設置工事に伴う駅周辺のバリアフリー化の構想は、何か質問いたします。

私は、自転車を中心として移動することが多いわけではありますが、今日も駅の前を通ってまいりました。駅周辺は交通弱者には決して優しいとは思えません。そこで、バリアフリー化を行うに当たり、歩道の整備、拡幅の考えはあるかお伺いいたします。

次に、しなの鉄道より譲り受ける169系車両についての質問をいたします。今春、引退する169系車両をしなの鉄道より譲り受け、坂城駅南の広場に展示し町民からの活用方法の提案を受け、駅周辺の活性化を図る計画ですが、車両の活用方法のメインとして考えていることは何か、また設置費用及び維持費等に対する予算計上は幾らかお伺いいたします。

続いて、役場庁舎へのバイオマスボイラー導入についてです。設計監理委託費として、400万円が計上されています。バイオマスボイラーを役場庁舎に導入するに当たり、どのような効果を見込んでいるのか、設置費用の見込みは幾らか、また町内には文化センター、テクノセンター等の建屋を有しますが、役場庁舎への導入理由は何か、お伺いいたします。

次に、新設された教育コーディネーターの配置によって、相談委員会の運営もスムーズに行い、きめ細やかな支援を子供たちにするとありますが、具体的な目途は何かお伺いいたします。

続きまして、町内各地の神楽の映像化についてです。私も新地神楽保存会の一員として活動しております。東京の下町育ちである山村町長は、祭りや神楽等伝統文化に対して理解があると受けとめております。そこで、各地区の春祭り、秋祭り等、神楽の奉納は、ほぼ同時期に行われています。どのように対処していくのか、また集約はいつごろを予定しているのか、お伺いいたします。

次に、コトづくりイノベーション補助金の創設によって、脱下請、Made in Sakakakiを推し進める構想ですが、企業に対して具体的にどのような支援を行うのか、お伺いいたします。

続きまして、25年度ワイン特区申請を行うワイナリー形成事業の内容は何か、お伺いいたします。

私も野沢温泉村へ何度か、二度ばかり行っております。そこは、どぶろく特区と言って、どぶろく特区が申請されています。私はペンションでそこへ二度泊まりまして、そこでどぶろくで酒宴をした覚えがあります。そこで、ワイナリー形成を具体的にどんな内容で、今年は進め

ていくのか、お伺いします。

次に、公共下水道事業において、25年度は谷川以南の事業認可を受ける予定であります、南条小学校建設に伴い、事業が進められると思われま。南条小学校を中心としてどの地区への事業を優先して行うのか、お伺いいたします。

次です。南条小学校建設についてであります。この項目は、別に設けようと思いましたが、町長の招集挨拶にも取り上げていましたので、25年度の重点施策の一つとして質問いたします。

昨年、建設検討委員会において、新校舎を校庭に建設することが決定されました。それを受け、1月30日には第1回の建設委員会が新体制で発足されました。また、一步新校舎建設に向けて動き出したと思っております。しかし、25年度中に基本設計を取りまとめ、その後、実施計画を行うという強行スケジュールであります。新校舎を校庭に建設するに当たり、私なりに意見を集約している段階であります。そこで、早い段階から取り組んだほうがよいと思われること、項目について2点だけ質問いたします。

まず、校門の設置場所であります。現在、校庭の西側の南条農協支所は、解体中であります。そこにはコンビニエンスストアが移転する予定となっております。PTAからもコンビニの前が正門というのは好ましくないという意見が多数出ております。校庭南側にはプールがありますが、南側に校門を設置するのがよいではないかという意見が多く出ております。プールの移転、あるいは土地取得の考えはあるのか、お伺いいたします。

また、ミュージックホール併設の構想というか、考えがこの間の建設委員会でも出ておりました。そこで、土地面積的にも駐車場のスペースの確保等、無理があると思われまますが、どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。山崎議員さんから25年度の重点施策について説明せよというお言葉をいただきましたので、若干お時間いただきまして、招集挨拶と重なるところありますけれども、ご説明したいと思っております。

なお、教育関係、それから神楽の映像記録等につきましては、教育文化課長から答えさせていただきます。

私にとりまして、2回目となります当初予算にかかわる主要事業につきまして、これから順次ご説明させていただきます。

それでは、最初に坂城駅エレベーター設置に伴う駅周辺のバリアフリー化の構想についてお答えいたします。坂城駅へのエレベーター設置につきましては、昨年6月に国庫補助事業での詳細設計業務の追加採択を受け、現在、工実施に向けた設計積算をしております。25年度は引き続き、国の補助金を受けいよいよエレベーターの設置工事に着手したいと考えておりま

す。また、このエレベーター設置工事にあわせ、駅舎内の段差解消や改札口の拡張などのバリアフリー化工事も実施いたします。

駅周辺のバリアフリー化につきましては、昨年11月に坂城高校のJRCクラブの皆さんのご協力も得まして、坂城駅前バリアフリー観察会を実施し、駅トイレへの通路の段差解消や立町、横町通りを初めとする駅周辺地域のバリアフリー化についても検討を行ってまいりました。このバリアフリー化の提案を受けまして、25年度は、車椅子の方や高齢者の方々が駅前から役場や立町、横町へ安心して移動できるよう、駅トイレ前の段差解消、駅前の坂道への手すりの設置、あるいはグリーンベルト表示等の事業を進めてまいります。また、立町、横町通りにつきましては、これは県道でございますので、建設事務所とも協議を行い、安心・安全な通行確保を図ってまいりたいと考えております。

坂城駅前の観光案内所南側の歩道についてに述べさせていただきますと、駅前におりる道路は歩道もなく勾配が急であり、また車両と歩行者の通行が交差し、冬場などの通行に大変苦慮しておりました。

このような状況から、歩行者と車両の通行を区分し、歩行者が安全に通行できるよう歩道を設置いたしました。駅前から横町通りまでの高低差を限られた距離の中で整備する方法を検討し、途中で階段を設けるとともに、手すりも設置し、現在の形となったものであります。この歩道の段差を、階段をなくし、バリアフリー化するためには、全体の勾配を急にすることになり、冬の期間における歩行者の通行上危険となるため、形状としては現在の形状を維持してまいりたいと考えております。

次に、しなの鉄道より譲り受ける169系車両につきましては、旧国鉄時代から今日のしなの鉄道に至るまでの間、坂城町民の大切な足となり、町の発展の一翼を担ってまいりました。このたび、老朽化により引退するということになったために、坂城町にも縁のある169系車両の中でも、一番最初に製造された車両を含む3両を駅南側の広場に展示、活用いたします。

今後、駅前の活性化、坂城駅利用促進の目玉の施設として多くの皆さんに利活用いただけるよう、商工会ですとか、地元区、あるいは旧国鉄、あるいはしなの鉄道にかかわられた方々などを含め利活用検討委員会を設置するなど考えております。

また、地域住民の皆様方、これはお子さんも含めですけれども、にも主体となって検討していただければというふうに考えております。

なお、設置にかかわる経費につきましては、車両の搬入、線路の新設等、車両の設置にかかわる費用として600万円、防犯カメラ、あるいはセンサーライト及びフェンスの設置など、防犯対策、あるいは安全等に関する経費として200万円を計上しております。

次に、役場庁舎へのバイオマスボイラーの導入につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、これはグリーンニューディール基金と申しますが、これに応募しまして、

25年度の事業化についてめどが立ったものであります。

なお、この基金、事業につきましては、防災拠点へ再生可能エネルギー導入を推進する先進的な取り組みを支援するものとして、国の補助金を財源とし、県が創設したものであります。防災拠点としては、役場庁舎のほか、避難所となる小中学校などもありますが、災害時に停電となっても防災拠点として機能する自家発電設備が整えられている役場庁舎が対象となりました。

導入事業費につきましては、おおむね5千万円前後見込んでおります。既存の施設への導入ということで、当初予算においては、まず実施設計費400万円を計上いたしました。なお、事業申請手続と工事費につきましては補正予算をお願いし、25年度中の導入を計画しております。

バイオマスボイラー導入の効果といたしましては、一つ目としては、温室効果ガス排出削減があります。二つ目に、バイオマスボイラーは地域で生産された木材を燃料としますので、地域振興が期待されます。三つ目としては、原油高が続いております昨今の情勢の中では、燃料費の削減も見込めると考えております。

木質バイオマスの利用につきましては、坂城スマートタウン構想の中でも主要な柱の一つとして位置づけております。役場庁舎への導入を先行事例として検証し、さらなる普及を図っていきたいと考えております。

次に、坂城町コトづくりイノベーション補助金につきましては、町内の中小零細企業を対象として、ものづくりから新たなコトづくりへの革新に向けた取り組みを応援していくことを目的に創設するものであります。

これまでのものづくりに、つくられたものによって人や社会にどのような豊かさや価値が与えられるかという視点を加え、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かし、地域のニーズに応えること、顧客が共感すること、町民から喜ばれることなど、ユーザー視点による新たなコトづくりへの転換を目指してまいります。

補助対象者は、町内に主たる事業所を有する中小企業者のほか、町内中小企業者によるグループ、町内中小企業者を代表企業とする産学官連携グループとして、補助対象事業は町内のニーズを捉えた新製品開発や地域資源を活用した新製品開発としております。

また、補助金額は1件100万円以内、補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、有識者等による審査会を経て、予算の範囲内での採択を予定しております。

採択した事業につきましては、町ホームページ等で公表していくとともに、各種展示会への出展などにもつなげ、元気のある坂城町の企業を町内外に発信していきたいと考えております。当町は金属加工を中心とする下請中小企業が多いわけですが、この補助金を有効に活用いただき、これまでの仕事をもらうから、みずからつくり出すといった脱下請に向けた新たな事業転

換や、町内に集積するさまざまな技術を結集した、Made in Sakakiによる製品化など、新たな価値創造や新製品開発が促進されることを期待しております。

続きまして、ワイナリー形成事業につきましては、24年度は、同事業の初年度としまして、担い手の選定、これは2名ですけれども、初めとしまして、試験圃場2カ所、40aを整備し、約1,100本の苗の定植や地元産巨峰を使ったワインの委託醸造などを実施してまいりました。

25年度は産業としての広がりを目指し、新たに取り組む事業や継続して行う事業を含め、1としまして、特区申請による醸造許可の量的緩和、2としまして醸造用ブドウの試験圃場拡充、これは20a程度考えております。3としまして、五里ヶ峰横坑作業用トンネルのワインの蔵を置くと、ワインセラーですね、を置くという、そのための実施を検討、それから4番目としまして試験圃場の栽培管理、5番目としまして、ワイン文化浸透及び産地化推進のためのイベント、講演会等の開催、6番目としまして、これは継続しますが、巨峰ヌーボー等スーパークリングワインの委託醸造、それから7番目としまして、ワイナリー形成事業担い手の支援、それから8番目としまして、2次産業との企業連携、今申しあげました8項目について事業展開をしてまいります。

特に、試験圃場につきましては、町内のほかの地域でも試験圃場を整備してほしいとの要望もあります。また25年度の重点事業として、特区申請による酒税法の最低製造数量の緩和、そして2次産業との連携事業を計画しております。

特区申請が認定されますと、酒税法の最低製造数量制限が緩和され、地域の特産物である農産物を原料とした果実酒またはリキュールを製造する場合、酒税法の最低製造数量基準、年間これは6キロリットルなんです、これが果実酒にあつては、2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルというように緩和されます。県内では、東御市と高山村がこの酒税法の特認を受けておまして、これにより小規模事業者でも酒類での製造が可能となり、東御市では特区を活用し操業しているワイナリーもご案内のようにあります。

当町におきましても個人事業者の事業導入が促され、他地域からの参入も促進されるものと期待しております。

また、2次産業との連携事業につきましては、先日開催されました、玉村豊男さんの講演会でもご提言いただきましたように、ワイン製造のための小規模事業者に見合う機械設備が国内には製品化されていないという現状から、坂城町のものづくりの技術力を結集して試作開発、製品化の方策を模索するものであります。

具体的にはワインを搾汁する際に必要な、除梗破碎機や圧搾機などが挙げられておりますが、これらを初めとする機械設備の試作開発など、関係機関、団体や企業の皆様に働きかける中で進めてまいりたいと考えております。これらの事業につきましては、現在、開会中の長野県議

会でも坂城町、あるいは私の固有名詞まで取り上げられまして、県でも注目されている内容があります。事業実施に当たりましては、県の協力を得ながら実施してまいりたいと考えております。

次に、公共下水道事業につきましては、国の大型補正予算に伴う前倒し事業と25年度による事業をあわせ、上平、網掛、南条、入横尾地区の面的整備を予定しております。また、谷川以南の南条地域、金井、新地、鼠地区につきましては、下水道の認可区域の拡大を図り、今年度で基礎調査を行い、この調査結果に基づき25年度において県、国へ申請を行ってまいります。

この南条地域の下水道管渠整備につきましては、国の未普及対策補助事業により、テクノさかき工業団地の面的整備にあわせ、幹線管渠の整備が日精樹脂工業さん南側、国道18号の西側手前まで整備が完了しております。下水道の整備につきましては、自然流下が基本となりますので、現在整備が完了している幹線管渠へのつなぎ込みが必要となります。今後しなの鉄道国道18号、谷川、洞岩沢川、欠口、中之条用水等、ほかの関係機関と調整を図りながら、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、平成25年度の主な重点施策を述べさせていただきました。25年度予算編成を通じ、私の大きな柱である高齢者や障害者に優しいまちづくり、人創りによるまちづくり、さらには地域への経済効果や地域の活性化につながればと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

教育文化課長（柳澤君） 主な重点施策の教育委員会関係について答弁申し上げます。

まず、教育コーディネーターの配置の目途ということについてでございます。これまで、障害や発達のおくれのある幼児、児童、生徒が、適切な教育が受けられるよう支援するため、当町と千曲市の共同で設置している千曲市坂城町就学相談委員会で、就学判断などの支援を行ってきました。25年度からは増加傾向の就学相談業務をきめ細かに、そして円滑に行うとともに、坂城の子供たちの支援は坂城で支援することを図るため、町単独で就学相談委員会を運営していく予定です。

教育コーディネーターには、この就学相談委員会事務の全体的な運営を行ってもらうとともに各学校を訪問して、教育相談業務や教育行政のアドバイスをいただくことを計画しているものです。

次に、町内の神楽の映像記録事業についてでございます。神楽の記録事業につきましては、平成14年度に町内の神楽保存団体と教育委員会が協力いたしまして、「太神楽さかき」が刊行されたことがございます。25年度に計画しております神楽の映像化事業は、株式会社上田ケーブルビジョンの協力を得る中で、動画として記録に残し、貴重な伝統文化である神楽の保存と継承を図るものです。

現在、町内に残る神楽の保存団体は11団体で、町の無形文化財に指定されている自在神社太々神楽保存会、鼠宿太々神楽保存会、新地神楽保存会、金井区神楽保存会、入横尾太々神楽保存会、南日名若者連、北日名太神楽保存会、村上神社太神楽保存会、上平太神楽保存会、網掛太神楽獅子保存会、中之条永太々神楽保存会となります。本事業は、この11団体にご協力をいただく中で、春季例祭、秋季例祭などの奉納神楽などについて、上田ケーブルビジョンとしては、番組制作、撮影といった立場で参画し、その撮影映像についての編集作業と記録映像制作を町から上田ケーブルビジョンに委託して行う計画としております。

各団体の神楽の放送回数につきましては、自在神社太々神楽、南日名、北日名の神楽については春季のみ、また入横尾の速素弐鳴神社では、秋季の1回のみ奉納となっております。その他の7団体につきましては、神楽を奉納する回数が複数ある旨を聞いておりますので、1回のみ奉納する団体の撮影日時を優先しながら、同じ日にち、同じ時間に奉納される神楽におきましては、別の例祭を撮影候補とする、あるいは複数の撮影班で対応するなど、調整を図ってまいります。

撮影期間につきましては、平成25年度の春季例祭、秋季例祭、越年祭等における奉納、奉納に向けた練習の様態などを撮影し、25年度末に記録映像ができて上がる予定としております。

次に、南条小学校の建設についてでございます。南条小学校建設につきましては、建設検討委員会にて4回の委員会を開催し、新たな校舎を校庭へ建設することが決定し、次の段階として、基本的な設計等、総合的に協議いただくため、建設委員を委嘱し、第1回目の委員会を1月30日に開催したところでございます。

委員会において、既に耐震改修を行っている体育館については継続して活用するとともに、プールにおきましてもろ過装置や配管について、平成10年度に耐震改修を行っていることから、基本的には既存のものを活用することを前提に説明させていただいているところでございます。

また、学校敷地を最大限に活用することが基本と考えておりますので、新たな用地取得については、現時点では考えてはいない状況でございます。しかしながら、今後の提案や意見の中で、必要なところがあるとなれば、柔軟な対応も必要になってくる場合も考えられるところでございます。

南条小学校建設に際しましては、六つの考え方が示されております。自然を生かした学校づくり、シンボルとしての学校づくり、文化・教育の発信地となる学校づくり、安全・安心な学校づくり、環境に配慮した学校づくり、地域とともに発展する学校づくりが挙げられておりますが、その中で、音楽など、現在の学校の特色を生かせる環境を考慮するという考え方がございます。音楽室は当然つくっていくこととなりますが、現在の音楽室を見ても、他校より特徴

のあるものとなっております。機能や特性などを考慮していきたいとは考えておりますが、基本的には学校施設でありますので、ご提案のように独立した大規模な音楽ホールといった施設をつくるというところまでの考え方までは持っていないところでございます。

南側に校門を設置するほうがよいのではというご質問ですが、この部分につきましても、建設委員会の意見を集約しまして、正門を含めた校舎配置など、プロポーザル方式による設計業者からの提案を受け、よりよい設計を採用して決定してまいりたいと考えております。以上です。

7番（山崎君） それでは、二度目の質問に入りたいと思います。

まず、駅周辺のことではありますが、エレベーター設置に伴い、バリアフリー化等につきましては、この後、同僚議員が詳しく質問いたすと思いますので、私からはちょっと1点だけ、拡幅を今、歩道として私も通ってきた、緑の部分、段差になっていて手すりがついている部分、あそこは、本当にああやっていくしかないなということは私はわかります。どうしても、この反対側ですね、路側帯はついているんですが、どうしても道幅がない、その分をどのように考えているのか、確かに、駅周辺のところに、障害者に優しくするために、車椅子もスムーズに入れる形にしたいという話でありますけれども、じゃあ、あそこまで来るに当たっては、車椅子では無理なのかなと、どこか回ってきて行く迂回路かなんかも考えておられるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

169系車両であります、ちょっと私も予算書を見ましたけれども、どこに計上してあったのか、ちょっとわからなかったんですけれども、その部分は予算書のどこに計上してあったんでしょうか、その部分ちょっとお伺いしたいと思います。

バイオマスボイラーですね、バイオマスボイラーですが、バイオのチップを町内の森林も活用するというお話が出たんですが、チップ化するに当たっては、町内の間伐材等、あるいは木材を使用するに当たっては、じゃあ、町のほうでそういうチップ化をする施設をつくるのか、あるいはどこか委託をして、それをやっていただくのか、その部分をお聞きしたいと思います。

私も南条森林組合の組合員ですが、間伐材等の関係で、いろいろ林業も苦しいところでもあります。そういう部分を町内の木材を、先ほど活用するというお話がありましたので、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

次に、コトづくりイノベーションの補助金であります。新商品の開発等を行っていくと、町内企業、たくさんあります。なかなか横のつながりができていないと私も思いますが、横のつながりをするに当たって、テクノセンター、テクノハートとの連携をどのようにしていくのか、あるいは町独自にやっていくのか、その部分もお伺いしたいと思います。

続きまして、ワイナリー形成事業であります。

私も、先ほど申しましたが、野沢温泉村におきまして、どぶろく特区がなされておきまして、

何カ所かでやっております。その現地に行くと、そのままどぶろくがそのペンション等、旅館等で作られているどぶろくが飲みやすい形で幾つかブレンドして出されております。一般的に野沢温泉村で、店に出ているやつはもう火入れをして、もう発酵しない状態で出ておりました。

私もワイン、お酒が好きなほうですから、ワイン特区申請に対して非常に興味があります。12月議会におきましても、この話をしましたけれども、町長の答弁の中に、ワイン用ブドウの産地化も図るという話が出ておりました。実際、今40a、約1,200坪を今回出ておりました。また20a、約600坪ですか、増やすという計画になっておりますが、今、町内の農家との協力体制をとっていく形をどうしているのか、あるいは荒廃農地等の活用についてもどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

では、学校関係のほうは、次のほうにしたいと思います。とりあえずここまでを2回目の質問といたします。

建設課長（青木君） ご質問ありました件につきまして、まず初めにですね、駅前のバリアフリー化の事業の関係についてお答え申し上げたいと思います。

既に設置されております歩道の関係とあわせまして、路側帯云々というようなことでご質問いただきました。正直に言います、平成25年度から着手いたしますバリアフリー化事業につきましては、JRC、坂城高校のクラブの皆さんからのご提案をいただく中でいろいろ進めておりますが、できることからまず始めよう、どんどん始めていこうということの中でですね、平成25年度から着手を始めてまいります。

多分ご質問いただいたのは、こういうことだと思うんですが、全体的にですね、駅前の中で車椅子の方を初め、歩く方に優しいというのは、どうするのかというようなことのご質問だろうと思います。引き続きですね、駅前全体ですね、測量とか調査をする中で、全体的なレイアウトというのでも検討して、それについてもまたこれからバリアフリー化進めていかなければならないかなというふうに考えております。それについては、やっぱり車両、それから歩行者、そういったものの分離の中でですね、やはり安心・安全で通れる、通行できることの整備が必要であるということの中で、現在進めておるところでございます。

続きまして、169系の関係でございますが、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、車両の設置にかかる経費として600万、それから防犯カメラ等の関係の中で200万というような予算とございますか、事業費的な部分、ご説明申し上げたかと思っております。ご質問としましては、新年度の予算の中でそれがどこにあるのかというようなことであつたかと思っております。

まず600万ということでございますが、これは先ほどから何遍も言っていますように、車両のですね、設置にかかる経費になっております。一番は車両の搬入費ですね、そういったものになります。ご案内のとおり、車両につきましては、しなの鉄道の敷地とございますか、区

域内を車両が運搬されてきて設置されることとなりますので、そういったものにかかる費用としましては負担金として、しなの鉄道へ納める形の中で、この工事といいますか、事業を実施する形となります。したがって、具体的なちよっとお話になるんですが、予算的には高速交通対策一般経費の中でのしなの鉄道の負担金、その中でこの設置費600万については考えております。

また、防犯カメラ、センサーライト等の関係でございますが、これにつきましては設置後、町の敷地内における整備を考えております。町の敷地内での設置となりますので、当町において工事ができるということとなりますので、同じ予算の科目の中でのですね、施設等改修工事ということの中で200万を計上している状況でございます。以上です。

企画政策課長（荒川君） 私からは、バイオマスボイラーの関係の燃料の関係でお答えを申し上げます。

先ほどチップとございましたが、導入を予定しておりますのは、ペレットボイラーでございます。これは、繰り返しになりますけれども、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、通称グリーンニューディール基金と言っておりますけれども、国から長野県のほうに10億という予算の配分がございます。県ではこれを基金として積み立てまして、地方公共団体が行う防災拠点への再生可能エネルギー導入事業に充てていこうということで、坂城町が発電施設を有する役場庁舎に防災拠点ということで、バイオマスボイラーの導入を申請し事業化が見込まれる状況になってきた、そんなような状況でございます。

燃料でございますけれども、町内の森林を活用するであったり、町でそういう施設を建設をしていくのかということでございますが、直ちにそういうものというものを想定をしているものではございませんが、燃料となります木質チップにつきましては、地元の長野県森林組合が製造するということを想定しております。そこからの燃料供給ということで、その中には少なからず県産材はもちろんですし、坂城産のものも含まれるということもあろうかと思っております。

いずれにせよ、再生可能エネルギーの導入ということで、環境にも優しく、CO₂の削減でありましたり、地域内経済の循環といったことも効果として見込むところでございます。以上です。

産業振興課長（塚田君） コトづくりイノベーション補助金についてお答え申し上げます。横のつながり、またテクノセンター、テクノハートとの連携をとというご質問でございますが、当然、テクノセンター、テクノハート、また町商工会等を通じまして、それら団体とも連携をいたしまして、こちらのイノベーション補助金のPRに努力していきたいというふうに思います。

続いて、ワイナリー形成事業の関係で、農家との関係は、また荒廃農地はどうするのかというご質問でございます。町の農業支援センターを中心にいたしまして、新年度よりプロジェクトチームをつくりまします。その内容につきましては、高齢化等によりまして、農地を手放したい、

そういう方が大分増えてまいります。その中で、町といたしましては、人・農地プランを策定をする中で、農地を貸したい人、また農地を借りて事業規模を拡大したい人、そういう方々を登録する農地銀行をやはり充実させていきたいというふうに考えております。

また、ワイナリー形成事業につきましては、新たに認定農業者をお願いしていると、募集をいたしまして、2人の方にやっていただいております。そういった2人の若い農業者についても、農業支援センターを中心に支援をしていきたいというふうに考えております。その中で、荒廃農地の解消、そういうものも図りながら、進めていければというふうに考えております。以上です。

7番（山崎君） それでは質問に入ります。エレベーター設置に伴うバリアフリー化、大変駅周辺狭いところでもありますもので、これから構想を練って、うまく進めていってほしいと思います。また、それに関していろいろ維持していくのも大変ですけれども、それぞれの意見を聞きながら活用していければいいと思っています。

バイオマスであります、やっぱり町内、たくさんそうやって木材関係、本当に間伐等でも今、大変なところでもありますけれども、その利用方法等もいろいろ考えていただけると幸いです。

先ほどのワイナリーですけれども、ワイナリー、本当にこれから農業銀行等を活用して皆さんの支援をしていただいて、本当によかったものになっていただくためには、もっともっとたくさんの方から支援をしていただかないといけないと思います。私もワイン、この間いただきましたし、スパークリングもいただきました。巨峰ですが、それなりには飲めたかなという気がしております。

この後、学校のほうの関係に移りたいと思います。まず、こういうのは配信によって、いろいろな部分でいい面が出ると思います。神楽の関係であります、本当に私も神楽、新地の神楽保存会といたしまして、年に五、六回は外で演奏したり、子供たちのお楽しみ会等でそういう神楽の奉納をすることがあります。なかなか、秋祭り、春祭り等、同日に行われる機会が多く、よその神楽を見る機会がなかなかありません。我々もそうやって、ほかの神楽、どんなことをやっているのかという部分、たくさん興味あります。

坂城町ではありませんけれども、青木村の当郷の壁塗りですかね、あちらのほうへ、神楽保存会の面々で七、八年前に見に行ったことがあります。ああ、こんなことで、子供たちもたくさん参加していて、いいなと思って、たくさん青木村の村外の方もたくさんその神楽を見に見えておりました。私も秋祭り、あるいは元日祭等で鼠神社というか、会地早雄神社で奉納いたします。中で、秋祭りは境内で奉納いたしますが、元日祭は社殿の中で奉納いたしますもので、なかなか踊っている姿が、参拝者、ちょうど2年参りの時間帯になりますので、そのときに見ていただけるのかなという部分もありますけれども、我々はその都度いつも自分なりにみ

んなで協力し合って奉納しているところであります。

先ほど、課長からも言われまして、これ昔出た、以前出ました、太々神楽、これにも課長が言われたように、ここに11団体の名前が載っております。この雑誌、私もその当時、手に入れたものです。また、やっぱり1年間、25年度中に集約というのは、私ちょっと難しいのかなという気がしますけれども、私もほかの神楽を見に行けないものですから、なかなか難しいのかなという気がいたしますけれども、その辺、急ぐ必要もないですけれども、今年中にやらなくてもいいですけれども、みんながそうやって集約していただければ、私もいいと思いますので、そんな時間的に今年、どうしても今年いっぱいやらなければいけないのか、その部分に対して、思っているのか、本当にいいものをつくるのであれば、1年じゃなく何年かかけていただいてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、昭和60年ごろですかね、文化センターに一堂に会して、町内の神楽がやられたビデオが、たしか教育委員会に保存してあったような気がいたしますけれども、その辺はご存じでしょうか。まずその部分だけ、神楽についてちょっとお聞かせください。

教育文化課長（柳澤君） ご質問にありました神楽の部分でございます。当時、一堂に会して保存をされたというようなお話で、記録としても残っているというようなお話も伺っているところなんですけれども、現在、ちょっと見回す中では、教育委員会のところでのちょっと保存資料がない状況になっております。地域のところに若干残っているというような状況がありますので、資料につきましてはそれらも踏まえながら、当時の様子については保存というようなところでまた活用を考えてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

7番（山崎君） 神楽について、私、そうやっているいろいろこれから保存していくに当たって、UICと協力してやっていくということですが、その60年ごろにあったように、一堂に会していけるようなこともできたらなという提案をして、神楽については閉めたいと思います。

では、南条小学校の建設についてであります。今の段階では、校門を南側に設置するかどうかという部分は、また建設委員会においての意見を集約してからという話であります。その場合どういう意見がこれから出てくるのかわかりませんが、そこにおいて、設置場所等を南に置いたほうがよいという場合には、どうしてもプールがある場所の近辺が校門になるように思われます。プールのすぐ西側ですか、あの道路に面しているところは、私有地でありますから、そういうところをご協力願って、設置するという考えもあればと思っております。なかなか、そうやって土地買収という考えは持っていらっしやらないようではございますけれども、そうやって周りの方からのご協力が得られた場合には、そこに、その部分も検討していただければと思っております。

私もこの南条小学校の出身であります。こちらに帰ってきてから、子供5人が今の小学校を卒業しております。平成7年にPTA会長をやって、それから18年間、南条小学校ずっと子

供が通っていたものですから、ずっと見てきております。隅から隅まで知っているとは言いませんけれども、ほぼあの小学校の内容はよくわかっておるつもりであります。

今度、建設するに当たっては、当然今の既存の校舎を壊すわけですね。その部分の基礎部分がなくなるということは、今の既存の部分が当然下がってきたもおかしくないですよ、GLというか、今度校庭になるところが。前は校庭と校舎の間が赤線でありました。それが平成10年、9年でしたか、10年でしたか、その周辺の方たちの協力により、赤線が廃止になりまして、今は全部、あの一帯が南条小学校の敷地となっております。私も建設関係の仕事を少しやっていますものですから、当然ながら、今度新校舎を校庭につくるということは、基礎工事の根切りによって土が出ます。それによって若干GL、グラウンドレベルを上げることができると言えますので、今の校庭と校舎との段差は幾分なりか解消されるんではないかと思いません。その場合、これから建設委員会でも出ると思いますが、校舎のレイアウト等、あるいは校庭と校舎とのアクセス等を考え、南側のほうに校門をつくるほうがいいのではないかと、いうふうには私は思っています。その辺はこれから検討委員会で検討されると思います。また、検討委員会を集約された後、いい学校ができることを期待しまして、今回の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時11分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

私は、これからの坂城町をどんな町にしていくか考えたときに、ものづくりの町を中心にしながらも、少子高齢化社会を迎え、いかに子育てしやすい町にするか、また高齢者に安心して住める町にするか、非常に大事な問題です。子育て世代を応援できるまちづくりを真剣に考えなければなりません。今、日本の状況は、子育て世代にとって本当に大変です。特に生活が苦しい中、歯を食いしばって子育てに励んでいる家庭が増えています。そういう中で、国の政治は子育て世代を応援しているのでしょうか。

今、国会では、安倍内閣が社会保障費を削るために社会生活保護基準の引き下げを進めています。今年の8月から3年間で生活扶助費を670億円、6.5%削減します。受給率世帯の96%に影響します。最大10%も削減される世帯や、月2万円もカットされる子育て世代も出てきます。

この生活保護基準は、ご承知のように、低所得者の生活を支えている国や地方自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として連動される仕組みになっています。例えば、子育て支援になっている就学援助制度や、住民税の非課税の限度額の算定、保育料や医療、介護の減免制度

など、全てに影響してきます。特に、最低賃金は、生活保護基準を下回らないことが法律で決められています。先進諸国と比べても低い最低賃金は、もっと低くされる。このように生活保護基準というのは、国民の生活の最低生活ラインの目安であり、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、国はこれを保障しなければならないと、この法律によって定められたものです。

この国民生活の最低ラインを引き下げるということは、日本の貧困化をますます進めていくことになります。弱者を切り捨てるのではなく、弱者を支えるのが本当の政治ではないでしょうか。安倍内閣は、アベノミクスと称して大胆な金融緩和政策をとり、日銀に大量のお金を発行させ、円安株高を進めています。確かに大企業を中心とした輸出産業は、景気がよくなっています。

しかし、国民の立場から見ますと、輸入品の物価はどんどん上がり、国民の生活は脅かされています。ガソリンはうなぎ登り、4月からは電気、ガス代、そして小麦の、食料品の小麦も値上がります。物価値上げのラッシュです。その上来年からは消費税のアップというのが続きます。物価が上がり、国民の所得が下げられている。ここ数十年間、賃金は下げられ、特に非正規雇用が広がりリストラも広がっています。今、非正規雇用は労働者3人に一人です。若者は半分に一人です。特に女性は54%に上っています。坂城町でも保育園、児童館職員も半分以上そうです。正規職員と同じように働いても、賃金は半分です。そのため年間収入が200万円以下の人が1,300万人も超えています。いわゆるワーキングプアです。

また、安倍内閣は地方公務員の賃金を7.8%を削減することを前提にして交付金を減らしてきました。国家公務員の賃金より高いという理由で、減らしてきているわけですが、しかし、長野県のほとんどの市町村の職員の賃金は、国よりずっと低いのです。坂城町についていっても、月額にして2万円以上低いです。今までの行革で、人を減らし、賃金を抑えてきた地方自治体にとって余りにもひどい仕打ちだと僕は考えます。町職員の皆さんも、多分お怒りだと思います。

今までの、特に、このような国民の所得を減らして物価だけを上げていく、アベノミクスに対しては疑問を感じています。アベノミクスという新しく聞こえがよいわけですがけれども、今までの歴代の自民党政権がやってきたこととほぼ同じです。貧困の格差がますます広がるのではないかと心配しているわけです。

このような社会状況の中で、国民の命綱を保っている生活保護基準を引き下げることは認めるわけにはいきません。大企業が今まで十数年間にためた内部留保ですけれども、約260兆円という莫大なお金です。一方で年収200万円以下のワーキングプアが1,300万人いるわけです。このような不公平な社会をなくすには、社会保障費を増やすことによって、公平でみんなが幸せな社会ができるのではないのでしょうか。年金、医療、介護、生活保護費など社会

保障費をもっと増やしてこそ、国民の生活が安定し、内需も拡大し真の景気回復ができると思います。

また、安倍内閣の真の狙いは、私も心配しているんですが、憲法9条を変えることにあります。彼は戦後レジームからの脱却という合い言葉で政治を進めてきております。戦後、戦争の反省の上につくられた日本国憲法の本質を変え、軍事でも教育でも、そして国民の権利も戦前の体制のように戻そうという大変な危険な右翼的な内閣だと思えます。信濃毎日新聞もずっと警鐘を鳴らしています。生活保護基準の引き下げもその一つだと私は思います。

そこで、具体的に質問に入ります。一つは、子育てを応援できる町にするためにということで、イの生活保護基準の引き下げについてどう考えるか、また、その影響についてどう考えているか、また国への働きかけはするのかどうか、お尋ねします。

ロとして、就学援助について質問します。ご承知のように、就学援助制度は憲法25条の義務教育は無償にするに基づく制度であり、学校教育法第19条に、経済的な理由によって就学困難を認められる児童、生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないとあります。しかし、経済的な理由でさみしい思いをさせるのではなく、どの子にもよりよい教育を受けられる権利を保障しているのがこの制度です。国には保障義務があるわけですが、2005年の小泉内閣のときに、この就学助成補助金を全面的にカットしてしまいました。今は、地方自治体に丸投げの状態です。そのために、この就学援助の実態は市町村によって差があります。そこで坂城町の就学援助の実態をお聞きします。

一つは、就学援助の受給率と支給内容及び支給方法の現状と認定基準はどうなっているか。特に多くの自治体では、認定基準は生活保護基準の1.2倍から1.5倍にしているのが通常です。坂城町ではどうでしょうか。

2、保護者へのお知らせ方法はどのようにしているか。また、子育て世代の生活が大変になる中、受給率アップの対策は考えているか。

4、生活保護基準の引き下げでどのような影響が考えられるか。

5番として、就学援助は影響しないようにぜひぜひ、国に働きかけていただきたいと思いますが、どうか。

次に、ハの子どもの医療費無料化の拡大について質問します。

坂城町の子供の医療費無料化の取り組みは、ご承知のように全県的にも非常におくれております。特に私が一昨年の6月議会で取り上げたときに、山村町政が出発した年でしたけれども、山村町長は段階的に拡大していきたいと答弁されております。24年度には小学校6年生まで拡大され、本当に喜んでおります。

そこで質問ですが、一つ、今年度拡大した小学生にかかった費用はどのくらいか、わかる範囲で答弁願います。また、中学校3年まで拡大したときには、どのくらいかかるのか。

2番目に、子育て世代を支援するために今、中学3年生まで拡大すべきだと思いますが、どうか。以上で第1回の質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） 子育て支援を応援できる町にということでご質問をいただきました。

まずイの生活保護基準の引き下げについてお答えをいたします。今般の生活保護基準の見直しにつきましては、ご案内のとおり、去る1月18日、厚生労働省が設置する社会保障審議会生活保護基準部会が、一般低所得者の消費支出が生活保護基準を下回っているなどとする報告書を取りまとめ、これを受けて政府では2013年度予算案において、本年8月から生活扶助基準額を引き下げ、ご質問にもありましたが、3年で約670億円程度を段階的に削減するということを決定をいたしました。

生活保護制度は、生活困窮者に対し必要な保護を行い、憲法第25条に規定される健康で文化的な最低限度の生活を国の責任において保障する制度であり、今回の基準額引き下げについてもしかるべき機関の検討を踏まえ、政府が判断をしたということでございますので、これに対しまして町として軽々に考えを申し上げるということは差し控えさせていただきたいと思っております。

また、生活保護基準の見直しに伴い、個人住民税の非課税限度額や就学援助等の生活支援制度など、他の制度への影響が懸念されるわけですが、先般、厚生労働省から税制改正による対応など制度の趣旨や目的、実態を考慮しながらできる限り影響が及ばないように対応するとの方針が出されました。あわせて地方が行う事業についても、国の対応方針を理解した上での判断が求められていますので、町におきましても趣旨に沿った対応をしてみたいと考えているところでございます。

生活保護制度につきましては、受給者の増加とともに、不正受給や扶養義務のあり方などの問題点も指摘される中、国ではケースワーカーを増員して、最後のセーフティネットとして制度の適正執行を図っていくということでございます。こうした対応とともに、生活保護受給者を含む低所得者層が増加している社会の構造的な問題に対しての抜本的な取り組みを期待するところでございます。

次に、ハの子供の医療費無料化拡大をについてお答えをいたします。子供の医療費に対する福祉医療費の支給につきましては、今年度から小学生の外来診療分についても対象を拡大し、昨年4月以降に受診をされた窓口負担額に対する助成をしているところでございます。福祉医療費の支給は審査や集計の都合上、診療月からおおむね2カ月後に償還となりますので、対象を拡大をいたしました小学生の外来分につきましては、平成24年4月から平成25年、本年の1月診療分までの10カ月分を今年度予算において支給をするということでございます。

今年度につきましては、本年1月診療分の支給が残っている状況ではございますが、昨年度の同時期と比較をいたしますと、支給延べ件数が2,644件増の7,489件、支給額では

約567万円増の1,775万4千円余りとなっており、金額ベースでは前年対比1.47倍という状況でございます。

また、対象拡大をした小学生の外来分だけで申し上げますと、現在までの月平均支給額は約78万円ということですが、インフルエンザの流行等により、昨年12月診療分に対する支給は93万6千円と前月までを大きく上回る支給額となっております。今年度、あと1回引き続きインフルエンザの影響が心配される、本年1月診療分に対する支給ということで、対象拡大分に対する支給平均額も若干上昇するものと考えております。

また、子供への福祉医療費について、中学3年生まで拡大をというお尋ねでございます。中学生の拡大分を国保被保険者の状況から推計いたしますと、年間に医療費自己負担分の助成で、約450万円前後、審査手数料等の事務経費で60万円前後が、単独費用として必要ではないかというふうに考えております。

現下の厳しい町の財政状況を考慮いたしますと、いつごろという明確なお約束はできないわけですが、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てをしていただくことで、次代を担う大切な子供たちの育ちを応援していくことは、大変重要なことだと認識しております。

今後におきましては、今年度拡大をいたしました福祉医療費の状況、あるいは将来的な見通しを十分に精査させていただき、他の諸事業とのバランスなど財政状況を勘案する中で、対象拡大についての検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（柳澤君） 就学援助の支給率などについて、順次答弁申し上げます。

坂城町の就学援助の支給率と支給内容の現状、認定基準についてでございますが、平成24年度、当初認定の6月時点で、全校生徒児童数1,248人のうち、104人に支給しておりますので、その割合は8.3%となっております。

支給内容は、学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費となっております。認定基準は、要保護及び準要保護児童生徒援助支給要綱におきまして、要保護者に準ずる程度に困窮している方で、主なものは、生活保護法に基づく保護の停止または廃止、町民税の非課税、あるいは減免または個人の事業税の減免、固定資産税の減免、国民年金の掛金の減免、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予、児童扶養手当の支給、あるいはPTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われているもの、またあるいはその他、学校長あるいは民生委員が特に援助を必要と認める状況にある者というようなことが認定基準となっております。

次に、保護者へのお知らせ方法についてでございますが、年度当初に学校を通じて、全児童生徒の家庭にチラシを配布しております。このチラシにつきましては、認定基準の重立ったものを表示し、受けられる援助費を記載し、できる限り簡素化し、わかりやすくしたものとなっております。

次に、支給率アップの対策ということでございますが、準要保護児童生徒にかかわる就学援助制度につきましては、生活保護に準じまして、経済的な困難がある収入レベルの世帯を準要保護世帯としまして、必要最小限の範囲で経済的に支援することで、義務教育9年間の教育の機会の均等を図るものでございます。

就学援助の支給率につきましては、保護者の置かれる社会経済情勢によっても変わってこようかと思えますし、就学援助は経済的な困難がある世帯を支援しまして、教育の機会の均等を図ることが目的でありますので、結果として支給率という数値が出てくるという考え方でございます。このことから就学援助の制度上、児童・生徒の支給する割合を何%に拡大していく、あるいは何%の支給率を目標と定めていくというようなことはかなり厳しいと考えるところでございます。

続いて、生活保護基準の引き下げで、どのような影響が考えられるかということでございますが、平成24年4月の時点で、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを認定基準としている市町村は、長野県内で22の市町村がございまして、これらの市町村につきましては、生活保護基準が下げられれば、生活保護の基準額に一定の係数を掛けておりますので、当然ながら影響が出てくると思われまゝ。今まで就学援助を受けられていた世帯が受けられないといったことも考えられるところでございます。

一方で当町のように、町民税の非課税、あるいは児童扶養手当の支給といった基準の場合につきましては、生活保護基準が下げられたから、ここですぐに影響を受けるというようなことは当面考えていないところでございます。

次に、国への働きかけということでございます。お話にもございましたように就学援助につきましては、平成17年のいわゆる三位一体の改革によりまして、準要保護につきましては、国庫補助から外され、地方交付税の中で算定される一般財源化がなされ現在に至っております。就学援助の財源が一般化されたことで、各市町村の地域特性や行政状況などにより、就学援助の運用方法も異なっているところでございます。その取り扱いは国が基準を定めて運用していく制度となっていない状況と考えるところでございますので、国への働きかけといったことにつきましては、難しいと考えているところでございます。以上です。

1番（塩入君） ただいま、担当課長から答弁がありました。第2回目の質問に入ります。

ロの就学援助にかかわって特に質問したいと思えます。第1に就学援助の受給率は、全国平均が15.3%で、7人に一人の割合です。長野県平均は10.6%です。坂城町は先ほどあったように8.3%であります。県よりも2%近く低くなっているわけですが、この点についてどう考えられるか。

それから第2に、保護者へのお知らせの方法ですが、就学援助を受けるということは、誰もためらいがちです。しかし、親がリストラされたり、病気になったり、倒産して収入がなくな

ることもあります。どこにもあることだと思います。そのために子供が学校で惨めな思いをして、本当に大変な状況もあります。そういう意味で一人一人の子供は、社会や地域の力で育てるということから、この引き下げは避けるべきだと私は思います。そこで、ぜひ、この点を、このチラシについてですね、先ほどお話にありましたように、こういうチラシを各学校へお配りするわけですが、このチラシになぜ就学援助制度が必要なのか、その目的、これは坂城の条例にも1番に、第1条にはっきり書いてあるわけです。なぜ、つくられたのか、それがこのチラシには入っていません。ぜひ、坂城町の条例の第1にある目的をですね、明確に書いていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

第3に、保護者へのお知らせですが、学校での様子を聞いていますと、大体4月中旬ごろですね、教育委員会からこういうチラシが来て、そして4月下旬にまとめて報告すると、こういうふうにお聞きしました。これでは、本当に保護者へのお知らせが不徹底になるんじゃないかというふうに思うんです。やはり、保護者のお知らせする場合には、新入生の説明会の折とか、そのときにこういうチラシをわかりやすく話していただいたり、そしてまた家庭訪問の折にぜひ相談に乗っていただくような工夫をしていただいたらどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

第4に、生活保護基準の引き下げで、就学援助を受けられなくなった家庭も出てきます。子育て世代を直撃しているわけですが、親であれば学校への支払いは優先させたいと思っています。坂城町では、学校へ納めるお金は給食費を入れて、小学校では平均約7万8千円、中学校では約12万3千円ほどかかります。このほかにもかかるわけです。就学援助によって助かるという家庭もたくさんあると思います。そういう意味で、国へ積極的に働きかけていくべだと思んですが、先ほどもお答えの中でありました。

それから次に、ハの子供の医療費無料化についてですが、第1に昨年度の当初予算は2,600万円計上されていまして。今年度の予算は昨年度より400万円低い2,200万円になっています。昨年度並みの2,600万円の予算を組めば、中学3年まで拡大できると思いますが、どうでしょうか。

第2に、長野県内ではほとんどの市町村が中学3年まで拡大しています。町や村でいえば、中学3年までっていないのは、残念ながら坂城町だけです。この近隣市町村も全部中3で、高3までいっているところもあります。今年の6年生が受けられたのに、来年中学に行くとき受けられない、本当にかわいそうではありませんか。町長が段階的に拡大すると言った意味は、一步一步階段を上るように、今年は小学校6年生まで、来年は中学3年までというのが普通の考え方だと思います。

先ほど子育て世代が大変になっていることを申し上げましたが、子育て世代を応援するため、今はどこの市町村も真剣になって考えています。ぜひぜひ、今年度から拡大するよう

答弁を町長に求めたいと思います。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 幾つか、ご質問をいただきましたので、順次お答えをしてみたいと思います。

まず、就学援助費の支給率についてという状況であります。県より低いのではないかというお話もあるところでございますけれども、先ほども少し申しましたけれども、就学援助につきましては、経済的な困難がある方につきまして支援をいたしまして、教育の機会の均等を図ることが大原則になっております。結果としまして、支給率という考え方が出てくるというような状況になっておりますので、必ずしもそれが低いというところで拾えていないのかといいますと、当町におきましては基準を引き下げておるわけでもございませんで、生活に困窮をされている方については、制度を運用しているという考え方でいるところでございます。

それから、保護者へのお知らせというような状況であります。この部分につきましては、それぞれチラシを入れて、各家庭で周知を図っているところではありますけれども、時期的な部分につきましては、ご家庭にお戻りいただいて、それぞれの状況によって提出をしていただくというような状況の中で、時期的には6月の下旬ぐらいというようなところまで、認定の時点は、期間的にはあるような状況になっております。

そういう中で、必要な部分で時期については、余裕があるのかなと思うんですけれども、内容的な部分、目的というようなところが入っていないというような状況につきましては、今後ちょっと検討をしてみたいと思います。

それから、国への働きかけというところであります。この部分につきましては、先ほども申しましたけれども、現在、それぞれの市町村でこの制度が運用はされているというような状況でございます。ということでありますので、それぞれの市町村の中で対応を考えながら制度を運用していくというところでの考え方を持っているところであります。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 子供の医療費につきまして、昨年の当初予算と今年度の予算の比較の中でご質問いただきました。2,600から2,200ということで、一般財源ベースでいうと、およそ200万程度の減かなというふうに考えております。対象を縮小ということではなくてですね、同じ対象の中でということでもあります。

これに限っていいますと、そんな形になるんですけれども、福祉関係予算全般を見ますとですね、例えば障害関係の福祉関係ですとか、高齢者福祉の関係ですとか、トータルで申し上げますと、社会福祉費トータルでは、一般財源ベースで申し上げますと、24年と25年、福祉健康課関係であります。約、一般財源ベースで700万ほど増加をしています。そういったことで全体のバランスということで考えますとですね、子育て支援、大変重要なんですけれども、全体のバランスという部分で、今年度ですね、福祉全体とすれば膨らんでいるというようなことで、ご理解をいただければというふうに考えております。

拡大、今後の予定ということにつきましては、町長のほうから申し上げたいと思います。

町長（山村君） 段階的にと前に申し上げました。段階的にやっているつもりでありますので、また、今、課長から話がありましたように、全体のバランスを見ながら福祉行政を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

1番（塩入君） 今、町長と課長から答弁がありましたけれども、ぜひ、第2回の質問したように、おくれた、そういう特に子供の医療費の部分については、格段のまた検討をお願いしたいと思います。

次に、2の安心できる生活環境の整備について質問します。

イとして、町単補助事業費等の拡大についてです。

町単補助事業費は、町民の一番身近にあるところで、生活道路、水路、交通施設、防犯灯、消防施設等々に使われています。27区の皆さんからたくさんの要望が出されました。私も金井区の役員の皆さんと一緒に半日かけて、要望の出された53カ所を一つ一つ見て歩きました。どれも、もっともな要望ばかりです。調査した後、重点項目を8項目に苦労してまとめました。道路が狭く、救急車などが入ってこれない、少し直せば可能になるところ、用水路の排水が悪く、人家に雨水が流れ込むところ、舗装路面がひび割れして陥没していて歩行にも支障を来している、しかも、通学路になっているところ、消火用水槽に穴があいていて満水にならず、いざというときには困るところ、防犯灯が電線と電線で結ばれていて危険なところ、などなど、どれも早急に直してほしいものばかりです。

優先順位を考えながらやっと8項目にまとめました。去年は同じように絞りに絞って、各課へ要望を提出しましたが、実現できたのはほんのわずかです。今年1月の金井区の14組合の新年総会でも出された意見は今でも記憶しております。あれだけみんな考えて要望したのに一つも実現しなかった。エレベーター、小学校建設にお金がかかるのはわかるけれども、私たちの身近な要望ももっと実現してほしいと強く要望されました。

27区、どの区もこのようにみんなの意見をまとめて要望しています。実現するものが余りにも少ない、金井区だけではありません。込山区の方からも子供たちの安全な通学路にするために整備をしてほしいという話が、私のところにもありました。去年、議会報告会の折にも要望が多く出され、議会としても要望を出したところでした。

そこで質問します。第1に町単補助事業への町民の要望は大変強いですが、この要望をどのように受けとめているか。少子高齢化社会になり、地域の安全確保を最優先に考えるべきではないでしょうか。

第2に、去年の建設課の町単補助事業の当初予算は、1,200万円ありました。今年は200万円減で、1千万円になっています。このように町民から要望が強いのに、なぜ減額されたのか、以上2点について質問します。

次にロについてですが、防火予防対策の強化をについて質問します。

私は昨年12月議会で防火対策について質問しました。昨年は、住宅火災が多く、3人ものとうい命を失いました。この教訓を生かし、防火対策に積極的に取り組むと答弁されました。そこで、現在までどんな取り組みがされているのか質問します。

第1に、火災報知器の設置率が63%と、大変低いのです。早急に取り組むとの答弁がありましたけれども、役場庁舎の玄関を初め、上り旗が目立っております。また、消防団や婦人消防団の皆さんが、また民生委員の皆さんがひとり暮らしの訪問活動の中で、火災警報器の設置状況や、火事を出さないためのアドバイスをされてきました。その結果、現在どのくらい進んでいるのか、また今後の対策はどうか、お尋ねします。

第2に、防火施設、消火栓、標識、ホース等の現状と対策はどのようにされているか。

第3に、坂城消防署の職員体制は明るい見通しが出てきました。具体的にどうなるか、お尋ねします。以上、第1回目の質問とします。

町長（山村君） 私からですね、イの安心できる生活環境の整備をの中の防火予防対策の強化、特に、職員体制の状況についてお話申し上げます。

消防本部の体制につきましては、現在92名の定数の中で、更埴署、戸倉上山田署、坂城署と3署があり、現体制の中で最大限の取り組みをしていただいているというところであります。しかしながら、ご案内のように坂城署の体制というのは、1隊出動態勢であり、消防または救急で出動したときは、その間2隊同時出動態勢の戸倉上山田署または更埴署から出動しているという状況であり、体制整備が大きな課題となっております。

このため、坂城署が2隊同時に出動できるという人員体制を整備するための7人増員、さらに24時間体制の指揮隊1隊創設のための3人増員の計10人を増員し、定数を92名から102名とする職員定数条例の一部改正が、2月7日の消防組合議会に上程され、千曲市議の全面的な応援もあり、議員全員の賛成を得て、可決いたしました。

なお、増員に当たっては、平成26年度から計画的、段階的に増員を図り、31年度完了をめどに進めていくということでございます。しかしながら、坂城署の体制整備の緊急性については、消防組合としても認識しているということでもありますので、この一応枠としては102人確保されましたので、できる限り、可能な限り早急な対応を進めていただけるように私からもお願いをし、進めていきたいというふうに思っております。

その他につきましては、担当課長から申し上げます。

建設課長（青木君） 町単補助事業費の拡大についてお答えをいたします。町単補助事業につきましては、町内の各区から事業要望箇所を提出していただく中で、町が町内各区におけるバランスにも配慮しながら、各区と相談をする中で箇所づけを行い、区が土木事業を実施し、町が工事費の補助をするものです。身近な道路や水路の整備についても、区内の要望順位によって対応が可能であり、区の要望も多い事業であります。

町では、この町単補助事業の要望を受け、年度当初に要望のあった全ての区の要望箇所の調査を区の役員の皆さんとともにを行い、地域にどんな要望や課題があるか、それらをくみ上げ、必要な箇所については、この町単補助事業によらず道路新設改良工事、道路維持工事といった町が直接発注する工事としても取り組む中で、地域の生活基盤の整備を現在進めております。

このほか、通学路、防犯灯整備事業のように、道路改良事業の効果促進事業として国の交付金等が見込める場合には、国庫補助金等の活用も図り、事業枠の確保にも現在努めております。

また、平成24年度におきましては、12月補正予算で緊急経済対策として、建設課分で600万円、産業振興課分で200万円の事業費を補正し、年度当初に要望のあった町単補助工事箇所を基本に、平成25年度の前倒し事業として町発注の工事を実施しており、平成25年度の町単補助事業の考え方に基づく事業費といたしましては、その前倒し分を含めますと、前年度よりも事業費規模の拡大を実際には実施しております。今後も生活環境の整備につきまして、町単補助事業も含め町で実施している各種事業を組み合わせ生活に密着した整備を進めてまいりたいと考えております。

先ほどのご質問の中で、平成25年度の予算書を見る限り、事業規模が減少しているではないかというご質問をいただきましたが、先ほどのご答弁の繰り返しになりますが、25年度だけではなく、24年度中にですね、緊急の経済対策として前倒し事業として事業を、工事を実施しております。

これは緊急経済対策ということでございましたので、補正をとり、早急に工事を実施するという意味合いもありまして、区に補助金を出すという形ではなく、通常の町単補助工事の形式ではなく、町が事業発注を早期に行うという形の中で事業をしております。しかしながら、この事業の内容につきましては、先ほども言いましたように、年度当初に皆さんからお聞きした要望に基づいて、箇所決めを行い、しかも各区の区長さんにですね、こういうことの中で、緊急経済対策として、区から要望のあったものについて工事を実施いたしますということもお話する中で、事業を実施しております。

繰り返しになりますが、補助工事だけではなく、こういったいろいろな事業を組み合わせる中でですね、区の要望、地域の生活安全といったものの確保、そのために必要な整備というのを現在、町は実施しております。以上です。

住民環境課長（小奈君） 私のほうから、防火予防対策の強化をについて順次お答えいたします。

まず、住宅用火災警報器の設置状況、これにつきましては、先ほどご質問にもありましたが、11月30日現在、消防署で調べたその後の調査はございませんが、各地区ごとに数字をいただきました。坂城地区64.7%、南条地区68.3%、中之条地区66.7%、村上地区51.9%となっております。

また、昨年12月から今年の2月まで行われました、ひとり暮らし高齢者家庭防火点検にお

いては、消防署と町婦人消防隊が協力し、抽出いたしましたお宅46軒を訪問、点検いたしましたが、住宅、こちらのほう、住宅用火災警報器、また警報装置、それから通報器具、合わせた設置率は89%となっております。町といたしましても、住宅用火災警報器設置率100%を目指し、高齢者の集まる機会を捉え、チラシの配布、上り旗の掲出、声かけなどにより啓発を続けてまいります。

次に、町内の防火水槽等の点検状況でございます。町内には現在防火水槽が145基、消火栓が372基あり、消火栓には必ず器具箱が設置されており、器具箱の中にはホースが4本程度格納されております。さらに、近隣の水利との距離が遠い場合などは、器具箱を1基増設し、ホースの本数を増やすなどして、現在町内全域で1,500本程度のホースが配備されております。

また、町消防団により防火水槽の水が不足していないか、消火栓が破損していないか、またきちんと水が出るかなどの点検を年間2回以上行っております。消防用ホースにつきましては、毎年50本程度を購入し、消火栓や消防団の古くなったホースから入れかえ、配備をいたしております。

また、老朽化が目立つ防火水槽の標識については、予算の範囲内ではありますが、区からの要望等により更新等実施しておるところでございます。

1番（塩入君） 町長、担当課長から答弁がありましたけれども、第2回の質問に入りたいと思います。

一つは、町単補助事業について担当課長から答弁があったわけですが、確かに今年度、町単補助事業の予算が昨年より減っているという質問をしました。しかし、昨年の12月に緊急経済対策で1千万円近く上乘せして、町単工事を実現してきていると。そのときも町長が答弁していますけれども、特に道路、水路などの町単工事は即効的な経済効果も期待できるし、町の活性化にもつながるといふふうに答弁されていました。全く同感です。

もう一つ、町内のバリアフリー化にもつながると私は考えます。特に、坂城駅を中心にバリアフリー化が進んでいますけれども、各地でバリアフリー化を進めるのが高齢者にとっても一番安心できる町になるんじゃないか、そう思うわけです。また、町民が町政を身近に感じることもできると思うんです。そういう意味で、町の経済の活性化のため、町内のバリアフリー化のために、町民にとって本当に大切な事業だと思います。当初予算はあれですけれども、先ほどの課長のように、町単補助事業だけじゃなくて、町単工事全体で町独自でやっていくという答弁がありました。ぜひ、今年度もですね、一つでも要望が多く実現できるようにお願いしたいと、ぜひ実現していただきたいと、それを要求しておきたいと思っております。

次に、第2の火災警報器の設置率ですけれども、確かに課長からの取り組みが出されて、少しずつですが、設置率のアップ率が上がってきております。ただ、本当にひとり暮らしとか、

ひとり暮らしは非常によく結果、さっきの結果、非常に高くなっているんですが、例えば、老老介護とか経済的に大変困っている、そういう人たちに対して、町の職員かボランティアも含めてですね、何とか援助できないかとか、それが第2点です。

第3点にですが、防火施設や標識、ホースなどについてです。昨年末、金井区の火災の折に、近所の人からホースが破れていたという声もありました。いざというときに使えなければ本当に大変です。また、古い防火水槽の標識がわかりにくくなっていたり、私も調べてみましたけれども、標識の全くないところが幾つかあります。やはり、町民の目にとまらないことでは困ります。わかりやすいものにしてほしいと思います。金井区の一つの防火水槽は、穴があいているために満水になっていません。いざというときに本当に困ります。これは今年中にぜひ修理していただきたいと思いますが、どうでしょうか。以上です。

住民環境課長（小奈君） 先ほどの住宅用火災警報器、その補助ということでしょうか。町の援助というお話でありましたならば、ボランティアの方、またヘルパーの方、こういう方々に行っていただく中で、その設置についてお話、またそれを上げていただくような動きをしているところでございます。

また、今お話の中にありました、昨年11月の金井区住宅火災において、ホースの破損があったとのことですが、そのようなことがあれば、消防団の幹部会であったり、消防署との連絡会議等を通じて私のほうにしっかり話が上がってまいります。私のほうにはそのような、ホースの破損等についての不手際とか、そういうお話は、消防団、消防署から一切聞いておりません。一切なかったと。破損ではなく、つなぎ込んだところでの水が出たという形であったと思います。

あと、もう一つ、防火水槽について予算の中で、ちょっと検討してまいりたいと考えます。

1番（塩入君） 今、課長から答弁がありましたけれども、特に、防火対策に関係して、火災報知器ですね、警報器ですね、設置率、努力されていることはよくわかります。できるだけ早くやっていただくためにも、先ほどボランティアの皆さんもできればね、こういうところに本当に尽くしてもらおうというような呼びかけ、町の職員が率先してやっていただくような呼びかけをしていただければ、もっとアップしていくんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、やっていただきたいと。

それから、防火施設の問題、特にホースですね、今、課長から答弁がありました。私も聞いた範囲で事実を確かめたわけじゃないんですけども、聞いて、そういうことがあったということは何人かからも聞いたわけですが、実際は穴があいているんじゃないかと、そうじゃないんだということを今、ちょっと言われたんですが、その辺の事実関係はまたはっきりさせたいと思いますが、いずれにしてもですね、ホースがそんな状態であれば困ると思うので、ぜひ、先ほども何本か用意していると、ホース、今年も用意してかえていきたいというお話がありまし

た。ぜひやっていただきたいというふうに考えております。

それから、最後にですね、防火水槽に穴があいているという話もしたんですが、やはり、今、防火対策が日本中で叫ばれています。一つ一つ実現していかなきやならない。できるところからやっていくのが常道だと思うわけで、そういう意味で、お金をあんまりかけなくてできるところからぜひ、これからも努力してもらいたいというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時07分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に12番 池田弘君の質問を許します。

12番（池田君） ただいま発言の時間をいただきましたので、発言をさせていただきます。

今日は、私が申し上げる内容は、四ツ屋区におきまして、文化財の保存会というのがあるわけございまして、この中に保存というのが、四ツ屋区には結構多くあるものですから、その中の保存会にかかわりを持ちながら、古来よりありますと思われるものですがけれども、それについて現にあったものについて、少しでもわかるようにとか、また四ツ屋の歴史等について研究をというか、突き詰めてやっていることについてお話するというようなことで、質問になるかどうかはちょっとわかりませんが、皆さん方に勉強してもらおうというようなことで、お話していきたいと思うわけでございます。

このことについてというか、毎年正月になりますと、文化財保存会の総会というようなことがありまして、私も議員であるという中で、そこに招待されまして、その総会に招待されて聞きましたこともあります中で、私も四ツ屋に住んでいる者として、以前より大変興味を持っていたことでもあり、非常に感動しました。中でも四ツ屋区では、この大道山（だいどうさん）というのが普通だそうですがけれども、四ツ屋では当然のように、大道山（おおどうさん）、おおどうさんと言っておりますので、今日に限りましては、おおどうさんで通させていただきたいと思うわけですがけれども、おおどうさんになったり、だいどうさんになったり、重なるというか、あちこちになったりすることもあると思われそうですが、そのような中で、この山は、大体四ツ屋の人は、おんたけさんと言っているわけなんですよね。いわれというのは、町の人に知っていただきたいと思っておりますので、ここに取り上げてお話しするわけでございます。

1番としまして、大道山の整備についてということでございますけれども、イとして、登山道の整備をということで申し上げたいと思います。大道山は、標高が1,290mでありまして、また、この山の別名、先ほど申しましたように、四ツ屋ではおんたけさんとも、また、どうえいざんとも呼ばれている山であるわけでございます。

我々の地元の人たちには大変に親しまれておるわけですが、以前は山頂のすぐ近くまで平た

んなところは開墾されて桑畑とか、大豆などもつくられていたようであります。また、冬には家畜の牧草としての草の仮干し場でもあったり、まきとか炭の用意の山でもあったりして、生活に大変密着した山でもあったわけであります。また、これからこの山について説明しているわけですが、おんたけさんと呼ばれる特別な山でありますので、信仰の山となりますので、一言信仰ということになります、これはさておきまして、話させていたいただきたいと思うわけあります。

このおんたけさんは、信仰される人たちが自然と多く四ツ屋を初めとして、他の町村からも集まりまして、一心講という講がつくられたそうであります。これもその一心講の人たちが年に1回、木曾の御嶽山の講としてお参りを続けていたとも聞いております。その講参りがだんだん高まりまして、厚い信仰心から講の先に立つ人たちがつくって、大道山の山頂に神々のご神体を建立しまして、この地に無病息災、また平穏な暮らしを祈願したいという熱意が多くの人たちに広まりつつあったのではないかと思います。

また、この多くの人々の力を結集しまして、浄財を集めまして、文久年間に山城国の宇治郡というところに真言宗の総本山であります醍醐寺に赴きまして、請願をしまして、お墨つきをいただきましたと思われております。また、このときに堂叡山という山号といいますか、名前をいただきまして、堂明院の院号をいただいたようなことですので、この時期に堂叡山という山号と堂明院の院号をいただいた堂叡山と近江、滋賀県ですね、比叡山江戸上野の、そこに東叡山と呼ばれる山があるわけなんですけれども、この山を含めまして、日本の三叡山と呼ばれていると私も以前に聞いた覚えがありますけれども、そのように大変な信仰の山であったようであります。

この三叡山というのは、木曾の御嶽山も含めてということになると思うわけでございます。この堂叡山の山頂には、堂叡山大日大聖不動明王があるわけですが、この一番のご神体の像は、今倒壊しております。その右に成田山、八海山で、再建されました堂叡山の本山というんですか、堂叡山大日大聖不動明王がありまして、この像は、神官としてあるわけでございます。また、左のほうには、すぐ隣に三笠山という像も並んでおります。また、先ほど申しましたように、少し離れたところには三十六童子というような石碑も並び立っております。

この像とか碑には建立年月日はよくわからないわけですが、その像の背後には、つくった大工さんの、石工さんの名がつけられたり、また文久年代のようであります。また、この山の頂に石像、石碑を建てる原石となりました石は、大道山を下っていったところに中之条地籍に石切場というところがありまして、青色がかった石ではありますけれども、その場で刻まれたり、頂上で石工さんの手で彫り込まれたりというように思われるわけであります。

頂上まで運ぶのは本当に相当の仕事ではなかったかと思われれます。それには、牛や馬の背を借りなければならぬようだったとも思われれます。

以上が頂上の堂叡山のことで、いろいろと教えるようなことも申し述べましたが、この堂叡山の登る山について述べさせていただいたわけですが、まずその四ツ屋区から登っていくと、神明神社が四ツ屋の一番上手ですか、のところにあって、その山道という、申す道を先に進むとお墓がありまして、その道路をどんどん行くと、高速道の下をさらに進むと名沢川にかかる橋があります。その橋を渡りますと平沢林道とぶつかる場所がありました、そのところを左右に分かれるわけですが、右のほうに分かれていくところに、御嶽山という神社の里宮の入り口があります。その里宮の入り口のところを山に向かって一本道になっております。その道をどんどん行くと、砂防堰堤に突き当たります。その手前を左に名沢川を渡りまして、道なりに行くと、もとの堂叡山の本道に戻ります。その先をさらに登ると、字名で先ほど申しましたように、大道と地名で呼ばれているところに出るわけですが、そこから先が大変な登山道になります。

名沢川に沿って登りますが、石ころと坂ですごい登りになります。まず、山の神という石碑がありまして、さらに登ると、黒龍滝というのがありますが、この滝を通称四ツ屋のほうでは、お滝の沢と申し上げておるわけですが、その先にまた進んでいくと、石像の不動明王がありまして、その先またさらに進むと、大日不動尊があり、さらにその先を行きますと、鳥居の沓石があります。この沓石のところには十数年前に私たちもこのところに道路が荒れているから少しわかりやすくするんだというので、私もそのときに参加して、そこに大工さんもいたというようなことで、そこにある木を利用して、鳥居をつくったわけですが、その鳥居は今は、やっぱり材木でしたので、材木というか山の木だったものですから、腐って今はなくなっているとのことであります。

この鳥居の沓石のところから少し手前で名沢川と分かれて登りますと、さらに登ると、石像の不動明王があり、その先には御所沢にまつわる碑がございます。この先が山犬の巣という地名で呼ばれているわけですが、何か私が子供のころ聞かされたには、ここに昔は山犬とって、オオカミですよ、オオカミの巣があったとも聞かされておりました。

そのところの下のところ、町で人に貸していたマツタケ山でありました。そのところまでは、平沢のほうから車で上れる林道が来ておりますので、車で来ると大変便利に上れるわけですが、ここからその山犬の巣のところからは、頂上の御嶽山のところに行くには、そんなに坂道ではなくて、大変登りやすい道であるわけですが、そのほかにまた堂叡山に登る回り道する、楽に登れる道がありますが、その道を行けば楽に登れるわけです。この今ままで申し上げたこの道路を登っていくと大変難儀でございますので、下りには何とか、いろんなものを見ながら行けるのではないかと思うわけですが、

その楽に登れるほうの道は、先ほど申しました、里宮のところを少し登りますと、右に折れる細い、入っていくところがございまして、そこを登っていきますと、距離にしては大分真っ

すぐ登るのは違いますから、距離的には相当長くなりますけれども、登山道が大体、登山として登られているところだと思います。途中で中之条の石切場を見たり、尾根を通ったり、山を縫ったりして登るために非常に楽に登ることができます。しかし、道筋は、おおよそわかると思われるわけですが、この登山道も昔からの登山道でありますので、整備がしていないというようなことで、登山道の道しるべのようなものをつくっていただいたり、登っていく途中、途中にいろいろな富士見の場とかというような感じのところがあるわけですが、そのようなところも少し説明もされればよいのではないかと考えています。

そこから登りまして、堂叡山に登り着きますと、山頂に登ると、後ろのほうというか、坂城町から見ると、反対側のほうを見ると、上田市の真田町とか、東御市の東には烏帽子岳が見えたり、先ほどから言っている正面の眼下には坂城町が広がり、南のほうの空遠くには天気がよければ富士山の姿も見ることができます。蓼科山とか、八ヶ岳の連山、南アルプスの連峰とか、そして西には北アルプスの連峰と、すばらしい眺めを満喫することができると思います。

また、堂叡山の石仏を見ることによりまして、何か心に安らぐものがあるのではないかとと思われるわけですが、ここに、登るについて、先ほど申しましたように、道しるべというようなものがないものですから、他の市町村からも大分登られる人が今あるということを聞きますものですから、そこに道標みたいなものを、しっかりした道標みたいなものをつくっていただきたいということを、ここで申し上げておるわけですが、

口といたしまして、学習の場としての活用というようなことで申し上げます。堂叡山につきましては、前のところで申し上げたわけですが、学習場としてとなりますと、堂叡山の里宮がありますが、この里宮については通告もしてありませんので、学習の場となるように私のほうから説明をしますから、学習の場となることを願ひまして申し上げます。

堂叡山の里宮は、四ツ屋区を、先ほども申しましたように、里のほうから山に向かってほとんど、その堂叡山の里宮のところまでは、坂城町で有名というか、ブドウの畑がずっと続いているというふうなぐあいですが、高速道の下をくぐり抜けて、ブドウ畑はまだあります。そのブドウ畑の一番上のところに、左上に登ったところに、その里宮があるわけですが、

高速道の下をくぐり抜けると、アート社という工場がありまして、その後、さらに上に道なりに登りますと、平沢のほうに行く林道に、左右に分かれまして、右のほうに行くのが堂叡山に行く道筋になるわけですが、この堂叡山の参道というところで話しましたが、平沢林道と右に分かれて間もなく行ったところに里宮、登る石段があるわけですが、その石段の脇に四ツ屋の保存会で立てた堂叡山についての説明、簡単な説明ではありますが、あります。その脇に石段がありまして、その石段を登っていくと、里宮があるわけですが、今、この里宮のほうにも人が余り、お参りに行く人もいなくなったというようなことで、この石段

もかなり荒れた状態になっております。

この里宮というのは、明治25年に一心講の皆さんと四ツ屋区が一緒になりまして、堂叡山の開墾記念というような形の中で、里宮が建てられました。このお宮のつくりは、瓦ぶきで特に鬼瓦は堂叡山とちゃんと書かれた、3文字で書かれた瓦というようなことでございますので、大変見応えのあるお宮と思われましても、このお宮自体はそんなに立派というよりも、惨めなお宮のような感じがいたします。この境内には15体ぐらいの石造りの石碑がありますが、私が子供のころ、5月の幾日ごろだったか、ちょっとそこまでは覚えていないんですけども、御嶽山のお祭りとして行われまして、あそこで出店まで出てお祭りが行われたというようなことでございまして、大変にぎわったわけでございます。

この里宮を初め、数多くの石仏、石像と言われる歴史について、四ツ屋の保存会の皆様方も今後に向けて調査をしていくと言っておりますし、わかったことはお互いに町のほうでも調べてもらえればお互いに出し合いまして、歴史のというようなことで学べることはないかと思っております。

学校の遠足の間としてはと思うのは、私は、古い人間でございまして、国民学校というのは、昭和16年から昭和21年の6年間あります中で、私はその国民学校にはまって、ちょうど6年間小学校ではなく、国民学校で過ごしたというような中でございますけれども、その当時、3年以上になりますと、自分たちが学校で使います、冬に使います、まきにする木出しというのをやったわけでございます。この木出しも堂叡山のすぐ下のところまで行って、その木を引いてきたわけでございますので、あの作業が小学校3年以上でやったというようなことでございますものですから、小学校の遠足にも何か堂叡山には行かれるんじゃないかというようなことでございます。

この木出しというのも、先ほど申しました南日名から平沢を通過して、山犬の巣のほうに向かって、今、自動車道できれいになった、きれいというか、山道ですから、水切りがあつて舗装はされていない道路でございましてけれども、そこを通過していけば簡単ではないけれども、行かれると思います。このところに、私たちは3年のときから木出しに行ったということですから、今の子供は山にはあんまりなじんでないから、ちょっと大変かもしれないけれども、行くことができるのではないかと思うわけでございます。

また、この山にいろんな人たちも登ると言うようなことでございますので、そこで、いろいろ歴史を勉強しながら、この歴史を感じながら登っていくのも大変よいのではないかというように、ここで申し上げているわけでございますけれども、またそこにほかの市町村からも今、市町村の方たちです、その人たちも大分登られるようになっておりますというように、ここで申し上げますので、その人たちにもわかりやすく、説明なんかがついたりしていればよいのではないかというように、ここに申し上げているわけでございます。

私が申し上げたことは、質問にはならないと思いますので、ここで町長、教育長に感想なり、よい答弁をいただければと思うわけでございますけれども、思うだけじゃなくて、できるだけよいお話をいただきたいと思います。以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

町長（山村君） 先日、坂城の歴史同好会という会がありまして、そこで参加させていただいたら、堂叡山について非常に詳しく説明をお聞きすることができました。とにかく、比叡山、東叡山、堂叡山と日本三大叡山の一つなんだということをお聞きしました。また今日も非常に詳しくご説明いただきました。

通告ではですね、登山道の整備をどうするんだという質問がありましたので、そういうことでちょっとお答えしたいと思っています。先ほどお話ありましたが、大道山、これは古くから信仰の山としてあがめられ、堂叡山とも呼ばれ、江戸時代後期の文久2年、1862年ころに木曾御岳信者一心講により開かれた信仰の山であると伝わっております。山頂には先ほどお話ありましたが、不動明王や木曾御岳講碑など、5体の石像が所在し、大きな像を山頂まで運んだという信仰の厚さがわかります。

大道山周辺の登山道については、林道横引線作業道に駐車スペースがあり、そこから1時間半ほどで山頂に着くコースが既に設定され、案内板も整備されております。これは平成17年度に町内の里山愛好家や林業委員、区長さんなどを含めた里山整備実行委員会を組織し、やぶ払いや案内板を立てるなど、里山6コースを整備した際に、この登山ルートができ上がったものでございます。

一方古来は、別のルートを参道として登山がなされていたということでもあります。信仰が盛んであった明治時代には北国街道沿いの一里塚跡地、これは国道の四ツ屋交差点から北に約200m、北国街道を進んだ交差点脇ですが、ここには道標が立てられ、明治25年、1892年には道標から東に約2kmの場所に里宮が造営、それらを経由して山頂まで向かう登山道が利用されていたということでございます。しかし、その後は地元区や地域の育成会でも山頂まで登る人も余りなく、山道が荒れてしまったというような状況であるそうです。

大道山は、坂城町内はもとより、烏帽子岳やアルプスなどを見渡すことのできる眺望のよい場所で、地元から親しまれた山となっております。平成19年には里山整備実行委員会の中心の方々、里山の愛好団体であるさかき里山トレッキングクラブを立ち上げていただき、独自の活動を行っていただいております。

今後は、地元の四ツ屋区の皆さん、それから四ツ屋文化財保存会、さらにさかき里山トレッキングクラブの方々とも協力して整備に向けて検討していきたいと思っております。

何をさておき、近いうちに、上に登ってみたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 大道山が学習の場に活用できないかといったご質問について答弁申

上げます。

大道山につきましては、古来から信仰の山としての歴史を有しまして、山頂には大きな見事とも言える石像物5体からの信仰の深さが学べる場所であると考えております。また、山登りににつきましては、体力や精神力を養う場といった観点からも、子供たちにもそのような体験をしてほしいと望むところではあります。

一方、平成23年度から小学校の学習指導要領の改訂がなされ、また24年度から中学校のほうでも改訂がなされたところでございます。その結果、小中学校での授業時間が以前より増加いたしまして、総合的な学習の時間が減少しているというような状況の中で、児童・生徒にもその負担が及ばないように教育委員会といたしましても学校と連携を図りながら配慮をしているところでございます。

大道山の眺望のよさ、あがめられてきたといった歴史等につきましては、今後のまちづくりにとっても非常に大切なことと考えているところであります。また、山頂へ登る道すがらには、山野草というような部分についても、学習の場として生かすことはよいことだというふうには考えているところであります。

ご提案のありました学校での授業での取り組みという部分はかなり厳しい状況かと思えますけれども、生涯学習の場といった観点から、地元である四ツ屋区の育成会さん等々連携を深めながら、さかきふれあい大学の専門講座といったようなところで学びの場としての活用ができないかというようなところで検討してまいりたいと考えております。以上です。

12番（池田君） 今、町長と担当課長のほうから答弁をいただいたわけですが、本当に山は、何というんですか、行ってみると、すばらしい山であるということをご自分で私がつくづくと申し上げているわけですが、本当に登って見なければわからないというようなことではございますけれども、道すがら行くについても中之条の石切場を見るだけでも、わあ、すごいところを見せてもらったよなというような感じがあるということで、とれると思うんですね。

そのようなことについて、道筋に道標と同時に説明というんですかね、そのようなものも、先ほども申しましたけれども、つけていただいたりすれば、さらによい山になって、先ほども申しましたように、日本の国の三叡山だと言われる山でございますけれども、ちょっと規模がよそから比べると、大変小さいわけですが、その小さいなりにまたこの山が三叡山の中に入るのかなというようなこともございますので、ぜひともいい道標をつけていただき、また今、学校教育課長のほうから、学校の授業というか、中にいろいろ考えを入れながらやっていきたいとは申しておるわけですが、子供たちばかりじゃなくて、今、他の市町村からも、何というんですか、歴史を感じる山というようなことで登られているというようなことではございますので、その辺のところも考えの中に入れて、学校ばかりじゃなくて、

勉強の山というようなことで、教育長のほうからもぜひ、いい答弁と申しますか、感想みたいなことをお願いしたいと思うわけですから、どんなものでしょうか。

教育長（宮崎君） 大道山についてご答弁申し上げます。私は、大道山はもちろん登ったことはあります。立派な石碑とですね、頂上はですね、非常に今整備がされていない部分もありますが、雑木林になっていますけれども、比較的平らでですね、あんな上にこんな平らなところがあるのかなというふうに見せていただいたことがあります。

ただ、大道山についてはですね、今、ルート等について池田議員さんからお話ありましたが、里宮からですね、非常に離れた場所、頂上からですね、下を見るとですね、下といいますか、西側を見ると坂城町が本当にちょっと小さく見えて、これは結構遠い山だなという、しかし今はですね、作業道も整備されていて、そういう部分では近くはなったということだろうと思います。

今、るる下からのルートのご説明いただきました。そういう部分でですね、一番は、今の標識等整備という部分でありますけれども、やっぱり学校教育というよりも、まずどうやったらあの山を親しんでいただけるか、一般の方が行っていただけるのかという、そんな観点でですね、どういう取り組みができるのかというようなことが、まず一義的には考えるべきだろうというふうに思います。

そういう意味では、先ほど私どもの課長のほうからもご答弁いただきましたけれども、やっぱり地域であったり、トレッキングクラブの皆さんにご支援いただく中でですね、どういうことができるかという、そういうことがまず大事じゃないかと考えておりますので、そこら辺でまた研究等させていただければというふうに思います。以上でございます。

12番（池田君） どうもありがとうございました。

先ほど申しましたように、通告していないということで、里宮のほうのことは、私が話しただけだと思いますけれども、あそこに行きましても本当にお宮自体は、先ほど申しましたように、御嶽山の里宮というようなことで、一心講の人たちと四ツ屋区で当時のことだからね、あそこのお宮に入ってみますと、寄附したお金の、幾らだっというように書いてありますけれども、多いのが50銭なんです。それでその下が30銭ぐらいというような形の中でつくられた、時代が時代だからそんなもんだと思いますけれども、明治25年ですから、その当時とすれば個人的に出すお金といえば、貴重なお金だったと思いますけれども、ああいうお宮までつくってやったところに、ああいう石仏が置かれているということは、御嶽山信仰だけでなく、個人的に何かいろいろあって、つくられたような石碑もあると思われるんですね。また、そのことについても、四ツ屋の人たちも、保存会の人たちも勉強していくと思うわけですから、町のほうでもできたらそのようなことを、どこかで調べていただいているような勉強ができる場に、勉強と言えはちょっとおかしいんですけども、説明ができるよう

になれば大変すばらしいなと思うわけでございます。そのようなことを希望いたしまして、このことについては終わります。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次の質問は、名沢川についてというようなこととございまして、イといたしまして、名沢川の中に、土砂がありますので、その除去についてということでございます。

名沢川は昔は、大変暴れた川でありまして、現在ではこの川も間知石等、または親水工法等で高速道の下をくぐり抜けたあたりからその上部、名沢川にかかる橋のあたりからその下ずっと、反町川を伝わりまして、千曲川に至るまで整備された河川になっております。しかし、この橋の上のところですね、名沢川にかかった橋から上のところは整備された川でなくて、昔の暴れ川のままございまして、その両側は結構、山合いでございますので、切り立ったようになっている山でございますので、そんなに水が暴れ出すというようなことはありませんけれども、四ツ屋地区というか、あの辺は、大変石等が多いところで、その山も本当にこんなに石があるかと思うぐらいあるところとございまして、大雨が降ると、きれいに整備された川にその石が流れてくるというようなことで、大変堆積する土砂が多いというようなこととございます。

先ほど、堂叡山の中で、話をしたわけでございますけれども、その名沢川をずっと上っていくと、砂防堰堤がありまして、その砂防堰堤から上が本当は、先ほど申しましたように、登山道のほうもひどい石がらだというようなこととございますけれども、堰堤というようなことでもって、そこでとまるからそこから上のほうはいいわけですがけれども、その下のほうが石が多い川というようなことでもって、その土砂が流れてきたところに、何というんですか、ちょっとよどむようなところがありますと、そこに堆積する土砂が多くなりまして、そこにニセアカシアとか、サンチンというぼこぼこしたような木が生えてくるわけでございます。

この雑木が生えるということは、その雑木の根がその石の中に入り込んでいきますと、だんだん木が大きくなっていくことの中で、その根が太りますよね。そうするとせっかくああやって暴れなくしてもらった川が、壊れてしまいますというようなことがございますので、この土砂を取り除いて、そういう雑木等が入らないようにしていただけないかというのが、私の質問ではございますけれども、この川も1級河川というようなこととございまして、これは町関係じゃなくて、県関係の川になると思うんですよね。

そのようなこととございますので、ここで私が申し上げるんじゃなくて、県のほうへ申し上げていただきたいということをお話したいわけでございます。あれを取り除くということになりますと、大変なお金もかかりますけれども、手間もかかりますと思います。だけど、やっぱりせっかくきれいになって暴れなくなった川とございまして、ぜひとも県のほうへ申し入れて、取っていただくことをここで強くお願いするということをお願いしたいというわけで

ございまして。

あの川も、何というんですか、名沢川という川と御堂川という長野側のほうから来る川で、この御堂川からのほうからも結構すごい土砂が流れてきて、それでその合わさったところから下が反町川という複雑な川の名前になっているわけですが、その反町川になってから、国道の近辺のところは高速道路にちなんで、県のほうへ申し上げまして、立派に改修されたきれいな川になっておりますが、その上のところまでが本当に土砂がたまって、四ツ屋区では壮年会の人たちが、そのところの草等を年に1回刈っているわけですが、年に1回刈ったぐらいでは相当のまだ草がまた生えてくるというようなことでございまして、その土砂を取り除いていただければ、また暴れ川にならないで済むのではないかとというようなことで、ここで申し上げるわけがございまして、ぜひとも、県のほうへ持ち上げて、あの川がきれいになるようお願いしたいと思うところであります。

口といたしまして、ニセアカシア等の雑木の除去についてということでございまして。名沢川からの上流の部分でございまして、養老院の北側のところから下のブドウ街道というところに道路が、県のほうでつくってもらった、立派な農道ができていますけれども、そこに橋があるわけですが、その橋のところまでは本当に10年ぐらいもうたちますか、町の、何といったか、あの事業、補助金をもらいながら桜を植えてもう立派な桜並木の何というんですか、堤防みたいなとか、道路みたいなとか、なってきたおかげでございまして、そのブドウ街道の橋の下から、まだアカシアの木やサンチンというような木が残っておりまして、この木が春は花が咲いて、蜜がとれるかもしれないですが、秋になると実がなるわけなんです、この実が風に飛ばされやすいような形になって、台風じゃなくても少し強い風が吹きますと、その実が結構舞いだして、畑のほうに舞ってくるわけです。

そうすると、その種が畑のほうに出てくるというようなことでございまして。それで、やっぱりそれを構わないで、また畑の中もアカシアの畑になっちゃうというような心配がございまして、耕作している畑だったら苦にはならないですが、やっぱりお年寄りの人たちというんですか、畑を放棄して遊休農地にしてあるというようなところは、本当のその雑木が生えるともう大変でございまして。去年、おとしですか、農業委員会でひとところ整備してもらったわけですが、結構手間がかかったり、また四ツ屋地区は上沖土地改良と申しまして、下にかん水する配管がありますので、それが畑のほう整備していると、それがどこにあるかわからないというようなことで、壊すとまたそれもお金がかかったりというようなことになると思うんです。

そのようなことから、堤防とか、名沢川沿いに個人持ちの山と、山とか地所になります。そこにそのアカシアとかサンチンというような今、木が生えているわけがございまして、その木を除去しないから、そういうような雑木がその畑に生えるというようなことでござい

すので、大体が個人持ちの地籍でございますので、やっぱり個人で持ち上げると、いろいろと障害があるというようなことでございますので、できることなら町のほうで、その個人持ちの人たちとお話をしまして、そのニセアカシア等を取り除いていただければ、そこにまた、何か、記念になるような木ですよ、桜ばかり植えてもどういふもんかというような感じもありますけれども、それでも人が見てきれいだなというような木になればいいんじゃないかと思うわけでございますけれども、その個人持ちの地籍のところを、何とかアカシアを切っていただけるような方法をとっていただけないかというようなことをお聞きするところでありまして、そのことを質問といたしまして、第1回目の質問を終わらせます。

建設課長（青木君） 名沢川についてお答えいたします。

初めにですね、名沢川、文化センター北側から、先ほどお話ありましたように、はにしな寮にかけての区間、これを名沢川と称しておりますが、この河川は1級河川ではなくて、町が管理する準用河川ということになっております。それから先ほど、ご質問にありましたように、それから下流、国道を通ってずっと千曲川へ行く部分については御堂川ということで1級河川で県が管理しております。

今回、ご通告いただいた名沢川についてということでございますので、文化センターの北側からはにしな寮にかけての準用河川名沢川について、お答えを申し上げたいと思います。

名沢川は、昭和58年の災害によりまして、文化センター北側からはにしな寮北側までの区間で災害復旧事業により現在のコンクリートブロック積みによる護岸と底張りコンクリートが施工されております。

災害時にもともと護岸が整備されていなかった区間につきましては、災害復旧事業の対象となりませんので、未整備の区間について河川改修事業により平成3年度から平成10年度に整備を行っております。河川改修事業では底張りコンクリートは施工せず、自然石護岸と床どめ工により河川の勾配を緩くする整備を行っており、施工区間は、先ほどの御堂川への合流部から文化センターグラウンド北側までの区間及びはにしな寮下流から県営水道御所沢配水池南までの区間となっております。

ご質問の土砂が堆積している状況についてでございますが、災害復旧事業で施工済みの区間においては、川の流れが速いため左右の護岸付近に土砂が堆積している状況が見られるとともに、堆積している箇所にはですね、根の浅い、細い雑木が生えている状況も確かに見られますが、底張りコンクリートの上に堆積している土砂の上に生えておりますので、その根による護岸等への影響は心配ないものです。

河川改修事業により整備した区間の土砂堆積状況といたしましては、はにしな寮下流側の床どめ工の、ダムのような格好をしている床どめ工という構造物ですが、その両側にはですね、土砂の堆積も見られる状況となっておりますが、またこの区間はですね、名沢川の河川敷が広く

なっておる、自然石護岸の上側、護岸より上ですね、川の流れる断面の余裕の高さ、もう十分とった構造となっておりますので、現在の土砂の堆積状況を見る中では、河川出水時に支障となるものではないという状況であります。しかしながら、河川愛護活動でですね、河川沿線の草刈りを実施していただいている状況もありますので、先ほど桜のお話もありました。今後、川の状況も、ほかの河川、ほかに準用河川ありますので、そういった河川の状況も見る中で、こういったところの部分の土砂の除去についてもですね、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ニセアカシアの雑木の除去についてお答えをいたします。ご質問にもありましたように、戊久保団地上流側の災害復旧事業により整備された区間沿いに、一部区間ですが、ニセアカシア等の状況が見られることです。左岸側、下流に向かって左側ですね、戊久保団地側につきましては、河川敷に隣接する、隣地の山林を利用して公園的に利用して、憩いの場となっている状況も見られるほか、隣接して個人名義の、地目といたしますか、土地の地目上山林というような状況になっている箇所もありますので、まずは、河川の管理上、不要なニセアカシアの把握にまず努めたいというふうに考えております。

それから、除去についてですが、先ほど個人持ちの土地に生えているニセアカシアの除去等についても、ご質問といたしますか、お願いをいただきました。雑木の除去方法といたしまして、現在千曲川において、河川事務所がですね、公募伐採ということの中で、近年、まきストーブ等を利用する方が増えている状況から、希望者に伐採から除去まで実施していただくという手法も取り入れてやっておりますので、これらの手法もあわせて検討する中でですね、まずは河川管理上、伐採除去が必要なかどうかということ判断する中でですね、こういったニセアカシアの除去については対応を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

12番（池田君） 今、課長のほうから答弁をいただいたわけでございますけれども、名沢川の底は、コンクリートを敷いてあるんですかね。あれ、兩岸と一緒に間知石という石で敷き詰められているんだと思います。親水工法となれば、余計にコンクリート用ではできないと思うんですけれども、そのようなことはどうでもいいわけですが、その土砂がたまったところは本当に雑木が生えたり、草が生えて大変でございますので、何とかね、準用河川ということは、町で管理するということですかね。そうすると、町のほうでやっていただくことを強くお願いしたいと思います。

また、ニセアカシアが、希望がある方に切ってもらったりというようなことでございますけれども、切るにも、今、何というんですか、チェーンソーなんかを使うと結構燃料がかかるというようなことの中で、切り除いてもらうにもお金がかかってくるんですよ。そのようなこともありますもんですから、そこのところをうまいぐあいに話し合っても、金のかかることは、金がかかります。そういうことも頭の中に入れていただきまして、やっぱり地籍として持って

いる方のところが、下のほうは多いというようなことですので、そこを何とか、できることなら話し合いを持っていただきまして、取り除いていただくことを希望いたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

けさほど申し上げました、東日本の犠牲者の方々に黙禱をささげるという時間も含まれまして、先ほど10分と申し上げましたが、15分でやれば質問者の影響もございませんので、若干5分延ばしていただいて、15分まで休憩ということでお願いをしたいと思います。以上です。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時44分）

議長（宮島君） 再開いたします。一般質問の途中ですが、午後2時46分から東日本大震災による犠牲者となられた皆さんに黙禱をささげたいと思います。

（黙 禱）

議長（宮島君） お直りください。ご着席願います。

次に、6番 塚田正平君の質問を許します。

6番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私は、昨年の6月議会において、長野広域連合によるごみ処理計画及び葛尾組合の焼却施設について質問しましたが、新たな事態を受けて、再び質問をいたします。

昨年12月、長野広域連合による新ごみ処理施設整備計画の延伸についての町民説明会が開かれました。葛尾組合の焼却施設がさらに4年、平成30年に延伸すると説明会が開かれ、39人と少ない参加者、後半は東日本大震災の被災地の瓦れき処理批判に終始し、消化不良の感が否めずごみ問題の関心に対する希薄さにはさみしい限りであります。

葛尾組合によるごみ焼却は、昭和42年に建設され、45年間にわたりごみ処理を請け負ってきました。昭和30年代、家庭ごみはほとんどが自家処理されており、ごみを燃やす、ごみを行政に頼るなど考えられず、社会全体がごみ問題には関心がないに等しく、中之条の扇状地の最上部の牧の原にごみ焼却施設が建設された。この当時も、道路が広がるなら区のためになるぐらいの軽い受けとめでありました。

その後、高度経済成長期の産物であるごみが想像をはるかに超す増え方に焼却能力が追いつかず、施設の老朽化も相まって、10年後の昭和54年、1日80tの焼却能力を持つ現施設が建設されました。その30年分の焼却灰が焼却場の灰置き場に野ざらしにされて、下部の地域の井戸水からシアンが検出され、大問題になりました。

平成9年に、ようやく焼却灰が撤去、その2年後、ダイオキシン排ガス規制による大規模な改修工事が行われ、ごみの焼却は前近代的な環境行政により焼却炉周辺に多大な弊害をもたら

してきました。

このような経緯からして、大規模改修をしても炉の耐久寿命は10年であることから、平成12年中之条区と1市3町による協定で、新施設は中之条区以外に21年度稼働をもって建設することが約束されました。ところが、その後26年に延伸され、今回さらに4年延伸の平成30年の稼働であります。これまでの協定や約束は白々しく、むなしさも甚だしいものであります。よって、改めて長野広域連合によるごみ処理について伺います。

イ. B焼却施設の4年延伸は。新焼却施設建設地選定における遅滞の経緯をお聞きします。

ロ. B焼却施設の1日100tの根拠は。現在8市町村の可燃ごみの処理は、4カ所の焼却施設で行われておりますが、計画によるとA施設が1日450t、B施設が1日100tで広域全体で550tであります。現状の焼却炉は、610tであり、60t、約1割も減少予測の根拠を伺います。

ハ. B焼却施設整備の建設に係る負担は。坂城町の建設費の負担は概算で約10億円と言われておりますが、負担割合の人口割とごみ量割の基準年をお聞きします。

ニ. ごみ有料化の検証は。24年度以降の有料化による増収額と使われ方についてお聞きします。

ホ. ごみ減量対策は。可燃ごみの30%から40%が家庭ごみの生ごみであり、生ごみ処理の現状と対策、また事業系ごみの98%が可燃ごみであり、その指導と対策をあわせて伺って第1回目の質問といたします。

町長（山村君） 今、ご質問いただきましたことにつきまして私と担当課長のほうでご説明申し上げます。

まず私からは、長野広域ごみ処理について。イ. B施設稼働の4年延伸はということで、お答え申し上げます。葛尾組合焼却施設の老朽化が懸念される中、町としては本当に一刻も早く千曲市にB施設の建設を進めるよう強く働きかけてまいりましたが、大変残念なことに長野広域連合では、長野広域ごみ処理広域化基本計画に基づき、目標年度を平成26年度から30年度に延伸するという方向が示されました。

これを受けまして私としては、延伸について、住民の皆様には責任ある説明が必要と判断いたしまして、昨年12月4日、事業執行をつかさどる長野広域連合事務局及びB施設建設予定地の千曲市市民環境部に説明を依頼し、町民説明会を開催いたしました。当日は塚田議員さんも出席され、ご発言もいただきましたが、その内容及び質疑につきましては、広報1月号で掲載し、住民の皆様にも発信したところでございます。長野広域連合の説明では、建設にかかわる地元協議に手間がかかる中、同意までに至らず、新たな目標年度として平成30年度を設定し、これに向けて懸命に努力をしていくとのことでありました。

また、千曲市市民環境部からは、現在、建設予定地の理解をいただくべく、努力をしている

と、千曲市で責任を持って進めていくとの話がありました。私からは、長野広域連合のB焼却施設が稼働する平成30年度までは命がけで葛尾組合焼却施設を守っていくと申し上げた次第でございます。

その後、長野広域連合では、長野市に予定されているA焼却施設につきましては、今年2月に建設にかかわる地元同意がされました。また、千曲市に予定されているB焼却施設につきましては、環境アセスメントの手続が進められております。今後、事業遂行の責任を持つ長野広域連合として、関係市の皆様のご理解とご協力を賜り、一日も早く事業が推進されますことを願うものであり、長野広域連合のメンバーの一人としても強く訴え続けてまいります。

また、新施設稼働までの葛尾組合焼却施設の延命に当たっては、何よりもごみの減量化が必要であり、今後重点課題として推進してまいります。その他の項目については、担当課長からご説明いたします。以上でございます。

住民環境課長（小奈君） 私のほうからは、B施設100t、1日当たり100tの根拠は、から順次お答えいたします。

長野広域連合では、新ごみ処理施設2施設の規模については、1日当たり550t程度の処理能力が必要と算定し、長野市に建設予定のA施設において1日当たり450t、残り100tについてB施設で処理を行うこととなっております。

このB施設、処理施設においては、坂城町、千曲市で処理する葛尾組合分の処理に加え、B焼却施設に近いところのごみも処理するとしていますが、これについて詳細はまだ決まっておりません。

次に、B施設整備建設に係る負担割合について申し上げます。焼却施設建設費の負担金について、長野広域連合では、人口割10%とごみ量割90%で構成市町村で負担することとしています。人口割については、前年10月1日現在で長野県が毎年人口移動調査に基づき公表する人口が基準となります。ごみ量割90%については、前々年度中に処理した可燃ごみ量を構成市町村で積み上げ、そのうちの坂城町の割合分を負担するものです。

焼却施設の建設の負担金は、施設建設費用のほか、用地取得費、造成費、設計監理等の委託費、その他整えるべき費用が含まれます。このため、長野広域連合として用地買収が開始される年を初年度とし、その前々年度に処理した可燃ごみ量がその年のごみ量割の計算の数値となります。

次に、二、ごみ有料化の検証は、についてであります。一般廃棄物処理手数料の用途については、坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により、町が行う一般廃棄物の収集運搬及び処分の経費等に充当しているところでございます。

平成22年度は1,574万円、平成23年度は1,091万円の収入、平成24年度は900万円の収入見込みとしております。これについては、収集運搬処分の経費等に使用して

います。

なお、手数料収入、すなわちごみ袋の販売であります。収入減になっている理由については、導入当初にあっせん、または導入前のごみ袋を多く購入された世帯が多く、これらが消費されている状況と考えられます。現在、町内の小売店で販売を行っており、必要量の購入に変化している中、今後ごみ量と比例した動きになるものと思われま。

最後に、ホ、ごみ減量対策は、について申し上げます。平成24年度の家庭からのごみの状況は、前年度に比較して可燃ごみが増加している一方、資源物として回収している量が減少しています。24年4月から1月までと、前年度との比較では、可燃ごみが月平均7.71tの増加、資源物は月平均0.27tの減少になっています。

ごみの減量化を進めていくためには、ごみと再生可能な資源の分別は最も重要なこととございます。葛尾組合での可燃ごみの内容を分析した結果では、ごみの内容55%は紙または布、20%はビニール、プラスチック類であり、葛尾組合職員の目視によれば、再生可能な資源が多く含まれているとのこととございます。可燃ごみから資源物に、10%変わることにより、総量で7.5%の減量になり、坂城町の平成23年度家庭からの可燃ごみ搬入量2,604tのうち、195tが減量され、約400万円の削減が可能なことになります。

現在も住民の皆様大変ご苦勞いただいているところではありますが、資源物の分別の徹底と回収を引き続きお願いするところとあります。分別収集が導入されて以来ではありますが、27区に分別とそれによる効果、ごみ減量化を説明する機会をいただき、分別推進を図ってまいります。

なお、現在、早朝の資源物の回収に来られない方等のために、サンデーリサイクルを月1回、第3日曜日に役場駐車場等で実施しています。一層活用していただけるよう広報を進めます。さらに回数増加など、拡充に向けて検討してまいります。

次に、家庭の台所から出てくる野菜くず等生ごみについて、可燃ごみの半分近くは水分でござい。その主となる生ごみについては、水切りによってごみの軽減が図られます。これも各区を回らせていただく中で、ご協力をお願いしてまいります。また、町では、生ごみ処理機購入について2分の1補助、限度額を4万円で実施しています。限度額については、平成22年度から上げ、近隣よりも補助額が高いというものでございます。この事業の周知と活用について、町内家電品の販売店等と組んでPRしていきたいと考えます。さらに、庭木や果樹の剪定枝等については規制の例外とされ、焼却が可能なものであります。

なお、この焼却に当たっては、周辺住民の生活環境等に影響を及ぼさないように配慮して実施する必要があります。実施に当たっては、風向き、時間、一度に大量に焼却しないことなどを守っていただき、近隣の住宅等に十分に配慮をお願いいたします。

また、可燃ごみの減量は平成30年度まで延伸された葛尾組合焼却施設の延命のためにも必要であり、今後も住民の皆さんにご協力いただき、町として減量化に有効な手だてを研究し、進めてまいりたいと存じます。また、町から出される可燃ごみのうち、4割が事業所から搬出される可燃ごみであり、この事業所からの可燃ごみについても減量化が必要ということでこれを進めてまいりたいと考えます。事業所から出される可燃ごみのほとんどが紙類ということがあります。この、特に多くを占める資源化が可能な紙類の分別について、事業所を訪問させていただきお願いしていきたいと考えます。

6番（塚田君） 今の説明、昨年の12月の長野広域の説明会で私も発言しましたが、今、千曲市に予定されているB施設の建設予定地、これが環境アセスの最中であります。これが地元では、この環境アセスに入ることは同意すると、しかし建設は同意はしていませんよと、そういう中での30年延伸が、30年までの稼働が果たして本当に守れるだろうかと、そのことが私は一番心配のことなんです。

26年度までに環境アセスは終了して、都市計画を決定する。そして28年度から設計建設が約3年かかると、そういうこのスケジュールでありますけれども、順調に進んだ場合に、どの時点で地元説明会がされるのか、地元説明に入るのかという、そのことをまず1点。

そして今、B施設の環境アセス、この業務委託、このたびの長野広域の議会で正式に予算が決定されていますけれども、これは9,800万円となっていますけれども、これは要するに25年度いっぱい、また26年度までにかかわる環境アセスの調査委託かと、その点も少し聞いておきたいと思います。

次に、基準年の話ですが、前々年度というその基準、これが先ほど、どういう基準でB施設が100tと、その能力を建設するんかと、そういう100tの根拠とそのことを伺ったんですが、まだはっきり決まっていないと。町の広報等でもこのごみの有料化に伴って、このときに広報で説明があります。人口割10%、ごみ割90%、これが決まっていて、具体的にじゃあどこを、人口をどこまで切って、ごみの量は全体の550の中から割り振るなどというようなことで、果たしてそれぞれの自治体のごみの減量化にどのように取り組むかと、真剣に取り組めるような状況かと、そのことが一番心配なんですよ。

まず、ここに書いてありますよ。新施設に建設にかかわる費用負担、施設を利用する自治体がそれぞれ人口とごみの排出量から算出された額を負担すること。ということは、各自治体の、またその範囲を決めた中での100tだと思うんですがね。ですから千曲市と坂城町、それとあとどこが加わるのかと。自治体、こういうことがはっきりしない限り、先ほどの答弁の中でもこれから各自治体はごみの減量化は本当に努めない、坂城町だけでも概算で10億円かかると、ここに書いてありますよ、はっきりね。ですから本当に努力しないと、先ほどあれですよ。課長から答弁がありましたように、24年度、プラス7.71%ですよ。これは

22年度に有料化して非常にごみが減ったと、この減ったときに5.68%ですよ。それでその次の年は0.088%増えている、リバウンドしている。それでさらに24年度、これは何月時点かわかりませんが、7.71%増、これはお先真っ暗で、概算見込みの10億円どころじゃなくてもっと負担額が増えるということでもあります。そのことでいいんでしょうね。

それで、もう1点、使われ方について、これは有料化以後の、要するに、今、費用が1袋40円ですよ、20円袋代上がりました。これが20円が上がったということが有料化なんですよ。それで20円が上がった額、先ほどありましたように、22年度に1,700万、23年度に1,090万、24年度に900万を入っていると。この使われ方をじゃあ、お聞きします。このごみの有料化のときに説明をされています。これは広報に載っている分ですからね。間違いありませんね。分別堆肥化の推進と補助金の拡充、施設整備、不法投棄防止の強化、新処理施設への備えと、五つの項目が載っています。

この使われ方を、先ほどの答弁ではなかったんですが、不法投棄防止パトロールはされているのか、あと生ごみの処理機、コンポスト、これはどの程度伸びているのか、減っているのか、そのままか。あと、各区の収集庫の整備とありますけれども、収集庫の整備がされているのか。町なかでは、たまたまごみが山積みになって野積みになっていますよね。そういうところもありますけれども、そういうところの整備はどうなっているのかと。そのことをまずお聞きしたいと。そして、今読み上げました新処理施設への備え、要するに貯金、基金、これはされているのかと、その点をお聞きしたいと。

そして最後に、ごみの減量化対策について。私も町の環境衛生委員会の委員長を務めています。これは社会文教委員長という立場からこの委員長が回ってきておりますけれども、やっておりますけれども、このごみ減量化でね、ごみ減量化の推進委員という皆さんに委嘱をされて、段ボール箱の生ごみの堆肥化、この活動を推進されていると。しかし、町はこの推進委員の皆さんにどの程度の補助を出されているのか、また援助をしているのかと。

そして、最後に事業系ごみの紙ごみ対策、これは非常にごみの中で多いわけでありまして。この事業系ごみの中の紙ごみに対する対策。上田市は、この前の質問のときにも言いましたように、事業系のごみはアウトしているんですよ、受け入れないと。そのくらいをやらないと、ごみの減量化がされていないというのが現状なんですよ、その辺どうでしょうか、お願いします。

住民環境課長（小奈君） 大変ちょっと幾つかの質問を頂戴しました。落ちがありましたら、そのときは申しわけございません、ご指摘をお願いいたします。

まずB施設100tの根拠でございます。こちらについては、B施設100tについて、平成26年度にごみ量予測をかける中で、今後この圏域内でさらに災害等、ごみまで含めて年間550tの処理量が必要という算定をしてきたわけでございます。その中で、450tと

100tということで、現在A、Bの施設が展開されております。

また、ごみ割り90%、人口割10%、ごみの減量化への取り組みにつきまして、まず24年、これは24年4月から25年の1月までの葛尾組合に搬入されたごみ、そのごみの量を月ごとに比較した中で7.71%という量になってきているということでお話した次第でございます。実際、大変増えてきております。そういう中で、これからこれは実際、先ほども申し上げました、27区へごみの減量化、それにあわせて分別の重要性、こういうことをしっかりとお話をしていきたい、こういうことで考えております。

あわせて、先ほど、ちょっと答えが飛んでしまっただけでございますが、事業系のごみについて、紙ごみ対策というお話がありましたが、これは葛尾組合のところでも、葛尾組合の処理施設の中で分別ということはできません。各事業所のところで、可能なといいますか、分別をしっかりとお願いしていく中で、これは実施をしていきたいと考えるものでございます。

あと、一般家庭系の一般廃棄物処理手数料の使途でございます。先ほどのごみ減量化容器の購入補助、またごみ危険物収集所整備補助ということ、これらにどのようにお金を使っているのかということでございます。22年度については、ごみ減量化容器等購入補助27基、また、ごみ危険物収集所整備補助として11カ所、あと23年度については、ごみ減量化容器等購入補助19基、ごみ危険物収集所整備補助4カ所と、現在ごみ減量化容器等の購入補助については、1月31日現在ですが15基、あと、ごみ危険物収集所整備補助については同じく1月31日現在5カ所ということで、これら事業の展開をしております。また、あわせて不法投棄、こちらのほうに対しても、パトロールということで、シルバー人材センターに委託をする中で、実施をしているところでございます。

さらに、減量化の推進委員、こちらに対して補助ということでございます。減量化の推進事業の補助ということで10万円、今年度予算の中でも補助をしているところでございます。

あと、申しわけございません、前後してしまいました。環境アセスの関係でございます。環境アセスについてといいますか、千曲市の現在の状況でございますが、地元に対して既にアセスを行う中で説明会等、これからより優良な施設の見学会等実施をしていくということで報告を受けております。

あと、申しわけございません。家庭系一般廃棄物処理手数料の基金という話でございますが、これについては、全く基金というものはございません。導入時において、将来に備えるためには減量化が必要であると、この事業を導入する際に、その減量ということが将来の備えということで説明を進めたものでございます。

6番(塚田君) 再度質問しますが、細かいことを言いたくないんですが、ごみの減量化について22年度、このときは議会でも、また請願ですか、陳情ですかね、これもあったというふうに聞いていますけれども、大変、有料化については非常に大きな問題になったことは確かです

よね。その有料化については、先ほども読みましたように、こういうふうな使い方をしますからということで、町民の皆さんにお願いしているんですよ。じゃあ、この使い道はどうかと、じゃあ、この基金は少しでも積み立てているのかと、いなければほとんど、じゃあどこへ使われたんかと。

この説明の範囲の中では、今、コンポストとか処理機がどのくらい使われるかと、それはいいですよ、何基も。大体どのくらい、ごみ減量化のために使われて、それで基金はないということならば、あとはどこへ使われたんですか。

やっぱりこれはね、町民の皆さんに広報でも皆さんにお知らせをして説明会をやって、有料化まで、お金をね、有料化までしてやった。そのことをまず1点聞きたいんですよ。それと、この減量化によって5.68%、22年度では減りました。減りましたけれども、今度うんと増えているんでしょう。じゃあ、この有料化しなければ、この坂城町のごみは減らないのかと、そのことが問題ですよ。ですからごみを減らすためじゃなくて、要は、この有料化したことは、このお金は減量化のために使われるんだというように説明したこと、そのことをまずちょっと説明をお願いします。

住民環境課長（小奈君） ごみの有料化といいますか、家庭系の一般廃棄物処理手数料の導入時、その当時の議会の議事録等、私も今回の質問に当たって、再度しっかりと読ませていただきました。その中でも何度もお話があったのは、将来、ごみの減量化にこれをつないでいくというよりも、将来、新ごみ処理施設に動きがある、その際にはごみ量割が入ってくる、そのときにごみ量というものについてしっかりと減量化を進めていかなければならない、そういうことの中でも、この手数料は導入していかなければならないんだと、そういう説明ございました。

その中で、当然、廃棄物の処理及び清掃に関する、先ほど条例等のお話をしました、手数料でございます。その用途については、廃棄物の収集、運搬、処理ということがまずメインでございます。これが補助金のうちの3分の2ほどについて実施をしております。残ったところ、残ったといいますか、残る3分の1については、先ほど来、お話しておりますごみの減量化容器、またはそのようなごみ危険物収集所の整備など、ごみの減量化に向けての事業ということで展開しているものでございます。

副町長（宮下君） 有料化にいたしまして、一旦は減ったものが今、7.7ということですが、これは前年比という形のものであります。リバウンドしているというのは、千曲市も坂城町も同じような状況でありまして、もとの戻ってしまうと、これは大変なことだなということになります。

先ほど来、町長も答弁申し上げましたが、30年まで延伸されるという中では、私たちは、今、議員さんもおっしゃるとおり、どのような形でごみの減量化を図っていくのかということが、これは大きな課題であるというふうに考えています。今、課長のほうから答弁いたしまし

たけれども、現実問題として可燃ごみに出ているごみの中に、資源に変わるべきものがあるのではないかというものが大変大きな問題になっています。それにつきましては、担当課長のほうで今年度は27区を回って、もう一度地区の皆さん方に説明をして、少しでもその資源を増やす、燃える可燃ごみを減らすという努力をしていきたいということで、ご答弁をいたしました。

それから、集めたお金につきましては、ごみの減量化に向けてのコンポストですとか、生ごみ対策費だとか、そういうものに使っていますし、全体のごみ処理費の中での運用も図っています。

そして、今、議員さんのご質問にあったみたいに、基金はないのかというようなお話であります。これにつきましては、葛尾組合として新年度から5千万、千曲市と坂城町を合わせました負担金の中から5千万積み立てを始め、私たちの町も必要なんですけれども、葛尾組合が今後あそこを撤去していくに当たっては、どのような形で経費がかかるか、例えば、30年までですと6年ですから、3億円ということですが、これについては、それだけで足りるのかどうか分かりません。そういったものについて、基金として積み立てをしていくということで、新年度から始めていくということで予算計上をさせていただき、この間の葛尾組合でも認めていただいたという経過があります。

いずれにいたしましても、事業の皆さん方にも当然そういう話をしなければならない。また、先ほどお話のありました、人口割10、ごみ量割90というのがあります。まだその中身は決まっておりません。それは私たち坂城町としてはどのような形で、そのごみ量というものを計算するのかということは大きな問題でありますので、これは事務担当の会議のところから始めて、もう一度広域の中で検討しなければならないというふうに考えています。

それから、施設の負担でありますけれども、つくるものはA施設につきましても、B施設につきましても、長野広域の施設になります。当然A施設なり、先に着手するところがありましたら、それは全て加入している長野広域全体の問題になりますので、B施設だけが私たちの問題ではない。A施設も私たち坂城町にもかかわる問題でありますので、今から始めても決して遅い話ではありません。一日も早くごみの減量化を図っていくということで、今年度、それこそ力いっぱい減量に向けて進めていくということでございます。よろしく申し上げます。

6番（塚田君） 今、5千万の積み立てということですが、葛尾組合の関係ですが、県の焼却施設、撤去する場合の費用、この積み立てがあったはずなんですけれども、23年度ですか、それを崩していますよね、取り崩ししていますよね、基金を、していない…。その基金の取り崩しがあったはずなんですけれども、それは幾らだったでしょうか。

副町長（宮下君） 済みません、ちょっと急なものですから、ちょっと金額的なものは、今失念してしまいましたけれども、処理するためといいますか、葛尾組合を処分するための基金とい

うものは持っておりません。今持っているのは、施設整備基金という形であります。その分が3億ぐらいかな、持ってありますけれども、それを年間の修繕費等について回していく、それから当初予定されたものを負担していくんですけれども、やっぱり急にとっても1千万、2千万では直らないというものですから、そういったものに対応するために整備基金は持っています。今回そこにあわせて別個で5千万をこれからのために積んでいこうということで対応したものです。よろしくお願いします。

6番（塚田君） 今の基金については、将来この葛尾組合の焼却炉を壊すときに、数億円というお金がかかるということで、基金があったというふうに聞いていますけれども、その辺は結構です。時間がありませんから、次の質問に入りますけれども。

坂城インター線先線について。

平成22年に、上田坂城バイパスと主要地方道長野上田線、力石バイパスが開通し、とりわけ鼠橋から町道A09号線を経由して、金井工業団地への利便性が向上したことにより、朝夕の通勤帯の利用が飛躍的に増えております。

主要地方道坂城インター線は、18号バイパスとともに、昭和60年に都市計画決定され、坂都5号線として県道整備されたものでありますが、平成3年中之条工業団地の造成時にインター先線用地として町が先行取得したものであります。23年の国道18号バイパス坂城町区間3.8kmの事業化により町内幹線道路整備の見通しがついてきましたが、最後に残る坂城インター線の延伸について順次質問をいたします。

イ. 先線用地取得経緯と内容は。先行取得の用地と20年の経緯をお聞きします。

ロ. 24年度の調査事業は。22、23年度に予算化された事業の内容と結果をお聞きします。

ハ. 県の総合5カ年計画は。インター先線建設が県道整備の計画に反映されているのか伺って、1回目の質問といたします。

建設課長（青木君） 坂城インター先線につきましては、イ、ロ、ハの順でご答弁申し上げます。

まずイの項目ですが、用地取得の経緯と内容についてですが、坂城町土地開発公社におきまして坂都5号線用地として先行取得をしたものであります。平成23年度、経営状況報告書によりますと、面積は9,836.61m²、用地費は1億5,954万8,455円、支払利子は、年間で227万9,414円となっております。

続きまして、ロの平成24年度の県の調査事業はについてご答弁申し上げます。

ご質問の中で関連といたしまして、平成22年度、23年度の県が実施いたしました調査事業の内容につきましても、ご答弁を申し上げます。町はかねてよりインター先線につきましては、上信越自動車道坂城インターと国道18号、そして坂城更埴バイパスを結ぶ主要な道路であるとともに、しなの鉄道との交差、千曲川への長大橋の架橋など、大規模な事業が予想され

ることから、これまでの間、一貫して県道事業として実施を要望してまいりました。

このような町の要望を受ける中で、県といたしましては、平成22年度に航空写真による道路予備設計を、平成23年度におきましては、交通量調査と推計を、平成24年度におきましては、しなの鉄道との交差部付近における地質調査を実施したところであります。

続きまして、ハの長野県総合5カ年計画についてのご質問についてご答弁を申し上げます。長野県総合5カ年計画につきましては、現在案として、県のホームページ上で公開となっております。この計画において、インター先線など県道の整備の位置づけにつきましては、主要地方道インター先線がこの計画期間内に事業着手する路線として計画が位置づけられておるものでございます。以上です。

6番（塚田君） 今、インター先線の内容をお聞きしたんですが、この間の利息、土地開発公社の資料を見ますと、約9千万になっております。そして、22年度時点で簿価が2億5千万円、約1億6千万円で買ったものが約1億円増えているんですね、もう。このことについてインター先線の用地は、県が整備する道路用地として町が先行取得したものであります。これまで管理してきた土地開発公社は、事業の段階で用地の取得価格に借入金の利息と管理費を加えて売却すると。しかしこの地価の下落の中で、果たして1億円も上がったこの土地を県が買ってくれるだろうか。これはまだ事業化になりませんが、こういうことが一番私は心配の種であります。

次に、町長に伺いますけれども、町長は新年の各種の挨拶の中で、このインター先線が国道バイパス、いわゆる18号国道バイパスと七、八年で接続できるというような発言をされております。この真意と根拠を伺います。

また、町の国道バイパス県道整備促進期成同盟会の23年度の年次総会の決議文では、インター先線、とりわけテクノ工業団地を経由し、町道A09号線へ接続との具体的な案が示されています。文が示されております。これは県から前向きな話があったのか、また協議がされたのか、また24年度総会の決議文からは、インター先線の早期事業化を図ると、大きく後退をしております。これは方向転換なのか、あわせて伺って2回目の質問といたします。

町長（山村君） 今、塚田議員からご質問ありました。私がずっといろんな機会で申し上げたのはですね、18号バイパス、これは事業着手してから大体10年で完成というのが一般的な方向だと、これは国のほうからも聞いております。したがって事業着手して、もう10年ということは前から言っていますので、八、九年でバイパスが、9年かな、バイパスができるだろうと、そのときにインターとの接続というのが、できれば希望的観測だけれども、七、八年と言った記憶はないんですが、七、八、九年と言ったかもしれません。バイパスとあわせて工事ができればということで、これは国土交通大臣、国土交通省とかそれから長野県にもそういう旨でお話しております。

ただ、今の段階で何年という答えは返ってきませんが、バイパスができる暁には、それと接続するという意味で、そういうふうに申し上げているということでございます。以上です。

建設課長（青木君） 私からは、平成23年度国道バイパス県道整備促進期成同盟会の総会において出ました関係についてお答えを申し上げます。

先ほどの総会におきましてですが、このインター先線、早期事業化を図るためその方策は何かをですね、町の担当課及び地元の県建設事務所と検討をですね、繰り返す中で、鼠橋からテクノ工業団地を経由して、ミヤリサン製菓前までの町道、そこに至る町道との接続という事業計画というのも有力視されてきた経過もございます。早期に事業着手していただくにはということの中の最善策を県と町がともに検討したということです。その経過もありまして、案としてですね、23年度の同盟会の中で示された経過もございますが、町及び、この同盟会の総意として今までの働きかけをしてきたとおり、国道18号からバイパスまでの間の早期事業化の要望をするということで決定をしております。

したがって、平成24年度の総会におきましては、先ほどご質問にあったような部分はなくですね、町もこれまでの間、国、あるいはもちろん県ですが、に対してですね、一貫して国道18号からバイパスまでのインター線の早期事業化を要望してまいったところです。先ほども言いましたように、経過の中として、早期着手ができる方法というのを検討はなされましたが、町の考え方といたしましては、一貫して18号からインター先線までの早期事業化をお願いしてまいるといふことで考えております。以上です。

企画政策課長（荒川君） 坂都5号線用地の、先ほどございました取得の経費、そしてこれまでの金利負担、都合合わせまして、今、2億5千万弱、正確には2億4,900万余になりますけれども、これにつきましては、県のほうで事業化という動きがある中で、県のほうに事業費という形で取得をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

土地開発公社といたしますと、あくまでも公有地の先行取得という考え方の中でかかった経費、その維持に要する費用、合わせて売却をしまっている、こんな考えでございます。

ちなみにですね、両方合わせまして、今、取得、金利負担合わせて、坪当たり8万3千円の金額になろうかと思えます。また、今、借入利率は0.85%、高いときには1.85とかという数字がございましたけれども、今、低金利の中で金利も下がってきております。あえて土地開発公社といたしましても、現在北側の用地を一部、月決め駐車場という形で、要は金利負担、費用負担の軽減に土地を有効活用しながら抑えている、そんな状況でございます。以上です。

6番（塚田君） 再度質問しますが、県の総合5カ年計画において、どの程度、具体化されてきているのかと、もう少し具体的なお話を伺いたいと思えます。

これについては、先ほども町長から話がありましたように、本当に事業化されるということになると、今現在の地権者、また住んでおられる方の家屋を取り壊す、引っ越さなければならぬと、こういうことになりますと、相当早く、その説明会もされてしかりというふうに思うんです。事業化ともなれば、一日も早く中之条の区民と、また地権者に対する説明会を早く行ってほしいと。

この地権者の立ち退きについてはね、家屋が今現在、その予定地には4棟あります。そして、この五、六年の間に1軒の住宅と2棟の集合住宅が建設されております。こういう上からも、道路が現実問題となった場合に、生活道路も含めまして、この地域の説明はしっかりしていただかないと。今までは、この事業はいつになるかわからないと、そういうことですから、皆さん安心していたんですよ。そうしたら、さっきも言いましたように、町長は七、八年でできると言うから、これはちょっと問題だよと。そういうことは、本当に実現性があるのか、事業化はどの程度、5カ年の計画の中でどの程度、どこら辺で事業化されるんかと、そのことを伺いたいと思います。

建設課長（青木君） いろいろ、事業着手されるのかというような具体的なご質問をいただきました。先ほどからご質問いただいている件につきましては、総合5カ年計画といたしますのは、先ほども申しましたように、県が策定をした計画でして、この計画の中で県道の整備について、主要地方道坂城インター線のうち、いわゆる先線については、この5カ年、25年度から始まる5カ年のうちにですね、事業着手をするという位置づけをしたものでございます。

具体的には、その計画の中ではいつから、事業認可をとって、事業に着手するところまでは具体的には位置づけられているものではありません。事業着手をするということで位置づけられているものでございます。

県といたしましても、ご案内のとおり、しなの鉄道を超えて、まず行かなければいけないという部分もございまして、かなりの県道事業になろうかと思えます。したがって、県単事業で実施できるような状況ではないのかなというふうに町としても考えております。ですので、特定、国からの国庫補助金、交付金等も活用する中でなければ、県もなかなか難しいんじゃないかというふうに、担当課としては感じております。

そういう中で県も今現在努力をしておりますので、そういったものが具体的にになったときに、初めていろいろ着手というふうなお話になろうかと思えます。現在では、先ほども言いましたように、この計画の中では、この5年間の中に着手はしますというような位置づけになっております。

なお、この計画につきましては、昨年11月にですね、地元建設事務所の所長さんが町長のところへ来庁されまして、この5カ年の、県としての計画の位置づけを説明したということでございます。以上です。

6番（塚田君） しなの鉄道を超えて、そして長大橋をまた1本つくと、これが私が聞いた範囲では70億から80億かかると、バイパスが100億の上をかかると。このような中で、今の課長のように、県単でできるという話ではとてもないというふうに私は思いますし、そして今の話を総合すると、努力目標ということでもいいんでしょうね。ですから、将来的にこれはなかなか目標が立てられないと、そういうような受けとめでいいと思うんですが、その辺を一応私は、この質問の中では受けとめておきます。

それではまとめますが、国や県がごみ処理の広域化方針を示して10年になりますが、北アルプス広域連合は、現在稼働の焼却施設を運転停止する地元との約束期限を守り、1月に新焼却施設の建設地を決定し、長野広域連合のA施設も1月長野市の大豆島の松岡地区の建設を受け入れを決定しました。しかし建設に同意した大豆島地区以外の住民の関心は低く、市民、住民の誰もがかわるごみ問題である、以上で終わります。

議長（宮島君） ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、本日の議事日程終了まであらかじめ会議時間を延長いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 3時47分～再開 午後 3時58分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 公共物等の老朽化対策について。

先ごろ、山梨県の中央自動車道笹子トンネルで起きた天井板の崩落事故は、社会インフラの老朽化という課題をあぶり出すと同時に、附帯設備などの安全性を考え直すきっかけにもなりました。

日本が豊かになっていく1960年代ごろからの高度経済成長期に人や物を運ぶために必要なインフラが全国にどンドンとつくられ、それが一斉に古くなる時期を迎えています。バブルの崩壊、リーマンショックなどによる税収減収からの予算削減、特定財源廃止、さらにはコンクリートから人への国策の経過により、これからの老朽化対策に向けて費用面でも深刻な事態に迫られている現実が見えてきています。そこで、本町における公共物等の老朽化対策について順を追ってお尋ねをいたします。

イ. 公共物等の建築、建設経過

初めに公共物等の建築、建設経過をお聞きをいたします。町には、道路、橋梁といった人や物を運ぶために必要なインフラ、堰、水門といった河川、用排水路の構築物や役場庁舎初め、多くの行政財産などの公共物があり、さらに今建設が進んでいる下水道も老いるインフラの予

備軍になります。そのほかにも長野県企業局の上水道施設、そして帝石パイプライン株式会社の高圧ガス管が、村上地区を南北に縦断する形で埋設されております。役場のすぐ隣には、JX日鉱日石エネルギー株式会社北信輸送所の大きなタンクが幾つもあり、ガソリン、軽油、灯油、重油といった危険物が大量に貯蔵されています。

今、構築物の耐久性が問題になる一つの目安は、築50年とも言われております。そこで、建設あるいは設置後50年を超えた公共物がどれくらいあるのか、それは率にしておよそどのくらいの割合を占めるのかをお聞きをいたします。時間的な制約がありますので、道路、橋梁、河川施設、また行政財産につきましては、決算書の財産に関する調べにより本庁舎、学校、公営住宅、公園、それにその他の施設の別にそれぞれ大まかなくくりでお答えいただきたいと存じます。

また、相当の年月を経ており、危険な状態にあつたり、朽ちるおそれのある公共物等があれば、それもお答えいただきたいと思えます。

公共物以外にも気になるものがあります。帝石パイプラインの高圧ガス管は、埋設以来どのくらいの年月がたっているのでしょうか。役場隣の貯蔵タンクも以前の同僚議員の質問で、昭和37年から58年にかけて設置されたようで、古いタンクは50年を経過していますが、大丈夫か心配になります。状況をお聞きをいたします。

ロ．公共物等の維持管理

次に、公共物等の維持管理についてお聞きします。国や自治体も財源不足で節約のため公共物等の維持管理費用が削られています。共同通信社が昨年10月に実施した全国自治体アンケートによると、施設の維持で今後必要なる経費を推計したと答えた自治体は、道路15.8%、橋36.9%、公立学校25.2%、公営住宅30.5%となどといずれも低く、取り組みは進んでいない状況です。また、推計した自治体の景気見通しについて、現在充てている額を基準にすると、かなり不足、やや不足の回答が約80%に及び、費用増に伴う財源不足を予想していることがわかりました。

本町も費用面や技術的側面からご多分に漏れず、公共物等の維持管理は厳しい状況にあるのではないかと推察いたします。過去二、三年の間に道路、橋梁、河川施設、それに行政財産のくくりの別に、それぞれどのような維持管理がされてきたのか、経費的にはどの程度投入されてきたのかをお聞きをいたします。

また、帝石の高圧ガス管や貯蔵タンクの維持管理は、どのようにされてきているのか、町で把握している状況をお聞きいたします。

ハ．老朽化対策に向けて

最後に、公共物等の老朽化対策に向けてお尋ねします。公共物等の老朽化対策は、調査、点検等に基づいた補修費用の算出と補修計画が肝心であります。先ほどの共同通信社のアンケー

トでも今後必要となる経費を推計したと答えた自治体は少なく、取り組みは進んでいない状況ですが、本町ではどうでしょうか。

招集挨拶では、平成23年度実施の町内159ある橋の診断に基づき、今年度、調査、設計及び一部の工事を実施すると述べられましたが、老朽化対策に向けた経費の試算はされているでしょうか、補修計画はどのようにするのでしょうか、お尋ねします。

アンケートでは、推計した自治体に費用を賄うための対策を複数回答で聞いたところ、改修で利用期間を延ばすが86.6%、統合や再編が25.3%、利用者の負担増が13.3%、新設をゼロか抑制が12.2%あり、厳しい判断を迫られる実態が浮かびました。

国土交通省は、現在ある施設の安全を確保しつつ、なるべく長く使用するため、定期的に点検し、損傷が深刻になる前に補修する予防保全を進めるとの考えです。東洋大学根本祐二教授は、老朽化が必ずやってくる、壊れるかどうかは別の見方、検査、補修のための財源が厳しい中で、今の予算をどうやりくりするのか、新規投資重視から維持補修、更新投資重視へと警鐘を鳴らしています。厳しい財政運営の中で、本町ではこれから老朽化対策に向けてどんなお考えで、どう対峙していこうとしているのか、お聞きをいたします。

建設課長（青木君） 公共物の老朽化対策につきましては、イ、ロ、ハの順にご答弁を申し上げます。

公共施設を取り巻く状況は、ご質問にもありました、笹子トンネルでの天井板崩落事故に代表される社会的資本の老朽化対策を初め、環境への配慮、コストの縮減、安全性の確保など、多様な課題に直面しているとともに、つくっては壊すを繰り返す時代から、長寿命化対策により、機能を維持し住民のニーズに応じていく時代へと転換しつつあると言われております。

まずイの公共物の建築、建設経過の関係ですが、公共物の建築、建設経過の項目で、当町の道路、橋梁、建築物といった公共物で、50年を経過するものがどのくらいあるかについてありますが、道路施設であります橋梁は、点検を行った町内159橋、159の橋のうち、約22%に当たります36橋が該当いたします。また、決算書の財産に関する調べのうち、該当するものとしたしましては、町営住宅の旭ヶ丘団地2棟となっております。

公共物以外の工作物としてご質問のありましたもののうち、国際石油開発帝石株式会社の天然ガスパイプラインにつきましては、昭和37年に運用を開始し50年が経過しております。また、役場庁舎に隣接しますJX日鉱日石エネルギー株式会社の設置しましたタンクにつきましては、昭和37年に設置された6基が現在50年を経過しております。また、先ほどの質問の中に朽ちるおそれのある危険な公共物ということですが、そういったものについては、常日ごろ修繕等補修をかけておりますので、そういった危険性のあるものについては、現在ございません。

続きまして、ロの公共物等の維持管理について、ご答弁を申し上げます。町営住宅の旭ヶ丘

団地につきましては、現在、入居されておられる方がおりますので、日常的な維持修繕をこれまでも実施しております。

橋梁につきましては、昭和橋の老朽化に伴い、上部工、橋脚より上のアーチの部分ですか、主にアーチの部分というふうに捉えていただいてよろしいかと思いますが、上部工と言われる部分のコンクリートが部分的にはがれ落ちる状況が見られたことから、平成22年度に昭和橋の上部工補修工事を1,992万1千円で実施をしております。

また、平成23年度には、橋梁長寿命化修繕計画の策定に向けた町内全橋全ての橋の簡易点検を210万円で実施をしており、平成24年度に簡易点検結果から橋梁寿命化修繕計画の策定を569万1千円で実施をしております。

帝石のパイプラインにつきましては、ラインのパトロールを日々実施し、非常の有無を確認しているほか、電位測定、ガスの漏えい検査などを定期的に行うとともに、柏崎市にあるパイプライン監視センターにおいて、状況の集中管理を24時間体制で行い不測の事故に備えているとのことです。

また、JXのタンクにつきましては、10年ごとの法定点検または、10年から12年ごとの法定点検と同様の自主点検を行い、通常点検として毎日目視による外観点検を実施するとともに、屋外への流出がないか、タンク内の容量を事務所において集中監視、管理し、不測の事態に備えているとお聞きをしております。

ハの老朽化対策に向けてについてお答えをいたします。橋梁について、平成24年度に実施している橋梁長寿命化修繕計画策定の中で、橋梁ごとに、重要度、損傷度、緊急度の項目ごとに点数化をして、その点数を積み上げた総合評価点により、補修が必要な順位づけとあわせて、修繕にかかる概算の費用の算定も行っております。

修繕計画につきましては、基本的には先ほどの総合評価点の高い橋梁から順次修繕を進めてまいります。昭和橋のほか、千曲川にかかる橋梁等、一つの橋当たり、1橋当たりの補修費が多額となるため、補修内容や補修箇所を区切って、順次修繕を計画的に進めながら、他の橋梁についても修繕を進め、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、橋梁につきましては、策定中の橋梁長寿命化修繕計画に沿った修繕により、予防保全による老朽化対策を進めることにより、橋梁が建設されてその使命が終わるまでの間にかかる建設費、維持費、修繕費などの総費用の縮減を図ってまいりたいというふうに考えております。

帝石のパイプラインの老朽化対策につきましては、外部腐食対策として、電気防食処理が施されているほか、内部腐食対策としては不純物を除去した天然ガスを流す対応が図られており、耐震対策については、地中に埋設されていることで耐震性にすぐれている状況になっており、JXのタンクの老朽化対策については、点検ごとに内部加工等の処理が行われ、耐震対応については、タンク内の容量を集中管理している事務所の耐震化、集中管理している事務所が耐震

化でないと、いざというときに困るということで、そういった監視をしている事務所の耐震化やまた、タンク本体の中です、タンクバルブの自動化と、衛星無線機の配備を行っているところをございます。以上です。

4番（塩野入君） 公共物については、今、橋梁対策を中心にご答弁をいただいたわけですが、いろいろな公共物、一斉に老朽化を食い止めようとすると、莫大な費用がかかります。自治体のインフラ更新費用が今後40年間で今の2.6倍に膨らむと、総務省では試算をしています。一部の自治体では、インフラの選択と集中が始まっています。

さいたま市では、40年間で学校や市庁舎など公共施設の延べ床面積を15%減らす計画を立てました。神奈川県藤沢市では学校や児童館など235施設に関する維持管理や利用者数を公表し、存廃を含めた今度のあり方を住民の代表と協議しています。

人口が減り、高齢化も進んだ数十年後の社会を描き、町をコンパクトにする投資も考えられます。それには、職員、特に技術職員の公共物維持管理のマインドが変わっていくことが重要で、直接の担当が危機感を持つことが大切です。老朽化対策に向け、技術職員や直接の担当者が加わった仕組みをつくり、具体的な対策を早急に取りまとめる必要があります。

町には、公有財産利活用検討委員会設置要綱なるものがあり、委員長は副町長、副委員長が企画政策課長の内部組織であります。この要綱を老朽化対策や、補修計画も含む内容に見直し、技術職員、直接の担当が加わり公共物の維持管理を充実させる方法も考えられますが、いかがでしょうか。

一方で、財源確保も重要な要素であります。自治体向けの使い道をインフラの点検や耐震化に限定して創設された1兆5千億余の防災安全交付金、あるいは自民では10年間で200兆円との声もある国土強靱化による財源確保はどのようにお考えでしょうか。

また、具体的な手法も幾つか考えられます。例えばPFI法の活用、あるいは維持管理がたやすく解体しやすい施工技術を取り込む方法についてはどんなお考えでしょうか。このほかにも具体的に検討されていることがあれば、お答えをいただきたいと思います。

公共物以外では、高圧ガス管や貯蔵タンクの維持管理、老朽化対策のほか、震災対応などについて運営会社と連携を密にして、事故が起きないように対策を講じていただきたいが、そうしたお考えもお聞きをいたします。

企画政策課長（荒川君） 公有財産利活用検討委員会の活用について、お答え申し上げます。

町では、公有財産の適正な管理と有効な活用を図るために、公有財産利活用検討委員会、内部組織を持っております。平成24年度においては、昨年4月にこの委員会を開催し、町の土地開発公社保有地を含めた公有地や公共建築物の活用方法について検討を行いました。

特に、公共建築物につきましては、老朽化の状況や耐震化の必要性などを踏まえ、今後のあり方や統廃合などについての検討を行い、南条集会所学習室及び国道18号線にございます旧

第1自動車分団の詰所、こういったものにつきましては、昨年12月に経済対策といった事業効果もあわせながら解体整地を行ったのもこの委員会の今年度の一つの取り組みの成果です。

この委員会を老朽化対策や補修計画にも対応できるようにしたらどうかというご提案ですが、技術的な知識も必要と思われるので、当面は、現要綱により公有財産の適正な管理、用途転換、廃止など、利活用について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、今年度末にも開催を計画を予定しておりまして、今年度取り組んできた検証、そして来年度以降の課題整理等を予定をしているところでございます。以上です。

建設課長（青木君） これまでの間、町民のニーズに応じて建設してまいりました、さまざまな公共物、これらの更新や維持管理には、ご質問にありましたように、多くの財源が必要となってきました。国が打ち出している考え方も受けまして、現在も先ほどの修繕化計画とかでも活用しているように、でき得る限り国からの財源確保をしてですね、維持管理をして公共物の長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えております。また、町といたしましても、現在ある公共物をですね、そのまま全てこの先ずっと維持、継続をさせていくのではなくてですね、この先、どのような量、あるいは質、内容といった公共物が必要なのかを検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

橋梁につきましても、先ほど159橋ということでお話しましたが、159橋の中でですね、修繕が必要となって、全てを今の状態のまま維持修繕で保つのかということではなく、午前中の質問にもありましたように、道路新設改良であるとか、維持修繕工事等に当然のことながらもう少し修繕、あるいは新設の中で、違う形の橋梁として整備していくということもありますので、そういった量とか質とか内容というのをこれから検討していかなければならないというふうに考えております。

その中では、ご提案いただきましたような手法も含めてですね、財源の確保のためにもさまざまな手法、先ほどPFIというようなご意見もいただきました。そういった整備、維持手法の検討も必要だというふうに考えております。

国のうたっております国度強靱化基本法につきましても、まだまだ新しい部分でございまして、強靱化計画、あるいはそれに伴う運動本部といったその設置、組織的なものもこれからというような部分で伺っておりますので、そういった部分についても情報を得る中で、先ほども言いましたように、できる限り財源的なものを確保してまいりたいと考えております。

また、パイプライン、それから隣にございますタンクにつきましても、それぞれの会社と情報を密に、連絡をとり合うとともに、現在もしておりますように、時には町担当者においてですね、立ち会って確認をするということも、これから引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

4番（塩野入君） 老朽化対策は喫緊の問題で、衝撃を持って受けとめなければならない危機の

事態であり、それはインフラクライシスであります。公共事業に景気浮揚を期待できる時代ではなくなり、あれもこれもではなく、何を優先するか選択の知恵が問われます。

ようやく地方道の改修計画などを国が再考できるよう、国交省が制度を創設するようですが、点検や修繕などの規定がない河川法や維持管理の具体策がない道路法の政令の作成といった現行法の法制度の整備を国が急がなければいけません。老朽化への具体策をなるだけ早くまとめ上げ、実施していくことにあわせ、これからは予防重視へかじを切っていく方向でインフラクライシスを乗り越えていただくことを願い、次の質問に移ります。

2. 地域福祉の拠点づくり

次の質問は地域福祉の拠点づくりであります。私は、幾つかある公約の1番目に、住民に優しい福祉と健康のまちづくりを掲げました。早速、当選直後の6月定例会で一般質問をいたしました。今回は2度目の質問になります。

さて、去る1月29日に社会文教常任委員会の閉会中の調査で、上田市住吉にある上田腎臓クリニックを訪ねました。施設は、1階は医療機関、3階は老人保健施設、その中間の2階は仕切りで分けられ、医療と老健の両スペースで使われている構造です。医療機関からドア1枚向こうは、老人保健施設が併設され、そこには医療と老健をうまく組み合わせた合理的な仕組みができています。また、昼休み時間帯には、往診に出向いたり、健康診断も行っているとのことあります。

医療と老健、そして往診による在宅ケアという三者が一体になったすばらしい仕組みができ上がっていたのです。在宅を基本に医療機関と老健施設の連携で人の一生をみとるというトータルケアは、その道の王道であり、こうした構図から見えてきたものは、福祉、介護、保健、医療のトータルケアを行う地域福祉の拠点づくりであります。そこで、地域福祉の拠点づくりについて、お伺いをいたします。

イ. 福祉、介護、保健、医療の現状

まず初めに、本町の福祉、介護、保健、医療の現状についてお聞きをいたします。私は、本町の福祉、介護、保健の部分は、整備され他市町村に比べてもかなり進んでいると思います。まずこの3部門で現在、本町固有、特有の事業、あるいは他市町村に比べ独自性の強い事業、力の入れている事業をお聞かせをいただきたいと存じます。

また、それぞれにこれからどんなところに重きを置いていきたいのか、今後充実、発展させたい事業など、これから先の目指す方向がございましたら、お聞かせいただきたいと存じます。

一方で、医療、特に医師との連携は希薄な思いがします。この18日には、毎年行われている千曲医師会長や町内開業の医師、歯科医師と町とで主に健康管理に向けた打ち合わせ会が行われるようですが、それ以外では、医師や医療機関との連携はなされているのでしょうか、お聞きをします。

ロ. 制度と現実のニッチ（隙間）対策

次に、制度と現実のニッチ（隙間）対策についてお聞きします。町社会福祉協議会では、平成24年度からささえあい資金貸付規程をつくりました。虐待やドメスティック・バイオレンスなどにより緊急避難しても、お金も食べるものも持ち合わせていない。こうした緊急事態に対応する制度はあるが、申請書をそろえたり、許可がおりるまで時間がかかる。食べるものも食べられなかったり、酷寒の冬場には防寒衣料もすぐ必要で、制度資金を待っていたのでは、飢え死にしたり凍死してしまうおそれがある。

そうした制度と現実のタイムラグなど、空いてしまったすき間、ニッチ部分を埋めるのがこのささえあい資金であります。私は、このささえあい資金は、行政で担わなければいけないものだと感じています。これから少子高齢化がますます進む中で、認知症、ひとり暮らし、老老介護や社会情勢の変化などにより、地域福祉をめぐる現実は多種多様に拡大するかもしれません。制度と現実のニッチ、すき間対策について町のお考えをお聞きします。

ハ. 福祉、介護、保健、医療のトータルケア

次に、福祉、介護、保健、医療のトータルケアについてであります。坂城町第5次長期総合計画の支え合う地域福祉では、福祉、介護、保健、医療ネットワークを構築し、地域における福祉の基盤づくりを総合的に推進しますという基本方針があります。本町で虐待、ドメスティック・バイオレンスからの保護を図る坂城町要保護者（児）対策地域協議会は、法務局、児童相談所、警察署、医師会や民生児童委員、社協、町、関係機関など、多彩な構成で連携したり、認知症対策を目的の千曲・坂城認知症連携の会は、地域包括支援センター、社協、専門医師などで定期的開催されるなど、それぞれの分野別、目的別にトータルケアが実施されてはおります。

そこで、これを地域福祉という町全体で広く福祉、介護、保健、医療のトータルケアを構築していかなければならないと思いますが、ご所見をお伺いします。

ニ. 総合的な拠点づくり

質問の締めくくりは総合的な拠点づくりであります。トータルケアを効率よく実現するには、福祉、介護、保健、医療を一つにまとめた拠点をつくることでもあります。児童福祉関係一つをとってみても、坂城保育園2階で子育て支援、社協ではファミリーサポート、そして乳幼児検診を初めとした健康管理は保健センターと、町内あちこちで支援や事業が行われています。これでは、利用するにもその都度場所が変わり大変です。必要な情報などをそれぞれ連絡調整するにも場所が離れたりで、連携もすぐにはとりにくくなったり、速やかに情報が得られないということになりかねません。福祉、介護、保健、医療、それぞれにボリュームがあり、将来に向かい、高齢化や社会構造の変化がさらに拍車をかけます。総合的な拠点づくりについてのお考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） 私からは、イ、ロ、ハ、ニのハとニにつきまして、まとめてご答弁させていただきます。

今、ご指摘ありましたように、地域福祉の拠点づくりということで、福祉、介護、保健、医療全般にわたってということでご質問いただきました。町の第5次長期総合計画では、福祉と健康のまちづくりのための重要なポイントとして、福祉、介護、保健、医療ネットワークの構築を掲げており、ご質問にありました、支え合う地域福祉だけでなく、きめ細かな高齢者福祉や健康づくりと保健医療、また広域で連携する地域医療の項目においても、さまざまな分野の連携、ネットワークづくりの必要性を位置づけております。

また、障害があっても、あるいは高齢になり介護が必要になっても地域を離れて施設に入るのではなく、住みなれた地域の中で、できるだけ自立した生活、生きがいと安らぎのある生活を送ることができるよう、地域全体で支えていく、そのためには、このネットワークが必要であります。

現状におきましても、介護や障害者福祉、また子育て支援や虐待への対応など、それぞれ分野ごとに個々の支援の中では、関係者、関係機関との連携を図りながら進めておりますので、ネットワークはそれぞれ構築されているとも言えるわけではありますが、介護、福祉、医療などの複数のサービスによる支援を必要とするケースが増えてきており、個々のネットワークを結びつけるためのコーディネート機能の強化が求められております。その役割を果たすのが高齢者支援、地域包括ケアの中心である、地域包括支援センターと医療機関との連携の中心である保健センターであります。

地域包括支援センターは、現在ふれあいセンター、つまり本庁の介護部門や保健センターと離れた場所にあります。しかも、前にも触れましたが、看板もなく、相談する住民にとっていささかわかりにくく、不便ではないかと感じておりました。介護保険にかかわる相談窓口として役場福祉健康課と町老人福祉センター内にある在宅介護支援センター、そして村上地区の拠点として地域包括支援センターを位置づけ、その役割を果たしてきたわけではありますが、地域包括支援センターの役割の重要性が増す中で、ネットワークの強化、コーディネート機能の強化を図るため、また福祉、介護、保健にかかわる行政としての窓口一本化による住民サービス向上のために、地域包括支援センターの機能を役場庁舎内へ移してまいりたいと考えております。

少し時間がかかりましたが、平成25年度のできるだけ早い時期に機能移転ができるよう準備を進めてまいります。子育て支援まで含めた総合的な拠点とはまいりませんが、以上申し上げたような、ネットワーク機能を考えた、いわばワンストップソリューションとしての機能を発揮することができるよう、体制を整えてまいりたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） 地域福祉の拠点づくりの、まずイの福祉、介護、保健、医療の現状についてお答えをいたします。

まず、福祉、介護、保健の3部門における町の独自事業や将来的な発展、方向といったお尋ねでございます。これらの分野における基本的な事柄につきましては、法令等により仕組みや運用が決められておりますが、各自治体ではこうした一律的な仕組みの中ではフォローできない地域の実情や特性、あるいは個々の状況を踏まえての独自事業を実施しているところであります。

町でも福祉分野の心身障害者福祉等の町単独事業や福祉医療の町単独支給、介護分野の介護予防教室、また保健分野では5歳児すくすく相談等々、さまざまな事業を実施しております。中でも、今年度から実施しております5歳児すくすく相談は、福祉と保健の2分野が連携して、子供たちの健やかな成長支援と保護者の育児のフォローアップを行う事業として、県内でも先駆的な取り組みではないかと考えております。

また、介護予防教室は、当町で動脈硬化症の疾病が多く、介護認定の大きな要因にもなっていることに鑑み、動脈硬化を起因とする病気の予防啓発の場とするなど、地域特性に応じた事業として実施をしております。さらには、保健センターで実施をしております、心のリハビリ教室において、今年度から民生児童委員さんにもかかわっていただき、より広く精神障害者の理解と支援を行うなど、予算上には反映されない細かな取り組みも行っているところでございます。

来年度からは、寝たきりの高齢者等への理美容サービス事業を新たに事業化するなど、今後におきましても、町民の皆様から寄せられる課題やご要望をお聞きする中で、全てというわけにはまいりませんが、なるべく細かなところまで手の届くような柔軟な事業展開をしてみたいと考えております。

さて、こうした中、医師との連携についてということですが、ご質問にもございました、毎年3月に開催しております健康管理事業を中心とした町内医師、歯科医師との協議のほか、特に重点事業として取り組んでおります特定健診では、毎年年度当初に千曲医師会の先生方を対象とした説明会を別途開催したり、予防接種や乳幼児健診、がん検診等、多くの事業を医師のご協力の中で実施をしておりますので、細かな点はその都度ご相談をするなど、連携を密にして事業を進めているところでございます。

また、高齢者の在宅介護に関しましては、入退院時の医療機関との連絡、連携や主治医とは常に最新の情報交換に心がけているところでございます。

このほか、町を初めとする行政機関と管内の医師会、歯科医師会、薬剤師会等で構成する長野県地域医療協議会支部埴科地区協議会では、相互に連携して、地域住民の健康増進と福祉の向上、地域医療の充実を図るための活動に取り組んでいるところでございます。千曲医師会で

は、行政とのかかわりが不可欠な介護保険、学校保健、生涯教育などについて、担当する医師をお決めいただいておりますので、今後もさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、ロの制度と現実のすき間対策ということでございます。低所得世帯等への生活資金の貸し付け制度としましては、厚生労働省が所管する公的な資金貸し付け制度であります生活福祉資金貸付事業がございしますが、この制度の利用に当たっては、連帯保証人が必要であったり、貸し付け審査など、ご質問にございましたように、申請から資金の振り込みまでの相応の時間がかかってまいります。

国においてもこうした状況に鑑みまして、平成21年10月には、連帯保証人が不要で無利子の臨時特例つなぎ資金貸し付けを創設するなどの改正を行ってまいりましたが、これについても、公的給付の申請が受理されていて、その貸し付け開始までの資金が必要なものといった一定の要件を満たすことが必要となります。

こうした状況から、町社会福祉協議会では、緊急的な困窮状況にスピーディーに対応できるよう、ご質問にもございましたように、今年度よりささえあい資金貸付事業を創設したということで、既に数件の貸し付け実績があるというふうに聞いております。冒頭に申し上げました、生活福祉資金につきましては、厚生労働省事務次官通知及び生活福祉資金貸付制度要綱により、市町村社会福祉協議会への委託を含め、都道府県社会福祉協議会が実施主体と規定されております。こうしたことから、緊急の場合を含めて困窮者への対応としましては、生活保護を含めた全般的なことについては行政で、資金貸し付けについては社会福祉協議会でといった、そんな役割分担も見えてくるのかと考えております。

ご質問にありました、虐待などによる緊急避難といった場合におきましても、衣食住を初め、金銭面、健康面、精神面等々あらゆるケアを想定して対応していくこととなりますので、町のみでなく、社会福祉協議会を含めた関係者、関係機関がそれぞれの役割を担いながら、最善の対応をしていくことが肝要であると考えております。以上です。

4番（塩野入君） ご答弁をいただきまして、今、町には善意による博愛の精神、相互扶助と連携の精神から生まれる無償の奉仕による地域社会の幸せを実現するという、坂城町心の福祉条例があります。地域福祉の根幹をなすものでありますが、どんな状況でしょうか。

地域福祉では、専門官や担当者がお互い顔を合わせ、情報の共有をし間違いのない対応をすることが極めて大事であります。トータルケアを進めるにはこうした将来の動きを見据えながら、福祉、介護、保健、医療それぞれの専門官やら担当者がいつも一堂に会している総合的な拠点が望まれます。それにより、それを使う町民の側もそこに行けば、ワンストップで素早く、かつ間違いがなく事が足りることになります。

早いうちに地域包括支援センターを役場へ移すというご答弁でしたが、分散している保健センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、子育て支援センターなどを一つにま

とめ、福祉、介護、保健、医療のトータルケアをする拠点施設を建設することが必要ではないかと思えます。拠点施設はできるだけ、町の中央部あたりで、役場や社協など関連施設と連携のとれるところがベターであります。拠点施設を建設することについてのお考えをお聞きをいたします。

福祉健康課長（塚田君） 再質問にお答えをしてみたいです。

まず、心の福祉条例ということで、ご質問ございました。この条例では、社会の貢献として、個人や団体等がお持ちのですね、技能ですとか労力、こういったものの無償奉仕、あるいは施設や設備、物品の無償提供等の希望があれば、登録をしておき、運用を図っていくということになっておりますが、現在この条例による登録はないという状況でございます。

この条例の趣旨、目的とするところは、議員さんご質問の中でおっしゃられたとおりであります。つけ加えますと一番重要なのは、住民の皆様の自主的な社会奉仕活動の推進ということであると感じております。条例にあります登録制度は、そうしたことを推進するための一つの手段ということではありますが、当町におきましても、日ごろから多くの個人、団体の皆様がこうした自主的な社会奉仕活動をしていらっしゃるし、一昨年の東日本大震災と県北部地震の際にもたくさんの物資提供をいただくなど、町への登録を介さなくても、町民の皆様みずからの自主的、自発的な意思によるこうした活動こそ、条例の目指すところではないかと感じているところでございます。

また、分散している窓口を一つにした拠点施設の建設についてお尋ねがございました。町長答弁にもございましたように、まず、相談件数が大変増えております介護部門について、地域包括支援センターの機能を役場庁舎内に移してまいりたいと考えておりますが、これにより保健センターを含め、障害者福祉や介護保険等に係る窓口の一本化が図れるのではないかというふうに思います。

在宅介護支援センター、子育て支援センターも含めたということでございました。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口としての役割を担っておりまして、介護サービスを提供する町の主要事業者であります、町社会福祉協議会にその運営を委託しており、現状、十分その機能を発揮しているものと思えます。

また、子育て支援センターについては、子育て支援の拠点として、保育園に併設する中でその機能を果たしております。相談内容が多岐にわたるケースもあるわけですが、少なくとも最初の相談時において、相談に来られた方をあちこち回すといったことのないように、それぞれより連携を密にした対応を心がけてまいります。

総合的な施設の建設には大変大きな費用がかかります。財源、また土地の確保も必要になりますので、そういった部分を含めて拠点施設整備の必要性について検討が必要かというふうに思います。以上です。

4番（塩野入君） 福祉と辞書を引いてみましたら、幸福、公的扶助やサービスによる生活の安定、充足とありました。町では、きめ細かな福祉サービスに向けて、鋭意努力されてきているところではありますが、少子高齢化、社会意識の変革などによりなかなか目的に到達しない現実があります。一方で、福祉予算も膨らみ、これからの財源対策も厳しい現実が突きつけられております。

上田腎臓クリニックの、先ほど申し上げました、塚田修院長は、高齢者は幾つかの病状を持ち医療も専門化し、あちこち回される。高齢者も心配であちこちの病院を訪ね歩き、そのたびにCTだ、MRIだのお金のかさばる検査をする。これでは市町村財政は切りがない。かかりつけが大切だとも申されました。

地域福祉もそうであります。保健センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、子育て支援センターと、それぞれ今、ご答弁の中で関連するものありますが、こういった全体のものを今、あちこちに分散しているものを地域福祉の拠点という、そういうかかりつけ医にすべきだと思っております。地域福祉の拠点をつくり、福祉、介護、保健、医療のトータルケアが実現し、総合的な施設が建設されることをお期待をいたしまして、これにて私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、12日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時54分）

3月12日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	中村淳君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 安心して生み育てる環境づくりほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) 太陽光発電についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (3) 25年度の経済動向と財政見通しほか | 大森 茂彦 議員 |
| (4) 不登校の実態ほか | 窪田 英子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 最初に2番 吉川まゆみさんの質問を許します。

2番（吉川さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、山村町政が発足してもうじき2年がたちます。今回は2回目の予算編成をされました。町長が将来につながる予算編成を心がけたと話されたように、その主な重点施策が必ず町民益につながることを期待いたします。

ものづくりの町坂城といっても、この町に住んでいたいと言ってもらえることがまずは大事ではないかと考えます。当町は、自然環境にも恵まれ、交通網も整備されつつあります。あとはソフト面への手だてです。子育て真っ最中の若いパパ、ママからも元気でカラオケ上手なおじいちゃん、おばあちゃんからも、この町はいいなと言っただけのような魅力あるまちづくりをともに目指していきたいと考えます。

それでは、質問に入ります。

1. 安心して生み育てる環境づくりについて

イ. 不妊症、不育症治療に助成を

さて、今年の1月1日の一般紙に「人口自然減21万人」という大見出しで厚生労働省が発表した昨年の人口動態統計の年間推計が掲載されておりました。自然減とは、死亡数から出生数を引いたもので、昨年が過去最大の減少幅でした。ちなみに昨年1年間に生まれた赤ちゃんは103万3千人で、出生数は前年より1万8千人も減り、昨年は過去最少だったそうです。

このように今、未来の宝を残すことは喫緊の課題です。

公明党では、女性の健康を守るため特に、妊産婦支援事業の推進に力を入れてまいりました。その主なものに出産育児一時金の創設があります。そして、このほど妊婦健診の公費助成の恒久化が決まりました。このように着実に安心して産める環境が整備されてきております。

また、一方で不妊症、不育症治療への助成を導入する自治体が増えてきております。結婚し子供ができなくて悩む夫婦が10組のうち1組はいると言われております。不妊治療は、タイミング指導や薬、人工授精、体外受精、顕微授精とさまざまな治療法があり、目覚ましく進歩している反面、大半の患者は心身ともに大きな負担を強いられております。また、排卵誘発剤など保険が適用されているものもありますが、保険適用外の治療が多く、ほとんどが妊娠までの多額な治療費を自己負担しているという状況です。治療年数は平均4.3年、体外受精では1回の試みで出産に至る確率はわずか12%、一つの治療を6周期、約半年間続け、その治療に切りかえていくケースが多いとのことでした。

また、最近、不育症という言葉が耳にするようになりました。不育症は、不妊症に比べて社会的認知度が低いものの、実は多くの女性が苦しんでいるという現状があります。不育症で悩んでいる方は全国で140万人に上るとされ、厚労省の調査結果では16人に1人の割合であることがわかりました。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はするが、流産や死産を繰り返し、元気な赤ちゃんを得られないことをいいます。厚労省は2回連続した流産、死産があれば不育症と診断すると定義しております。

当町でも、こうした悩みを抱える方は少なくないと考えます。しかし、一方で、適正な検査や治療を行えば8割程度の患者が出産可能となることもわかっております。この治療もそのほとんどが自己負担です。

そこで、お尋ねいたします。一つとして、ここ3年間の当町の出生数と不妊治療などの相談件数をお聞かせください。

二つ目として、少子化対策として不妊症、不育症治療への一部助成について町当局の見解をお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） おはようございます。吉川議員からご質問いただきました安心して生み育てる環境づくり、不妊症、不育症治療の助成をということでお答え申し上げます。

今、お話ありましたように、非常に重要な問題だというふうに私も考えております。安心して生み育てる環境づくりとして、不妊症、不育症治療への助成というのも非常に重要な問題だろうというふうに考えております。

最近では、一方不妊症の原因になりやすい病気も増えているというふうに聞いております。ま

た、10組に1組は不妊症とも言われているようであります。その一方で、不妊症、不妊治療の技術というのは、年々確実に進歩してきておりまして、少し前まで原因不明だと言われていたものも原因が解明されてきたものもあるというふうに聞いております。また、体外受精による治療が受けられる病院も増えてきていると。

今お話ありましたように、不妊症の治療はある程度の期間をかけて段階的に進められますけれども、一般的には2年間の標準的な治療期間の中で、約4割の方が妊娠しその後二、三年かけて行う高度医療によってさらに4割の方が妊娠、全体で8割の方が妊娠という現状と伺っています。先ほどお話もありました。

また、不育症につきましては、妊娠はするけれども、出産に至らず流産など2回以上繰り返すという状況をいうということでございます。厚生労働省が設置した研究班によりますと、これまでの研究で、不育症のさまざまな原因が判明されてきておりますけれども、まだまだ64%は原因不明とされているという状況だそうでございます。

さて、今ご質問にございました当町のここ3年間の出生数を申し上げますと、平成22年が109名、平成23年が117名、平成24年は91名でございました。またこの10年間の年間出生数の平均は116名となっております。また不妊治療についての町への相談は、年間二、三件で、今年度は今のところ1件というふうになっております。

また、不妊治療費の助成につきましては、以前にも議会におきましてご質問いただきましたが、近隣自治体の状況を見ながら検討してまいりたいと、そのときは答弁させていただきました。

長野県におきましては、治療方法や所得などの制限がありますが、1回の治療につき15万円まで、1年に2回、通算5年で10回を限度に助成する制度を設けております。また、先ほどお話ありましたほかの自治体ではですね、かなりの数の市町村が独自の助成制度を設けているということも聞いております。

不妊治療を受ける夫婦が増加し、治療を受けることによる大きな経済的負担を余儀なくされているという現状を見る中で、助成制度の活用により不妊に悩まれているご夫婦が安心して不妊治療を受けることで経済的負担が軽減され、また治療を受ける機会も増え、少子化対策にもつながってまいると考えております。

まずはですね、県の助成制度や相談窓口にかかわる情報提供に努めていくことはもちろんでありますけれども、先ほど申し上げましたように、前の答弁で申し上げましたように、状況をよく見るというお話を申し上げましたが、町といたしましても、今後助成制度の導入について前向きに検討していく必要があるというふうに考えております。

また、不育症につきましてはですね、まだまだ認知度が低く、原因も不明な部分が多いため、不育症にかかわる情報の周知及び検査治療の促進をどのように進めていくかということ、

また、精神的なサポートをどのように行うかという課題もあると思います。これにつきまして、引き続き研究を進めていきたいというふうに思っております。

厚生労働省の研究班では、引き続き研究を進めておりますけれども、そのような状況を見ながら、先ほど申し上げましたが、公的助成についても前向きに研究して進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

2番（吉川さん） ただいま町長より前向きな答弁をいただきました。平成元年には、当町では163人も誕生しておりましたが、今もお話がありましたように10年間で116人平均して生まれているということで、現在は本当に100人前後になってしまったということで4割減っております。そういう中で、本当に国全体のこれは課題だと思いますが、いかにその少子化対策を今進めていくかということが、本当に大事な町としての取り組みかだと思います。

そして、今、情報の提供ということのお話があったんですが、今年はまだ1件しか相談がないというお話もありました。私ももっとこの町でも悩んでいる、だけれども、なかなか門をたたけないという方がいると思います。そういう意味で、もう少し町として気軽に保健センターに足を向けていただけるような啓発活動を提供していただけたらと思いますが、その点について町のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

福祉健康課長（塚田君） 情報提供というようなことで、ご質問をいただきました。確かに、今、保健センターにお見えになる方、わずかであります。大体はですね、まず医療機関に行ってそれから保健センターのほうにというようなちょっと形とすると逆なのかなということであります。町として助成制度を設けておりませんので、なかなかその辺のですね、積極的なPRというのは難しいわけですが、県の相談窓口の関係、あるいは県の助成制度の関係、まだまだご存じじゃない方もあるかもわかりません。

県の助成制度というのは本当に限定されていましてですね、体外受精ですとか、顕微授精ですとか、そういった本当に特殊な治療方法、あるいは所得制限があったりとかですね、限定をされています。ただ、それもですね、知らなければ受けられないということもございますので、積極的なPR、いろいろ工夫をしていきたいなというふうに思っております。

まだまだ足りないなというのは認識をしておりますので、広報でできるのかというのはなかなか難しい部分もありますけれども、女性の方に積極的にいい情報が届けられるような、そんな工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

2番（吉川さん） 今、課長から答弁いただきました。昨年も同僚議員からの質問の中で、積極的にPRしていくという答弁がありましたが、なかなか1年たちましても前進していないと思いますので、その点、今日のお話を確実にこれから進めていただけたらと思います。

さて、先ほど、お話ありました県での助成は今も体外受精と顕微授精、この2点のみということで、ほかの支援に関しては、助成がありません。ですが、情報によりますと、22年度は

1, 273件、県の助成を受けている、また23年は1, 535件ということで、本当に県単位でも多くの方が今、助成を望んでいるというデータが出ております。

そして、不育症におきましては、本当に岡山県の真庭市ですね、これは当町でもつながっていると思いますが、ここが、真っ先にこの助成制度を年間30万円まで不育症治療に対して始めたのが、これが全国で初めての助成制度でありました。今わかっているだけでもこの不育症も全国で11の自治体が始めております。

本当に今、お隣の千曲市では、市ですので、市の場合は国の補助がやっぱり2分の1あるんですね、町の場合はそれがいただけません。その中で、実情は平成15年から千曲市は始めました。不妊の助成ですけれども、その中で、1年間、最高20万まで助成をするということでやってまいりましたが、最初は8件しか利用がありませんでしたが、最近の情報では22年度が33件、その中で11人の赤ちゃんが誕生したそうです。そしてまた23年度には、34件助成をしまして9人の赤ちゃんが誕生したというね、うれしい内容をお聞きすることができました。

今、県では、今導入している自治体の数を調べておりますが、22年のときに調べた結果では長野県で50の自治体を実施しております、そのうち自主財源でやっているところは16あるということで、本当にこれを聞きますとね、まあ、すぐにでもやっていただきたいなという思いなんですけれども、そういう意味でも今の町長の答弁にありましておおり、本当に早く研究していただいて導入をお願いしたいと思います。

不育症なんですけど、これは実際の体験であります。県内のあるMさんという方なんですけれども、流産を7回繰り返しまして、もう出産は無理だと諦めておりました。ところが、テレビで不育症の報道を見まして、専門の病院がやっぱりこちらになくて、横浜の専門病院まで駆けつけまして、そこで不育症という診断を受けました。その診断を受けるにも保険は適用しませんでした。

そして治療方法は毎日朝と夕方とインシュリンと同じように2回注射を、自己注射をするわけなんですけど、それを400本、注射をしました。そして、投薬をしながら37週だったんですが、無事女の子をね、出産することができたんですね。本当に彼女からじかに聞いたんですが、本当に諦めていたことがこのような形で実現できたということで、喜びの声を聞きました。しかし10カ月に及ぶ治療費とまたその投薬の、何というんですか、治療のお金というのは、本当に経済的に大変でしたというお話をお聞きしました。

こういう意味で、子供がいる家庭や子供が産める人だけへの支援でなくて、今、本当に多くなっている子供が欲しくても産めない、そういう方に支援を向けていくことが今とても大事ではないかと考えます。

そして、今、町長からもお話がありましたけど、この助成に関して、今のお話ですと不育症、

不妊症両方の導入を前向きに検討するという形で認識してよろしいでしょうか、その点、お聞きしたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 不妊症、不育症両方へということかということではありますが、まずはですね、不妊症治療に対しての助成制度について、積極的に前向きに検討していきたいというふうに考えております。

不育症につきましても、同様の悩みかというふうには考えてはおります。ただ、なかなかまだ治療方法といいますかね、その原因不明であったりという部分もあり、まだまだその助成制度もですね、限定されているのかなというふうに感じております。まずは、不妊症治療について前向きに検討をしてみたいということで考えております。以上です。

2番（吉川さん） 不妊症からまずは導入を考えているという答弁をいただきました。今、不育症のこともお話が出たんですが、なかなかこの不育症という病名自体を今認識されている保健師さんも余りいないかと思えます。それで、ほかの自治体でも保健師さんの勉強会をやっているというお話も聞きましたので、そんな意味でもこの不育症に対してのまた勉強会、また、広報なり、とにかくこの病名に対しての町内への認識を皆さんに知っていただくという取り組みもお願いしたいと思います。

最後に、景気が安定しない中、皆、共働きをして頑張っている若い夫婦が望むのは手厚い支援だと思います。そして今増えているこの不妊症、不育症の助成制度導入へ先ほども前向きな答弁をいただきましたが、早急なまた取り組みを希望したいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2. 通学路の安全対策について

イ. 緊急合同点検とその後の取り組みは

昨年4月、京都府亀岡市で発生した通学児童を巻き込んだ痛ましい事故を受け、文科省、国土交通省、警察庁が合同で通学路の安全総点検の実施を行いました。そして、昨年11月、国がまとめた調査結果によりますと、調査対象となった公立小学校は2万160校で、8万161カ所の通学路のうち、9割以上に当たる7万4,483カ所で安全対策が必要との結果が出ました。危険箇所の主な指摘は、歩道がない、歩道が狭い、交差点に信号機がない、ガードレールがないなどでした。

そこで、お尋ねいたします。一つ目として、当町での実施内容について、担当された関係機関、また部署、選定方法、町内全体での箇所数、また点検結果とその対応策をお聞かせください。

二つ目として昨年5月、かがやき21で提出をいたしました改善を要する危険箇所の要望書についてその後の進捗状況をお答えください。

3点目として、以前にも同僚議員から質問がありましたが、南条小学校への通学路でありま

す宇佐八幡宮通りと体育館南側の道路は、道幅が狭いにもかかわらず、朝の通勤の抜け道として使われ、通学途中の子供たちが大変危険な思いをしております。朝の通学時間帯だけでも一方通行にするとか、交通規制を取り入れ、児童への安全対策が講じられないか、町当局の見解をお聞きします。

これで、1回目の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 通学路の緊急合同点検とその後の取り組みについて順次答弁申し上げます。

昨年4月に、京都府で通学途中の小学生10人が死傷する事故を初め、相次いで発生した交通事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して対応策を検討することとし、町におきましても、県関係機関を通じて通学路における緊急合同点検の実施について依頼がありました。

当町におきましては、千曲建設事務所、千曲警察署、教育委員会、学校、建設課、住民環境課と連携し、昨年7月18日に現場での合同点検を実施したところであります。

点検箇所につきましては、各小学校から提出された箇所をもとに、南条小学校区2カ所、坂城小学校区3カ所、村上小学校区2カ所の計7カ所の点検を実施しました。各箇所ともに、学校から通学状況の説明を受け、各機関でどのような対応がとれるか、意見を出し合いながら実施したところであります。

また、町内小中学校PTA連合会から、児童・生徒危険箇所改善要望書が7月27日に提出されました。今年度につきましては、緊急合同点検の実施箇所と町、PTAからの要望箇所をあわせて対応策を検討することとし、関係機関で連携し点検箇所と要望箇所のうち、通学路に該当する7カ所の交通量調査も町独自で実施をいたしたところでございます。

交通量調査の結果を踏まえ、関係機関で対応策を協議し、学校、PTAの代表者を対象とした緊急合同点検実施報告会を9月初旬に開催をいたしました。報告会では、緊急合同点検、町、PTA要望箇所をあわせ、対策結果及び今後の対応策についてご報告申し上げたところであります。

対策を講じた内容につきましては、坂城高校下の交差点では、路側帯の拡幅や車両の停止線の後退、産業道路谷川付近の通学路には道路びょうの設置、旭ヶ丘の点滅信号機のある交差点ではカーブミラーの角度調整等のハード対策を建設課が実施しております。

また、坂城小学校正門前につきましては、グリーンベルトと言われるカラー舗装がされた場所に停車する車両により、見通しが悪い箇所がありました。学校、保育園の保護者のご協力をいただくとともに、坂城保育園北側の土地開発公社所有地も駐車場として整備した結果、停車車両が減少することができております。

村上小学校区におきましては、県道にかかわる箇所が挙げられておりましたが、千曲建設事

務所でも上室賀坂城停車場線の路側帯横にドットラインと呼ばれる点線を敷設し、車両の速度軽減を図る等の対策を講じていただいております。

南条小学校区の宇佐八幡宮上の横断時の安全対策や、村上小学校地区の県道上室賀坂城停車場線の歩道設置、県道長野上田線の網掛地区の横断時の安全対策につきましては、担当課あるいは担当課を通じて関係機関と継続して協議をしているところでございます。

続いて、かがやきさかき21から提出された改善を要する危険箇所につきまして、お答え申し上げます。

坂城小学校方面として要望をいただいた坂城高等学校下の交差点につきましては、先ほど対応策を申し上げましたが、路側帯の拡幅や車両の停止線の後退、そして通学時間帯には児童・生徒の横断の際の誘導につきましては、坂城小学校の保護者や町交通安全協会のご協力をいただき実施しております。

南条小学校方面につきましても、先ほど申し上げました産業道路谷川付近の通学路の路側帯の上に道路びょうの設置がされております。そのほかに要望をいただいている、南条小学校方面の宇佐八幡宮上の横断歩道への対策、あるいは村上小学校方面の県道への歩道の設置、また用水路付近の安全対策などにつきましては、引き続き対応策を関係課で検討している状況でございます。以上です。

住民環境課長（小奈君） 南条小学校への通学路についてお答えいたします。

まず、宇佐八幡宮の通りについては、昨年7月、先ほどの1週間の交通量調査を行いました。この通りの通行車両については、学校関係者や地元の方と考えられます。学校などを通して、通学時間帯の通行について配慮していただくよう呼びかけていきたいと存じます。

次に、南条小学校体育館南側道路の交通規制については、まず地元の方々のご理解、ご協力が必要になります。一度交通規制がかかってしまえば、沿線に生活する方たちもその規制に従わなければなりません。近隣の方たちはもちろん、生活道路として使用する方々、通勤等で使用する方々にもご理解していただかなければなりません。そういった点がクリアできれば、千曲警察署を通して、長野県公安委員会へ要請をしていけると考えておるところでございます。

2番（吉川さん） ただいま、それぞれ担当課長より答弁をいただきました。順を追って再質問させていただきます。

まず、この緊急合同点検についてですが、これは昨年の8月末までに実施との通達で、長野県では393校が実施し、2,116カ所の点検を行い、対策箇所は2,091カ所と、約99%が対策箇所となりました。

今、当町の取り組み状況も説明がありましたが、3校で7カ所やったということで、ホームページで見せていただきました。中でも、本当に、昨年私も一般質問しました、坂高

下の交差点の件なんですけれども、本当に今回の対策で安協の方に交通指導に立っていただけたことと、また路側帯の拡幅をしていただけたこと、これが本当に大きな前進を見たなと思っております。

そこで、この報告の内容で1点、ちょっと確認したいことがあります。押しボタン式信号機などの設置の検討をしているという箇所が2カ所あります。信号機を検討するということは大変危険な箇所という認識をしますが、対策が完了するまでの暫定的な安全対策はどうされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 押しボタン式の信号機の部分というところでございます。場所的には南条地区の宇佐八幡宮上の横断歩道、そして網掛地籍の県道というような状況であります。この部分につきましては、当面の間、保護者の方に立っていただいて、安全指導をしていただくというようなところでの対応を現在行っている状況でございます。以上です。

建設課長（青木君） ただいま、網掛の県道、これ長野上田線でございますが、その箇所と産業道路の宇佐八幡宮上の2カ所において押しボタン式の信号機の設置が検討されているということでご答弁を申し上げましたが、状況といたしましては、まず県道の長野上田線につきまして、押しボタン式信号機というのは、県の公安委員会のほうで設置いたしますので、千曲警察署を通じましてお願いをしているということでございます。

暫定的にはですね、千曲建設事務所におきまして、その交差点付近に路面表示として茶色等の路面によってですね、危険箇所といいますか、横断者がいる部分ですよというような対応もしていただいたところですよ。

宇佐八幡宮の上につきましては、これも前々から数回にわたりまして、千曲警察署の交通課の担当の方ともですね、現地を立ち会う中で、現在も押しボタン式の信号機について検討をして、公安委員会のほうへもお願いをしている状況でございます。この部分につきましては、ちょうど、若干ですが、曲がっているといいますか、道路の線形といいますか、形がちょっと曲がっている状況もありまして、路面表示等を実施すると、あるいは停止線の位置を変えることによって、従来、通行していた車両の流れに変化が生じてしまって、かえって危ないんじゃないかというようなご意見を千曲署のほうからもいただいておりまして、そうした対応はできない状況になっております。先ほども言いましたように、押しボタン式信号機につきまして、現在、千曲警察署の交通課を通じてですね、県の公安委員会のほうへ引き続きお願いをしている状況でございます。以上です。

2番（吉川さん） 今、担当課長から答弁をいただきましたが、この押しボタン式信号機がつくということは、逆に宇佐八幡宮のところは交通量が多いので、混雑をするんじゃないかと、朝の時間帯は特にそう思いますが、これは必ずつけるというふうな認識でよろしいのでしょうか、その点、お伺いいたします。

建設課長（青木君） 必ずつけるという認識でよろしいかどうかというようなご質問をいただきました。先ほども答弁しましたが、やはり交通安全というものの中では、車の流れというのが一番になってまいります。議員さんもおっしゃっておられましたようにですね、やはりつけることによって逆に危険だというような場合もございます。

そういった面もありまして、現在検討をして、それが果たして安全につながるか、かえって逆効果になりはしないかというようなことを具体的にですね、千曲署の交通課を通じて、公安委員会の中で検討されているということでございますので、町とすれば考え方とすれば、押しボタン式によって、子供たちが安全に横断できるという考えは持っておりますが、必ずつけるというようなことではございません。

2番（吉川さん） それでは、先ほど、文化課長のほうからホームページに公表をしたとありましたが、今回は、緊急合同点検で公表するよにとの指示がありました。このホームページというのは、見ない人は、点検をして箇所が変わりましたという情報は入ってきません。その点、先ほども報告会をしたという話がありましたが、学校や保護者への皆さんへの伝達はどうか、その点お尋ねいたします。

教育文化課長（柳澤君） 町民への皆様方へのお知らせというような状況かと思えます。本年度、町単独で実施をいたしました坂高の下、あるいは産業道路の谷川付近の道路びょうといった部分につきましては、ホームページあるいは広報にも掲載をしている状況となっております。あるいはホームページで公表というところで周知を図っているところでありますし、各学校の便り、南条地区につきましては、このような安全対策がなされましたというようなお便りというようなところでの周知をしているところでございます。以上です。

2番（吉川さん） ただいま、広報にも載せたというお話がありまして、私見てなかったのでしょうか、申しわけありません。本当にそのようにして、情報を開示していただくことが大切なことと思えます。

今回は、緊急とうたわれて、多くの部署が一緒にかかわって点検をし対策をとっていただきました。学校関係者にお聞きしましたら、いつも、毎年ですね、7月に要望箇所を挙げて、その後の報告というものはいつもはなかったと、しかし、今回は報告会が、先ほどもありましたけれども、説明会をやりましたとありましたが、そういう途中経過を報告いただく会合を持っていただいてとてもよかったというお話をいただきました。そういう意味で、これから説明会みたいな形の報告会をこれからはどのように、毎年やっていられるかどうか、その点を課長にお聞きしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） P T Aからの要望に対するご回答という部分でございます。この部分につきましては、毎年要望をいただきまして、関係の各課に現地調査、それから対応を検討いただきまして、無返答ということではございませんで、検討内容をお知らせをしてきたという

ようなことがございますので、そういう部分でこれまでは取り組んできたところであります。

本年度につきましては、緊急合同点検というようなところでのあわせました検討会というところで開かせていただいた状況であります。そういう皆様方からのご要望が、やってよかったというお声が高いというような状況でありますれば、次年度以降につきましても、検討して開催をしていきたいと思っております。以上です。

2番（吉川さん） 現場の保護者はいつになったら、ここの場所が改善できるのかという、その点を皆さん待ち望んでおります。役員をやっている方は情報が、今言ったように伝わっていると思いますが、今おっしゃったように、できれば情報を開示していただいて、途中経過なり、そういう報告会をこれからもやっていただけたらと希望いたします。

2点目の改善箇所についてですが、状況を今伺いました、課長より。A01号線若草橋付近とまた宇佐八幡宮付近は、予算がついていよいよ具体化されてまいります。今回、今年度の補正予算と13年度の国の予算案に防災安全交付金として1兆6千億、計上されておりますが、この予算の中で当町では今の2カ所以外で、具体的に取り組む計画がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

建設課長（青木君） ただいまの24年度の国の大型補正、あるいはですね、新年度からの国の道路改良、安全対策について優先的な事業化の対応の動きがある中でですね、何かあるかと、A01号線、それから宇佐八幡宮については、新年度の予算に載っているが、ほかにはあるかということでございますが、この動きに、国の動きを受けてですね、具体的な箇所づけとしてなされているものは現在は、当町ではございません。

しかしながら、これまで準備を進めてまいりましたA01号線、これは産業道路の道路施策としての道路改良という位置づけの中で進めてまいったわけですが、このA01号線、若草橋以南の事業認可でありますとか、先ほどにもご答弁いたしました宇佐八幡宮のところの交差点に、押しボタン式の信号機を設置することはできるかといったことの中でですね、こういった国の動きが後押しになっているものであるとは考えております。以上です。

2番（吉川さん） 今答弁いただきました。今回の予算の計上は本当に震災を受けていろんな危険場所に対するの予算でありますので、町当局でも積極的にこの予算づけに対して箇所を決めて取り組んでいただきたいと思っております。先ほどのかがやき21で要望した中に、水路のフェンスの件、また南条の横断歩道ですね、この件がまだ未解決でありまして、今も検討していますというお話が先ほどいただきましたが、本当に事故が起きてからでは間に合いません。横断歩道がないために、手を挙げても交通量が多くひかれてしまったというね、そういう大きな事故にならないうちに、改善に向けて本当に担当課で積極的に進めていただきたいことを望みます。

そして、3点目の交通規制ですが、特に体育館の南側の道路ですが、同僚議員も昨年おっしゃっていましたが、私も保護者の方から何人からも心配されている声を聞きました。町で

も先ほど調査をしたというお話を聞きましたが、朝7時半から8時前までで、本当に産業道路から西に抜ける車は約60台、そしてそこを通る生徒は80人ということで、4人から10人の班に分かれて、わずかな箇所ですが、渡っていきます。私も本当に車、何台もとめて渡る光景を見ました。

そういう意味で、今、課長から近隣の理解が得られなかったという答弁で、昨年の答弁の中でもそういう答弁があつて、それから何も進捗していないのかなと思ったんですが、そういう意味で再度、危険回避について、その場所の主な対策をどのように捉えているか、その点お聞きしたいと思います。

住民環境課長（小奈君） 地域の危険箇所、それに対する対応をどのように行っているかというお話でございます。私どもと申しますか、町といたしましても、学校のほうからの要望に合わせて、桃太郎旗の設置とか、信号機の設置などいろいろな手当ての中で展開を進めているところでございます。

2番（吉川さん） 今回の答弁はちょっと私の答弁と違うような気がしたんですが、その南条小学校の渡るところの、今、要するに、交通規制をできない部分に関して、町ではじゃあ、どのようにできない、保護者からいただいている要望に対して手だてをしているかという部分に関して今答弁をいただきましたかったんですが、私はあそこを見てきまして、看板がありました、看板が、「学童注意 スピード落とせ」、また「通学路注意 スピード落とせ」という看板はありました。しかし、保護者があそこに立って、旗を持っているとか、そういうことは一切しておりませんでした。

そういう意味で、もっともっと現状を把握して保護者、近隣の方が反対があるからというんでなくて、前向きにその箇所に対して手を打っていただきたいと思います。

最近、歩いていますと、あちこちに「通学路注意 スピード落とせ」という黄色い旗がついております。これは、すばらしい取り組みだと思います。それだけでドライバーは注意する意識が出てまいります。また一方、回ってみると、さびてしまっている看板もあります。本当にそういう意味で、今、安全対策を講じていただいておりますが、未来を担う大切な子供たちの命を守るために、通学路の安全対策を継続的に、またスピード感を持って進めていただきたいことをお願いして、今回、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時02分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、我々議会も最近、長野、上田などにおいて、立て続けに研修会が行われ、3・11の影響か、両会場の研修内容におきましては、自然エネルギー、自然発電の話でありました。我が坂城町におきましても、スマートコミュニティ事業がいよいよ具体化してきており、テクノさかき工業団地を実験地として、信州大学との連携事業による調査研究も進んでいるとのことであります。今後注視していくとともに、ご期待をするものであります。

また、町長招集挨拶の中で、住宅用太陽光発電設置事業補助金が当初予算の2倍強の需要となり、今後も継続して普及活動に努めていくと町長も言うておりましたが、この件に関しては、私も大賛成であります。また、統計論ではあります、日本中、3軒に1軒の家が太陽光発電を乗せれば、原子力の火が消えると言っている学者もおります。私ごとではあります、15年ほど前に家を新築したときに、4kWの太陽光発電を屋根全面に設置をいたしました。当時は、原子力問題よりもCO₂削減のためでありました。

それでは、一般質問に入ります。

1. 太陽光発電について

イ. 今後の普及見通しは

補助金を出してから今までの施工実績は何件か。また今年度の目標件数は何件を予測しているのかをお尋ねいたします。

ロ. 補助金の拡大を

平成25年3月の申請までは、電力会社の買い取り価格が42円ですが、それ以降、4月からは約5円とっておりましたが、今日、新聞にちょっと載ってありまして、経済通産省より発表があり、37.8円で買い上げると。4円前後ですかね、ただこれが下がってしまうということでもあります。今、42円が37.8円に下がってしまうと。このことで設置意欲が少し落ちてくると思われまいますので、この勢いをです、継続させていくためにも補助金をもう少し私は上げるべきではないかと思っております。

現状は、当町の場合、1kW当たり1万5千円の補助がございます。これ、できれば近隣市町村、もっと多く出しているところもございますので、2万円ぐらいに持っていければ、この今の勢いがとまらないのではないかと私は思っております。

また、上限はですね、5kW、7万5千円でしたかね、であります、最近何人かの業者さんにいろいろお尋ねしてみますと、5kWだけではなくて、最近、何か屋根全般にやる家庭が増えてありまして7kWまで入れるという方が多いというお話を聞きました。そうすると、町のほうでは5kWで制限切っておりますが、できれば私に言わせれば7kWまで範囲を広げていただければありがたいのかなと。だから、少し思い切ってやるから5kWと言わないで7kWやりたいんだという町民の皆様が増えてきているという実情も踏まえての私は、そんなことを申し上げているわけがございます。この今の2点をお尋ねを申し上げます。

企画政策課長（荒川君） 太陽光発電について今後の普及の見通しは、から順次お答え申し上げます。

平成22年度から施行いたしました住宅太陽光発電システム設置事業補助金の交付実績でございますが、平成22年度が27件、23年度は41件、そしてこの24年度が85件、3年間の合計が153件となっております、年々導入される方が増えてきております。

ちなみに平成20年住宅土地統計調査によりますと、当町の住宅総数が5,230戸という数字になります。これを先ほどの導入件数で割りますと、普及率が全体の約3%といった状況になっております。

先ほど目標を定めての予算計上というお話がございましたが、坂城町につきましては何件という目標ではなく、普及拡大という部分で今年度は今、補正の数字でございます。25年度、これからまたご審議をいただきますが、当初予算では300万円の予算計上ということで件数にいたしますと、先ほどございました上限5kW、7万5千円ということでいきますと40件程度を想定をしておる、そんな状況でございます。

続きまして補助金の拡大を、についてであります、住宅太陽光発電システム設置事業補助金の拡大でありますけれども、これは国の導入を促すための補助制度や再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度といった普及施策、そして一番は設置費用も年々下がってきている、こういった状況もございます。

町では、太陽光発電は、有効な再生可能エネルギーの一つということで、この普及拡大を努めてまいり、そういった部分と当面は申請者のご要望にお応えできることを念頭にいたしまして、現在の1kW当たり1万5千円、上限5kW当たり7万5千円というものを補助単価ということで維持をし、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

10番（中嶋君） ご答弁をいただきました。今のデータからいくと大したもんですね、やっぱりそうは言いましてもね。27件、その次が41件、それから85件というような大幅に、言うなれば倍々ゲームのような格好で、総合的には153件も太陽光発電を町民の皆さんが乗せていただいていると、大変私はありがたいなと思っております。

細かな計算を出していただきまして、3%という部分でございますが、先ほどの私、申し上げましたように、原子力発電をなくすなんていうようなことを考えれば、今の3軒に1軒と、そんな目標も坂城町は持っていただければありがたいのかななんていうふうに思うわけですが、それから今申し上げましたように、設置単価ですとか、いろいろやっぱり技術的な開発がありますので、幾分は下がっているということは私も認識はしておるんですが、これは町長にお願いしておきたいことなんです、この勢いをですね、とめないような施策をきちっとおとりいただければ、私は幸いです。これ以上私は質問はいたしません、その辺のところよく吟味して、私も申し上げましたように3軒に1軒ぐらいのところまで目標を定めてい

ただければありがたいのかなんていうふうに思うものであります。

それでは、次の質問に入ります。せんだって、私の総務産業常任委員会におきましては、日本で一番進んでいると言われている環境モデル都市である高知県は梶原町の新エネルギー施設を幾つか見てまいりました。特にこの町の水力発電であります、梶原川というのがございまして、そこにわずか6 mの落差ではございましたが、滝が流れておりまして、そこをうまく利用をいたしまして、発電は出力53 kWでありましたが、これは小水力発電ということで行っておるということでありました。この発電された電気は昼間はですね、近くにある中学校で全部使い、夜は防犯灯に使われているということでありました。なかなか、進んだことがなされておりました。

それでは質問いたします。

2. 小型水力発電について

イ. 町内河川の調査を

町内には、千曲川はもとより、1級河川が4カ所、準用河川7カ所、農業用水3カ所があります。小水力発電が可能であるのか、研究調査ができないかをお尋ねいたします。

口といたしましては、これは小さな部分でしょうけれども、排水、それから排湯の調査、中之条にある横坑の排水は、これは農業用水にも今使われてはおりますが、また湯さん館のですね、残り湯と申すまいしょうか、排湯となっておりますが、それを小中学生の子供たち、小規模発電などに永続的にですね、自然発電の発電の勉強の場所とならないかをお尋ねいたします。

この2点をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

企画政策課長（荒川君） 2番の小水力発電について、順次お答えをいたします。

水力発電設備につきましては、少量のいわゆるリッター水力発電と言われるかなり小型のものが製品化をされてきております。これを扱っておる業者に問い合わせをいたしましたところ、落差が2 m、水量が1秒間に10リットル程度あれば100 W相当の発電が可能とのことであります。

町内の河川につきまして、千曲川の東側でございすけれども、昭和53年から60年にかけて北陸新幹線のトンネル工事に伴う水文調査を行いました。その調査結果によりますと、水量が安定をいたします冬場で1秒間に10リットルを確保できるのは当時の数字でございす、谷川のみとなっております。また、谷川におきまして1秒間に10リットル強という状況で、現状では河川法の制約や維持管理、また送電のロス等の課題も多いため水力発電については今後の課題ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、農業用水については、河川法の制約に加えて、非かんがい期には、水量が激減するという状況もございす。県では重点施策の一つということで、農業用水を利用した水力発電の推進を掲げております。こういった部分につきましても、今後先進事例の状況について研究を

したいと考えております。

続きまして、口の排水、排湯の調査でございますが、新幹線横坑の排水やびんぐし湯さん館の排湯について、これも先ほどと同じですが、リッター水力発電を扱っている業者の協力によって現地調査を行いました。横坑では、横坑の水量では1秒間に20リットルの水量がございますけれども、やはり街灯を設置する場所までの送電のロスといった課題がございます。また、びんぐし湯さん館の排湯は1秒間に6リットルと水量が少なく、現状では発電には不向きと、厳しいという状況でございます。今後、機器等の開発にも期待をしまいたいと考えております。

また、昨年中学生が手づくりの水力発電設備で実験を行い、その成果を近々町にご報告をいただける予定となっております。再生可能エネルギーにつきまして、子供たちに学んでもらうことは大変重要であり、水力発電のみならず、今後新たに設置をしまいます役場庁舎のバイオマスボイラーについても立派な教材になろうかと思っております。学校関係者とも連携を図る中で、教材としての利用も進めてまいりたいと考えております。以上です。

10番（中嶋君） 再度、課長にお答えをいただきました。水力発電であります、今、大分調査はしていただいているようには思います。私、思ったんですが、やはり長野県においては特に水力、それからもちろん先ほど申し上げました太陽光発電という部分のところが一番いいのかなんてというような部分もあるようです。

その中で今申し上げましたのは、私はとにかくきちっとですね、今言いましたように、千曲川初めて、1級河川が4カ所とか幾つかあるわけですが、一つずつ、言うなればつぶしていただきたいなと、だめなものはだめでいいんです、しょうがないですから。これはいけそうだなというようなことになったら、法律の縛りもあるでしょうけれども、そういうものはいろいろこのワインではありませんが、特区のようなことをやっていくとか、また国へお願いするとか、1級河川は県にお願いするとかですね、そんなようなことをやっていかなければはいけないと思うんです。

ただ、だめなものはだめです、これはしょうがない、ただもう少したって技術開発がなされてきたら、またね、そのときに再度また見直していけばいいのではないかと、だから今の現状をきちっと把握をした中で取り組んでいかなければいけないのかなというふうに思います。

それから、先ほども課長も言っていましたように、新聞で大々的にですね、中学生子供たちがまさにカラー写真まで載っておりました。すばらしいことをやっているということを町内外にアピール、いいあれは宣伝になったと私は思っております。あれはまさに、マイクロ発電だとは思いますが、その辺をですね、特に教育長もおられますので、中学校、小学生の子供たちの今後のこともございますので、ぜひまた教育委員会としてもそういう部分を応援をしていただきたいと、このように思うものであります。

それでは、引き続きまして第3の質問をいたします。

3. 大型太陽光発電について

イ. 坂城版メガソーラーは

ソフトバンクの社長であります孫正義さんが提唱いたしましたメガソーラーに坂城町はいち早く手を挙げたが、これはちょっと残念なことに選ばれなかったわけではあります、この辺のところは皆さんも周知のとおりでございます。このことからですね、例えば、荒廃農地の利用であるとか、坂城にはですね、北日名だとか南日名だとか、日名だなんていうもう名前がついているような地域もございます。そういう場所が例えば、山の南の斜面を利用してですね、まさに坂城版といいましようか、坂城独自のメガソーラー構想の考え方、少し、町長、これあったような気がします、町長のお考えでは。その部分でもしですね、そういうことを実際にやっていくのかどうか、それとも頓挫してしまったのか、その辺は私は進んでいると思っておりますが、その辺のところをこれからやっていく部分だと私思っておりますので、その辺のところをご答弁を願いたいと思います。以上であります。

企画政策課長（荒川君） 大型太陽光発電についてでございますが、メガソーラーにつきましては、一昨年公有地で一定規模以上の面積が確保できる箇所ということで調査が実施をされまして、坂城町では五里ヶ峰の町有林を候補地として回答を申し上げたところであります。実際に発電事業者が候補地を選定する際には、工事や維持管理等の道路条件、既存の送電網への接続などさまざまな要素を考慮する中で、残念ながら当町では実施したいという提案には至りませんでした。

耕作放棄地を利用した可能性ということもございますけれども、やはり当町の場合、小規模分散型の農地であり、農地法の規制緩和もいまだ実施されておらず、難しいと考えおります。起業者があればぜひそういった部分の資料提供等もしてまいりたいと思っておりますけれども、現状、そんなような状況ということで考えております。

ただ、町内の小規模太陽光発電設備の普及状況でございますけれども、中部電力への売電契約の数字を見ていきますと、平成23年度末で900kW、今年度の町の補助金で既に400kWが設置できている状況でありますので、合計で1.3MW相当の、実は発電設備がある、そんな状況でございます。加えまして、今年度末の状況がまだ明らかにはなっておりませんが、企業など補助金によらない設置も見受けられる中では、大規模なメガソーラーこそございませんが、発電量といたしますとメガソーラー並みの発電所が既にできている、そんなことにもなろうかと思っております。晴天率が高く、日射量が多い坂城町は太陽光発電の最適地でスマートコミュニティ構想の中でも大きな柱の一つであります。大規模、小規模合わせて今後も推進してまいりたいと考えています。

10番（中嶋君） お答えをいただきました。私も認識不足でありましたが、先ほどの家庭用の

ですね、小型の太陽光発電、900kW、それからまた400を見込んでおるということで、1. 3MWと、素晴らしいことになっていますね。私は本当は、だからそういうようなことで、さっきの3軒に1軒、しつこく私言いますけれども、そういう部分であればもっとすごいことになるなと思うわけでありませう。

ただ、せっかく今の坂城版のようなことがあれですか、自然のところですね、それはあれですよ、例えばいろんな自治体がありますので、例えば工業団地を誘致しようとしたら誰も来てくれなかったと、こんな時代だから、そこでもう本当に広い場所が空いていたと、それはもう簡単に設置できると思いますよ、それは。当然大型のトラックが入るでしょうし、そういうふうに整備されている部分ですからね。そういうところへやっぱり孫さんの提唱しておったメガソーラーは、そういうところへ行ってしまったのかというふうに私は思っております。

ただ、坂城版ができないのかなと、だから先ほども課長が言ったように1軒1軒でも集めれば1. 3MWにもなって、本当にあれですか。メガソーラーにも負けないぐらいなようなことができるというお話を承りましたので、それはそれで今の補助金でもさっきの話じゃないですが、少し余計足すようなことをして、息をとめないようにどンドンどンドン、また町民の皆さんのご協力を得てですね、屋根の上に乗せましようというような方向はやっていただければ、もしかしたら、この1. 3MWが2. 幾つかだとか、5. 幾つかだとかね、大きなことになると思います。

ただ、そうは言いましてもですね、やはり何か、さっきから言っていて申しわけないんですが、坂城版で小規模なメガソーラーでもいいからできないか、これをですねもう少し研究してみる、私は余地があると思うんですが、その辺また、お答えできるようでしたら、私は今後やっていただきたいと思うんですが、その意気込みだけでもいいから聞きたいと思うんです、やっていきたいとかね、私はよく言うんですが、嫌だったら、やらねえと言ってもらえればいいんですから、その辺のご答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ありがとうございます。メガソーラーはですね、坂城の場合に非常に大きな広い土地というのを見つけ出すのが非常に難しいと思います。それで五里ヶ峰ということで考えたわけですが、メガソーラーの土地を見つけてですね、耕地を潰して日影をつくるというのは、坂城町にはなかなか疑問だなというふうに思っております。

しかしながら、私申し上げているように、スマートタウン坂城というのは、いろんな再生可能エネルギー、あるいは既存のエネルギーを町全体として効率的にコントロールするというのがスマートタウン坂城です。ですからまさに小規模の再生可能エネルギーも全部足して、全体をコントロールすると、ということがそもそのスマートタウンの目標でございますので、今、中嶋議員が言われたようないろんな工夫をしながらですね、町全体のエネルギーを考えていくということを進めていきたいと思っておりますので、またいろいろ一緒に勉強させていただき

たいと思っております。以上です。

10番（中嶋君） 町長にご答弁いただきました。町長おっしゃるとおり、まさにそのとおりだと思います。スマートタウン構想というのはやっぱりですね、この坂城町の中で、言うなれば平均化するというのはちょっとあれかもしれませんが、何といたしましょうか、上手に電気を使っていくんだということで、そこで先ほどから私が話を申し上げたように、スマートタウンプラスアルファの中で私は、この自然エネルギー、坂城町でとれる電力を坂城町でつくっていくんだと、こういう発想のもとで私はそういうことを申し上げたわけでございますが、町長もあれです、今のお話をすればそれは、坂城町は場所が小さいですから、なかなか難しい部分はあるとは思いますが。ただ、あれです、そうは言っても何かそのようなことが見出されたらまたひとつ考えてはいただきたいと思います。私は思っております。

何度も言いますが、とにかくそうすると余計、ここでもって私は、もう一声、ここで言うておきたいことはとにかく、さっきから何度も言っていますけれどもですね、個人の住宅、お願いするところとはとにかく普及させるようなご努力は、補助金も含めてですね、余計にご検討なされていくべきだと私は思っております。

それでは、次に4番目でございます。風力発電についてであります。

イ. もう1度町内調査を

数年前、当時通産省でしたかね、このNEDOの補助金をもらい、和平で風力調査が行われましたが、残念ながら、このときはですね、風が弱いとのことで実行できなかったという経過がございます。町内の場所によっては風の強いところも、私はあると思います。この間ちょうどですね、ワインの講演会をしてもらったときに、玉村さんが、へえ、そういう見方するのかなと思っているようなことをおっしゃってました。これは玉村さんの講演会を聞いた人は皆さん、ご存じだと思いますが、蚕の話が玉村さんから出て、おもしろいなと思ったんですが、坂城町、上田、桑の葉っぱがとてもよくできると、どうしてだと言ったら、桑にウジバエの卵が産みつけられて、これがどうもいたずらをして、いいまゆができないということの中で、特に今言った坂城町には、いいまゆができると、じゃあ、どうしてだと言ったら、ウジバエの卵は産みつけられない状況だと、なぜならば、風が強いからだ。なるほど、そういうことであれです、私も小さいころあれですか、家中の畳を剥いでですね、寝るところなんか本当に隅っこのほうで、蚕を育てた記憶が私もあります。それこそ、座敷まで全部あれです、畳取っ払ってなんて記憶があるんですが、なるほど、そんなことで、この上田、坂城は蚕が盛んになったということだと思いました。それで、玉村さんの言うには、桑の葉がよくできるところは、ワインのブドウがうんとよくできると。だからすばらしいいいワインができるから、坂城の皆さんも頑張ってくださいというようなことを、私は言われたような記憶であります。

ですから、そこでその中の話の中で、どういうことかと言いますと、千曲川が一番狭くなる

ですね、岩鼻と半過、小網もちろん入りますが、地形的に風が強くなる場所だと言っておりました。そのとおりでありまして、昔の人は唐箕の口とか何とか言っていました、唐箕はね、あおっている間、ぶわっと風が出ているから、昔の人はうまいこと言ったもんだなんて思いますが、そんなようなことが言われている地籍が鼠周辺の場所だったと私は思っております。1年中風が吹いているような場所のような気がします。

でありますので、その地域、それからもう少しですね、和平にこだわった部分があったんですが、坂城町中、もしかしたら、古老にでも話を聞いてみれば、あそこのところは昔から強い風が吹くところだぞなんていうことがあるかもしれません。そんなことも含めてですね、再度調査できないかをお尋ねをいたします。

企画政策課長（荒川君） 風力発電について再度調査というお尋ねでございますが、先ほどございました、以前、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、これを略してNEDOと呼んでおりますが、そこの共同事業によりまして、和平地区で調査を実施いたしました、そのときに、求める風力が得られなかった状況であります。

当時の設定条件を若干申し上げますけれども、750kWのシステムを動かすには、毎秒5mから6mの風速が必要だと。それに対して和平では高さ20mのところ、2.7m、高さ30mのところ、3.1mという数字であったということでございます。

今、ご質問にございました坂城町内ほかの箇所でも風速の強いところがあるのではなかろうかということでございます。再度調査という部分では、調査費用でございましたり、データの分析等が出てまいります。当面、今、スマートタウン構想の中で優先順位をつけて、導入可能性の高いもの、そういった部分でこれからも取り組んでまいりたい。先ほどの小水力もそうですが、現時点でのものと風速もそうですけれども、今後また新たな技術、機器の開発も進んでまいります。今、否定をするわけではなくて、可能性の高いものから順次事業化に結びつけてまいりたい、そのように考えています。

10番（中嶋君） 1問1答でやろうと思って頑張っているいろいろな施策を考えたら、あれですね、課長と私があるですね、討論のようになっていますが、ひとつよろしく願います。

先ほど、あれです、和平の話ですね、5mなければいけないところが2.7であった、3.1であったと、そんなような部分でこれはとっても残念だったと思います。また技術開発も進んできたならまたですね、あその場所は考えていくべきだと思いますので。私が幾つか申し上げましたが、とにかく今のこの科学技術、今の技術でもってできるかどうかということ、この際ですね、スマートタウンの構想の中といたしましうか、それも含めてですね、このときにこそ、一つずつ潰していただきたいと思いますと思ったわけです。

ですから、それはもちろんただならいいんですけれども、お金のかかることであります。当然それは調査研究するためにはお金がかかります。ですからそれをですね、私はこの議場の中

で申し上げているわけでありまして。世間話で話をしているというんじゃなくて、ここの場所で、そういうことも町として取り組んでいくべきではないかと、ですからそういうこともひとつ、あれです、お考えをいただきましてですね、今後またいろいろあれですか、一つずつ潰していっていただきたいと。それからさっきも何度も言いますが、ここ一番のときには特区という方法がありますから、何とでも私はなると思っておりますが、ちょっと荒っぽい言い方ではありますが、そういうところも法律で定まっていますので、うまく利用していかなければいけないと思っております。

とにかく今、課長からご答弁があったように、優先順位をつけていると、これも当然であります。ABCをつけておいてCからやったじゃあ、とても金がかかっちゃってだめです。当然Aからやっていただくのが私は当たり前だと思っております。ただし、Cや、ABCDを忘れないでいてほしいということを私は言いたかったわけです。

それでは、5番目の質問となります。バイオ発電について

イ．赤松の利用を

松くい虫で伐倒処理された赤松を利用したバイオマス発電、これはチップにいたしまして、ガス化をするか、またアルコール発酵などを行うことではありますが、こういう研究調査を行う考えはないかをお尋ねいたします。

企画政策課長（荒川君） バイオマス発電についての赤松の利用についてであります。バイオマス発電につきましては、長野市にお山の発電所という施設がございます。町内におきましても視察研修を行い研究をしております。規模や燃料の供給など課題もあり、当面は発電というよりは、平成25年度で役場庁舎に暖房用のペレットボイラーのように熱利用でのバイオマスエネルギーの利用を進めてまいりたいというふうに考えています。

松くい虫被害木の利用につきましては、北信地域の市町村、森林組合など、林業振興にかかわる26団体で組織をされております千曲川下流域林業活性化センターというところで、ペレット燃料への加工について試験を行っております。これによりますと、燃料として十分な発熱量を有していることが確認できており、今後実際の施設で運用に向けての燃焼試験を行い、課題等を洗い出して、製品化に向けた研究を行っていくというふうにされております。

町といたしましては、この研究の動向を見守りながら場合によっては、今度役場で設けるバイオボイラーもその試験の場として提供する等、被害木の発生から搬出方法まで含めてですね、関係機関とともに検討してまいりたいというふうに考えています。

10番（中嶋君） 今、課長からのご答弁いただきました。やはりあれですね、私も総務産業常任委員会で去年は東北のほうですか、いろいろこの省エネ対策、それから今の自然電力、いろいろ研究してまいりました。それでちょっと私、これは質問してもいいのかなと思いつつ質問したんですが、この今の松くい虫で伐倒された赤松は、本当に何とかしなきゃいけないと

思っ、それを持ってきてですね、やはりアルコール発酵とかでガス化とか、これはうんと金がかかっちゃうもんでね、ちょっと無理なのかなと私自身も思っておりました。

ただ、一応町はそういう考えがあるのかということでお尋ねをしたんですが、私はこれもし町がやるということになったら私はとめようと思っておりましたが、これはあんまり金かかりすぎますから。今、課長がおっしゃったような方向はいいですね、やっぱりこれは。というのは、これはうまく考えたなど、国の金をいただいてですね、その町への燃料としてのですね、ペレットボイラー、これは私すばらしいことでぜひこれ4千万ぐらいかかるというような話ですが、成功すればいいなと思っ、期待しています。

本当は、場合によっては、うまくいけば南条小学校なんかも入れてもいいのかなと思っますが、これはまだね、ちょっとそれは飛躍した話になりますから、そこまではあれなんでしょうけれども、とにかくそういう方向で、そのような赤松利用、これはそれこそ町長がよくおっしゃってました。坂城町の山は宝の山だと。どこに宝があるだと聞いたら、中嶋さん、見てくださいうよ、松くい虫の伐倒ですよと、そういうことを私、町長から聞いたことがあります。それをうまくつなげてですね、この今の燃料になれば、これはこれで一つのですね、自然エネルギーのうちの一つでありますから、何も電力になんかにかえなくてもね、効率がいいことをやればいいんじゃないかと、これはいいことに取り組んでいると思っ、この分は私は敬意を表するわけでありま。ぜひそっちの方向へ向かって、この今の伐倒処理された赤松を対処していただければありがたいと、このように思っものであります。

今まで、幾つか5項目、1問1答やりましたが、これは全部自然エネルギー、自然発電の話でございました。6番目は少し変わります。

6. 地下歩道について

イ. 放置されている危険箇所は

消防署前のインター線十字路下のですね、地下歩道はこれ、誰にも使われておらず、小中学校の危険箇所でもあります。いまだに放置されたままであります。中沢町政以来、私はこの質問を四度目でありますが、ここでまたさせていただいております。これはどういうことかと言いますと、町長がよくいろんなどころでお話を申し上げております、坂城町は安心・安全なまちづくりを目指しているんだよと。山村町政のこれは一番基本のお考えだと私は思っ、そんなことを踏まえて、町長に対して、再度ご質問をいたしますが、ご答弁をよろしくお願いたします。

町長（山村君） 前回は、前にもご質問をいただきました。そのときには答弁させていただきましたけれども、中嶋議員さんにお願もしました。それは何かというと、危険箇所ではなくて、すばらしい場所であると、何か有効利用を図ってくださいうふうにお話申し上げました。

今までの経緯も若干述べさせていただきながら、ちょっとお話をさせていただきたいと思っ

おります。既にご案内のことですけれども、県道坂城インター線と坂都1号線が交差する消防署付近に設置されている地下歩道につきましては、議員さんからもご質問いただきました。前町長のときに4回も聞かれたというのはちょっと知りませんでしたけれども、この地下歩道の設置につきましては、前にもお話ししましたが、坂城インター線の供用開始に合わせて、地元中之条区からの強い要望により、長野県が設置した施設であります。現在におきましても、道路施設として機能を果たしている施設でもあります。

また、設置後におきまして、この交差点部における交差点横断者の利用状況を見る中で、県公安委員会の指導のもと、県において歩道信号機と横断歩道を設置していただき、現在に至っているという状況でもあります。

以前に、この地下歩道につきまして、本来の目的外での利用、活用についてご提案をいただきましたので、管理者である千曲建設事務所とも意見交換をいたしました。歩行者が車両の交通や信号機などに影響されずに通行できる状況から、本来の利用目的で活用したいとの回答もいただいております。現在も毎週木曜日に道路パトロールを実施する中で、施設の維持管理、点検等も行われております。町といたしましても、消防署から谷川までの坂都1号線の整備事業が完了することもあり、現在この施設を用途廃止する明確な理由はないと考えております。

前のご質問のときに、あそこを備蓄庫にしたかどうかというようなお話がありましたけれども、当然こういうことは、県はそんなことは容認できないということでございます。私も最近、改めてあそこの通路を行ってきました。余り多くの方いらっしゃってないかと思っておりますけれども、あそこに写真が飾ってあります。その写真は多い写真はですね、どんど焼きの写真、それから昭和橋、それからなぜか飛騨高山の写真、それから平成18年の交通安全のポスターというのがありました。しかし、非常にきれいに管理されているというふうに思っております。

ご案内のように、こういう施設についてはですね、ほとんどの自治体ではですね、いろんな工夫しています。例えば、私がいたところでは、都会ですけれども、子供たちの絵画の発表だとか、幼稚園、小学校の子供たちが描いたものを常時展示すると、季節に合わせて展示すると。それから中には、ストリートミュージシャンが中で演奏するというような絶好の場所なんですね。多分あそこはH型になっていますので、通路全部行けますので、子供が一輪車の練習するなんて最適な場所じゃないかなというふうに思っております。

私はですね、ほかの機会に申し上げましたけれども、あのインターが、先線が伸ばされて、七、八、九年ごろだと思いますが、18号バイパスといずれつながると、つながり方はいきなり鉄橋でつなげるか、今、考えているのは鉄橋の前に鼠橋のほうに迂回してつながるという手も、アイデアもあるようですけれども、いずれにしても先線ができるようになったときの今までとは全然違う、もしかしたら一桁上の交通量になるかもしれません。そのときに、絶対安全な場所というのは地下の通路になります。ですからぜひともですね、あそこ、有効利用をですね、一緒

に考えていきたいと思っております。特に南条小学校の建設なんかが始まりますと、そういうときに、子供たちが何かそういう展示の場所なんかをですね、あそこを使ってやったらどうかということも考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

10番（中嶋君） さすが、町長、なかなかアイデアマンでありまして、いい発想を私はなされていると思っております。

ただ、現状を見るとですね、やはりあれ、中之条のですね、言うなれば年配者、お年寄りになっておりますが、高速道路ができて、うんと吹っ飛ばしてきてそのまんま中之条におりてきちゃうだと、そんなことやられたもんだら、おら、もう南条小学校や保育園行っている子供たち、交通事故に遭ってとんでもないことになっちゃうと。だからということで、相当なごり押しでもって、中之条の頑固じいさんたちが頑張ってやって、あれは町長も見てわかるとおり、地下道があつて、あの上に上ってもらうとわかるんですが、あの目線の高さのところにはすばらしい歩道橋といいますか、ありまして、橋のようにね、それがあのやつがあれですよ、中学校のところにかかっている、18号のところにかかっている歩道橋なんてもんじゃないです。すばらしいお金をかけてありまして、それこそこれ当たり前の話ですが、身体障害者の車椅子でもあそこを通れるようになっているんです。ですから、もうとんでもない金を地下道へかけて、またとんでもない歩道の橋をつくったというのが現実だったんです。

でもあれをつくらなかったら、こんなところおろさせないよと。町の政策もありまして、どうしてもあそこにおろさなきゃだめだと、それで県も町もあれはもう本当にあれです、もう毒を飲むぐらいの気持ちでもって、あそこへやったのが実情です。

それが今になったら、おっこしてくれなんて話も出てきて、実はこういうことです。これは数年前の南条小学校のPTA会長からですね、この前もお話しましたが、危険箇所であるので埋めてほしいとの依頼があったんです。学校で要らないっていうものを、あここに置いておくことないだろうと、埋めてくださいと。

なぜそういうようになったかというのと、五、六年前に、あそこへ横断歩道の信号ができたんですよ。それで余計そういうことになったんです。前はあそこは横断歩道ありません。あの勢いでスピード出してくるところにただ信号あったきり。だから地下道があったんですよ。だけど、またこれも時代が変わってきまして、そういう要望があつて、あそこへ、これは公安委員会、先ほどもいろいろお話がありましたけれども、そういうところを全てクリアしてあそこへ横断歩道をとにかく信号が設置された。だから、このときのPTA会長さんは、要らないと、危険箇所だと、埋めてくださいと私に依頼があったわけです。

最近もですね、近くのPTAの皆様にお話を聞ける機会がありましたので、とにかくこんなことを言っておりました。とりあえず子供たちが入れないように、4カ所にシャッターを取り

つけてほしいということを懇願されました、私は。それで、これも坂城署でもちょっと話をしましたらですね、坂城警察署によるとね、高速道路ができてから、犯罪件数増えておるんです。増えておって、今、坂城警察署は何を一番心配しているかといいますとですね、坂城の町内で悪いことをしまして、泥棒なら泥棒でいいです、何かそういうことをしまして、インター線へ乗られちゃったら30分たったらもう大変だそうです。この犯人を捕まえるのに。例えば上のほうは東京ですわ、下のほうは新潟県ですよ。どっちかに逃げられたときに、もうどうしようもないことになってしまうということも言っておられたわけです。

ですからそういうことを考えると、今まで何にもなかったことで、私は安堵しています。でもあそこは町長も見てきたとおり、ご存じのとおり、くの字の階段になっているんですよ。真っすぐの階段じゃないんですよ。だからあそこへ子供が何か悪いのにさらわれてですね、あそこのくの字曲がったらもうわからない。あと、3カ所出る方法があるんですから。ですから南条小学校、南条保育園行っている子供たちがあそこで何かさらわれたなんてことがあったら、その歩道じゃなくて、インター線のすぐあそこに車でもとめておけば、そこへ子供を連れて、今のあれですよ、高速道に乗っちゃってもう大変なことになるということが、その今の警察の方もそういうふうにおっしゃっておりました。

だから私はですね、せめてですね、これは県だといったって、私だって、坂城町の町民であるということは威張っておりますけれども、長野県の私、県民でもありますよ。長野県がつくったからどうたらじゃなくて、長野県民である私があれば要らないよと言っているんだから、こんなものは県のほうにお願いしてですね、せめて、4カ所へシャッターぐらいはきちっとおろして、町長がおっしゃるとおりです、これからまたどンドンどンドン、また坂城町が発展して私は車が増えてくることを願っております。そういうふうには町政、きちっと町長やっていたきたく私思っておりますし、私らも応援しています。ただし、そういうふうになったときにシャッターあければいいでしょう。だからそういうふうなことを考えて、せめてですね、シャッターぐらいは、そういうふうになるまでですね、おつけしていただくようにですね、県にお話をさせていただければありがたいなというふうに私は思っております。

町長、その辺、ご答弁いただけるんでしたら、今いただいております、もし考えておくよというような部分でしたら、答弁要らないんですが、はい、お願いいたします。

町長（山村君） 例えばですね、あそこが危険箇所といった場合ですね、全国の横断歩道、地下道全部危険箇所なんですけれども、私はそうは思わないと思います。もっといろんな使い方を考えましょうよ。例えば、時間を決めて9時から5時までの間、監視のもとに何かやるとか、そうしたいと思っております。それからね、ほかの方のご意見を僕はちょっと聞きたいと思っております。何かいいアイデアあるんじゃないかと思っております。ハンディキャップのある人があそこでいろんなパフォーマンスやる、ものを何か売るとか、そういう例えば知的障害のある方の喫茶

店をいろいろつくりたいとも思っているんですけども、ああいう場所で何かやるとかですね、いろんなことがあるんじゃないかと、シャッターを閉める前にできるんじゃないかというふう
に思っております。以上です。

10番（中嶋君） 町長おっしゃるとおりです。余りシャッター通りよくないですからね、これは。あちこちあるようですが、そういうことを踏まえて、町長おっしゃったのかなというふう
に思っております。それから町長、いろんなアイデアで職員の皆さんにですね、いろいろいい
お話、いい意見を出させてですね、頑張ってらっしゃるところが見受けられますので、
ぜひまたこの問題も職員の皆様のお知恵もひとつ、あれですね、町長まとめていただいたり、
それから我が議会も考えましょう、またこれは。そんなふうでひとつよろしくその辺をまたお
願いをしておきたいと思えます。

時間もちょっと迫っていますので、7番目でございます。7番目をこれから質問いたします。

地下タンクについて

イ．町内施設の設置数は

ロ．タンクの耐用年数は

最近、民間のガソリンスタンドの耐用年数問題が大きくクローズアップされ、社会問題に
なっております。当町においても町立図書館でオイル漏れがあり、速やかに対処したことは高
く評価しているところではありますが、町内公共施設全てのオイルタンクの数と耐用年数をお
尋ねをいたします。

ハといたしましては、これはもう当たり前の話ですが、今後の施策であります、今回のこ
とを教訓にしてですね、今後オイル漏れなど、絶対に起こすことのないように、どのような施
策をとっているのかの辺をお尋ねをしたいと思います。

総務課長（田中君） それでは、地下タンクのご質問についてお答えをいたします。

初めに、町内の施設におきまして、地下タンクを設置しておりますのは、文化センター、老
人福祉センター夢の湯、町立図書館、さかきテクノセンター、勤労者総合福祉センター、湯さ
ん館、村上小学校、坂城小学校の8カ所でございます。

地下タンクの製品としての耐用年数につきましては、タンクの厚さなどによりそれぞれ違い
がございます。消防法の改正によりまして、先ほど申し上げました8カ所の地下タンクは、そ
れぞれ設置後40年または50年を経過したものが規制の対象となります。町の施設8カ所の
うち、文化センターの地下タンクにつきましては、25年度にタンク内部を強化プラスチック
で覆う改修工事を実施するための予算を計上いたしました。

今後の施策といたしましては、それぞれの地下タンクの設置経過年数に応じてタンク内部を
強化プラスチックで覆うなど、改修工事を必要に応じて順次行ってまいります。

10番（中嶋君） 今、課長からご答弁いただきました。結構あるもんですね。8カ所、これは

大きなタンクだと思います。ガソリンスタンドでね、あるようなあんな大きなものではないと思いますが、それなりのやつが備わっておるのかなと。先ほど申し上げましたように、特に私が思ったのは、今大分問題になって、県なんかもほかの補助も出そうなんて言っているんですが、ガソリンスタンドの過疎化のところなんかはね、やっぱりタンクを直さないといけないと。お話を聞いたら、課長も言っていましたように、そういうことをやったということを今お聞きしましたので、ちょっと安心したかなと。

施策的には今、40年、50年の中でということでもありますので、これ、なぜ私、こういう質問をしたかということ、やはりそうは言いましてもですね、図書館でああいう事件があった、でもこれは町長に敬意を表するんです。よくあこまでやったわいと。あれは本当に速やかにですね、きれいにあの土をとりましてですね、それで、住民の皆さんに迷惑をかけないようにしたということは、私は立派にやったなと、しかも速やかだったです。この早さというのも大事です、ああいうときは。だから文句言われませんよ、町民の皆さんに。だからそういうところは敬意を表します。

ですから、でもそうは言いましても、心配だったのは、今後ですね、今後、そうは言ったって、そういうことは絶対ないように、ひとつご努力をしていただきたいと、その辺のところ、きちっと今、課長やっているというご答弁いただきましたので、再質問、私しません。ぜひ、もう一度言うておきます。絶対ないように、ひとつお願いいたします。教訓にしてください、今回のことを。そういうことでもあります。

それではですね、3・11以前はですね、CO₂削減、また3・11以後は原発停止と大きな歴史のうねりの中で、地球環境も踏まえ、人類の行き先が定まったように私は思うものがあります。当然、自然エネルギーを基礎とした社会の構築であり、これ以上地球を汚さず未来ある子供らに伝えていくことが正しい、私は政治だと思っております。町におきましては、未来ある子供たちのために、安心・安全なまちづくりをしていかなければと思うものであります。

最後に一句添えます。

「原発をやめて自然の発電所」、「原発をやめて自然の発電所」、これで私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（宮島君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1といたしまして、25年度の経済動向と財政見通しは。

5年3カ月ぶりに政権について自公政権の安倍晋三内閣は、金融緩和、公共事業、成長戦略

を3本の矢とする、いわゆるアベノミクスを打ち出し、強い経済を取り戻すというデフレ脱却のための緊急経済対策を推進しつつあります。しかし、その内容は、以前の金融大緩和による物価の2%上昇の施策、大型公共投資を中心とした財政支出で、大企業向け支援と言わなければならない施策であります。経済市場では期待感が持たれ、今ではリーマンショック前の状況との報道もなされています。

しかし、急激な円高は輸入製品の大幅な価格上昇、石油や小麦などなど、輸入製品は国民生活を脅かしております。何よりも、景気回復の決め手は、国民の所得の増大への取り組みが内需拡大の大原則であると思います。これまで、自民党政権ではそれに全く手が打たれていませんでした。大企業の内部留保のごく一部を取り崩すだけで、月1万円の賃上げが可能と言われております。賃上げによって、内需を活発にする、このことこそ剰余資金を生かせることになります。

例えば、ある新聞の資料によりますと、トヨタ自動車では、国内従業員23万5千人、連結内部留保が13兆1千億円あると言われております。これの0.2%を取り崩すだけで、トヨタの社員の給料が月1万円の賃上げになる、このような試算をしております。同じく、三菱UFJでは0.1%、武田薬品では0.05%で月1万円の賃上げが可能と試算しております。

衆議院予算委員会で、日本共産党の笠井亮議員が内部留保の一部を取り崩すだけで1万円の賃上げができるんじゃないか、このことを質問いたしました。麻生太郎副総理は、経団連など、財界3団体の首脳に報酬を引き上げる要請を行ったと答えております。そして共産党と自民党が一緒になって賃上げをというのは多分歴史始まって以来ではないか、内部留保が賃金に回ることになれば、GDP国民総生産に占める個人の消費の比率は、極めて高くなると認めております。デフレ脱却の特効薬は、国民の懐を暖めることを政府も認めたことにもなります。町内企業でも体力のあるところはぜひ、実施していただきたいと思います。

これに基づいて、イといたしまして、アベノミクスによる町事業への影響はどうであったか。

政府は、緊急経済対策追加財政支出として、13年度当初予算と12年度補正予算、合わせて大型の公共事業財政投資をいたします。これにより、町にどんな影響が出ているか、あるいはどのような事業ができるのか、これについてお尋ねいたします。

ロといたしまして、町内経済の状況は、であります。

1、町長の招集挨拶で町内企業の経済動向は、今後3カ月後の見込みについては、各種の政策効果による景気回復の期待が出てきていると思われませんが、全体的に弱めの動きは続くと思われ、多くの企業が、このように報告されました。円安など、これらの関係で、町内企業の見通しについてどんな判断をされているのか見解を求めます。

二つ目に、12月議会で私の質問に対し、町長は、金融円滑化法について、国が金融円滑化法で問題を先送りにしたと、このように見解を述べられました。日本の製造業の品質の高さを

支えてきたのも、やがてその中から独立し、経営者へと転身する人が出てくるような、こういう企業、そして労働者の人的資本の蓄積がありました。町内の経営者のほとんどが町内大手の技術を習得し独立してきた歴史があります。しかし、バブル崩壊後、日本経済を支えてきた中小企業への対策は、国の財政面を含め、置き去りにされてきております。そのため後継者育成ができず、今では経営者は高齢化となり、このまま推移すれば町の産業はもとより、日本のものづくりは成り立たなくなります。

仕事があれば、あるいは景気がよくなればと、町内の零細企業はじっと耐えております。いよいよ死活問題となってきました。町は、金融機関との懇談会を持ち、その中で、金融などの協力要請をされております。事業者への状況調査や相談窓口など、検討していただきたいと思いますが、それについてご答弁願います。

三つ目に、町内の小売業の縮小で、買い物弱者への対応がどうなっているのか、そして商業振興策についてお伺いいたします。新年早々、中心市街地でただ1軒あったスーパーが閉店いたしました。このことについて、日本共産党坂城町委員会が、買い物弱者対策で移動販売を増やしてほしい、このように町に要請し、町も考えており、2月28日より毎週木曜日にふるさと歴史館駐車場で移動販売が実現いたしました。

町長は、今議会の招集挨拶で、ベイシア坂城店も業態の変更を予定しているとの報告もありました。大手資本は、大手資本間の間でも出店競争に明け暮れております。地域住民の生活をどう保障していくのかは、これらの大手資本は二の次になっております。そして、それぞれの店舗においては、目標とするもうけがなければ、さっさと撤退していきます。地域社会への責任を果たしていただきたいと思うのであります。

全国の地方の町では、中心市街地と言われた商店街はシャッター通りとなり、駅と住宅があるだけの状況になっております。坂城町もそれに近い状況ではないでしょうか。商業施策や中心市街地の活性化については、今の国の施策や経済活動の状況下では、一自治体に何ができるのか、どうすればいいのか、大変難しい対応だとわかるところであります。しかし、ここには人が住んでいるわけでありまして。そういう意味で、商業振興策と買い物弱者対策について、町はどのような施策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） 25年度の経済状況と財政見通しはということでございました。アベノミクスによる町事業への影響、それから町内経済の状況は、イ、ロ、含めましてお答え申し上げたいと思っております。

平成25年度の経済動向と財政見通しについては、自民党が政権復帰後、第2次安倍内閣が発足し、大胆な金融施策、機動的な財政施策、民間投資を喚起する成長戦略、先ほどお話ししました、3本の矢と言っておりますけれども、経済対策、いわゆるアベノミクスがスタートし

ております。アベノミクスでは、長引くデフレ脱却による経済の再生が最大喫緊の課題と位置づけられ、町といたしましてもその効果に強く期待をいたすところであります。

ここ1週間ぐらいでしょうか、アメリカでの米国の株価、それからナスダック、それから日本でも日経平均が、アメリカの場合には市場最高値続けておりますし、日本の日経平均の場合には、リーマンショック以前の状況に戻ってきたということもあります。それから円安も96円台というような状況になっております。それから今日のニュースによりますと、三菱重工で16年ぶりに一時金を満額回答したと、それから日産なんかもそれに追随するということが決まっているということですし、それからもう数週間前になりますけれども、先ほど、麻生さんの話ありましたけれども、そもそも安倍政権が発足したときに、利益の出る会社は賃上げをしてくれという要請を安倍首相がしていました。真っ先にローソン、それから先日セブン&アイ、それからニトリなどもベースアップをすることを決めました。

私はですね、この3年3カ月の民主党政権の時代に、民主党はどちらかといえば、労働組合に大きな基盤を持つ政党でありましたけれども、これほど突っ込んだ要請もしたことがないと思います。その安倍政権ができたのは、デフレ脱却、2%物価、インフレ目標といっても、これは経済が活性化しなければ意味がないわけでありまして。それにやっぱり期待感を持った経済界がフォローしてきたんだと思います。

通常、ご案内のように、春闘と言われていた時代には、どっちかという、重厚長大の鉄ですとか自動車、電気がまず決めて、それから流通関係ですか、今回また逆の状況になりました。流通関係から始まったということで、日本の経済の構造も少し変わってきたのかなという感じがします。多分それはスピード感の問題かなと思っておりますけれども、私は大いに期待をしたいというふうに思っております。

最近の米国のいろいろアナリストですとか、経済界の分析しているデータを見ますと、やっぱり日米関係で一番アメリカが強く願っているのは、外交問題、防衛問題ありますけれども、とにかく日本の経済の回復が、アメリカにも最大の貢献をするだろうということで、大いに期待しているという状況でございます。

内閣府による月例経済報告では、アベノミクス発動後は、株価の上昇や円安の進行等の状況が見られ、輸出環境の改善や経済、金融対策の効果を背景に国民や企業のマインドの改善にも支えられ、次第に景気回復に向かうということが見込まれております。

そうした状況の中で、県内に目を向けますと、日本銀行松本支店の金融経済動向による長野県内の経済動向は、弱めの動きとなっているとされており、下げどまり、持ち直しといった観測があるものの、まだまだ改善の動きには停滞感が伴っているという状況となっております。

先ほど、大森議員からもお話ありました町内においても、3カ月ごとに実施している町内企業への経営状況調査の最新の結果から、生産、売り上げとも前回調査に比べ、増加傾向にある

ものの、生産については企業によってばらつきがある状況で、売り上げについても昨年度時期を下回ると回答した企業が多く、3カ月後の見込みにおいても全体的に弱めの動きが続くと見込む企業が多いという状況になっております。

しかし、この調査は、10、11、12月の結果を今年になって調査したということでございますので、今年に入ってから1、2、3の結果は4月になって出ますけれども、もう少し強含みになってくるかなという気がしております。町内の企業で、特に輸出系の企業は、物すごい好決算が予想されておりますので、それに関連する下請中小の企業の動きというの、上向きになるかなというような期待もしております。

このような状況から、アベノミクスによる経済効果を町内企業において実感できるようになるには、まだしばらくの時間が要するというふうに考えるところですが、生産、売り上げの増加や人員の補充、増員等改善の動きも見られるところから、輸出関連の企業が多い坂城町の業態からも、より早期に政策の効果があらわれ、企業の業績回復が従業員の収入増をもたらす、町全体の景気回復につながるものと期待を込めてということになりますけれども、予測をするところであります。

続いて公共事業にかかわる国の大規模な予算措置を受けてどんな事業ができるのかというご質問がございました。まず、平成24年度にかかわる追加事業につきましては、本議会に追加議案として上程を予定しております補正予算に組み込んでまいりたいと考えております。

具体的な事業の内容といたしましては、まず下水道事業の追加実施でございます。本来25年度に実施をいたす予定をしておりました事業量の2分の1に相当する1億5千万円を今年度前倒して実施するもので、南条入横尾地区の事業推進に活用してまいります。

このほか、改修事業が進行しております六ヶ郷用水の改修にかかわる負担金675万円の増額並びにしなの鉄道の鉄道施設の緊急老朽化対策等にかかわる経費の町負担分389万1千円の計上を計画しているところでございます。

平成25年度につきましては、国の公共事業にかかわる予算を活用した新規事業としまして、老朽化した橋梁の長寿命化を目的とした修繕事業を実施いたしますとともに、町営横尾団地の水洗化改修工事につきまして、3年計画で着手してまいります。そのほかにも、A01号線の道路改良事業や下水道事業、通学路への防犯灯設置事業や住宅、建築物耐震改修事業につきましても、国の公共事業にかかわる補助金を活用した事業でございます。

続きまして、事業者への状況調査や相談窓口など検討という話もございましたが、事業者への状況調査につきましては、現在、町内製造業約240社を対象に、坂城町工業実態調査を実施しております。この調査は、事業者が抱える課題、経営動向、町及び産業支援機関への要望等を調査するもので、この調査をもとに企業ニーズに即した新たな事業企画や施策展開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

相談窓口につきましては、町内関係機関の連携による支援体制をもって、これまでも取り組んできております。町商工会では、個別金融相談のほか、経営指導員の定期的な巡回指導による経営相談、金融や信用保証に関する相談やあっせんなどの金融相談を行っております。

また、先ほどもお話ありましたけれども、町内の金融機関に対しまして、昨年11月に4行の支店長との意見交換会を開催いたしました。このような意見交換会、初めてだということだったらしいですけれども、金融円滑化法の期限到来後もこれまでどおり、貸付条件の変更など、相談をいただく中で対応していくと、経営改善計画の策定支援や経営相談など、可能な限り対応いただくことを確認させていただきました。

国においても、金融庁では金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行、支援するよう促すとしており、金融検査、監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後もこれまでと何ら変わらないという検査、監督の方針を示しております。

また、政府・与党である自民党では、円滑化法が期限切れになることを受けて、債務の一定期間の凍結などの対策について本格的な検討を開始したとの報道もされております。

いずれにしましても、景気回復が喫緊の課題であると考えますが、今後とも、関係機関との連携を密にし、機会あるごとに企業の皆様からお話を伺ったり、金融機関との意見交換会なども通じて状況把握に努めてまいります。

それから、やはりお話のありました、買い物弱者への対応と商業振興策についてのご質問でございますが、招集挨拶でも申し上げましたとおり、本年1月4日に坂城地区の個人経営スーパーが閉店されました。坂城地区におきまして、生鮮3品を扱う小売店舗がなくなるという緊急事態とともに、地元区長及び民生委員からの要請を受け、急遽町内7カ所で行っております、イトーヨーカドーさんによる移動販売を先月28日から毎週木曜日にふるさと歴史館前の駐車場において行っていただくよう調整をいたしました。

また、ベシニア坂城店も、近々業態変更を予定されているというお話を伺っております。基本的にはドラッグストアプラス食料品だけれども、いわゆる新鮮な魚とか、生鮮品は扱わないようになるのではないかと。食料品も扱うけれども、生鮮品はないというような状況になるらしいということでございます。

先日、支店長とも、それから群馬にある本店の幹部の方とも相談しましたけれども、初めていろんな新しい取り組みをされるそうです。ですから、いろいろ相談しながら、また我々の要望も聞いていただけるように努力していきたいというふうに思っております。

今後、高齢化社会の進展とともに、買い物に困る方が増加することが想定される中、町内の生鮮食料品小売店舗の縮小は大きな問題であり、買い物環境の改善を図っていくには、地域の現状を踏まえ、地域の実情に即した対応策をいろいろ考えていきたいというふうに思っており

ます。買い物弱者と言われる方に与える影響を最小限に食いとめるべく、商工会との連携、さらには福祉分野との連携も図る中で、今後の対応策を検討してまいりたいと思っております。

先ほど、駅と家しかなくなってしまうのではないかというお話でしたけれども、私はですね、ここ1年10カ月ぐらいの間にですね、喫茶店が随分増えたのご存じでしょうか。幾つか増えてきました。立町にも、それから中之条にも増えましたし、それから今度けやき横町にもある店が入ります。それとあとは駅前の活性化で169系の電車とともにですね、いろいろな活性化の仕組みを考えていきたいと思っておりますので、まだまだできると思っておりますので、よろしくまた、ご相談させていただければと思っております。以上でございます。

9番（大森君） 町長より懇切丁寧なご答弁をいただきました。

一つ、民主党、今まで賃上げ等言わなかったということのお話がありましたけれども、自民党がこの間行ったのは、単独で財界に行ったのは賞与を考えてくれと、何とか上げてくれということですから、賃金といいますと、基本給と生活に最低必要ないろんな社会保障関係のものを含めたものがそうなんです、賞与は俗に言うボーナスですのでね。基本的にはね、やっぱり賃金ですよ、やっぱり賃金を上げることが根本的な解決策というふうにありますので、その点については一つ指摘しておきたいというふうに思います。

このアベノミクスは、特に金融と財政の問題のところ、特に今大きく問題になっています、日銀の総裁をどうするかということで、イエスマンを自分の横へ置くということで、金融緩和をどんどん行うという方向が今、心配されております。昨日も質問の中でありましたけれども、日銀に国債を引き取らせるということですね、簡単に言えば、もっと印刷しろということでやっていくという、こういう雑な経済対策ということもありますので、経済学者の中には非常に心配されて薄氷を踏む経済対策ではないかというふうに心配する学者も結構、新聞でもね、結構出てきております。そういう点では、やっぱり堅実な、確実な経済政策ということをやったり国民の働く人の所得を増やしていく、懐を暖めるということがまず第一の解決策ではないかというふうに私は思います。

それで、どのような事業をできるかということで質問しまして、社会基盤的な内容が結構盛り込まれているのかなと、補正でも出てくるということですので、ちょっとその辺はわかりませんが、六ヶ郷用水だとか、あるいは下水道で1億5千万ですか、追加されると等々で、社会資本整備に重点が置かれた予算を組まれてきているということでは、一つは安心しているという状況であります。

次に、町内の経済状況ということですが、輸出企業も町内にはありまして、その点では今のお話のように、好景氣的な、特にレートの関係だけということでも相当なもうけというんですか、数字上ではね、いくということなんです、やはり、要は製造業はものをつくって販売するというのが大原則でありますから、やはりそこところはきちっとしておかないと、これで

円高になればまたそれはチャラになるということですので、そういう金融のばくち的なやり方ということでは、やっぱり慎重にこれは経営していただきたいというふうに思うわけですね。そういうところについては、やはり賃金が上がられればぜひ上げていただくということで、今度の町内経営者の皆さんとの懇談会のときには、やはりそのことも要望していただきたいというふうに要請しておきたいというふうに思います。

それから次に、あとは町内の零細企業ですけれども、この間、私のところへ電話がきて、もうこれで仕事をやめるということで、今持っている機械をどこかで引き取ってくれないかという相談をしたら、もう二束三文だと、1千万以上かかった、購入した機械が二束三文で、自分のいろんな借金に充てようと思ったけれども、全然そんなことにはならないということで、どうしようかという話もありました。これ以上続ければ、当然融資も受ける見込みはないというようなことで、非常に悩んでおられるという方が今あります。何件か、そういうことではね、気にされている、いつやめようか、いつやめようかということはずっと思っているという町内企業の皆さんが何人もいらっしゃるということで、何とか耐えているというのが今の状況です。

そこへきて、金融円滑化法が切れて、それでも心配するわけですね。取り立てられるんじゃないかという、貸し剥がしというようなこともあるんですが、今の町長の答弁では、金融機関にもそういう支援をしていくという約束をいただいているということで、一安心でありますけれども、そのところは、注意して見ていただきたいというふうに思います。

その辺について、町内の企業について、アンケートを今されているということで、私これ、以前から町の職員が、直接出向いてその事業者の要望をお聞きするよにということを提案してまいりましたけれども、それは実現していませんが、それでも全町内の企業に対して、こういうアンケートをとるということについては、今の時点では、タイミング的にはよかったのかなということで、一つは感じております。

次に、町内の小売業の関係ですけれども、やはりこれは生鮮3品がなければ、本当に生きていかれないということで、喫茶店が増えたり、あるいはほかの商店が増えたとしてもね。やはりこここのところ、どうするかということと、もう一つは中心市街地、駅はエレベーターができ、バリアフリーになるが、やはりここに人が住み続けられることと言えば、歩いて買い物ができるということをしなきゃいけないんで、そのところは、どのような対応を考えていらっしゃるのか。今後の政策的な、さっき一緒にやっていきましょうというふうに、町長からも呼びかけられましたけれども、その点についてはどのような政策をお持ちになっているのか、お尋ねいたします。

町長（山村君） お答えする前に、私は今度、日銀の総裁の話が出ましたので、私は大賛成です。別にイエスマンではないと、それだけ言っておきます。

浜田宏一さんの本をお読みなればわかると思います。今までの日銀の政策がいろいろどう

だったのかということだと思います。こういう場でそういう話をするのもちょっと不適切だと思いますけれども、おっしゃったので申し上げます。

それから町の中でですね、やっぱり生鮮食品、前のお店のあの場所はですね、本当は最適、いい場所なんです、それでもう1回あそこで何かできないかということで、具体的には商工会の鈴木会長を初め、相談しております。本当はできれば、町内の中で誰か手を挙げる方がいて、やってくれればいいんですけども、ただご案内のように、まだあの企業のお店の最終的な整理がまだ終わっておりませんので、それが一段落してからかなと思います。

いろんなことを考えたいと思っております。町内だけで手を挙げてできればそれでもいいですし、あるいは特殊な形態で外部のお店の生鮮食品持ってこれればいいと思っておりますし、その整理がついてからということで、そういうことも含めて商工会の皆さんとも相談したり、そんな状況でございます。

産業振興課長（塚田君） 買い物弱者と言われる方への影響を最小限に食いとめるというような内容で、今現在、商工会ともよく相談をしながらどのような方法があるかということについて検討しております。

今現在、一つの案といたしまして、鐵のほそ道のところで例年、夕市ということで、町の野菜等を売る市を立てております。そういうものをスケールアップさせて、それに何かプラスアルファ、できればそういうお魚だと肉とか、そこまでいけるかわかりませんが、できればそういうようなスケールアップを図って、町の特産品もあわせて、そういうところで販売ができればなということも一つの方法として、今現在考えております。

また、やはり福祉分野との連携というのも、先ほど町長申し上げましたが、そういうことも大変必要な状況であるかというふうに思いますので、その点も加味した中で対応を図ってまいりたいと思います。

9番（大森君） 今、課長からも答弁いただきまして、今までお店だったところを何とか活用していきたいというふうにご答弁でありました。やはり、買い物弱者対策は、商店だけじゃなくて、福祉の面とそれから交通の面ですよね。当然道路もありますが、循環バスだとかそういう交通の面まで含めてですね、やっぱり全体的に検討していくということをお願いして、次の質問にまいりたいというふうに思います。

2といたしまして、松枯れ対策についてであります。

これは、特に、今日、質問する内容について専門的中身は結構ありまして、私も何が何だかわからないことから始めて、いろんな人から聞いたり、あるいは本を読んだりいろいろしてきております。ですので、ここで決着つけるとか、どうこうというふうにはちょっといきませんが、問題提起としてぜひ町民の皆さん、そして職員の皆さんにも聞いていただき、今後にかかしていただければということで、質問してまいりたいというふうに思います。

イといたしまして、空中散布後の大気測定について

昨年6月19日に実施した松くい虫被害防止対策として、4年ぶりに空中散布を行いました。散布した薬品は、これまでの非リン系農薬から、ネオニコチノイド系のチアクロプリドを散布をしたわけであります。町は、「広報さかき」8月号で、気中濃度の測定結果を掲載いたしました。その内容は、全ての日にち、全ての地域、全ての時間、測定したものが全て不検出というふうに表示されました。一般的に、私はこれ最初見て、ゼロだったんだという判断をいたしました。私はこのことも疑問を持ちまして、いろいろと皆さんから話を聞いたり、専門的な方、そして本を読んだり、あるいはインターネットで調べたりということで行ってまいりました。

具体的な質問をするわけですが、まず1点目といたしまして、これを調査された企業、これについての選定された経過については、どのような経過で決定されたのか、基準として、まず価格的に見て決定されたのか、あるいは、分析能力、分析機器がそれだけ備わっているからそこと契約されたのか、これについてお尋ねします。

2点目といたしまして、県の実施要綱では、定量下限は 1 m^3 当たり $0.05\ \mu\text{g}$ 以下というふうに規定しております。しかし、今回の、昨年の調査では、分析では、定量下限が $0.2\ \mu\text{g}$ で分析を行ったとなっておりますが、また、これについて県の指導の 0.05 になっていない、これについて、どういう行き違いがあるのか。

3番目に、県の要領では、先ほど言いました定量下限値は、 1 m^3 当たり $0.05\ \mu\text{g}$ 以下というふうに設定しております。これで、大気分析を行うことができる企業がこの今回の分析した企業のほかに県内にあるのかどうか。

4点目ですが、一般論として、ネオニコチノイドの分析を行うに当たって、どのような分析方法が最適なのか、特にこの2種類、方法があるわけですが、一つは、ガスクロマトグラフ質量分析装置で分析するのか、もう一つは、液体クロマトグラフ・タンデム型の質量分析装置で行うのか。今回散布したチアクロプリドの分析はどちらの分析方法が適切なのか、お答え願いたいと思います。

そして、その両機械の場合に、その方法では定量下限をどこまで下げることができるのか、これについてお尋ねいたします。

ロといたしまして、今年度も実施されるということで、予算にも計上されております。今年度の実施内容はどのようなものが行われるのか、お尋ねいたします。特に、空中散布、伐倒駆除、樹幹注入等々だというふうにするわけですが、これらについてどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。空中散布をするに当たってこの気中濃度の測定を定量下限は 1 m^3 、 $0.05\ \mu\text{g}$ というふうには県は指定していますので、これについて今年の散布に当たっては、こういう単位で実施していただきたいということも要望いたしまして、1回目の質問といたします。

産業振興課長（塚田君） 松くい虫防除対策としての空中散布後の大気測定についてお答えいたします。

空中散布に使用した薬剤は、非有機リン系ネオニコチノイド系のエコワン3フロアブルであります。エコワン3フロアブルについては、24年度から坂城町と千曲市において、県下で初めて使用した薬剤であるため、測定対象成分となるチアクロプリドに関する気中濃度評価値の指標、測定方法等について県とも調整を重ねるとともに、検査を実施する業者選定に当たっては、専門的な設備の整った業者で、大気の捕集及び捕集した成分の分析が可能である、また町における河川等、定点定期測定調査や、千曲市における気中濃度測定調査の測定業務においても分析力と実績のある業者であること等を勘案する中で、立科町にあります事業所を選定いたしましたところでございます。

町では、長野県防除実施基準で散布区域から1 km以内に集落等がある場合、最寄りの集落等において安全確認調査を実施するよう示されておりますので、苧屋原公民館と上平公民館に加え中之条地区のさかき千曲川バラ公園の3カ所で散布前日、散布当日の散布中、それと散布直後、それと日中、翌日の早朝と日中、散布2日後の日中、そして4日後の日中の計8回実施いたしましたところでございます。

その結果、全検体においては定量下限値の 1 m^3 当たり $0.2\ \mu\text{g}$ 以下という数値でございました。なお、 $1\ \mu\text{g}$ は、100万分の1gでありますので、 $0.2\ \mu\text{g}$ は500万分の1gということになります。

定量下限値とは、測定を行って得られた値が十分な信頼性を持つ下限の量のことです。薬剤防除自然環境等影響調査要領においても特に数値が定められているものではございません。このため、県ではチアクロプリドの測定は初めてであるということから、調査実施に当たり、業者に定量下限値の聞き取りを行ったところ、複数の業者から定量下限値が今まで使用されてきた薬剤と同様に 1 m^3 当たり $0.05\ \mu\text{g}$ で調査可能との回答が得られたことから、県が独自で実施する調査の定量下限値として、この 1 m^3 当たり $0.05\ \mu\text{g}$ という数字を採用したということでもあります。

町はなぜ、定量下限値を 1 m^3 当たり $0.2\ \mu\text{g}$ で分析を行ったのかとのお質問でございますが、調査を実施する上で指標となるチアクロプリドの気中濃度評価値、すなわち人の健康に害を与えないと考えられ、ある程度の安全幅を見込んで設定された数値、これにつきましては、航空防除農薬環境影響評価検討会の報告をもとに、 1 m^3 当たり $60\ \mu\text{g}$ と設定されております。通常はその10分の1の $6\ \mu\text{g}$ を下限値にするということでございますが、県の指導を受ける中で、過去に兵庫県で実施されました調査における 1 m^3 当たり $0.2\ \mu\text{g}$ を千曲市とともに、定量下限値として採用したところでございます。

なお、 $0.05\ \mu\text{g}$ まで分析可能な事業所につきましては、ほかには飯田市と長野市にある

とお聞きしております。

続いて、ネオニコチノイド系薬剤の分析方法として、ガスクロマトグラフ質量分析装置と液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析装置のどちらが最適かとのご質問でございますが、今回実施したチアクロプリドの定量分析方法は、環境庁水質保全局が示しました、法定分析法に準じまして、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて実施いたしました。県が実施した調査方法も同様の方法であります。

分析方法に関しては、ネオニコチノイド系薬剤の中にはチアクロプリドを初め、調査対象となる成分によって分析方法が異なるため、どちらの分析方法が最適かどうかは、個々の成分により異なるということで、一概に判断できないということでもあります。そこで、実績のある方法をとらせていただいたというところでもあります。

また、定量下限値を分析方法によって、どこまで下げられるかとのことですが、さらに詳しく分析するには、機器の高度化はもちろん、経費と時間を今以上にかける必要が出てまいります。現時点では、先ほど申し上げましたとおり、過去に実績のある方法が最適と考えるところでもあります。

続いて、ロの今後の実施内容についてはありますが、一つ目として、守るべき松林としての位置づけ、二つ目の防災面からの防除対策の強化、三つ目に複合的な対策、四つ目に住民への健康への配慮を24年度と同様に防除対策の基本柱に据えて進めてまいりたいと考えております。

具体的な事業内容といたしましては、伐倒駆除800m³、特別防除、これは空中散布でございますが、25ha、空中散布に係る気中濃度、河川、水質等の農薬安全確認調査、樹幹注入、枯損木処理及び被害木搬出など、複合的、総合的な松くい虫対策をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、空中散布を実施するに当たりましては、住民の皆様の健康に対する配慮として、昨年以上に住民への周知や詳しい情報の提供を行うなど、リスクコミュニケーションの強化を図ってまいります。

なお、住民の皆様の意見をお聞きする説明会につきましては、来月16日に開催を予定しておりますので、これから広報、有線等を通じまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

空中散布による気中濃度測定の定量下限値を1m³当たり0.05μg以下を守れるかというご質問ですが、昨年の空中散布にかかる気中濃度調査結果につきましては、県から1m³当たり0.2μgという定量下限値で適切な評価がされているという見解をいただいております。新年度におきましても、県の指導をいただく中で、定量下限値につきましては、数値を決定してまいりたいと考えております。

9 番（大森君） 時間がちょっと足りなくなってきましたけれども、1点だけお尋ねしたいと思いますが、分析装置はどちらを使うか、薬品によって違っていると、だからこそ2種類あるんです。だから、ガスクロマトグラフというのは、揮発性の物質を分析する機械です。それと液体クロマトグラフ、これは水に溶けやすい、揮発しにくい薬品を分析する装置です。ところが、県が指定したのは、ガスクロマトグラフで指定したわけです。これは兵庫県で行ったということが一つあります。ところが、石川県では液体クロマトグラフで行って、ナノグラムの単位まで測定できております。おまけにですね、今回初めて、去年初めて散布したというのかかわらず、過去の経験上でやること自体は問題じゃないですかね。それに見合ったものをきちっと行う、分析を行う、だから不検出という、これだってあんまり大した意味じゃないです。

ところが、同じページにですね、町内の空間放射線量、見てください。数値は全部違うように表示されております。またダイオキシンでも全部数値が全部違うように出ています。なぜこのように表示しなかったんでしょう。こういうことから見ても雑な表示の仕方であるし、調査内容だというふうに私は思うわけです。

ここで、イエス、ノーと議論しても始まりませんので、私は、この辺についてまた資料をお渡ししますので、そここのところ、今年やるときには、必ずそれをきちっと専門的機関に確認して県の環境保全研究所ってあります。そこででもきちっと確認して、ただ林務部だけの言葉だけじゃなくて、科学的にきちっと分析できる分析方法をぜひお願いしたいということで、そういうことを調査、確認されるかどうか、それだけ確認したいと思います。よろしくお願ひします。

産業振興課長（塚田君） 分析方法につきましては、あいにく専門家でございませぬので、やはりよく勉強しておかなきゃいけないなというふうに思います。その点につきましても、県のほうともよく相談の上、そういう研究機関、そういうものを通じながら、より安全な方法をとってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

9 番（大森君） 今、勉強し、そして専門的などころへも調査、確認されるということですので、そのようにお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、時間ありませんけれども、質問に入ります。

住宅リフォーム助成制度実施に向けて質問いたします。

私は、前回の12月議会でも再度質問しました。これは16年3月議会以来、9年間ずっと質問し続け、今回やっと創設されるという運びになりました。これまでに千曲民主商工会や更埴建設労連なども陳情され、議会でもその陳情を受けて決議を上げております。やっと実現するという点で、この制度をどのような内容で実施されるのかお尋ねいたします。

建設課長（青木君） 住宅リフォーム助成制度実施に向けてについてお答えをいたします。

緊急の経済対策として町内の経済の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上を目的に、

平成25年度から3年間、町内の住宅所有者等が行い、個人事業主を含めた町内の施工業者により施工する住宅リフォーム工事に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業を実施いたします。

対象住宅は、町内の個人住宅や、店舗併用住宅等の住宅部分となります。対象者は坂城町に住民登録をしている住宅所有者、または親族で対象住宅に居住している方となります。

工事内容につきましては、個人住宅の修繕、補修、模様替え、そのほか設備改善等が対象となります。また、家電製品、家具等の購入や工事に伴う設計費、塀や外構工事、物置、車庫等の工事費は、この事業の対象といたしておりません。

補助額につきましては、住宅リフォーム工事1件につき、対象工事費が20万円以上、補助率は20%、そして補助限度額を10万円とし、交付の条件といたしましては、町税等の滞納のないことや住宅用火災警報器の設置などが交付の条件となっております。

なお、補助申請の受け付け開始は、一定の周知期間をおきまして、現段階、本年5月初旬、中旬を予定しております。今後これらの内容について、「広報さかき」4月号や町のホームページにも掲載し、住民の皆さんや事業主の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

9番（大森君） 具体的な内容をお聞きしました。これでもう少しお尋ねしたいんですけども、申請する用紙をですね、今いろんな自治体でやっていますが、調べてみますと、5枚から10枚近く出さなきゃいけないという自治体もあれば、2枚ぐらいで済むという自治体もあります。また、施主さんがその施工される業者に代理申請ができるというふうにやっている自治体もあるわけです。5月ごろ前後に実施されるというような今のご答弁ですので、その辺に向けてもう少し具体的な検討をされると思いますが、お願いしたいというふうに思うわけです。

1点、広報やホームページというふうにお話ありましたが、特に、事業主の皆さん、業者の皆さんに集まっていたいての説明会などは計画あるでしょうか。よろしく願います。

建設課長（青木君） 工事関係の事業主の方の説明会等の開催ということでご質問をいただきました。

担当課としても当初、そういったものの開催はどうかということで検討をいたしました。 「広報さかき」でほぼ全戸配布ということの中でこの事業をPRすると、しかもですね、この事業の中で、個人事業主といいますか、一人親方的にやってらっしゃる方を、工事の受注拡大という面もございましてですね、そういった方、お手元へ広報が届くということもあって、それをあえてまた集めて、この制度のですね、説明会というのはどうかということもあわせて、現段階では今、開催を予定はしておりません。以上です。

9番（大森君） 要望としておきますけれども、結局、業者の皆さんはそういうルールというか、そういう制度があったと、けども、個々のやっぱり細かいことについてはなかなかわからな

いし、二の足を踏むということもあります。多くの自治体ではまた別個にチラシをつくってですね、町民に皆さんにも配布するというをやっているところもあるんです。やはり、それこそ、先ほどもインターネットを見ていない方も、見られない方もいらっしゃるということもありますので、やはり一気にといいますかね、同時にきちっと周知していただくということで、ぜひ説明会を要望しておきたいというふうに思います。

時間ありませんので、本日一般質問させていただきまして、町内の企業が本当に、一方では、一気にうなぎ登りになる企業もあると思えば、もう一方では閉鎖をしていくという、新聞にも載らない、そういう業者も企業もいらっしゃるという、本当に両極端ということがあります。そういう方々もやはり町民であります。ぜひ、そういう皆さんへも行政としての支援、これはただ金銭的ではなくて、今回の予算に出ておりましたが、コトづくり事業ですかね、そういうもの、私は以前から異業種や、あるいは同業種の皆さんが集まってテクノセンターを核にして、そして製品開発や商品開発、あるいは自分たちの経営の悩み、こういうものを含めながら元気を取り戻そうじゃないかということで、そういうグループもありました。しかし、そういう資金的な支援がないということもあって、なかなか継続しきれないということがありました。今回、こういう制度をつくっていくということで、これについては非常に期待するところであります。やはり町内の零細業者皆さんが手を組んで新しい商品開発をしていくという、そして元気を取り戻すということのためにもぜひ、町挙げて支援と応援を求めて私の質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時40分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、5番 窪田英子さんの質問を許します。

5番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。風邪をひいて声があれしていますが、済みません。

不登校について。

親にとって、突然子供が学校に行きたがらなくなることは悩みです。現在は、子供が肉体的に大変な時代ではないかと思えます。バレエ、音楽、体操、スイミング、野球、サッカー、学習塾等々のレッスンがあり、一つだけならともかく、二つ、三つと習い事が多く、土日はレッスンのほかにお母さんの買い物につき合っ、月曜日の朝は食欲はなく、気力が落ち、不登校のような状態で、おなかが痛い、頭が痛いになるのではないのでしょうか。

親の土日の過ごし方も大切かと思えます。栄養も大切です。親が完全な姿であれば、原因は子供にあるかもしれません。体力的に貧血ぎみな児童や低血圧の場合は、朝は余裕を持たないと無理な点もあります。教員の姿勢にも問題がある場合もあります。明日の楽しい学校に、喜んで学校に登校するよう努力することも必要だと思います。また、いじめ等を受けていないか

調べる必要もあると思います。これらの点も踏まえ、質問いたします。

1、坂城町の小学校の学年別の状態はいかがですか。

母親にとり、小学校が初めてで、明日の準備段階で共働きのような場合、自分の支度と子供の世話と大変になり、せかせたり手伝ってあげたり、叱ったりさまざまひとときを送っていると思います。これが毎日だと、子供の体力や前日のスポーツ塾の後などは、朝の状態でいろいろと変化もありそれをせかせて、子供がそれについていけるかが問題です。なれない小学校、1・2年に多少そんな姿があるのか、質問します。

1、貧血や低血圧の児童は、身体的な悩みを抱えていないか。その親も貧血であり、低血圧であるので、同一の食事をし体力もその親の体力を引き継いでいるので、親も朝に弱いので、朝の準備段階で時間がなく、頭の中がぼんやりして登校する気力を失って行って、親も同様な状態なのではないかと思えます。親自身にも他人に言えない不登校の悩みを抱えていないか、質問します。

1、親も子も悩んでいるので、理解の方法はいかがですか。学校の敷地内では、先生方が忙しく動いています。学校によっては、校長室の窓から朝の状況をつかむべく、じっと見ている校長先生もいます。困っている親の姿を見て外に出てきて、大丈夫だよ、担任の先生を呼ぶからねと、担任の先生をスピーディーに呼び、先生が児童を連れていきます。児童も優しい女性の先生の導きに素直についていきます。こんな光景を見てもほっとします。その女性の教員と目の届いた校長先生の姿と関係プレーに尊敬します。児童も安心して通うようになるだろうなあと実感します。親も見送って安心している姿がほほ笑ましく思い、この中に流れる優しさのようなものが何とも指導の中にあって、一言もしゃべらなくても促す方向に流れていく気が、ほのぼのとしていました。こんな教育こそ大切なのではないのでしょうか。優しい校長先生が校長室から見ている指導力は、先生の姿のみならず、児童も親子も見ている親の姿に、担任を素早く呼ぶ姿は、まさしく教育のすばらしさを学んだ気がいたします。

では、ほかにも把握していると思いますので、質問いたします。

教育文化課長（柳澤君） 不登校に関する質問について順次答弁申し上げます。

不登校につきましては、子供も親も悩むことになろうかと思えます。この項目で、不登校の児童の状況はということですが、ご質問いただきましたけれども、現在、2月末ではありますが、町内の小学校の子供たちにつきましては、不登校の児童というものはいない状況となっております。

これは、各学校で教員が情報を共有し、また両親、子供たちというようなところからお話を聞きながら対応を図ってきたことによるものであると考えてところであります。

なお、1・2年生というようなお話がございましたけれども、入学時に不安を抱えるような子供たち、あるいは保護者がいる場合につきましては、事前に入学式会場を見学するなどの対

応をしているところでございます。

続きまして、口の身体的理由の理解はということでございます。当町におきましては、小学5年生全員に、小児生活習慣病予防検診を実施しておりまして、この中で貧血検査とそれから血圧測定というようなものを行っている状況であります。そのような中で、症状を訴えてきた児童がいた場合につきましては、専門医への受診を促すということになりまして、専門医での受診によりまして、適切な治療を進めるということになろうかと思っております。現在のところ、5年生におきましては、貧血や低血圧の児童はいない状況となっているところでございます。

なお、低学年というようなところなんですけれども、貧血検査につきましては、全学年で行っていないという状況であります。また、現在、不登校の子供がいないというような状況でございますので、そのあたりからその因果関係を特定することは、現段階では困難な状況と考えるところでございます。

そして、ハの不登校児童の見守りはということについてでございます。現在、小学校には不登校の子供たちはおりませんけれども、そうなった場合には、子供を含めまして、親御さんも大変不安になろうかと思っております。これまででありますけれども、学校に登校ができなくなった子供がいた場合につきましては、スクールカウンセラー、あるいは子育て支援センターの協力のもとに支援会議を何度も開きまして、対応をしたということもございます。その結果、不登校が改善されたという事例もあるところであります。

不登校など、子供たちの学校生活のさまざまな悩みにつきましては、早い段階から一人一人の状況に応じた支援をしていくことが大切だと考えておるところでございます。支援会議というようなところで改善がされない場合は、児童相談所などの関係機関とまた連携を図ることも必要となってこようかと考えるところでございます。

不登校の防止を図り、子供たちが明るく元気に学校生活を過ごすことができますよう、今後とも教育委員会、学校、スクールカウンセラー、子育て支援センター、児童相談所などの関係機関と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

親子の悩んでいるというような状況につきましては、担任が細かくご相談に乗るといようなことで、これまでも対応してきているところでございます。以上です。

5番（窪田さん） 一人一人の支援が行き届いていて、不登校がないということで、本当に安心しました。親の悩んでいるのも、子育て支援や先生やみんなと話し合っ、解決しているそうですので、本当に安心しました。

では次の質問に入ります。

2. 発達障害児への対応は

新聞を見ていて、発達障害通学学級で6.5%と見出しにあつて、ふと自分のころのクラスに遊びに来ていた、隣のクラスから遊びに来る同年生が、音楽の時間に机に向かって勉強する

というよりは、自由に過ごしていました。私たちも彼女の邪魔をせず、彼女のなすままにしていた記憶があります。すると、ある日突然、ばたんと倒れて先生が慌てて保健室に連れていったのを思い出しました。そのときは、深い意味も知らず過ごしてきましたが、今考えると、何となくうなずける気がします。

最近、町からの町民集会の記念講演の演題は「発達障害などの家族への支援について」でした。一番驚いたのは先生自身、ダウン症児の父親であったこと、その先生の言葉に支援者にとって最悪なのは、全く困っていない親とのことでした。また、保護者の気持ちとは、子供の障害が改善され生活が楽になることでした。公立小中学校の通学学級に注意欠陥多動性障害、AD、ADHDなど、発達障害のある児童など、児童・生徒6.5%在籍、40人学級でクラス2ないし3人の割合でした。では質問に入ります。

1、坂城の小学校の生徒の発達障害児の人数は

1、通学学級の児童と接し、障害を乗り越えられるだろうか

1、クラスの中に溶け込んで通常学級の親の理解を受けているだろうか

この三つ、お願いします。

町長（山村君） 発達障害など支援に必要な子供たちへの対応につきまして、25年度からも新たな取り組みを行います。私からは全般的な対応についてお話申し上げたいと思っております。

25年度におきましては、教育コーディネーターを配置して、町単独で就学相談委員会の運営を行い、障害や発達のおくれのある幼児、児童、生徒が適切な教育が受けられるような支援を進めてまいります。

町で設置することで就学相談業務をよりきめ細かに、そして円滑に行うことができるようになります。また、教育コーディネーターには、各学校を訪問し、教育相談業務などにも携わっていただくことで、支援の必要な子供たちの成長の手助けをしていきたいというふうに思っております。

次に、24年度までは県の緊急雇用創出事業を活用して、各小中学校に配置をしてきました支援員につきましては、25年度は町単独事業として取り組んでまいります。発達障害や教室で授業を受けることが困難な児童や生徒への支援として、各小学校には支援員を、中学校にはフレンドリールーム担当として、また医療ケアを要する児童もおりますので、看護師を配置する支援を行ってまいります。

また、就学前の発達障害児などの支援につきましては、24年度から5歳児健康相談事業を開始しました。5歳の時期、保育園の年中児に相当しますが、育ちを捉える時期として、相談の機会を設け、一人一人の子供の健やかな成長と発達を促し、子育てを支援するために、5歳児すくすく相談として、事業展開をしております。保護者の皆様から提出いただく、お尋ね表をもとに、保育園などでの臨床心理士等による行動観察終了時に保護者と参観の様子や心配な

こと等を個別に相談いたします。一人一人の育ちや発達の状況に応じた適切な対応や就学への準備のための就学相談を行い、子供の健やかな発育、発達を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 発達障害児への対応について順次答弁申し上げます。

この項目の発達障害児の状況はということについてでございます。発達障害につきましては、一言で発達障害と言いましても、学習障害、あるいはお話にありましたように、注意欠陥多動性障害など、さまざまな種類がございます。外見ではかなり判断が難しい障害のため、いろいろな面で見過ごされがちであると言われております。

ご質問にありました、小学校の通常学級に在籍する児童で、発達障害と思われる支援が必要な子供たちであります。学校で指導をしております教職員で把握している人数となりますけれども、本年の2月末時点であります。坂城小学校8人、南条小学校28人、村上小学校25人の計61人となっている状況でございます。

次の口の通常学級での問題点はということでございます。通常学級での学級担任によります支援で、その支援が適切で落ちついて学習、学校生活を送っているケースもございます。しかし、一方では診断を受けていなくても発達障害の疑いがあります児童も多いため、一部に特別な支援が必要であり、個別の指導も必要な児童もおる状況となっております。そのような場合につきましては、通常の学級で支援員などが加わって指導をする、あるいは一部の時間に教員や教員の指示、監督のもとに支援員が別室で少人数指導する、あるいは一部の時間に特別支援学級に余裕がある場合につきましては、特別支援学級において指導するなどの支援を行っているところでございます。

発達障害児やその疑いのある児童が増えている中で、担任が一人で孤立しないように職員で情報の共有を行いまして、支援会議等を行っているところでございます。

なお、平成25年度におきましても、小学校に配慮を要する児童に支援を行う支援員を配置して対応を予定しているところでありますし、また、新たに教育コーディネーターを配置いたしまして、学校を訪問しての教育相談として対応も行っていく予定をしているところでございます。

続きまして、ハの親を支援する方法はということでございます。障害のあるなしではなく、学級全員が同じ学級の仲間としての心を育てていくことが大切だというふうに考えております。一人一人の考え方、行動は違っておるわけでありましてけれども、それぞれが違っていることで活動が多様になり、あるいは学校生活が楽しくなることもあると思います。

そのためには、ふだん過ごします学級での生活が楽しいと思えることが重要となってまいりますけれども、各学校におきましては、楽しい学校生活を送るためのアンケートを実施いたしまして、学校生活におきます児童の個々の満足感や意欲、あるいは学級集団の状態の把握をし

ているところでございます。アンケートの結果をもとに学級経営や児童理解に活用し、保護者の方が安心して子供を学校に送り出せるように努めておりますし、楽しい学級経営ができれば、保護者の理解も深まるというふうに考えるところでございます。以上です。

5番（窪田さん） 今、坂城が8、南条が28、村上25なんですけれども、まあ坂城はうなずけるんですけれども、南条と村上はやっぱクラスに4人とか、そういう人数が配付されるような制度でやっていますでしょうか、それともこの個別、通常、別室、特別支援と、分かれちゃうんでしょうか、クラス。

教育文化課長（柳澤君） 支援の仕方でありまして。それぞれ学級担任の配慮のもとにクラスで行っているところもございますし、先ほど申しましたように、支援員が加わる、あるいは別室で行う特別支援学級で行うという部分につきましては、それぞれの置かれておりますお子さんの状況によりまして、対応が変わってくるというような状況となりますので、そのような対応をしているということをご理解をいただきたいと思っております。

5番（窪田さん） この新聞なんかを見ると、クラスに配付されているので、先生が忙しいからあんまり目を届けていないというふうに書いてありましたので、その体に合わせて、そういうふうには指導しているみたいですので、それも安心しました。ありがとうございました。

では次の質問に入ります。

3. 介護職員の虐待について

1. 坂城町の介護施設別の件数は

新聞の見出しに「介護職員の虐待57%増」となっていました。11年度過去最多の151件で、厚労省の調査で県内は4件でした。坂城では。

1. 認知症に対する理解を深める方策は

厚労省は、高齢者が認知症で十分に意思疎通ができないことがきっかけになることもあると分析し、施設での研修や教育を徹底し認知症に対する理解を深めることが、職員の虐待を防ぐ方策の一つではないかと思っておりますが、何か、方法はありますか。

1. 家族のいない、身寄りのない高齢者の相談、通報する手段は

認知症の人たちは、虐待されても自分状況を外部に伝えるのが難しい。現在は、施設内での虐待に家族らが気づいて相談、通報するケースが多い。今後は身寄りのない高齢者の増加が予想される。成年後見制度を利用するなどし、虐待発見のための社会的な仕組みづくりが必要になるのではないかと思います。ぜひ、この点を深く取り組んでほしいと思います。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 介護職員の虐待についてということでご質問をいただきました。

イの介護職員による虐待はということですが、虐待にはですね、たたくとかつねるなどの身体的虐待だけではなくて、介護、世話の放棄、放任による虐待、あるいはどなる、ののしるなどの心理的虐待や性的虐待、経済的虐待などがあり、これらが組み合わさって起こるこ

ともあるというふうに言われています。

坂城町の状況についてということでお尋ねでございます。結論的なことを申し上げますと、現状、そういった事例はございません。といいますか、報告を受けて町として把握しているものはないということでございます。

介護の関係の施設、坂城町には介護老人福祉施設として、さかき美山園とさかき美里園の2施設がありまして、いずれも通所介護や短期入所といったサービスも併設をされております。そのほか、認知症対応型共同生活介護、グループホームサンタクロース、デイサービス事業所では、さかき美山園、美里園のほか、寄り合い処ふらっとさかき、憩いの家・本陣がございます。また、認知症対応型のデイサービスを行っている事業所では、さかき美山園デイサービスセンターとぼだい桜の杜がございます。

町では、定期的に介護相談員を施設に派遣をいたしまして、直接利用者の皆さんをお話などする中で、サービスの利用状況をお聞きしたり、疑問や不満、不安の解消を図ったり、また利用者からの問い合わせ、苦情等の把握に努めております。

さらに、介護サービスの質的な向上を図るために、介護施設と介護相談員、行政との意見交換会を開いたり、グループホームでは地元の区長、民生委員等も参加する運営推進会議を定期的に行っております。

また、町の社協においても介護保険サービス全般に係る相談や高齢者虐待等に関する相談窓口として、毎月夜間介護相談会を開催しております。

町においては直接高齢者と接する認定調査員や介護支援専門員、民生委員、介護相談員からの介護職員による虐待についての報告はございませんし、施設の利用者やご家族、ご親族の方からも相談や苦情等はいただいております。介護に携わる職員の皆様が誠心誠意、介護に当たっていただいているものと思っております。

次に、施設での研修、教育はということであります。介護施設従事者による虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって、職員みずからが意識を高め実践につなげることが重要であるかと思っております。また、実際にケアに当たる職員のみでなく、管理職も含めた事業所全体での取り組みが大切であり、管理職が中心となってサービス向上に向けた取り組みを行うことが重要です。

町や県においても研修等の機会を設け、他市町村におけるさまざまな取り組み事例の検討などにより、介護施設従業者の資質の向上を図っていく必要があります。特に、認知症ケアに携わる従業者の養成、資質の向上を図るため、従業者に対する研修会や認知症介護指導者養成研修、講習会等への参加について働きかけ、介護施設の多くの職員の皆さんに参加していただくよう、指導してまいりたいと考えております。

介護施設事業所においても、引き続き定期的にケア技術の向上や高齢者虐待に関する研修等、

従業者の資質向上を図るための取り組みをお願いしてまいります。

また、地域包括支援センターにおいても、実践的な研修や勉強会などを積極的に開催し、介護支援専門員さんを含めた関係職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、虐待発見のための社会的な仕組みづくりということですが、介護施設は入所している方の住まいでもあるというふうに言えます。外部からの目が届きにくい面がございます。特に、身寄りのない高齢者、認知症高齢者は、本人から施設にも言えず、また直接町や包括支援センターの相談窓口へ届け出ることも困難であります。こうした方々への対応としては、介護相談員、認定調査員や介護支援専門員などが伺った際に、直接会ってお話しする中で気づいた点があれば、地域包括支援センター、あるいは町の窓口に連絡いただくと体制をとっております。また、地域の住民やボランティアの方々など、多くの方が施設にかかわることは職員の意識にも影響を及ぼすものと考えられますので、避難訓練等、施設における各種事業等における施設と地域とのかかわりも重要であると考えております。

ご質問にありました、成年後見制度の活用も有効な手段だと思います。判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、必要があると認められるときは、成年後見制度の活用について支援してまいります。

介護をする、されるという行為は常に介護従事者と利用者との間に力関係を生じさせる危険をはらんでおります。施設内という限られた、あるいは外部から遮断された空間の状況では、不適切な対応が行われる可能性を否定はできません。町や県の機関、介護施設等との十分な情報交換と連携を図りながら、相互の信頼関係を深め高齢者虐待に対する高い意識を保持していくことが高齢者の人権擁護につながり、ひいては地域全体の意識の向上が図られると思いますので、常に意識を持って対応してまいりたいと考えております。

5番（窪田さん） 今、課長さんのお話で、県内では4件でしたので、坂城ではないなと思っても、この3番の身寄りのない高齢者に何かいい手だてはないかなということで質問してみました。本当に虐待がなく、坂城町では安心して施設に入所できると思えました。介護する方々も大変なので、理解を深め、自分が入所したらこうあってほしい、そういう気持ちで頑張ってもらいたいと思えました。身寄りのない入所の方々については、一層の理解を深め長い目で研究していったらいいと思えました。

ちょっと、認知症で感情的になった例をちょっと読んでみます。

認知症で感情的な対応も。職員が逮捕されるなどして発覚した介護施設での虐待を見ると、被害者の高齢者が認知症であるケースが目立つ。認知症のため、職員と意思疎通できず、ケアを拒否する人もおり、それに職員が感情的に対応してしまうことが、結果的に虐待につながるケースもあるという。

厚生労働省の21日の調査で、施設職員による虐待が起きた施設別内訳のトップは、寝たき

りや認知症の利用者が多い特別養護老人ホームの30%です。和歌山県警は、2月、デイサービスセンターで10月3日、おむつがえを嫌がった認知症の81歳の男性の頭を平手で殴ったとして、暴行の疑いで介護福祉士を逮捕しました。同県の別の施設では、認知症の入所者にやかましいとどなりつけたりして、施設設置者の自治体に改善勧告をしました。山口県の特養ホームでも、認知症の入所者が殴られるなどしました。施設別内訳で、認知症対応型グループホームが24%虐待、有料老人ホームは12%でした。これで3についての質問を終わります。

4. 子育て支援について

テレビに主人を亡くした65歳の主婦が家に閉じこもって笑うこともなく、暗い生活を送っていた。それである機会があり、保育園のボランティアでお手伝いをするようになったら、保育園児がその主婦のもとに集まり、いろいろ教えたり遊んでやったりしているうちに、すっかり明るくなり笑顔のすばらしい人になって、やってよかったと語っていました。

定年後で、夫を亡くし、少しでも子育て支援に力を貸して生きがいを感じて生きたほうがすばらしい生き方になるのでは。人間一人で生活するほどさみしいものはないと思います。孫のような園児に囲まれ、人に何かをしてあげるといことが、社会的にすばらしいことだと思います。

質問に入ります。

1、坂城町のボランティアの状況について聞かせてください。

2、現在、保育園において、ボランティアの受け皿はどうなっているのかをお聞かせください。

子育て推進室長（天田君） 子育てについて、保育園のボランティアのご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、坂城町のボランティアの状況についてでございますが、町社会福祉協議会の把握では、福祉関係で活動するボランティアのグループは25団体、会員数約650名で、うち児童関係では6団体、60名余りの方々が活躍されております。

主な活動内容は、福祉の事業や行事のお手伝いを初め、登下校の児童の見守り、友愛訪問、手話、点字、音訳、福祉施設でのボランティアなどがございます。また、社会福祉協議会では、町ファミリーサポートセンターを開設し、保育の資格や研修を受けた会員さんが、子育てを手伝ってもらいたい方を有償で支援するファミリーサポート事業に取り組んでおられます。

次に、保育園の受け皿について申し上げます。各保育園並びに子育て支援センターでは、誕生日会など行事の際に絵本の読み聞かせ、劇や人形劇、腹話術、コンサートなどをボランティアグループの皆さんにお願いをしているところでございます。会員さんの多くは、定年を過ぎた方々ですが、いつも明るく活力ある姿に敬意を表するところでございます。

また、地域の保育園を知っていただくため、各保育園では地域活動事業の一つとして、世代

間交流保育を実施し、地域の高齢者の皆さんと園児が交流を図り、楽しいひとときを過ごしていただいております。このように、保育園児と交流する中で、高齢者ご自身が特技や資格を生かすお気持ちになったり、もっと子供たちとかわりたいたいと思い、ボランティアグループに入会されたり、あるいは子育ての経験を生かしファミリーサポートセンターに登録し、子育て真っ最中の家族を応援するなど、人生に生きがいや張りを持っていただくことができれば幸いです。

5番（窪田さん） 簡単なことですので、ちょっと質問いたします。

こんなにボランティアの登録している方が多いというのを知らなかったんですけども、これは全部650名、坂城だけでいらっしゃるんですか。

子育て推進室長（天田君） 先ほど申し上げたように、坂城町のボランティアの状況についてでございますが、25団体、会員数約650名、この方々につきましては、福祉関係で活躍をされているボランティアグループの方々ということでございます。この団体会員さんの把握につきましては、町社会福祉協議会が把握をされている数字でございます。

5番（窪田さん） 知らなかったんですけども、この主婦のような場合は、役場から声がかかったみたいなんですけれども、これはやっぱり福祉のほうからやっぱり、声がかかるものなんじゃないかな、万が一やりたいという場合は。

子育て推進室長（天田君） 繰り返しになりますけれども、保育園並びに子育て支援センターで行事とか、そういうときをお願いしております絵本の読み聞かせとか、劇とか人形劇、こちらの関係につきましては、保育園、子育て支援センターのほうから、それぞれボランティアグループの方々にお声をかけさせていただいて、計画をさせていただいて、ご協力をしていただいております。

5番（窪田さん） はい、どうもありがとうございました。これで一般質問は終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時22分）

3月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 塩入弘文君 | 8番議員 | 入日時子君 |
| 2 " | 吉川まゆみ君 | 9 " | 大森茂彦君 |
| 3 " | 西沢悦子君 | 10 " | 中嶋登君 |
| 4 " | 塩野入猛君 | 11 " | 塚田忠君 |
| 5 " | 窪田英子君 | 12 " | 池田弘君 |
| 6 " | 塚田正平君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 山崎正志君 | 14 " | 宮島祐夫君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|-------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 宮下和久君 |
| 教育長 | 宮崎義也君 |
| 総務課長 | 田中一夫君 |
| 企画政策課長 | 荒川正朋君 |
| まちづくり推進室長 | 青木知之君 |
| 住民環境課長 | 小奈千秋君 |
| 福祉健康課長 | 塚田郁夫君 |
| 子育て推進室長 | 天田民男君 |
| 産業振興課長 | 塚田陽一君 |
| 建設課長 | 青木昌也君 |
| 教育文化課長 | 柳澤博君 |
| 収納対策推進幹事 | 宮下和久君 |
| 総務課長補佐 | 大井裕君 |
| 総務係長 | 臼井洋一君 |
| 総務課長補佐 | |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | |
| 企画調整係長 | 中村淳君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 塩澤健一君 |
| 議会書記 | 小宮山和美君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) インフルエンザについてほか 入日 時子 議員
(2) しなの鉄道と坂城町の今後について 西沢 悦子 議員

第 2 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について

第 3 議案第 2 号 「坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

第 4 議案第 3 号 「坂城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の制定について

第 5 議案第 4 号 「坂城町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の制定について

第 6 議案第 5 号 「町道の構造の技術的基準等に関する条例」の制定について

第 7 議案第 6 号 「準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の制定について

第 8 議案第 7 号 坂城町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 8 号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 9 号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 10 号 「坂城町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例」の制定について

第 12 議案第 11 号 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について

第 13 議案第 12 号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例について

第 14 議案第 13 号 坂城町町税外の諸収入金督促手数料並びに延滞金徴収条例の一部を改正する条例について

第 15 議案第 14 号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について

第 16 議案第 15 号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について

第 17 議案第 16 号 「条例の用語等の整理に関する条例」の制定について

第 18 議案第 17 号 平成 25 年度坂城町一般会計予算について

第 19 議案第 18 号 平成 25 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 20 議案第 19 号 平成 25 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第21 議案第20号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

第22 議案第21号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第23 議案第22号 平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について

第24 議案第23号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 最初に8番 入日時子さんの質問を許します。

8番（入日さん） 1. インフルエンザについて

イ. 子どもの予防接種について

現在、65歳以上の町民に対してインフルエンザの予防に補助があります。千円で予防注射が受けられて大変喜ばれています。しかし、子供に対しては、そういう助成がないため予防接種を受ける体制が整っていません。そのため保育園や学校ではインフルエンザが蔓延して、学級閉鎖やクラス閉鎖など今までに何回も起きました。集団のため、一人がかかると感染が広がってしまいます。

予防接種は保険適用外のため、全額自己負担で1回2千円から3千円かかります。子供が二、三人いれば親の負担も大変です。またインフルエンザで長期間欠席すると、授業がわからなくなってしまうおそれもあります。特に、中学3年生は受験を控えた大事な時期であり、学級閉鎖などになったら大変です。集団生活での感染を防ぐためにも18歳未満の子供に対してインフルエンザの予防接種が千円で受けられるようにできないか答弁を求めます。

福祉健康課長（塚田君） インフルエンザについて、子供の予防接種ということでご質問をいただきました。子供のインフルエンザの予防接種につきましては、平成5年まで予防接種法に基づく定期接種として3歳以上の保育園児、幼稚園児及び小中学生を対象に集団接種を実施しておりました。

その後、国におきまして予防接種にかかわるワクチンの有効性及び安全性、接種後の副反応、また対象疾患の流行状況等を考慮する中で、定期接種の内容の見直しが行われまして、平成

6年にインフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種の対象外ということになりました。このため、本町におきましても平成6年以降はインフルエンザ予防接種の集団接種は行わないことといたしました。

65歳以上の高齢者につきましては、インフルエンザに感染した場合の重症化予防を目的として平成13年度に定期予防接種となったため、接種費用に対する助成を行い、現在に至っているということでもあります。

本町におきましては、現在国において定期予防接種として位置づけられたもの、そしてワクチンの有効性及び安全性が確認され、緊急促進事業とされた子宮頸がん予防ワクチンとヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を公費負担で実施しているところであります。

なお、この25年度からは、ただいま申し上げた3ワクチンも定期予防接種化することが予定されております。子供の予防接種につきましては、重傷化のリスクが高い細菌性髄膜炎を予防するヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについて、子供たちが確実に接種できるようにするため、平成25年度からは補助金がなくなり、全て一般財源の対応となりますが、引き続き接種費用の全額公費負担として取り組んでまいります。

インフルエンザの予防接種につきましては、現状のところ保護者の負担により接種をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

8番（入日さん） 課長の答弁では、以前は集団予防接種としてやっていたが、今は平成6年からは対象外になったという答弁がありました。今年、役場の職員もね、インフルエンザにかかった人が多くて、ぎりぎりの人数でやっているの、病気になっても仕事が気になって、ゆっくり休めなかったのではないかと思います。この間やはり小さいお子さんを持つお母さん方に、できればインフルエンザも予防接種に対して、65歳以上と同じように補助を出してもらえたらうれしいねというような要望がありまして、今回質問したんですが、確かに一時この予防接種をすることでぐあいが悪くなったとか、そういうことがあって、集団接種から外れた経過は私も承知していますが、やはりインフルエンザをすることによってね、いろいろな形がありますが、例えばA型をやっても今年は違う型だったとかという、それはあるんですけども、予防接種をすることでインフルエンザにかかっても軽く済むと、そういうことがあります。

やはり今いろいろな国がやっていて、それが今まで補助があったけれど、それを外して町単独事業に移行している中でね、町の財政面での負担というのは多くなるということは私も承知していますが、子供たちのことを考えると、これは強制ではないので受けてほしいという希望者に対してですので、ぜひその辺、今後補正予算を組んでも取り組むように要望しておきたいと思っております。

次の質問に入ります。

村上児童館について

イ．屋根の塗装を

村上児童館も長い間の念願であったトイレの水洗化が、村上小学校の下水道工事にあわせて、この3月にやっと実施されることになりました。関係者にとってはとても喜ばしいことです。

この間、児童館に行って調査をしました。その中で屋根の塗装の話が出ました。私も外から見てみたら、色も落ち、かなりさびが広がっています。一度塗装をしたら大体10年ぐらいはもつようです。建物を長もちさせるには早い段階で補修をすることだと思います。傷みが激しくなれば修繕費用も多くかかります。傷みの少ないうちに直すほうが時間もかからず、安く済みます。担当課で見積もりをしたら、300万円ほどかかるということでしたが、予算がないので今回は見送るという話でした。

しかし、村上小学校の耐震化も予定額の54%ほどで済みました。かなりの予算が浮いたはずですが。要はやる気があるかないかではないでしょうか。さびがこれ以上ひどくならないうちに補修をしたほうがよいと思いますが、児童館の屋根の塗装について課長の答弁を求めます。

町長（山村君） 済みません、私から答えます。ご心配いただいて、ありがとうございます。今お話がありましたように、村上小学校は皆様方のご協力、ご尽力を得まして24年度中に耐震工事、大規模改修を行いました。

その過程ですすね、児童館についても手を打てないかということも内部でも議論しております。実は今おっしゃられた件については、補正予算で考えているということでございます。結論はそうなんです、ご説明を申し上げますと、村上児童館は児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにするというところで、昭和61年に建設されて、現在大体40名ぐらいの子供たちが放課後など、元気に使っていただいております。また館長や厚生員により、季節や地域の実情などに合わせ、いろいろな遊びの指導や行事も行っているところがあります。

今申し上げましたように、村上小学校の耐震工事と大規模改修工事を実施し、今月下旬には竣工予定ということで、先日、2月27日ですけれども、村上小学校の子供たちからご招待を受けまして、耐震工事感謝の会というのを宮崎教育長とともに参加させていただきました。本当にうれしくなりました。子供たちが自発的に、そういう会をつくっていただきました。

これで子供たちは安心して学習できる環境が整ったということで、ある意味では村上地区では一番大きな災害時の避難場所にもなったということもございます。またあわせて工事中はさまざまな面で子供たち、あるいは保護者の皆様に教室の移動などの際にお手伝いをいただくなど、大変なご足労をおかけしたということに、改めて感謝申し上げる次第であります。

また、村上小学校の耐震、大規模改修にあわせまして、現在同地域が下水道の供用ができる

ことから、小学校の下水道接続工事を行っております。また、村上児童館、教員住宅につきましても下水道の整備区域に含まれますので、これも一体的に下水道に接続する予定で進めているところであります。

また、ご質問の村上児童館の屋根塗装についてであります。塗装の傷みも見られるということから、この下水道接続にあわせて屋根の塗装工事を実施する予定で計画をしているところであります。これら一連の工事につきましては、本議会の最終日に、3月補正予算に計上して審議をいただく予定としておりますので、何とぞご賛同いただければと思います。以上でございます。

8番（入日さん） 町長から、やっていただけるという話がありましたので期待しております。

次の質問に入ります。

3. 防災について

東北の大地震から2年が経過しました。復興は遅々として進まず、多くの被災者は生活再建のめどが立たず、苦しい生活を余儀なくされています。復興のために集まった多くの寄附金が被災者のために使われたのか、復興税として特別徴収する税金が被災者のために使われるのか、甚だ疑問です。本当に困っている被災者の立場に立ってお金を使い、被災者が一日も早く生活が再建できることを望みます。

また原発による汚染で、ふるさとに帰れない人たちが15万人もいます。家や農地の除染、森林の除染など安全に暮らすためには莫大な費用と時間がかかります。しかし、これからここに暮らす人たちのために、しっかりとした除染を行う必要があります。今、原発事故で増え続ける汚染水の問題も深刻になっています。生態系を守るためにも危険な物質を含む汚染水を絶対に海に放出させてはいけません。

坂城町でも被災者への住宅提供や夏休みなどに福島の子供を呼び、外遊びやプール遊びをさせるなどの交流が図れたらよいと思います。

私は、宮城県の教職員の大震災の記録を読み、とても考えさせられました。そして防災に取り組む大切さを強く感じました。幸い、坂城町は今までに全町に及ぶほどの大災害がなく過ぎてきました。多くの町民も災害が少ない町でよかったと思っています。

しかし、近年集中豪雨や竜巻の発生など、今までに考えられないことが各地で起きています。地震も頻繁に起きるようになりました。2月19日に千曲市の議員研修があり、私たち坂城町の議員も参加させていただきました。糸魚川から静岡の活断層の話を知りました。松本から千曲市までは直線で25kmしか離れていないので、地震が起きると9秒で千曲市まで地震波がきてしまいます。地震速報も間に合わないと言われました。糸静地震がマグニチュード8の場合、坂城町は震度6強になると予測されます。地盤の液状化や倒壊家屋、上水道の被害等の予測も示されました。私は改めて坂城町の防災について心配になったので質問します。

イ. 役場の避難訓練は

町では、毎年1回地区ごとの防災訓練を実施しています。しかし、役場庁舎の防災訓練は実施しているのでしょうか。私が議員になってからは1回も実施されていないと思います。今まで何人もの方が役場の隣にあるオイルタンクの危険性を指摘しているように、役場庁舎が火災の起こりやすい場所にあることは事実です。

庁舎に来ている町民や役場職員の避難方法や対応、重要書類の持ち出しなど、常に訓練しておかなければ、いざというときに混乱するのではないのでしょうか。役場庁舎や出先機関の避難訓練について、どう考えているのか答弁を求めます。

ロ. 避難所の対応について

町の防災計画を見ると、地すべりや急傾斜地の崩壊・警戒区域が44カ所あり、その中には民家や公共施設、事業所などもあります。土石流警戒区域は39カ所あります。そこにも公共施設や事業所、民家が多くあります。部分的な災害の場合は町としても災害対策が立てやすく、避難者も少ないと思いますが、地震などの大災害が起きた場合は学校が避難所になります。しかし、宮城県の事例を見れば、学校は避難施設として適していません。

その理由として、1、学校施設を避難場所として使用することは行政財産の目的外使用に当たる。

2、学校なので、避難者にも禁煙、禁酒など学校のルールを守ってもらう必要があり、避難者にストレスを与える。

3、教室を開放した場合、避難者のプライベート空間となり、セキュリティー機能が働きにくい。

4、避難所運営と教育活動を並行して行う場合、授業が制限され、教育の機会均等が保障できなくなる。

5、学校施設は宿泊のための施設になっていない。

6、学校施設内では室内でペットを飼うことができない。

7、学校施設はプライバシーが確保されている設計になっていない。

8、学校施設には停電、断水時のバックアップ機能が設備されていない。

9、避難所運営に当たることができるスタッフの数が不十分だ。ということを挙げています。

地震と同時に近くの住民が学校に避難し、先生方は避難者の対応に追われ、生徒の安否確認に行かれなくて、生徒や保護者の避難場所を探したり、安否確認に時間がかかったそうです。自治体の職員が避難所にいないため、避難者の要求の窓口立たされ、教員本来の仕事ができなかったなど、災害に対して職員体制の問題もありました。

町の防災計画でも災害時の職員の任務分担が示されています。福祉係長と保健係長が避難所の開設及び管理運営の総括をするようになっていますが、具体的には誰がどこの避難所に行く

のか、職員数は足りるのか、常駐するのかなど決まっているのでしょうか。そういう細かいところが全く詰めていないように思います。いざというときに、そういう細かなことが決まっていなくて対応ができないのではないのでしょうか。

町の備蓄品として、クラッカーなど非常食が8,520食、飲料水が6千本、ブルーシートが190枚、毛布が810枚、簡易トイレが24個、その他4.5畳の間仕切り30部屋分、発電機、投光器2式があります。

東北の場合、一番困ったのは水と寒さ対策とトイレでした。3月の寒い時期で雪も降り、毛布やストーブなど暖房用具がなく、震えて過ごしたそうです。坂城町も朝夕の寒さが厳しいところですが、避難収容活動計画では毛布や寝具を支給するとなっています。災害時における応急生活物資供給協定をJAや生協と結んでいます。毛布は状況に応じて供給する品目になっていますが、寝具は供給品目にはありません。毛布や寝具は必要なときに、すぐ手に入る状況になっているのでしょうか、答弁を求めます。

給水計画では、給水車や給水タンクなどの整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立すると思いますが、町には給水車や給水タンクはどのくらいあるのでしょうか、答弁を求めます。

また、体の不自由な人や高齢者のためのベッドや車椅子の確保は、どのように考えているのか答弁を求めます。要援護者の収容施設は夢の湯とふれあいセンターの2カ所しかありません。果たして足りるのでしょうか、町としてのお考えをお聞きします。

ハ、災害に強い町づくりについて

本当の防災とは、避難しなくてもよい町をつくることだと思います。そのためには、行政は何をすべきか考えていますか。例えば、町で配った洪水・土砂災害ハザードマップがあります。これを見ると、危険箇所には公共施設や福祉施設があります。これなんです、全戸に配ってあります。ここには、はにしな寮だとか宝池月影寮だとかが危険箇所に入っているんですけど、つくる前に危険箇所だと知らせていたのか、その場所を避けて建設するように指導が行われていたのかお聞きします。

特に、南条保育園は沢を埋め立てて建設されました。昔は土石流災害が何回もあり、地元の人や私たちは保育園の建設地として適さないと指摘しましたが、建設されてしまいました。危機管理意識があれば、こんなことはできないと思います。

町は、耐震診断の補助をしていますが、耐震診断により地震でも壊れない家が整備されれば、避難しなくても済みます。平成19年から24年までの6年間で耐震診断は128件ですが、耐震改修をした家は6件しかありません。耐震改修工事は、お金がかかるからなかなか踏み切れないのです。耐震化とあわせ液状化しやすい地盤は地盤を強化する必要があります。

24年度から住宅リフォーム補助金を新設した町長の英断は評価しますが、防災の観点から増額の検討を求めたいと思います。町内に危険物施設が169カ所あると防災計画には載って

います。10キロリットル以上のオイルタンクを貯蔵している事業所は17カ所あります。

11日の答弁では、3施設は老朽化もあり、各事業所が自主点検や24時間体制で監視をしているということでしたが、その他の事業所にも重油や作業油などがあります。それらの事業所に対して保管状況や安全性について立ち入り検査をしているのでしょうか。

火災の場合、延焼を防ぐために延焼遮断帯の区画を考えた住宅計画も重要です。延焼遮断帯の面積は危険物施設や建物の数によって異なると思います。集落の間に空き地や農地などがあれば、延焼は防げます。遮断帯の面積や遮断帯をどこにつくれば効果的かを考えたまちづくりをしてきたのでしょうか。恐らくそこまで考えたまちづくりをしてこなかったと思います。避難しなくてもよい、災害に強い町をどうつくるのか答弁を求めます。

総務課長（田中君） 役場の避難訓練についてのご質問にお答えをいたします。

町と教育委員会とが連携し、平成19年から毎年8月の小中学校の夏休みの期間中、町防災計画に基づきまして炊き出し訓練を実施しております。この訓練は千曲坂城消防組合及び調理業務を委託しております坂城町振興公社にも協力をいただいております。

訓練の内容につきましては、炊き出しを要請するための伝達訓練、食育・学校給食センターにおける非常招集訓練及び非常食用のおにぎりづくり、またこのおにぎりを避難所の役場、文化センターに運ぶ輸送訓練などがございます。

また、保育園につきましては毎月火災、地震いずれかを想定した避難誘導訓練を行い、春と秋には総合訓練を実施しております。小中学校におきましては年に1回避難訓練を行っております。

なお、役場の避難訓練につきましては、ご指摘のとおりでございますので、来庁者の皆様方にもご協力をいただき、計画を立て、実施したいと考えております。

議長（宮島君） 入日議員に申し上げます。ただいまのハの質問の中で、一部通告にない質問については答弁がありません。

住民環境課長（小奈君） 私のほうから防災について、まず避難所の対応についてからお答えいたします。

坂城町地域防災計画における指定避難所の収容施設については、応急避難所と中核避難所があります。応急避難所は各公民館など32施設が指定されており、中核避難所は先ほどご質問がありました各学校など、10施設が指定されております。

防災計画では避難所の自主責任者、先ほどご質問にもありましたが、民生部の福祉班長及び区長あるいは自主防災組織の長とあり、ここでいうと民生部の福祉班とは福祉健康課福祉係と保健係になります。また、避難所の管理運営については施設管理者、区、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て運営することとされており、万が一の非常事態においては地域住民の協力が第一となります。

また食料、飲料水や生活必需品については災害時に備え、毎年計画的に購入し備蓄しております。また防災計画では食料品等の調達供給活動、飲料水の調達供給活動、生活必需品の供給活動等、備蓄以外についても県や近隣市町村に応援要請を行い、確保していくことになっていきます。

先ほど給水車の話がございました。町にはございませんが、給水車について応援の中で、こちらのほうにいただくと、お借りするというお話が活動計画の中で定まっております。

さらに、避難所が開設された場合のベッド、車椅子、介護用品については協定を結んでいる千曲医師会や社会福祉協議会等と連携し、対応していきたいと存じます。

次に、災害に強いまちづくりについてということでお答えいたします。

坂城町防災計画につきまして、現在原子力災害対策編を追録するため、既に複数回の内部会議を経て、この18日に防災会議を開催する予定になっております。また原子力災害対策編が追録された後も各課長の協力のもと防災計画を見直し、より現状に合った防災計画にしていきたいと存じます。

また防災ハザードマップ、これについても平成21年8月に作成し、全戸配布をするとともに町ホームページにも掲載し、周知を図っております。

耐震診断については、耐震改修により災害に強いまちづくりの活用を図っているところでもございます。災害に強いまちづくり、防災事業の推進は役場庁舎、全庁で取り組んでいかなければならないものと考えます。今後も防災計画の見直しにもあわせ各担当課と協議しながら防災事業を進めてまいります。

8番（入日さん） 順次、再質問をさせていただきます。

最初に、イの役場の避難訓練についてですが、炊き出し訓練はしていると、それから保育園、学校では避難訓練もやっていると。役場のほうはやっていないので、これから実施するということでしたが、避難路とか避難場所とか、それはどうなっているのか。

また今、住民戸籍台帳とか固定資産税の税の関係とか重要な情報は、全てコンピューターでデータ管理をしていますが、町のコンピューターが壊れて使えなくなったときのデータのバックアップ体制はどうなっているのかお聞きします。

総務課長（田中君） 避難路、避難場所、役場の避難訓練ということですけど、先ほども申し上げましたけど、これから計画を立て実施してまいりたいということですので、よろしく願いをしたいと思います。

企画政策課長（荒川君） データのバックアップの関係でございますけれども、役場で行っております住民基本台帳、税、国民健康保険、下水道等々といったシステムを含むデータにつきましては、実は長野にございますデータセンターでリアルタイムで情報交換を行っております。本体がそちらにございまして、役場にはバックアップを持っている。そのような仕組みでデー

タの保全、保護を図っております。

なお、戸籍情報につきましては庁舎外に持ち出すことができないため、役場内部においてサーバー2台でデータをとっております。加えて業務後にですね、人の手によって随時メディアにデータ保管をして三重の体制で保管をしている、そんなような状況でございます。

8番（入日さん） 役場の庁舎の避難については、これから計画を立てるということですが、防災計画をこれだけ立派にね、つくっておきながら、肝心の役場が全然立たっていないということは、やはりどうなのかなと非常に疑問に思いますが、ぜひ早急に立てていただきたいと思えます。

それから、長野のほうにバックアップ体制があるということですが、東北の地震の場合ね、あれだけの大規模になってしまったので、今度遠隔地、いわゆる東北だけではなくて大阪だとか、そういうそこがつぶれてもいいように遠隔地にそのバックアップ体制、あるいはそのデータが消えないような、そういう体制をとっているんですが、そこまでのお考えはないのでしょうか。

企画政策課長（荒川君） データのバックアップの関係でございますけれども、遠隔地という判断にもなるかと思うんですが、一応先ほど申し上げましたとおり、住民戸籍台帳を含むシステム、電子データにつきましては、長野とこの役場庁舎2カ所でデータ保全、保管をしております。

そのような中で通信システム、随時ですね、移動があった都度にデータの更新を行うような仕組みをとっております。業務後もし通信システムに支障があった場合にですね、直ちに切りかえて、役場にあるサーバーで業務に支障がないような体制という形で、今運用を行っている、そのような状況でございます。

8番（入日さん） 全然その答弁がかみ合わないんですが、いわゆる長野市だったら糸静地震の場合は長野市も被害を受けるわけですね。そうなったときにどうするかって、もっと遠い、いわゆる例えば今は長野県ですから、関西方面だとか、そういうふうに何カ所もね、分離したデータが必要ではないかということを行っているんですが、そこまで被害の拡大というのは考えていないという今の体制では、そういうふうに思いますが、その辺についてはどうなんでしょうか。

企画政策課長（荒川君） 長野と遠隔地のお話でございますけれども、電算センター自体もですね、このたび施設センターを移設をいたしまして、最新の設備でデータ保管等を行っております。

また、戸籍につきましては国のほうで法改正もあわせてですね、遠隔地で一括バックアップをとる体制ということで、これから動き始める、そんなような状況でございます。

8番（入日さん） ロの避難所についてですが、学校施設の場合は、その施設管理者が責任を持

つということで先ほど答弁がありました。実際に東北の場合ね、学校長やその教員が一応、その管理者だから責任はもちろん持つんですが、やはり先生には先生の仕事があるわけですね。

実際に、各区長さんが避難してきたから、区長さんや避難民の中で自主組織をつくって、運営なり管理をしていくには結構時間がかかるんですよ。ということは一つの区だけならいいんですが、いろいろな区から避難してくるので、その調整をとるまでにね、やはり時間が非常にかかったと。その調整体制ができるまでに、やはり学校長なり教員なりがかなりの時間をそこへ割かなければならなかった。いろいろな要望を出されても、行政の職員がいないので、その伝達がなかなかできない。しかも携帯は使えないわ、道はいろいろな瓦れきで埋まってすぐ行かれないわ、車も走らないわというような状況の中ではね、非常にそういうことが困ったわけです。

だから、今ここの防災計画では避難所の開設だとか、総括を福祉係長と保健係長ですか、が一応その任務分担ではなっていますが、そういうところをぴしっとね、じゃあどこの、例えば村上小学校は誰、南条は誰、坂城は誰、あるいは中学校は誰というふうに、そこまでぴしっと配置体制ができているのかということを私は確認しているんです。

それから、毛布と寝具は提携のところに連絡をすれば、そろえるということでしたが、連絡をしても大規模に災害があった場合は、道路などが寸断されていて、なかなかすぐ来るというわけにはいかないと思うんですよ。そういう来るまでの時間をどうするかということについては私言っているんです。

それから、給水車、給水タンクについても給水車は町にはないと。県営水道のほうにしか用意していないのかなと思うんですが、せめて給水タンクぐらいはね、町でももうちょっと整備したほうがいいんじゃないかと。実際にその整備を図りますと書いてあるのに、ありませんね、通らないと思うんですよ。じゃあその防災計画が空文句になってしまっているのではないかと、そういうふうに感じるわけです。

それから、車椅子、ベッドの確保については医師会と提携して必要なときはお借りするというようになっていますが、阪神大震災でも東北の震災でもね、体育館に避難した人の中には1人当たりのスペースが非常に狭いので、エコノミー症候群になったり、冷たい床のために体が冷えて体調を崩したりした人が多かったと聞いています。

特に、持病のある人は病状が悪化して重症になりやすい、どうしてもベッドが必要だということを専門家は言っています。そういう医師会のほうからベッドがどのくらいの時間で届くのかって聞いても多分わからないと思うんですが、そういう支給の手配をどういう体制でできるのか。やはり運ぶにもね、かなり大きなものですから大変だと思うんですが、そういうことまで考えた防災計画を、そういう細分化をね、考えた防災計画になっているのかということをお

は今質問しているんです。

要援護者の施設として夢の湯とふれあいセンターが指定されています。ともいきライフ月影の場合は、すぐ横に山があってね、その下にまた沢が流れているので、土石流が起こりやすいところにハザードマップでも指摘されています。入所者を収容するだけでも、ふれあいセンターなんかはオーバーしてしまうのではないかと。はにしな寮も土石流の危険がある地域にあるんですよ。避難場所としては夢の湯というふうになっていますが、そこまでどうやって移動させるのか、そういう体制を考えているのでしょうか。そのところについて再度質問します。

住民環境課長（小奈君） 防災計画の実働的な部分、これについての細分化というお話でございます。こちらについては、そこまで練り込んだという形ではありませんが、防災計画が動く、そのときに防災計画の動かす中では全庁職員の非常時の職員の参集の中から、それぞれその事業の展開の中へという中で入ってまいります。また、現在医師会のほうとも、こちらの事業の提携だけでなく、医療看護体制みたいな、そういう部分も含めたお話し合いを進めているところでございます。

今後、細分化だけではなく、実務的に整えていくように、また全庁挙げての中で防災計画の見直しという中で行っていきたくと存じます。

学校についてというところにつきましては、こちらについてはまだ施設管理者という中で、まず学校をあけていただく、そこに来ていただく、そういう形の中でまず避難をされた方々、これを収容していただくこと、これが第一と考えているところでございます。

8番（入日さん） 先ほど一番最初にね、宮城県の例を出して学校が避難所には適していないよということを使ったんですが、やはり体育館だとか教室だとかというところは、1日ぐらいなら何とか我慢できるけれども、何日もとなると非常にやはり高齢者や病気の持っている方にとってはつらい場所になってしまうと思うんです。ペットを飼っている人もね、本当は一緒にいたいんだけど、いられないとかね。そういうことが実際に起きていますよね。

そういう意味で、前に、私は各地の公民館をもっと整備してね、そこで避難所として使えるようにということを行っているんですが、やはり小分けにしたところ、本当に近くで畳があって、トイレやちょっと湯を沸かせるような設備もあってというところがね、一番避難所としてはみんなが安心して避難できる場所ではないかと思うんです。

そういう意味で確かに大規模になった場合は、ほとんどの市町村が学校を避難所としていますが、そういうもっときめ細かな各地の避難所、いわゆる公民館だとか集会所だとか公共施設がね、避難所としてできる、そういう体制もこれからつくっていかなければいけないのではないかと私は思っています。

それから、この間テレビを見ていたら南信の飯田市ではね、東南海地震に備えて、以前も土石流で孤立した地域があったんですが、その地域のために備蓄庫をつくって、水や食料のほか、

石油ストーブやカセットボンベ、それから紙おむつなど、そこに備蓄して、地域が孤立しても困らないように整備を進めていると報道がありました。

特に発電機は、ガソリンだと保管量が制限されるので、カセット式を用意してあるので非常に感心したんですが、地震の場合はね、被害が広範囲に広がる可能性が大きいです。町内でも各地区ごとに備蓄庫を持ってつくってありますが、ライフラインがとまったときに一番必要なのは照明や電源です。投光器や発電機は坂城町の場合2式しかないんですが、各避難所分必要だと思うんですけど、拡充する考えはあるのかお伺いします。

住民環境課長（小奈君） 生活必需品等の調達、これにつきましては先ほどもお答えいたしましたが、順次整備を進めていくということでございます。

発電機につきましても、現在水防倉庫等にあるもの、こちらのほうも当然非常時に使うという中で展開をしております。

8番（入日さん） 今、水防倉庫にも発電機があるということでしたが、水防倉庫には何基の発電機があるのでしょうか。

住民環境課長（小奈君） お時間をとりました。4台の発電機がございます。

8番（入日さん） 水防倉庫に4台の発電機があるということで合計すると6台ですか、ですが、先ほどのように、カセットボンベによる発電機だと、非常にやっぱり管理もしやすいし、すぐ使えるにはいいかなと。今後拡充していくということですが、ぜひそういうような安全性のものを拡充していただけたらと思います。

ハの災害に強いまちづくりについてですが、今まで危険箇所への建設などがあって、先ほど答弁はなかったんですが、そういう危険箇所への建設について、町ではここは土石流災害の危険区域ですよとか、そういうことを指導というか知らせて建設を許可しているのか、その辺についてお伺いします。

建設課長（青木君） 長野県が指定しました土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定ということでご答弁を申し上げたいと思います。

この指定につきましては、平成22年の3月に新たに指定がなされまして、その際にですね、地図上で区域指定というものを実施しております。指定された区域といいますか、内容につきましてはその際にですね、庁内におきまして役場、文化センター、それから金井区の林業センター、また鼠公民館、それから村上地区におきましては小網、それから農協村上支所等におきましてですね、指定した区域の内容について説明会を開催して、住民の皆さんにお知らせしたところでございます。

この区域指定ということですが、この内容においてですね、法に基づいて当然のことながら建築ができないものについては、県のほうで規制をかけて建築ができないものというふうになっております。

また、この指定をしたわけですが、これにつきましてはいきなりですね、この土石流が流れてくるということではなくてですね、まず有事の際には住民の皆さんに勧告、避難の勧告等をして、その後それ以上であれば、また指示をするというようなことの中でですね、皆さん方にお知らせをして状況等をお知らせしているというふうなことになっております。以上です。

8番（入日さん） 今まで、そういう規制は余りかけていなかったようですが、実際に、町の防災計画では、ここに表があるように土石流の危険地域の調査をして、民家がどのくらいあるかとか公共施設がどのくらいあるかとか、ちゃんとデータ的には持っているわけですね。

それで、一番やっぱり問題なのは保育園だとかね、それから養護老人ホームだとか、そういう避難するのに非常に困難な人がいる施設を、そういう危険箇所につくってしまったという、そういうことだと思うんです。やはり民家1軒ぐらいなら何とかね、その近所の人が助け出したりとかできるんですが、ああいう何人も人がいる施設をね、そういう場所につくるということ自体が、やはり危機管理意識が低いのではないかと。そういう意味でね、やはり防災というのはね、そういう災害に遭わない、そういう町をどういうふうにつくるのかということを含め、やはりもうちょっとみんなで考えていかなければだめなんではなかと、私はそう思います。

国の災害対策基本法では、国民の命と財産を守るとなっています。これは地域社会を守ることだと思えます。しかし、地域防災計画では避難計画が中心になっています。これは命は助けるが、財産は捨てなさいということではないでしょうか。

防災を避難対策ではなく、命も財産も守るという立場で検討をし直す必要があると思えます。そのためには危険な場所に建物をつくらせない。火災対策では住宅密集地をつくらないなど、都市計画が重要なポイントになると思えます。そういう点について、今後どういうふうを考えて取り組むのか、町長の答弁を求めます。

議長（宮島君） 再度申し上げますが、通告のない先ほどの質問については、答弁できませんのでご承知おきいただきたいと思います。

町長（山村君） 災害面についての規制、種々の規制というのは、物ができてから決められたものが随分あります。ですから既にご案内のように、古い公民館などができてから、そういう後でこのところができた。せんだって去年ですけれども、深層崩壊の危険があるという標示もされました。それはそれを踏まえて今後の計画を考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

いろいろご質問もありました点については、まだまだやっていかなきゃいけないことはたくさんあります。2年前の3月11日以降、考え方も変えなきゃいけないと思っております。

役場の避難訓練もしていないと聞きましたけれども、多分昔はやっていたはずで、多分。最近の記憶にないだけで。ですから、そういうことももう1回ですね、消防署の指導なんかも受けながら、もう1回やっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

8番（入日さん） 水防計画もあるんですが、水防団というのは消防団の団員が兼務しているということで、実際に消防団員がね、火災も、あるいはその救助も、そして水防もという、そんなね、超人的な活動はちょっと無理だと思うんですよね。そういうところももうちょっと考えるべきではないかと。

そして、この災害マップを見ますと、上五明、月見区は千曲川が堤防が決壊したときは1 mから2 m、特に五明地域は2 m以上の浸水地域になると予想されています。実際にあそこの霞堤があるので、鎌原地域やなんかはかなり水が来ると思うんですが、そういうときにね、どうやって逃げるのか。ぱっとその水が来たときに、どうやって逃げるのかということを非常に難しいと思うんですよね。

救命ボートというか、そういう救助用のボートがあるのかと聞いたら、いや、町には用意してありませんと。千曲坂城消防組合にありますということですが、果たしてそれで間に合うのかどうかね。そういうところを1個1個やっぱり詰めていく必要があると思うんです。そのことをやはりね、防災計画をただ書いて終わりではなくて、そういう詰めがなければ、本当の防災にはならないと思うんです。その辺をもうちょっと詰めてこれからやっていっていただきたいと思います。

そして一番の防災は地域づくりだと思います。町民一人一人が避難路や避難場所を把握していること。避難するときはブレーカーを落とすなど、危機管理意識を育てる、そういう町の教育も大事ではないかと。実際に防災計画には、そういうことをやるということを危機管理意識を育てるということをやるといふふうに書いてあるんですが、やっぱりそういうことをもうちょっと取り組んで、力を入れて取り組む必要があるんじゃないかと思います。

それから、水や非常食、町が用意してありますが、町は10%という目安でやっています。私たち町民は、町が非常食や水は用意してあるからいいやというふうに、ちょっと考えてしまいがちですが、やはり10%しかないということをね、皆さんに知っていただいて、最低限の備えは自分でしていくという、そういう意識を育てることが大事ではないかと思います。

それから、町が広報や自主防災組織を通じて町民に、そういう危機管理意識の浸透を図るような、そういう必要もあると思います。

地域で協力体制がとれること、そしてきずなができていけば、災害が起きても災害を最小限に防ぐことができます。各地域の自主防災組織が消防団と一緒にあって防災訓練をしたり、救助方法を学んでいけば、大きな力が発揮できます。備えあれば憂いなしという格言もあります。地域と協力して災害に強いまちづくりをすることを願って、私の質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時09分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に1. しなの鉄道と坂城町の今後について

イとして、長野以北並行在来線の引き受けについてです。

しなの鉄道は、平成27年3月予定の北陸新幹線金沢延伸に伴い、JR東日本から経営分離される長野以北の信越本線長野妙高高原間の経営を引き継ぐことになりました。国の新たな財政支援や初期投資の地元負担の軽減などにより、県の試算では当面の短年度赤字を回避できるとしています。

もともと、しなの鉄道は平成8年長野県沿線市町、経済団体等の出資による第三セクターしなの鉄道株式会社が設立され、平成9年10月1日に開業しました。軽井沢篠ノ井区間は新幹線と並行する区間で、長距離利用客は長野新幹線に移ってしまったこと、鉄道資産の譲渡に当たり、その価格が割高であったことなどにより、開業当初より厳しい経営状況でありました。

その後、2回の運賃値上げ、経営の合理化などにより危機を脱し、国内の三セク鉄道の中でも健闘しているしなの鉄道と言われるようになりました。ここに至るには県、沿線市町の支援や努力ももちろんあったことと思います。

そして、今回の北陸新幹線金沢延伸に伴う長野以北長野妙高高原区間の経営引き受けとなりましたが、もともとの区間は赤字路線と言われ、また豪雪対策など大変厳しい運営が予測されます。沿線地域の日常を守り、交通ネットワークの重要な一部としての役割を果たすには、もちろん健全な経営が求められます。

そこで、今後の経営の形についてお尋ねします。しなの鉄道株式会社は軽井沢篠ノ井間の経営と長野以北の経営を一体のものとして行うのでしょうか。また、沿線市町として坂城町の立場に変わりがあるのでしょうか。

次に、ロとして町内二つの駅の利用状況についてです。

坂城駅は明治21年に開業し、かつては特急あさまが停車したこともありましたが、しなの鉄道開業時にJR東日本から移管されました。テクノさかき駅はしなの鉄道開業後、最初の新駅として平成11年4月に開業しました。この二つの駅とも簡易委託駅として坂城町が駅業務を受託し、現在に至っております。

駅は町の顔であり、人の流れをつくり出す場所だと思います。このことは私がしなの鉄道を頻繁に利用するようになり実感したことです。駅前広場を利用して、車で通り抜けているだけでは町の顔はつくれないと思いました。駅や駅前広場をどのように利用、活用しているか。今年度の駅前広場や駅周辺でのイベントなどの状況についてお尋ねいたします。

また、駅の利用者数について過去5年間の状況もあわせてお尋ねいたします。

次に、ハとして町の中心としての駅とは、です。

坂城駅についてお尋ねします。かつて駅は町の中心でした。駅利用のほかに駅周辺でさまざまな用事が足りたものですが、今は残念ながら不便さを感じています。今まで利用を進めるために駐車場や駐輪場の整備、周辺の道路整備など利用の促進を図ってきたところですが、利用者を増やすことはとても難しいことだと思います。町はさらに坂城駅利用者の利便性の向上のために、今年度末までにエレベーターを設置し、駅周辺のバリアフリー化を目指しています。

町全体を見たときに、駅から駅に向かう人の流れは毎日確実にあります。駅前に立つと観光案内所とちょうど今は古雛まつりの看板が目に入ります。電車で古雛まつりに来ていただいた方は、やっているね、よかったとさらに期待することと思いますが、もっとここは坂城町ですというメッセージが欲しいと感じました。

高齢化、人口減社会の進んでいる今、鉄道を利用する意味も変わるのではないのでしょうか。町長は招集挨拶の中で、新年度の主要事業の一番に坂城駅のエレベーター設置、駅舎内と駅周辺地域のバリアフリー化を挙げています。駅周辺の活性化と駅利用を進めるために必要不可欠な施策です。

そこで、次の4点についてお尋ねします。駅舎内と駅周辺地域のバリアフリー化を進めるとしていますが、具体的な内容について。この件につきましては既に同僚議員の質問に答弁されていますが、改めて詳しくお答えをいただきたいと思います。

次に新年度、25年度ですが、中心市街地活性化事業で取り組む事業は、どんなものがあるのでしょうか。

次に、しなの鉄道沿線市町と一緒に計画されている事業について。25年度の予定はあるのでしょうか、また今までに実施された事業はありましたでしょうか。

次に、町循環バスの運行時刻について。しなの鉄道に接続できますというPRを積極的に進めてほしいと思いますが、考えはありますか。以上についてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） しなの鉄道と坂城駅の関係については、坂城町として重要な取り組みだというふうに思っております。

今ご質問のありました、しなの鉄道と坂城町の今後についてのイとハについて、まず全体的な考え方も含めまして私から答えます。残りは担当課長からということでご説明します。

まず、イの長野以北の並行在来線の引き受けについてと、ハ、町の中心としての駅ということでございますけれども、ご案内のとおり、長野以北の信越本線長野妙高高原間につきましては、平成26年度末までに予定されている北陸新幹線長野金沢間の開業に伴い、JR東日本から経営分離され、しなの鉄道が経営を引き受けるということになりました。

しなの鉄道株式会社は軽井沢篠ノ井間の経営と長野以北の経営を一体化するのかということ

でございますけれども、これも非常に重要な関心事でありましたが、平成24年4月17日に開催されました、しなの鉄道の臨時株主総会で示された経営基本計画によりますと、軽井沢篠ノ井間と長野以北の経営については分離するとされたところであります。

長野以北の路線は通勤、通学、通院、買い物など沿線地域での日常生活を支える役割を果たしております。今後新幹線の金沢延伸や沿線人口の減少等による利用者の減少に加え、豪雪対策等で大変厳しい運営が予測されているところであります。また、長野以北並行在来線にかかわるJRの譲り受けの資産、設備投資等の初期投資費用の試算は81億7千万円が見込まれており、ほとんどは県や沿線市町、この場合には長野市、飯綱町、信濃町で負担する経営計画のため重荷になっているというところでございます。

このように長野以北8駅、37.3kmの運営につきましては、その沿線地域全体で支える必要があるところから、国に対して支援を要請するとともに経済団体、企業、住民等に広く支援を募り、経営を安定して維持、存続できるよう検討されているというところであります。

国では、信越線長野直江津間を非常時の貨物輸送路としても維持するというところで、その経費の支援として毎年4億円程度を交付するとして、当面長野以北の単年度赤字の解消が回避される見通しとなっているところであります。

また新幹線の開業に伴い、JRから経営分離される並行在来線への新たな支援策として、初期投資費用を負担する県、市町に対し、地方交付税で財政支援する制度を設けるとされたところであります。

長野以北の資産譲渡につきましては県とJRが交渉を重ね、1月29日の会談におきまして県内分の鉄道資産と車両について35億円余で譲り受けることで合意されたところであり、取得費は県が全額補助するとされたところであります。

このようにさまざまな支援を受け、先ほども申し上げましたとおり、軽井沢篠ノ井間と分離する中で長野以北の経営が進められているというところでございます。

次にハですが、町の中心としての駅とはについてお話いたします。坂城駅は、明治21年8月15日、官設鉄道信越線長野駅上田駅間延伸開業にあわせ篠ノ井駅、屋代駅、上田駅とともに開業した歴史ある駅であります。国鉄、JR時代を経て、現在しなの鉄道における町の玄関口坂城駅として地域住民に利用されているところであります。今年でちょうど125年目になるというところでございます。

町では自家用車の普及、消費者ニーズの変化、大型店の進出等さまざまな理由により、空洞化が進んでいる坂城駅周辺の中心市街地の活性化を図るために、平成11年度坂城町中心市街地まちづくり基本計画を作成いたしました。この計画に基づき、まちづくり交付金を活用し、坂城駅舎の改修、駅南進入路や多目的広場の整備、歴史の小道の整備等のハード事業を実施するとともに、にぎわい坂城の皆さんなどによる坂城駅前の活性化事業などにより中心市街地活

性化事業に取り組んでまいりました。

先ほどお話がありましたけれども、駅は町の中心であるということから駅そのものが活性化することが重要であり、そこに人が集まり、そこから中心市街地の活性化につなげていくということは必要であり、重要であると考えております。

昨年、東京駅が大正3年の開業以来、約100年になるんですけれども、ちょうど大正3年のような形に復活しました。これによって乗降客は4割増を見込むという話も聞いておりますし、周辺の商業地域の施設関連も非常に活況化しているというところでございます。東京駅は東京のセントラルステーションに復帰したということだと思います。

坂城駅も坂城のセントラルステーションということでもあります。今後も坂城町の玄関口として観光や坂城高校への通学など、坂城駅へお越しの方や通勤、通学や買い物など、坂城駅から出かける方、また高齢者、障害者の方々に安心してご利用いただくなど、大勢の方々にご利用いただけるよう、しなの鉄道より譲り受ける169系車両の利活用も含めた坂城駅を中心とする中心市街地の活性化を図るとともに、坂城駅のエレベーター設置、駅周辺のバリアフリー化等により、利用者の利便性の向上に努めるとともに、もっともっと坂城町としてのメッセージを駅から発信するということを努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

建設課長（青木君） ロの町内二つの駅の利用状況につきましてお答えを申し上げます。

最初に平成24年度の駅前広場や駅周辺でのイベントなどの状況について、ご説明をいたします。坂城駅周辺におきましては、夏のイベントとして横町・立町通りにおいて町民祭り坂城どんどんを開催し、また12月から1月までの間、にぎわい坂城により駅前イルミネーションが設置されました。テクノさかき駅におきましては、テクノさかき工業団地組合による工業団地まつりが開催され、テクノさかき工業団地の従業員の皆さんを初め、大勢の方々に参加されたところでもあります。

駅周辺の施設といたしましては、鉄の展示館におきましては画家小松美羽展覧会、宮入小左衛門行平鉄の展示館開館10周年記念展、第8回古雛まつりなどが開催されるとともに、中心市街地コミュニティーセンターにおきましては、ばら祭りに合わせました魔法使いアキットのマジックショー、にぎわい坂城によるクリスマスコンサート、またおきらく寄席などが開催されました。今後もこの皆様方と協力し合って各種イベントを通じて駅前等のにぎわいを図ってまいりたいと考えております。

次に、駅の利用者についてでございますが、過去5年間の二つの駅の乗車人員について申し上げます。坂城駅については平成20年度35万2,578人、21年度35万5,241人、22年度36万2,315人、23年度35万7,585人、24年度今年度でございますが、まだ年度途中でございますので、1月末の現在の数字でございますが、29万9,063人と

なっており、状況といたしましては微増微減を繰り返しながらの利用状況となっております。

続きまして、テクノさかき駅についてでございますが、平成20年度18万4,059人、21年度17万5,824人、22年度17万5,128人、23年度17万128人、24年度につきましては先ほど同様1月末の状況での数字でございますが、13万7,611人となっております、利用者につきましては、テクノさかき駅につきましては若干ですが減少傾向にあります。今後も町の循環バスとの相乗効果によりまして、しなの鉄道の利用促進、利便性の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、ハの項目うち詳細についてお答えを申し上げたいと思っております。坂城駅へのエレベーター設置事業についてでございますが、エレベーターの設置により跨線橋、ホームとホームをつなぐ橋のような構造の部分ですが、跨線橋の階段における段差解消を図り、利便性、安全性の向上を図ってまいります。

またエレベーターの設置事業とあわせて実施される駅舎内のバリアフリー化につきましては、車椅子の方もご利用できるように改札口のバリアフリー化対応、スチール製の扉、ラッチという構造物ですが、それも当然のことながら車椅子の方が通れるような幅を確保するというバリアフリー化対応。それから改札口を抜けてからの駅舎の外へ出るまでの段差解消等も行うとともに、ホームからの転落防止策等も予定をしております。

次に、平成25年度に実施いたします駅周辺のバリアフリー化でございますが、高齢者、障害者などの方々が駅前から役場や立町・横町通りへ安心して安全通行できるよう、坂道への手すりの設置、グリーンベルトの設置、道路の脇にですね、グリーンベルトというものを設けるわけでございますが、あるいはグレーチングといたしまして路面の排水を受ける網状のふたがございますが、それが車椅子の方のご利用の中で車椅子の車輪がですね、挟まりやすいということの中で、細目のそういった編み目のグレーチングというものを改修していくと。また当然のことながら駅前トイレへ行く間の段差解消なども実施していく予定で考えております。

また、同じく平成25年度におきます中心市街地活性化事業の内容についてでございますが、坂城駅を中心とする中心市街地の活性を図るために、けやき横丁及び中心市街地コミュニティーセンターの管理運営を行いますとともに、にぎわい創出に向けた事業をこれからも展開してまいりたいというふうに考えております。

平成23年度からにぎわい坂城の皆さんを中心に、坂城駅前のけんしん坂城支店のですね、駐車場壁面を活用した観光パネルの設置や、時計つき広告塔の設置など、駅前活性化事業として取り組んでまいりました結果、大変好評をいただいておりますので、平成25年度につきましても駅前の環境整備を行う中で、内容は確定は現在しておりませんが、にぎわい坂城を中心に町及び商工会が連携していろいろ取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、しなの鉄道沿線市町村と一緒に計画している観光事業等についてでございます

が、しなの鉄道沿線観光協議会の中で、さまざまないろいろなものを検討実施されておりますが、平成25年度につきましては、具体的な事業はまだ計画が示されておられません。

また、今までに実施された事業についてでございますが、しなの鉄道におきまして企画列車の運行や駅からハイキングなどの地域イベント等、連携した事業が実施されたところでもあります。

次に、循環バスとしなの鉄道の接続情報提供でございますが、毎年全戸配布をしております坂城町循環バスの時刻表により、表に循環バスに関する情報、裏面にですね、しなの鉄道または新幹線の時刻表を掲載してですね、しなの鉄道との利用連携、循環バスとの利用連携といったことをご知らせしているところでございます。今後も地域交通利用促進協議会の中で、こういった内容につきましても検討し、よりよい情報提供ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

3番（西沢さん） ではイにつきまして、2回目の質問を行います。

今のご答弁で長野以北と軽井沢篠ノ井区間の経営は分離されるということでございました。出発点が大きく違う状況の中で考えると、それは本当に納得ができると思います。

経営は分離ということですが、詰まるところは、しなの鉄道が健全に経営されるということが目的ですので、今後長野以北の沿線市町も一緒に意見交換あるいは検討をするような、そういう組織の立ち上げの計画はあるかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

建設課長（青木君） ただいま以北開業に伴ってということの中で、沿線市町との連携ということでご質問をいただきました。現在、軽井沢から長野市までの沿線市町で、しなの鉄道活性化協議会というのを立ち上げてございまして、その中でしなの鉄道の列車の運行でありますとか、設備計画等いろいろ話題をとるなかでですね、意見交換、それから沿線市町からの要望といったものを事業の実現につなげているところでございます。

今の状況といたしましては、先ほど言いましたこの協議会におきまして、やはり先ほどの経営分離ということを受けましてですね、協議会としても以南と以北ということで分けて活性化協議会というものを立ち上げて、これから対応していきたいということで会議の中では決めています。

3番（西沢さん） 町民が求めているのは、しなの鉄道が健全に運営され、便利になるということなんですが、今のこの活性化協議会でいろんな要望をしているというお話でございました。

しなの鉄道では、この16日にダイヤ改正をして、JRとの乗り継ぎを改善するということでしたが、御存じのことと思いますけれども、東京から最終の新幹線で上田におりますと、下りのしなの鉄道につながらないんです。坂城に帰れないんですね。ダイヤ改正に期待をしていましたが、今回もやはりかなわないようでございます。沿線市町としてこのような状況に対しては要望をしてくれていたのでしょうか、お尋ねいたします。

建設課長（青木君） ただいまの、しなの鉄道の下り便の最終ということの中でご質問をいただきました。先ほどもしなの鉄道の活性化協議会の中でも再三ですね、地域の住民からそういう要望があるということで要望を出したり、それについての意見交換等も行われております。

実態としてですね、下り線ということになりますので、新幹線で最終便で上田駅に到着された方が主な利用者、それか上田駅に限って申し上げますと、上田市内でですね、夜遅くまで観覧された方が利用されるということの中で、その先の駅の利用法はどうかというと、やっぱり圧倒的に降車される方みの利用と。例えば、西上田から坂城、それより先もありますが、そういう方で乗車されるという方はほぼゼロというような状況があるわけです。

そういった中でですね、なかなかその1本をその時間帯まで運行するというふうには、しなの鉄道とすれば経営の安定化ということの中で、実に厳しいということで、先ほど3月16日の時刻表の改正にも盛り込まれておらなかったということの中で感想をいただきました。まだ実現には至っていないところでございます。

3番（西沢さん） 状況はよくわかりましたが、今後とも要望をしていただきたいと思います。

次に、口の町内二つの駅の利用状況について、2回目の質問をします。

駅の利用者数については人口が減っていく状況の中で、今お示しいただいたようになかなか増えてこない、増加させることは難しいことだと思います。電車に乗る人の理由は大体学校へ行くとか、お勤めに行くとかいう内容でございますけれども、駅におりた人の目的について調査したことがあるでしょうか。通勤、通学時間帯を除いてでいいと思いますが、こんな調査をするお考えがあるかどうかお聞きします。

それとイベントの状況についてお聞きしました。このイベントにそれぞれ大まかでいいんですが、どのくらいの人が参加しているかわかりましたら、お答えをいただきたいと思います。

建設課長（青木君） 先ほど駅を、電車を利用して坂城駅、あるいはテクノさかき駅をおりられた方がどういった目的で駅を、電車を利用してこの駅におりたかといったようなアンケートの実施でございますが、今までにそのようなアンケート調査を実施した経過はございません。

ご提案とすればですね、駅の利用者の人数だけでなく、そういう人数の調査だけでなく、そういったことを知ることもですね、これからのしなの鉄道の利用者の拡大とか、駅、中心市街地を含めて、そういった部分での利用につながるかと思っておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

実施されたイベントの大まかな利用人数、参加人数等につきましては、産業振興のほうでお答えを申し上げます。

産業振興課長（塚田君） 駅周辺でのイベントへの参加状況ということでございます。

鉄の展示館では昨年、小松美羽さんの作品展がございました。こちらには2,706人の来

館がございました。その後、秋には宮入小左衛門行平刀匠の記念展ということで、こちらには1,886人。またその前に昨年春ですけれども、古雛まつり、こちらのほうについては1,612人というお客様がおいでいただきました。

なお、今年の古雛まつりにつきまして、3月3日の日曜日はちょうどひな祭りということもありまして、団体客や家族連れのお客様、また女性だけのグループのお客様ということで、お昼で大体200人を超えるお客様がおいでになっております。そのような状況でございます。

3番（西沢さん） 今、イベントに参加している人数をお聞きしましたが、古雛まつり、あるいは鉄の展示館の催し物でかなりの方が訪れていますね、本当に。これはやはり考えを新たにしていって、もう一踏ん張りいろんな状況をつくり出して行けたらというふうに思います。

次に、ハの町の中心としての駅とはについての2回目の質問をいたします。

今年度末にエレベーターが設置されるわけですが、町長は前議会の説明の中で駅にエレベーターがつくということは、坂城町が誰にも住みやすい、バリアフリーの町を目指す大きな位置づけになると説明されました。同感です。でも、やはり大いに利用してほしいと思っています。

先ほどのご答弁の中でですが、バリアフリー化の件で、駅前から役場までの道ということがございました。本当に駅前から役場までの道はちょっと坂道であったり、道が細かったり、ちょっと大変な部分があるんですが、このバリアフリー化については25年度中にできるのかどうか。

それからもう一つ、169系車両を譲り受けて、駅利用促進の目玉施設として活用したいということがございます。新年度予算にもこれに関して800万円が計上されていますが、これから提案をいただきながらという中で、この施設の完成はいつになるのか、お答えをいただきたい思います。

建設課長（青木君） まず初めに、駅周辺のバリアフリー化事業の平成25年度事業のうち、先ほどご答弁いたしました事業内容、工事内容と申しますか、内容について駅前から役場への道についてグリーンベルトを設置するという事の中でご答弁を申し上げますと、現在の駅からしなの鉄道をトンネルと申しますか、くぐっているあの間につきましては、町道幅も結構ございますので、まずその間につきまして先ほども言いましたようにグリーンベルトと言われるものを設けてですね、車椅子あるいは足の不自由な方もですね、そのグリーンベルトの幅の中を安心して通行していただけるというような環境を、まず整備したいと思っておりますので、25年度としましては駅からトンネルと言っているかわかりませんが、その区間までのグリーンベルトを予定しております。

それから、169系のお話をいただきました。このとても幸運なお話をいただきました。しなの鉄道からお話をいただきましたのが正直に申し上げまして、年が明けて早々というようなこ

との中でのお話、とても幸運なお話をいただきました。町長の招集挨拶の中でもお話がありましたけれども、169系の価値といたしますか、そういったものはかつて信州という急行電車で皆様方もおなじみでもあるとともにですね、しなの鉄道が全国で唯一所有しているという、しかもこれが歴史的価値のある1号車というようなこともありまして、ぜひともまちづくり、あるいは駅前、中心市街地といったところの中で中心的に進めて、まちづくりを図っていききたいというようなことで考えているところではございます。

今後ですね、利用の検討委員会を設置しまして、多くの皆さんからご意見を聞く中で、具体的なその利用方法というものを検討していきたいということもお話申し上げたところでございますが、まずはですね、この電車をですね、駅に設置したいと。4月の末まで運行している車両でございますので、それ以降でなければ当然のことながら無償譲渡いただけないわけですが、それが終わりましたら、まずは駅前といたしますか、現在の多目的広場となっているあの位置でございますが、あそこに据えてみたいと。

それによってですね、先ほど言いましたように169系、しかも歴史的に価値のある1号車ということの中でですね、マニアの方にとってはその話を聞いただけで、もうすぐに飛んで行って写真を撮ったり、触れてみたいというような電車でございます。本当にまずそれを据えてみて、どのような反響があるか、多方面の方からいろんなご意見があると思います。そういったものの据えてみてわかる部分もあろうかと思っておりますので、そういった部分を広くですね、先ほども言いました検討委員会の中で検討する材料として、まずは酌み上げてみるということも、これも重要なことかなというふうに考えております。

時期的なもの、いつごろまでにとというようなお話をいただきました。先ほども言いましたように4月の末まで現役で運行する電車でございますので、その後、急ぎでですね、設置をしたいということで現在しなの鉄道とも行程的なものを詰めております。

町といたしましては、やっぱり6月の頭から第8回のばら祭りが行われまして、昨年も4万2千人強の皆さんがですね、坂城町のバラ公園を訪れていただいたという実績もございまして、でございますので、そういった中でもですね、ぜひとも据えた電車をそういった方にも見ていただきたい。それを目的にして来ていただく方も、ぜひともバラと電車ということの中でも集客につなげていきたい。そして中心市街地へも結びつけていきたいということで考えておりますので、6月の初旬あたりを今目途にですね、現在調整を進めているところでございます。以上でございます。

3番（西沢さん） 6月の初めごろまでにと、設置という予定であるということです。これは楽しみにしていきたいと思っております。

次は駅を利用している方の要望ですので、答弁は必要ございませんが、坂城を訪れるビジネスマンをよく見かけていますということです。大きなかばんを提げて駅からおりてくると、

真っ先にコインロッカーを探しているというんですよね。ですので、たくさんは必要ないんですが、坂城駅にコインロッカーを設置できないだろうか。これは要望でございます。

高齢化社会では鉄道利用の考え方が変わってきて、寄せる期待も大きくなるのではないかと思います。魅力あるまちづくりと、しなの鉄道の発展について、大勢の皆さんと考えてみたいと思います。

続いて、2の女性リーダーについて

イとして坂城町の状況はについて質問いたします。

昨年10月ごろだと思いますが、日本の高齢化少子化は世界でも類を見ないほど急速で、中でも生産年齢人口は毎年100万人単位で減少している。そんな中、日本の経済を建て直すのに女性をもっと活躍させるべきだという緊急リポートがIMF国際通貨基金から発表されました。

女性の社会参加が日本再生の鍵だと言っています。またこのリポートの中で実現に向けての二つのハードルの解消が重要だと指摘をされていて、一つは国際的にも極端に少ない女性管理職や役員を増やすこと。二つ目は家庭と仕事の両立支援の充実です。このハードルの解消は簡単ではありませんが、特に今回は一つ目の女性管理職や役員を増やすことについて質問をいたします。

昨年の県の調査で、県内77市町村で課長級以上の職員に占める女性の割合は平均6.6%、前年より0.5ポイント低下したとありました。同様の県の割合は3.5%で、このことについて県は、これから場面場面で女性登用の環境整備をしていきたいとのコメントでした。

IMFの緊急リポートは女性のリーダが増えれば、手本となるモデルが増え、働く女性の増加につながるというのです。

そこで、坂城町の状況についてお尋ねします。町の女性管理職について12月定例会の一般質問の答弁では町長は3名と答えていますが、25年度の状況はどうでしょうか。また各審議会、委員会などで女性参加の状況はどうでしょうか。

次に、ロとして意識改革をです。

女性が社会で活躍するためには、男女共同参画の取り組みの推進が重要です。そこで町では国及び県の男女共同参画基本計画を受けて、平成22年度を最終年度とする第1次計画に続き、23年度から10年間のパートナーシップさかき21、坂城町第2次男女共同参画計画を策定し、施策の展開を進めてきました。

平成22年度の町民意識調査、これはこの計画策定に当たり20歳以上の町民550人中、回答者270人の調査の結果ですが、その中に「女性が職業を持つことについて」という問いに対して、「職業を持つほうがよい」45%、次が「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」が35%、「子供ができるまで職業を持つ」が5%という答えでした。

では実際に年代別の働き方はどうかということですが、20歳代では常勤、フルタイムパートが約76%、30代では31%、40代では46%です。女性の働き方について理想と現実では大きな差があるということです。その差を埋めるには今の現実をしっかりと見ることだと思います。

それから、次も気になる調査結果です。「自治会などの団体の代表者は男性になったほうがよい」の問いでは42%が「そう思う、どちらかといえばそう思う」でした。10年前の同じ調査と比べ、性別による生き方や役割分担の意識の差が場面によって少なくなっていますが、10年たっても解消されていません。人は生きていく過程で一番の充実感の仕事をして、報酬を得ることだという意見があります。この考えにはいろいろ個人の希望や考えもあるでしょうが、それも本当だと思います。

この調査で男性も女性も意識を変えることが必要だと思いました。町では男女共同参画実現を目指し施策を推進していますが、今までにどのような施策を行ってきたか、その内容を具体的にお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。

総務課長（田中君） 女性リーダーについての坂城町の状況はのうち、平成25年度町の女性管理職の状況につきましてお答えをいたします。

まず、本年度の女性管理職の状況につきましては、以前にもお答えの機会がございましたが、管理職の中に現在女性職員が3名おり、管理職の職員24人に占める女性の割合は約13%となっております。

ご質問の平成25年度の女性管理職の状況につきましては、この4月1日付の職員人事異動の結果によるものですので、現時点におきましてはお答えができない状況でございます。

なお、女性職員の登用につきましては、職員全体の資質向上の研修等を実施する中で、適正な人材の登用を行ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（荒川君） 条例等による女性の参加状況についてお答えを申し上げます。

まず、審議会委員の関係でございますけれども、委員総数187名中、女性が51名、比率で申し上げますと約27%といった割合となっております。また教育委員会、選挙管理委員会といった地方自治法による委員会では委員総数30名中6名、比率では20%といったぐあいでございます。

町の第5次長期総合計画においても男女がともに意見を出し合い、共同参画形の調和のとれた明るい、活力あるまちづくりを進めていくために審議会、委員会への女性の登用について積極的に推進するとされております。これからも偏ることがないように心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、女性の意識改革についてでございます。男女共同参画社会基本法に基づき、明

日を開く共生のまちづくりに向けて平成23年度を初年度といたしますパートナーシップ21、第2次坂城町男女共同参画計画において男女共同参画の意識づくり、まちづくり、環境づくりに努めています。

先ほどもパートナーシップの意向調査の話が出ましたが、具体的な取り組みについて申し上げますが、その計画策定時にやはり町民意識調査において、女性が職業を持ち続けるのに障害となっている上位の3項目というものがございまして、この中で就労を継続しやすい制度が整っていないこと、保育所や託児所等が整っていないこと、介護や福祉施設の制度が整っていないこと。この3点が上位の3項目として挙がっております。このことから女性が社会へ参画しやすい環境づくりといたしまして、町では未満児保育、長時間保育を初め、各園、子育て支援センターでの子育て相談などの保育環境の充実に努めています。

また、介護支援や介護予防、相談活動も同様でございまして、今年度からは町、社会福祉協議会の協力により夜間の介護相談会を開催するなど、窓口の充実を図っております。いずれも家庭での労働力や経済的な負担を軽減し、女性が社会で働きやすい環境づくりに取り組んでまいり、その一環でございまして。

なお、就労関係につきましては企業、会社としての考え方もあろうかと思っておりますので、今後企業の労務のご担当の方とご意向を伺うであったり、懇談の場などを設けてまいりたいと考えています。

続きまして、意識啓発に向けての具体的な取り組みということでございますが、23年度以降新たなものという部分で申し上げたいと思います。

坂城男女共同みんなの会におきましては、昨年平成23年度から山村町長を講師に家庭での親子のコミュニケーション講座と題して学習会を開催しています。また、昨年5月から「広報さかき」の子育て支援センターだよりの中でご覧をいただくと載っておりますけれども、坂城町の育メン紹介という記事がございまして。これも普及啓発の一環で男性の子育て参画について意識高揚を図ってまいろうとするものでございまして。

女性の支援といたしましては、昨年7月に要援護者対策地域協議会を立ち上げました。この中でDV部会を組織をいたしまして、関係機関と協力をして女性の問題解決に向けての2回の会議をこれまでに開催をしております。

そして先月には、独立行政法人国立女性教育会館で開催をされました交流学習会に、女性団体連絡会と坂城男女共同みんなの会の皆さんが、町で初めて参加をいたしましたところでございます。加えて、従来の心配事相談に加えまして、女性の悩みなどを伺う女性のための相談会も先月初めて開催をいたしました。

このほか、従来から開催をしております女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきにおきましても、今年度は女性団体連絡会による「我が家の家族経営協定」と題した朗読劇で農業に携わ

る女性の就労について、家族でより働きやすい方策を考えていくよう問題提起を行ったところ
でございます。

このように、これら町が行っているさまざまな施策が関連をし合って共同参画社会の環境づ
くりに努めているところであり、仕事と生活の調和を図りながら女性の社会進出を支援してま
いりたいと考えています。

3番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

町では審議会や委員会に女性参加を増やしたいということで、大変努力をしてきている状況
は理解しております。女性側のやる気も大切だと思います。

12月定例会の答弁の中で、町長は女性管理職について、計画目標である2020年度まで
に30%を目指してまいりたいとのことでしたが、もちろんこれはすぐにできるという内容の
ものではありません。ですが、何とかいろいろ工夫をして、この達成年度を早めていただきた
いというふうに思いますが、お考えをお聞きいたします。

町長（山村君） この町の議会の方、14人中4名ということで30%になっておりますので、
これを模範にさせていただいて頑張りたいと思っております。以上です。

3番（西沢さん） では、ロの意識改革をについてですが、さまざまな活動や施策、また有意義
な研修などを続けているにもかかわらず女性の社会参加はまだだと感じています。

それでは、女性は日々どんな悩みを抱えているのでしょうか。町には2名の女性相談員さんが
おられますが、どんな相談が寄せられているか、もし把握をしていたら結構です。お答えい
ただきたいと思えます。

それから、これもわかっていたらお答えいただきたいと思えますが、男性の育児参加を考え
る県の男性の育児休業等取得促進連絡会議は、先月、県内の育休取得環境について、取得を歓
迎しない雰囲気があると報告しました。その中で急激な意識変化は難しいが、徐々に取得に向
けた雰囲気を高めることが必要と指摘しています。ここでも意識を変えることが求められてい
ます。そこで、町の男性職員が育児休暇を取得しているのでしょうか。その辺についてお尋ねい
たします。

企画政策課長（荒川君） 女性問題相談員の方の相談の内容については、申しわけございません、
ちょっと個々、個別の内容については今持ち合わせてございません。

ただ、心配ごと相談でございましたり、先ほど申し上げましたとおり今回初めて、そういう
相談会をまた別個に設けての、そういう機会を設けている、そういうところで悩みを聞きなが
らですね、日々の家事でございましたり、育児であったり、はたまた就労に向けて、社会参加
に向けてのご相談を受けてまいりたい、そのように考えています。

総務課長（田中君） 町の男性職員の育児休暇の状況でございますが、現在のところ取得した職
員はございません。

3番（西沢さん） 女性が職業を持つことの意義について改めて考えました。経済的な問題ではなく、女性がいきいきと生産活動に参加することに大きな意味があると思いました。

経済産業省では東京証券取引所と共同で女性活躍推進にすぐれた上場企業、なでしこ銘柄17社を選定して発表しました。成長力のある企業という位置づけでもあります。国も意識改革に乗り出しました。

また先月20日の新聞に、県内の高校の生徒会で、女子の生徒会長は当たり前、執行部役員の大半を女子が占めているという記事がありました。これから女性リーダーが次々誕生となればと期待をしております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時05分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

日程第2「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」以下23件の議案については、すべて去る3月4日の会議において、提案理由の説明が終わっております。

◎日程第2「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第2号 坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第3号 坂城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第4号 坂城町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第5号 町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第6号 準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第7号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第8号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第9号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第10号 坂城町企業立地促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第11号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第12号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第13号 坂城町町税の諸収入金督促手数料並びに延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第14号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第15号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第16号 条例の用語等の整理に関する条例の制定について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） まずですね、第1条第2項で現行の条例の規定の趣旨を損ねることがないよう留意してとあるが、この表現はこれで大丈夫でしょうか。これをまず、お聞きをしたい。

第5条、見出しの付されていない条がある条例は、およそどのくらいあるか。

それから共通見出しにより付されていない条は除かれるということですが、それは現行条例では、どんな条例で見られるか、2点目。

3点目、第6条第2項所要の修正とありますが、これは具体的にどういうことですか。以上3点お願いします。

総務係長（大井君） それでは、条例用語等に関する条例のご質問を3点ほどいただきました。順次お答えさせていただきます。

初めに、本案につきましては現行の各条例につきまして、条例中の表現の不統一などを修正するために今回上程するものであります。そもそもの条例の趣旨や内容を変更するために制定するものではございません。

具体的には、「または」、「もしくは」、「及び」、「並びに」などという言い回しにつきまして統一を図る修正や条文中で引用している法令等の条のずれ、項のずれなどを修正することを目的としておりまして、第1条の第1項で規定をしております。

また、ご質問の第2項につきましては、ただいま申し上げました内容の修正について修正を加える現行の条例の規定を損ねないことを明確にするために定めているものでございます。

続きまして、第5条の見出しの付されていない条のある条例についてであります。具体的には二つの条例について、それぞれ1カ所ずつ見出しが付されていない状況となっております。

一つは、坂城町財政状況の公表に関する条例で、第3条において公表する項目について規定されておりますが、見出しがないために公表事項と見出しを付するものと、坂城町国民健康保険税条例の第26条で、この条例に定めるもののほか国民健康保険税の賦課徴収については坂城町税条例の定めるところによるという条文であります。そこに条の見出しがないために、補則という見出しをつけるものの2カ所ということでございます。

次に、共通見出しにより見出しが付されない条についてであります。例えば坂城町税条例の第55条から第58条の2まで、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申請というような規定がございますけれども、こういった場合、同じ見出しでくれる条につきましては、共通の見出しとして、それぞれの条文には見出しを付さないという規定で

ございます。

最後に、第6条の2項、他の法令等の規定を引用する箇所について整理を要するときは所要の修正を行うものとするにつきましては、冒頭でも申し上げましたように条文中で引用している法令等のいわゆる条ずれ、項ずれなどを修正するものでございます。以上です。

4番（塩野入君） 確かに文字、それから符合、仮名使い、送り仮名、これはまあ余り問題がないわけですが、用語それから表記等の整理、この辺を整理するものの考え、解釈で整理するものの都合のよい整理がされることがあってはならないわけですが、今のところお聞きをする部分では余りないかなという気がしますが、見解の異なるおそれはないのかどうか、ちょっともう一度お願いしたいということが一つ。

それから、これは条例ですが、規則、要綱の類いもこれは条例に準じて整理されると思いますが、それはどうなるのか。以上2点お願いします。

総務係長（大井君） お答え申し上げます。初めに、規則、要綱などについての改正でありますけれども、こちらも同様の改正を行うため、規則は規則、要綱は要綱について定めたいというふうに考えております。

また用語や表記等の整理につきましては、先ほど申し上げました、「または」、「もしくは」、「及び」、「並びに」などの用語の使い方の統一をし、表記につきましては条文中、次の条を指す場合には次条、または直前の三つの条を指すような場合は前3条というような表記の仕方を統一するものでございます。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第18「議案第17号 平成25年度坂城町一般会計予算について」

議長（宮島君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示し質疑をされるよう、お願いを申し上げます。

まず最初に、歳入についての質疑をいたします。

1番（塩入君） 3ページ、款9項1目1の地方交付税についてです。ここに8億5千万計上されております。地方公務員の問題になっている賃金を削減の前提として載せられているのか。それは全く関係なく載せられている地方交付税なのか、その点をお聞きしたいと思います。

財政係長（臼井君） 地方交付税の額でございますけれども、こちらについて国のほうから地方公務員の給与の削減の方向が示されております。そういった状況からか来年度の国の予算につ

きましては、前年度対比マイナス2.2%、17兆1千億円ほどという金額が見込まれております。

町の予算につきましては、来年度この給与削減のお話も含めまして、ほかの改正というんですかね、そういったものも幾つか予定されているようでございます。ただ、そういった部分の詳細というものは、まだ示されていない状況でございますので、当初予算につきましては8億5千万、前年同額を見込んだところでございます。

3番（西沢さん） 歳入の3ページ、款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税でございますが、その中の固定資産税の見積もりにつきましては、土地の下落等の影響により、前年度対比2.2%減を見込んでいるという説明でございました。では、この土地の下落分として見込んだ額はどのくらいになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほども質問がありました地方交付税、7ページ、款9項1地方交付税、目1地方交付税の中のやはりこの8億5千万の金額についてですが、先ほどもありましたように公務員給与の引き下げが不確定の中、前年度並みを見込んでいるという説明でございました。

国は、国の国家公務員給与を引き下げ後に、ラスパイレス指数が国を超える自治体においては、超える分について削減をしてほしいという意向のようですが、地方交付税そのものもまだ不確定な中でございますけれども、実際に削減されるとしたら、どのくらいになるかという試算はしてありますでしょうか。以上2点お願いします。

収納対策推進幹（宮下君） ご質問の土地の算定でございます。ご質問のとおり、土地価格につきましては下落傾向が続いております。平成24年地価調査の結果では下落幅は減少したものの、平均変動率は住宅地では16年連続、また商業地では20年連続の下落となっております。また、県知事が算定する土地の平成25年度提示平均価格においても、宅地では19年連続の下落という状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、24年度に評価がえを行ってところであり、基本的には据え置くところでありまして、宅地につきましては地価の下落傾向を考慮し、税の公平性の観点から評価がえの見直しを行ったところでございます。

土地分の予算見込みにつきましては、先ほど申し上げました提示平均価格、坂城町ではマイナス4%となっております、に基づきまして地目の変更、畑、田んぼから宅地への地目変更、その状況変化分を算定しまして、町全体では対前年対比マイナス2.4%、額で言いますと830万円の減、3億3,500万円を見込んだところでございます。

財政係長（臼井君） 地方交付税における給与削減に関する影響額という部分のご質問でございます。

給与削減によります基準財政需要額への市町村の影響額という部分で、国におきましては全国総額で2,749億円という数字を見込んでおります。自治体の規模に応じて国のほうから

大まかな試算方法、本当に簡単なものですが、そういったものが示されておりまして、そちらに町の様子を当てはめると、3, 880万という数字が試算額として出てまいります。

ただ、この数字は先ほども申し上げました基準財政需要額への影響額ということでございますので、そのまま交付税額が影響を受けるというものではございませんし、実際の算定に際しましては単位費用ですとか、測定単位、そういったものの変化に応じて変動も予想されるという部分でございますが、影響額とすれば、先ほど申し上げた数字ということでございます。

3番（西沢さん） 地方交付税については、了解いたしました。

それで固定資産税についてでございますが、一応土地の影響によるものが約830万円の見込みということだと、まだほかにいろいろな要素が出てきているというふうに考えられます。固定資産税は町税の中でも一番確実に見込める税目ですので、土地にかかわる税額がここのところ減少ぎみであるということに対して、ちょっと来年度のことを質問するというような内容になってしまいますが、今年度新たに創業される企業がございまして。そういう状況の中、また景気が上向いているという状況の中で、固定資産税を来年度はもう少し見込めるような状況が考えられるかどうか。今年度については、そういう状況が出てくるのかどうか、その辺だけお伺いしたいと思います。

収納対策推進幹（宮下君） 固定資産税につきましては、先ほどの土地を含めまして、あと家屋分、あと償却資産分がございまして。家屋分につきましては前年比予算対比140万円減の4億3, 800万円を、また償却資産分につきましては、対前年比マイナス3. 8%、額でいうと1, 830万円の減を見込み、固定資産税全体では2. 2%の減、額で2, 800万円の減を計上したところでございます。

また、アベノミクス効果等による経済効果によりまして、固定資産税の来年の見通しはというご質問でございますけれども、特に償却資産につきましては景気の動向、また経済情勢に少なからず影響を受けるわけでありまして。しかしながら、ご案内のとおり償却資産につきましては、1月1日現在所有する資産に基づいて課税がされております。

そうした状況でありますので、アベノミクスの脱デフレ、また金融緩和政策による経済効果の継続によりまして景気回復効果が早期にあらわれまして、先ほど議員さんのご質問にもありましたけれども、26年度の予算に反映されることを期待するところでございます。

4番（塩野入君） お聞きします。まず3ページです。款1町税、項1町民税、目1個人について。これは最近の株価の上昇や円安傾向等も勘案して前年度並みの税収を見込んだとすれば、これは24年度当初と全く同じ同額ではちょっとかたすぎるように思うんですが、その辺のところですね、確かに株や為替は政策運営に懸念が生じれば、すぐにその手のひらを返すという水もの市場ではあるんですが、それにしてもちょっとかたすぎる、同じではかたすぎるのではないかと思うんですが、前年同額というこの理由をちょっと一つお伺いをしたいと思います。

続いて、目2法人についてですが、税率改定の影響により減額ということですが、税率改定の影響がどのように及んで、対前年度1千万円の減額としたのか、これをお聞きをいたします。

それから次に、項2固定資産税、目1固定資産税についてですが、これはいわゆるアベノミクスの影響で、わずかながら私は上向きな算定を期待していたんですが、今の答弁でこれは土地の関係等で26年に期待をするというようなご答弁であります。私が去年の3月に3月議会で今年3月の展望をお聞きしましたが、景気が回復すれば設備投資が活発になり、工場等の増設で償却資産の申告も増えるというふうに答弁がされているわけですが、これは国の今補正予算と翌年度予算の15カ月予算の前倒しの効果だというようなものも見込んでいいんじゃないかと思うんですが、そうした展望はどのように見たのか、固定資産税の関係お聞きをしたいと思います。

続いて4ページ、項4目1の町たばこ税、これですが、前年度も税率改定でその前の年度より1,030万円のこれは増加でありましたが、25年度はさらに前年度比2,670万円、率で34.1%、大きな非常に高い増加であります。この算出の根拠をお聞きをしたいと思います。

それから18ページ、款17繰入金、項2目1基金繰入金、まず財政調整基金について24年度に比べて約1億9,900万円、約2億の増加ですが、予算総額では2億4,900万円、4.2%減であります。予算総額は減っているが、財調投入が増えている、その原因はどこにあるのか。どこか多分あると思います。その辺をお聞きをしたいと思います。

それから続いて、減債基金ですが、これは前年度に比べて3,700万円余り少なくなっていますが、今回見ると一括償還はなさそうではありますが、この5千万円の内容をお聞きをしたいと思います。

それから26ページ、いっぱいあっていけないかな、23ページか、済みません。23ページであります。23ページ、款20項1町債、目9臨時財政対策債ですが、これは前年同様3億円を計上してありますけれども、25年度も起債可能の満額を借り入れるという、そういう解釈をしてよろしいかどうか。

それから、今の臨財債の残額はどのくらいになっているのでしょうか。以上お聞きをいたします。

収納対策推進幹（宮下君） 4点ほどご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。まず個人町民税でございます。昨年同様のかたすぎる見積もりではないか、その根拠はというご質問でございます。

ご質問のとおり、最近の円安や株価の上昇などアベノミクスの経済効果による景気の回復により、税収増を期待するところでございますが、ご案内のとおり個人町民税につきましては、前年の1月から12月の所得をもとに算出されます。当町におきましては、個人町民税のうち

給与所得者の割合が多いことから給与、賃金等の状況を毎月勤労統計調査、また賃金実態調査などから前年比較を行い、見積もったところでございます。

24年におきましては円高や中国関連の影響もありまして、町の企業経営状況調査結果においても厳しい状況でありますし、統計調査の給与の状況でも事業規模5人以上の11月の平均現金給与総額は前年同月比2.5%の低下、県経営者協会の調査結果でも12月の賞与が前年比マイナス2%という状況ではありますが、24年度の調定額を勘案し、平成24年度の額を確保できると判断し、対前年比同額の予算とさせていただいたところでございます。

続きまして、法人町民税でございます。税率改定の影響がどのように及んで1千万円減となったのかということでございますが、平成23年度税制改正において、企業の国際競争力の強化などの観点から、国税の法人実効税率が約5%引き下げられることから、県からの試算の提供があった影響額を考慮する中で、法人税に税率を乗じて算出する法人町民税の法人税割を5%減、対前年比1千万円の減としたところでございます。

続いて固定資産税でございます。固定資産税につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、特に償却資産につきましては、1月1日所有の償却資産について課税がされる状況でございます。そうした状況の中で今、アベノミクスの経済効果により景気は上向きを示しております。そうした状況を踏まえまして、この経済効果が継続することを期待する中で、来年の1月1日賦課される償却資産につきまして、来年度予算に、26年度の予算に反映されるものと期待するところでございます。

続いて、たばこ税でございます。算出の根拠はと、大幅な対前年比増額となっております。その算出の根拠でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、23年度の税制改正によるものでありまして、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大措置が実施されることに伴い、地方の税収に極力影響を与えないよう都道府県と市町村のたばこ税の増減収を調整するため、平成25年度から都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することになるものであります。これにより1,300万円の増額を見込んでおります。

また、製造たばこの24年度の申告は23年と比較して、12月末現在でありますけれども、本数で5.8%の増となっております。この状況を案分、勘案する中で1,370万円の増額を見込み、税制改正に伴う増の1,300万円と合わせて2,670万円増の1億500万円を見込んだところでございます。

財政係長（臼井君） 財政調整基金の繰り入れが増えた要因はということでございます。財政調整基金につきましては、従来から財政状況に応じまして積み立てを行ったり、取り崩しを行ってきた経過がございます。

平成25年度の当初予算という部分につきましては、ご質問のとおり2億4,900万円の減額ということで56億5,600万円とさせていただいたところでございます。

その一方で、財政調整基金からの繰り入れの金額につきましては1億9,900万円の増額といたしたところでございます。増額の要因につきましては、主として普通建設事業費にかかわる財源構成の違いに起因するところという部分が大きくなっております。

具体的には、今年度24年度に実施をいたしました、びんぐし湯さん館のリニューアル工事、あと村上小学校の耐震改修工事、こういった大型事業の完了にかかわる部分が、総額減額の要因という部分でございますけれども、財源のことをお話ししますと、村上小学校につきましては国の補助ですとか起債、あと文教施設の整備基金、こういったものを財源に充当して施行をしております。湯さん館につきましても、湯さん館の施設整備基金がございましたので、そちらを充当いたしました。そういったことから一般財源はほとんど要しないという状況となっております。

対しまして、25年度の当初予算に計上しております事業につきましては、事業費そのものは減額となる状況にあるものの、一般財源を要する額が増えるという状況でございます。また主たる一般財源でございます町税、こちらにつきましても総額ベースで減収を見込んでいるという部分もございます。そういった状況から来年度につきましては、財政調整基金からの繰り入れが増加するという状況となっております。

続きまして、減債基金の繰り入れの内容という部分でございますけれども、減債基金につきましては地方債の償還に充てるための積立金ということでございます。その積立金を充てる公債費につきましては、歳入の減少や支出の増加に関係なく支出されなければならない義務的経費というものでございますので、平成25年度につきましては、その利子分の償還に対して5千万円の基金の繰り入れを見込んでいるところでございます。

続いて臨時財政対策債、こちらの借り入れの部分でございますけれども、臨時財政対策債につきましては、交付税の振りかえ分ということで、後年度におきましてその元利償還相当額が、全額、基準財政需要額に算入をされるということに加えまして、さまざまな行政ニーズに対応が可能な一般財源であるということでございます。そういった部分で一般財源が必要であるという観点から、起債可能額について全額今までも借り入れを行ってきたところでございます。25年度につきましても満額の借り入れを行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、平成24年度末の借入残高の見込みという部分につきましては、31億1千万円という状況でございます。

4番（塩野入君） まず、町民税についてですが、私はこれはアベノミクス、これには日経平均株価やその為替が素早く反応しておりまして、脱デフレというところの道の方向は少し見えてきたというような感じがしているんです。今の話の中で昨年の税収の算定って、前年度の算定ということはわかります。それはわかりますけれども、先ほども言ったように、政府は15カ

月予算で公共事業の前倒し、あるいは安倍首相も経済界に賃上げをしろということで、セブン & アイ・ホールディングズなんかはそれに応えて、今は結構そんな状況になってきているわけですし、非常に明るい材料が出始めている中で、おりてくるタイムラグはあるんですが、もう少し積極的な税収が見込めなかったのか、そのあたりの経過ですね、経過をちょっとお聞きをしたいということでもあります。

それから固定資産税につきましては、これは今の答弁で26年に反映したいと思います。これはこれで結構です。

それから、たばこ税ですが、これは今たばこ離れが顕在化している傾向にあるように感じるんです。そしてまた健康志向というものが加速していますから、これはたばこ離れがさらに加速するような気がするんですが、そのあたりの予測としてですね、今も挙げてはいるんですが、そのあたりもあわせながら見たらどうでしょうかということでもあります。

それから、基金繰入金の中の財調の現在高14億9千万円ということですが、これは私が去年質問した中で、今残高はこの間の14億9千万円ということを説明してくれましたけれども、20億は持ちたいということをお答えをいただいたんですが、そうするとまだ今5億ほど足りないんですが、これはもとに戻すというか、そりゃ努力はするんですが、どう確保するんでしょうかね、ちょっとその辺をお聞きをしたいと思います。

それから、最後に地方債でありますけれども、前回これは臨財債の存続見通しを聞きましたところ、係長が25年が一つの区切りというふうに聞いているという、こういうお答えをいただいたんですが、現在その臨財債のですね、この期限ですね、区切り、今年はまだ25年ですから、どうなるんでしょうかね。その辺のところをお聞きをしたいと。以上であります。

収納対策推進幹（宮下君） もう少し積極的な税収が見込めなかったのかというご質問でございます。

けさの新聞記事でも景気の回復が期待される記事が掲載されておりました。そうした中でアベノミクスの影響による景気回復による税収を見込みたいところではございますが、日銀松本支店の金融経済動向、また3カ月ごとに実施しております町内企業への経営状況調査の結果におきましても、売り上げについては前年同時期を下回ると回答した企業も多く、全体的に弱めの動きが続くと見込む企業が多い状況となっております。

このような状況から、アベノミクスの経済効果が個人町民税に反映されるのは、平成26年度以降を見込むところでございます。

また、法人町民税は予算編成時点で、国の政策がどの程度町に影響をしてくるのか不透明でありましたし、町内一部輸出関連企業におきましても、リーマンショックやユーロの金融危機などの影響が最近の円安により解消は図られてきてはいるものの、法人割に反映されるのはもう少し先になると推測されますので、アベノミクスの経済効果による税収増を期待はしつつも

慎重な予算見込みとさせていただいたところでございます。

続きまして、たばこ税、たばこ離れがさらに加速するような気がするが、そのあたりの予測はというご質問でございます。たばこ価格の値上げによる改正、これが平成22年10月にごございました。その影響もありましてか、平成23年度におきましては、たばこ消費本数減少の傾向でありましたけれども、1年半を経過した24年度ベースでは本数、申告額とも増加傾向にあります。

また今のところ、たばこ価格の値上げに伴う税率改正の情報等も把握しておりませんので、たばこ離れに加速がかかるのではという予測はしておりません。しかしながら、たばこ税は町にとって貴重な財源の一つでありますので、今後の国の税制改正を含めた政策を注視していきたいと考えているところでございます。

財政係長（臼井君） 財政調整基金の平成24年度末の残高、25年度につきましては14億9千万円ということでございます。24年度末についてはちょうど20億円ほどとなる見込みでございます。そこから25年度の当初予算に計上いたしました繰り入れを差し引くと14億9千万円になるというものであります。

財政調整基金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、時々の財政状況に応じて増減が生じてまいります。来年度につきましては歳入の見込みや事業の財源状況などから、減額となる見込みを立てておりますけれども、20億円という目安を変えるわけではございませんので、今後も財源の状況を見ながら積み増しを行って、目安に近づけてまいりたいというふうに考えるところでございます。

続いて、臨時財政対策債制度の存続という部分でございます。そちらの見通しにつきましては制度創設以来、若干の制度改正を伴う中で今まで延長がなされてきたと。その延長の期限が一応25年度ということをおっしゃっております。そういう状況の中で現行制度の存続につきましては、今のところまだ25年度というところから延長をするというお話は届いていない状況でございます。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて歳入の質疑は終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

1番（塩入君） 五つほど質問したいと思っております。

最初にですね、ページ33、款2項1目7の説明、広報取材協力謝礼という項ですけれども、1万5千円ほど計上されていますけれども、具体的にどのようにやっているのか、内容をお聞きをしたいと思います。

次に2番目、79ページ、款6項1目3の農業振興費にかかわってですが、説明010660の地域農業マスタープラン作成事業が49万計上されています。その中の農地利

用図作成委託があるわけですが、この作成は全町的に作成するのか、またこれをもとにして、どのように使われていこうとするのか、利用されようとするのか、その点をお聞きします。

次にページ、84ページ、款6項2林業費ですが、説明の10656に緊急雇用・里山環境整備事業に280万計上されています。これは新規事業ですが、具体的に何人ぐらい雇用して、どの地区を中心にやるのか。

次に、98ページ、款8項5目4の公園管理費ですが、説明13001の中に公園管理業務費が1,104万4千円計上されています。この中でシルバー人材センターに作業委託をしているものが幾つかあるわけですが、例えば去年の例で金井工業団地にある公園ですが、草刈り作業が十分できていなくて、近所から苦情が何回か来ました。そういう意味で作業状況をね、具体的にどのような点検をされて、周りに迷惑をかけないように草刈り作業を徹底しているのかどうか、その点をお聞きします。以上です。

まちづくり推進室長（青木君） 私からは款2総務費、項1総務管理費、広報発行事業広報取材協力謝礼ということでご説明申し上げます。

これは広報を発行するに当たりまして、それぞれ取材にご協力いただいた方、例えばですね、育メンの取材ですとか、そういう方に取材をいただいた方に謝礼をとという形の中で図書券をお礼という形でお渡ししている部分でございます。

産業振興課長（塚田君） 79ページ、地域農業マスタープラン作成事業の中で農地利用図作成委託でございます。こちらにつきましては、人・農地プラン今現在作成中でございますけれども、こちらで使う利用図でございます。県の土地改良事業団体連合会に委託をするものでございますが、どういうものかといいますと航空写真を用いまして、そこに公図を当てはめて、そこに農地の地番、そういうものを入れます。

こちらについて、今現在農業をやっているらっしゃる認定農業者ということで、地域の担い手となる農業者が今現在耕作している土地、農地を色塗りいたします。また、その担い手の農家の方に貸し出してもいいよという方についても、また色塗りをいたします。これらを寄せ集めまして、担い手農業者にとってみますと自分の土地が集約できる。要するに大規模経営の可能性が出てくるというような可能性を将来的にわたって考えていくというような土地利用図になります。

今現在、24年度につきましては南条地区と坂城地区、こちらのほうにつきまして地区説明会が終わりまして、今週最終的な決定がされます。また村上地区、中之条地区につきましては平成25年度にその作成を進めていくというような形になっています。以上です。

それと続きまして、84ページ、緊急雇用・里山環境整備事業でございます。こちらのほうにつきましては、国の緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして、里山、これはどこの場所

とは限られておりません。町内の里山の倒木処理、除伐等を行いまして、里山の環境整備を実施するものです。こちらのほう今現在森林組合に委託というような形で、森林組合で雇用をしまして、そちらのほうで作業をしていただくというようなものでございます。以上です。

建設課長（青木君） 98ページ、公園管理一般経費の中で13の委託料、公園管理業務の件についてご説明を申し上げます。

ご質問にもありましたとおり、公園の管理の中で除草作業等、シルバー人材センターへ委託をして実施をしております。町内の公園の除草作業につきましても、年度当初に一応年間の作業計画を立てる中で委託をして、実施をしているところでございます。

今のお話の中で工業団地のところの公園で、草が伸びて隣接の方にご迷惑がかかったというようなお話でございますが、建設課の職員も外へ出る機会が多くありますので、情報を仕入れる中で、そういったことのないように努めてまいりたいと思います。以上です。

1番（塩入君） 2回目の質問をしますけれども、33ページの款2項1の7の広報の件です。協力謝礼ですけれども、これは町民参加という点についても、本当に大事な問題だと思うんで、特に町民からいろいろ意見を聞いたり、取材したり、また町側からの意見もということで、双方でこの広報をつくっていくという意味では、非常に大事なことであると思います。そういう意味でもう少し積極的にこれを進めていただけないかどうか。

例えばですね、去年、社会文教委員会で北海道のニセコ町へ視察に行ったときに、こういう、前に西沢議員も紹介されたんですが、実際に町の予算が具体的にどのように使われているか、町民によくわかるように、こういうものをこれは95万円かけて全世帯に無料で配布しているということで、非常にこれを見ると、町がどういうことを今年度やろうとしているかが非常にわかりやすいんですね。

例えば、こんなことが書いてあります。これはタイトルが「もっと知りたいことしの仕事」というタイトルで1軒1軒に全部無料で配布するわけですが、例えばぜひ町民の皆さんの意見をお聞きしますということでね、まちづくり懇談会を町長や教育長などが出向いて皆さんと懇談しますとか、まちづくりトークということで5人程度が集まれば、町長や担当者がお伺いしますよとか、こんばんは町長室で毎月1回やっているとかね、非常にわかりやすく紹介されているんですけども、これは確かに予算もかかります。もっと簡単でもいいんですが、広報を具体的に充実させていくという意味で、もっと町民の意見をこういうふうに反映させていきたいというような意味では予算をもうちょっと増やしていただいて、町民の意見をもっともっと反映できるような広報にできないかどうかということなんです。

まちづくり推進室長（青木君） 広報を町民の方が、もう少し参加する形でというようなお話でございますが、広報のあり方につきましては、また役場内の広報編集委員会等もでございます。そういうところでまた広報のあり方について庁舎内で検討をしていくとともに、広報は住民の

方を代表にやっております広報の企画委員会というのも住民の方に代表をお願いをして、これも年に何回か検討をしていただいておりますので、そういう席でいろいろご意見を聞く中で、よりよいまた広報のほうを作成していくように努めてまいりたいと思います。

議長（宮島君） 総括審議の途中ですが、ここでテブ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時41分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

4番（塩野入君） 歳出、31ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の010217スマートコミュニティ構想事業について、08001データ提出謝礼、それから次のページの13001スマートコミュニティ調査委託、13002デマンドメーター等設置委託のそれぞれの内容をお聞きをいたします。

それから、13003バイオマスボイラー設計監理委託は、これは役場庁舎へバイオマスボイラーを導入するということのようにですが、設計書はグリーンニューディール基金の申請用に使われるのでしょうか。それから、このバイオマスボイラーとは、どういう構造になっているのか、どういうボイラーなのか。それから、これは採択されると、どんな行程で、いつごろ完成予定かをお聞きをいたします。

それから79ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の010660、今、塩入議員さんのほうからありました地域農業マスタープランの作成事業、これは24年度からの継続事業であります。これは24年度1号補正で予算計上され、そして2号で国から県へ補助変更と、いろいろ目まぐるしく動いて、この間にアンケート調査を集計をして、その後、区域設定して、区域ごとに話し合いをしていくという、そういう答弁で、今の塩入議員の答弁の中でも南条、中之条は説明会が終わって、今度、村上に今度25年度行くよと。こういうことであります。それはどのように進んでいくのでしょうか。それをお聞きをしたいと思いません。

それから89ページ、款7項1商工費、目4商工企画費の09044坂城町コトづくりイノベーション補助金について、これは脱下請あるいはMade in Sakakiを促進して、そして商工会やテクノセンターと連携して、ものづくり技術の向上や販路拡大等を支援するという、これは新規事業ということですが、この中で有識者等による審査会をつくるということですが、どんな構成メンバーを考えているのでしょうか。そして、その中小企業者とはどの程度の規模を考えているのか、具体的な定義があるのかどうかをお聞きをいたします。

それから94ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4道路新設改良費の節13委託料の1,220万円、それから節15工事請負費300万円の、この具体的な内容をお聞きをいたします。

それから96ページ、項4住宅費、目1住宅管理費010824住宅リフォーム補助事業、

これも20万円以上の住宅改良工事に20%で、限度額10万円の補助のこれも新規事業であります。これにより町内の小規模建築業者の受注機会の拡大を図るといふ、そういう目的の中で昨日の一般質問で、一人親方というような答弁もされていますが、小規模建設事業者とはどの程度をいうのか。個人、法人の別、あるいは資本金などの条件はあるのかどうか、その辺をお聞きをいたします。

それから99ページ、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費の細節15001施設等改修工事200万円及び、その細節19023しなの鉄道負担金622万円の内容をお聞きします。以上です。

企画調整係長（中村君） まず31ページのスマートコミュニティ構想事業の関係についてでございますけれども、08001のデータ提供謝礼でございます。これにつきましては24年度において今、信州大学との連携事業ということでテクノさかき工業団地におきまして2社に協力をいただいて調査事業を実施しておりますけれども、25年度ではこれはテクノさかき工業団地の21社、全社にご協力をいただいて、電力の使われ方、これを把握をしていきたいというふうに考えております。

この21社に今デマンドメーターという電力をはかれる機械なんですけれども、これを設置をしていただきたい。そのデータを町に提供をいただけないかということでお願いを回っております。このデータを町にいただくのにデータを各企業でも、その取得をするのにお金がかかるんですが、それ相当分を謝金として町で申し上げたいというものでございます。

それから32ページ、前後しますが13002のデマンドメーター等設置委託でありますけれども、これは先ほど申し上げましたデマンドメーターをついていない企業さんがかなりございますので、そこにつけるための初期費用というものであります。

それから、1行前の13001のスマートコミュニティ調査委託でございます。これにつきましては、工業団地とはまた別にですね、民生部門等、そういったところでのエネルギーの使用状況の調査ですとか、ライフスタイルのスマート化をしていくための調査、このようなものを計画をしているというところでございます。

それから、バイオマスボイラーの関係であります。設計監理委託を計上させていただいておりますが、この設計書につきましては工事の発注用、また補助事業で当然実績報告等必要になります。そこに使用するという予定でございます。補助金の申請段階にはですね、ちょっと時間的に間に合わないかなというふうに考えています。当然、途中経過で参考にできるものは参考にさせていただいて申請するというところで予定しております。

それから、このバイオマスボイラーの構造でありますけれども、これに使います燃料につきましては、間伐材等を加工いたしまして木質ペレットを使用いたします。このペレットを燃焼いたしまして、それでお湯を中沸かすというものであります。そのお湯の熱をですね、熱交

換機を介しまして、この庁舎の暖房用の配管に接続するという、こういう構造でございます。燃料のペレットにつきましては、サイロを設けてまして、そのサイロから自動的にこのバイオマスボイラーに供給されるという仕組みになってございます。

それから、工程の関係でございますけれども、このグリーンニューディール基金につきましては県の補助金で実施をするわけですが、県からまだ補助金の申請のスケジュール等、示されてございません。ですが、町としましては庁舎の暖房用のボイラーということでございますので、暖房の使用開始が本年11月からということでございますので、それまでには工事を完了させたいということで予定をしています。これから逆算をいたしますと、6月の議会で工事費の補正をお願いし、7月には発注をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 79ページにつきましてですが、先ほども申し上げましたけれども、人・農地プラン、これにつきましては地域ごとに地域の農業を担う経営体、農業者ですね、そういう方々の生産基盤となる農地を将来においても確保するために策定をしていくものでございます。

坂城町では坂城地区、南条地区、中之条地区、村上地区の4地区に分けて計画を立てていく予定になっております。先ほども申し上げましたが、24年度は坂城と南条の2地区において、それぞれの地域で担い手農業者の計画について地区説明会を開催し、今年度中に検討会による決定をいたします。来年度は中之条、村上地区を策定する予定というふうになっております。

89ページ、コトづくりイノベーション補助金についてでございます。審査会の構成メンバーは、どのようなものかというご質問でございます。専門的知識を持つ方、有識者を中心にそのほか町内の関係団体から委員さんをお願いいたしまして、審査をさせていただきたいというふうに考えております。

また、補助対象者とあります中小企業者というのは、どのような定義かということでございますが、これにつきましては基本的には中小企業基本法でいう中小企業ということで、資本金、出資額が3億円以下、従業員数が300人以下のこれは製造業でございますけれども、そういう規模の会社というふうに考えておりますが、一応補助対象ということで、主とするものは中小企業でございますけれども、そのほかに企業グループということで、町内中小企業者が半数以上を占めるグループや団体、または町内の中小企業者が代表企業という形になりまして、メンバーに大企業や大学、研究機関等のそういうような方々も集まって構成するグループも対象という予定でおります。以上です。

建設課長（青木君） 94ページ、橋梁新設改良費のご質問でございますが、委託料、工事費ということの中で、平成24年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたしております。これに基づきまして総合評価点の高かった、一般質問の中でもご答弁をいたしました総合評価点の高

かった橋、昭和橋のローゼと言われます、コンクリートでアーチ型になっている部分の区間で
すが、その区間及び坂城小学校の北側、込山へ抜けていく町道の24号線のところにあります
幸橋という橋がございます。小さな橋でございますが、その2橋につきまして詳細調査、それ
からその修繕に対する工事の調査設計を行いたいと考えております。そして工事につきまして
は、その幸橋の工事を実施するものでございます。

続きまして、96ページの住宅リフォーム補助事業に関してでございます。小規模建築業者
とはということのご質問です。個人、法人の区別なく、また資本金等の特別な規定もなく対象
としております。個人事業者という件につきましては現在、町に小規模工事等の受注希望者登
録制度という制度もございます。こういった考え方を基本として考えております。

一般質問の中で先ほど、一人親方というような表現もあったがということでございますが、
住民登録をされている方であれば、一人で事業をされている方につきましてもこの対象という
ふうに考えておるところでございます。

続きまして、99ページの高交通総務費の中で工事費の200万、それから負担金、しな
の鉄道の負担金622万円の内訳をというご質問でございます。

まず初めに、負担金622万円の内訳でございますが、このうち22万円分につきましては
坂城駅、それからテクノさかき駅の光熱水費を町で負担するものでございまして、これは毎年
光熱水費でございますから負担をしております。したがって600万円、残りの600万
円といいますのが169系の電車にかかわる予算でございますが、内訳といたしましては車両
の搬入費がおおよそ200万。それから展示をいたしますので、その関係で線路も、線路の上に
電車ですので、乗ってなければ展示ということにならないということで、展示用の線路の新
設費が約170万円ですか、それから現在走っている電車でございますので、これを展示用に
いろいろ改造しなければいけない部分もございます。そういった譲渡に伴う改造費が約
190万、それから一部現在のしなの鉄道の軌道敷といいますか、施設内に展示がかかります
ので、そういった部分の安全対策ということで40万、合わせまして600万円を、これはし
なの鉄道の工事といいますか、事業になりますので、しなの鉄道のほうへ納入いたしまして、
事業を実施いたします。

また、工事費として計上してあります200万円につきましては、これは町の敷地にかかわ
る部分についての防犯ですとか安全対策といった工事になります。照明工事、電源照明工事と
いうのがおおよそ100万。それから安全対策、防犯ということで防犯カメラ等も考えておりま
して約50万。それからやはり今、多目的広場の中の設置を考えておりますので、そういった
広場の中での安全対策ということで、やはりフェンス等で囲っておかなければいけないとい
うことで、そういった施設整備について約50万、合わせまして200万円は町の工事で実施し
たいと考えて計上してあるところでございます。以上です。

4番（塩野入君） まず、スマコミの件ですが、このごろの信濃毎日新聞で「坂城町 エネルギー関連に力」という見出しで予算概要が報道されていました。招集挨拶で25年度はテクノさかき工業団地全体の電力需要を把握したいようですが、25年当該年度は、どこまで進めているかとしているのか、その全体のスケジュールはどうなっているのか、それをお聞きをいたします。

それからマスタープラン作成事業ですが、これは農地作成を図る人・農地プラン、これだね、これは市町村がつくると、こういうことで、それを県が農家を引退する農家から農地を借り受けて、集約して大規模経営者や、それから農業生産法人に貸し出すことによって、そして営農規模の拡大を図る仕組みをつくと。あわせて、それが耕作放棄地の解消にもつなげようという、こういうふうに解釈をして、町と県との関係とかという形で、今私が言ったような解釈をしていいのかどうか、その辺。

それから、これを達成するには今いろいろ地区のものをやりますけれども、それがどんなプロセスを経て、何年ぐらいで、もうこれで2年目ですけれども、何年ぐらいでこれができる、できるかできないかわかりませんが、できる予定なのかというようなことですね、それをちょっとお聞きをしたいということでもあります。

それから、コトづくりイノベーション補助金300万円、今お伺いしましたら3億円で300人以下の企業、あるいは町内グループ、それから企業大小が集まっているというところが入るんだということですが、そういういろんな形で見れば、補助金300万円ですが、補助率2分の1で200万円以上の補助の方がいけば、たった3件で終わってしまうということになりまして、少しさみしい気がするんですね。これじゃあ中小企業者の意欲が高まる予算かどうか、補正予算での追加ということもあるのかどうかですね、ということをお聞きすると同時に、これでどんな効果が出るということを期待をしているのかどうか、その辺もあわせてお聞きをします。

それから、橋梁新設改良費について。これは委託料で工事請負費と別に国庫補助が825万円、それから起債が600万円あります。それぞれの委託料と工事費の別に、これはどういう配分になっているのか。これをお聞きをいたしたいと思います。

それから、住宅リフォームについてですが、昨日の一般質問の中で修繕、模様がえ、設備の改善も該当し、物置、車庫は除外すると。こういう答弁をいたしましたけれども、これは上下水道の附帯工事に該当するかどうか。それから給排水などの水回り、あるいは建築板金、防水塗装などの屋根や壁工事という、そういうリフォームはどうなるのか。それから、ほかの事業と抱き合わせても使えるのかどうかということです。

これ昨日の新聞の広告で、こういうのですね。この裏を見れば、建築工事とか給排水とか、どうぞこのまちづくりには使ってくださいと。まちづくりかわら版、坂城町商工会住まいづく

りかわら版というのがあります。ここにいろいろな該当する業者がいるんです。こういう人たちにね、やってもらいたいという部分があるかと思うんですが、その辺のところはいかがかということでもあります。

それから、今の高速交通総務費ですけれども、これは招集挨拶で今年引退する169系車両をしなの鉄道から譲り受けて、そしてみんなからいろいろな意見を提案をして云々と、こういうふうに申したんですけれども、今その文化センター脇にSLの蒸気機関車が置かれているが、これはほとんど活用がされていないんですね。それから、上田市の別所温泉を走っていた丸窓電車、あれは際立った活用も見られずに、一つはさくら国際高校というのがあります。そこへ置かれて、生徒たちが学習や昼食を食べるのに少し使っているというようなことでありまして、これは維持管理も大変ですし、今の蒸気機関車や丸窓電車というような、そういうこと的前提から余り際立った活用例も聞こえてこない中で、これは将来お荷物にならなければいいなという心配があるんですね。先ほどの同僚議員の質問で、6月のばら祭りをめどに今進めることになると、こういうご答弁をしていましたけれども、一時的な盛り上げ、あるいは人気の陰りに立ち向かう長期的な展望が必要だと思うんです。その辺はどうお考えでしょうか。以上です。

企画調整係長（中村君） テクノさかき工業団地の電力必要量の把握の関係について申し上げます。

今のところ1年間分を把握をしたいということで、計画をしているところでございます。先ほど言いましたように、現在企業の皆さんにお願いしているところですが、今月中には全社に何とかご了解をいただけるようにというふうに進めていきたいというふうに思っています。

ご了解いただいたところから随時デマンドメーターを、これは業者に設置をしていただくんですが、ただ各企業のそれぞれの設備の状況もございまして、了解をいただければ幾日というふうには、なかなか決めにくい部分もあるんですが、なるべく早い時期にそれを完了していただいて、町としましては4月のデータから来年3月までのデータをいただければというふうに予定をしています。

データの分析につきましては、信州大学にお願いをするという予定でございまして。ある程度のデータが集まった段階で、随時分析をお願いをしたいと思います。最終的な報告については全体の1年分のデータがまとまって、そこから最終分析をしてということになりますので、報告書的なものができるとすれば、26年の早い時期になろうかと思っております。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 人・農地プラン、これは町で策定をいたします。その策定したプランに基づきまして、県が引退する農家から借りるということでしたけれども、そうではございません。農業委員会や町農業支援センターを中心にいたしまして、例えば農地銀行の充実を図る

とか、そういうようなことで貸したい農地、そういうものを登録をしておきます。それらを担い手となる農家が、この農地を借りることによって、自分の経営農地が集約できると、そういうふうになりましたときには、こちらの農業支援センターを通じまして、その農地をあっせんというような形をとっていきたいというふうに考えております。

また、この仕組みにつきましては、人・農地プランにつきましては何年ぐらいかかるかというところでございますけれども、このプランは新規就農者が出たとき、または先ほども言いましたけれども、もう農業をやめたいから農地を貸したいという人が出たときに、そういうときに常に地区説明会を開きまして、そういう人・農地プランを見直していく、随時見直していくというものであります。ですので、何年かかるかではなくて、ずっと続くというふうに解釈をお願いしたいというふうに思います。

また、コトづくりイノベーション補助金につきまして、補助金300万円では少ないのではないかというふうなご質問でございます。本当にそれだけ多くの方が申し込みをしていただくと大変助かるのですが、逆に誰も来ないと大変さみしいものがございまして、ちょうどその中間が300万だというふうに考えていただければと思います。まず、申し込みが多かった場合ですけれども、これは次の対策に生かせるというふうに考えております。

また、これによりどんな効果が出ることを期待しているのかということでございますが、町内に集積する技術や知識を生かして地域のニーズに応えること、ユーザーが共感すること、町民から喜ばれること、特に町内企業に元気が出ること、そういうものを、そういうような効果が出ることを望んで、期待しております。以上です。

建設課長（青木君） まず、橋梁新設改良費の橋梁修繕事業の財源的なお話でございますが、委託料、それから工事費ともにですね、国の社会資本整備総合交付金、まあこれは交付率55%でございます。それを活用しております。また、残りの部分について90%が起債対象となるというような状況になっております。

続きまして、住宅リフォームの関係でございますが、上下水道、給排水などの水回りの関係につきまして、基本的にこれは住宅リフォーム補助事業でございますので、建屋内の工事というのを基本に考えております。したがって、建築板金、防水、壁の塗装、屋根、そういったものについては、この工事の対象となるものでございます。

また、他の事業との抱き合わせというのはどうかというような部分もご質問をいただきましたが、同一工事箇所におきます二重補助というなるような場合は、当然のことながら除外ということになります。

また、先ほどかわら版というようなことの中で、こういった事業者のこの事業への参画をということになりますが、当然のことながら、先ほどかわら版に載っておられましたような事業者の皆さんには積極的にですね、この工事にかかわって、受注の拡大につなげていければなど

いうふうに考えております。

それから、最後に169系のお話でございますが、荷物にならなければというようなお話をいただきましたが、午前中の一般質問にありましたように、全国的にもマニアも多くてですね、保有しているだけでももう価値のある電車でございます。利活用検討委員会等も組織しまして、幅広く皆さんの意見を聞く中で、いろんな活用方法を検討し、未永くこの電車、希少価値のある電車を活用してまいりたいというふうに考えておりまして、荷物になるとは考えておりません。以上です。

8番（入日さん） 1点だけ質問したいと思います。

ページ58ページ、款3民生費、項2児童福祉費で目3の保育園総務費の中で、説明13002給食調理業務委託、今度町の振興公社へ調理委託をするということですが、私は以前、1年ぐらい前になっちゃうんですが、南条保育園の調理の状況、各保育園の調理の状況を調べに行ったんですが、そのときに非常に忙しいときだけ短時間でね、入る人がいたりして、それでも人数が少なくてね、間に合わなくて、栄養士さんだとか手の空いている園長さんだとかを頼んでね、その時間に間に合わせるというようなことが結構あったようなんです。

それで今度何か月やって、何か月休みというのは、公社に委託することで、そういう短期間雇用はなくなるということでは喜ばしいことなんですが、今の状況の人数でやると、本当に回っていかない園もあるんですよ。そのことについて、やはりもうちょっと本当に短時間で、朝に来て短時間でおやつをつくって、また給食の用意もして、午後のおやつをつくってという感じでね、フル回転するのに、今町の状況ですと、午前中2時間だよとか、そういうようなね、短時間の勤務があるから、そういうふうになっちゃうのかもしれないんですが、その辺の配慮ができる、そういう業務委託、そこまで考えたね、そういうことを考慮した委託の内容になっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

子育て推進室長（天田君） 保育園の調理員の問題についてお答えを申し上げます。

それぞれ各保育園の業務をそれぞれの調理員さんが行っているのが、25年度から町振興公社さんのほうに委託をするということでございますけれども、その調理の内容でございますけれども、南条保育園では4名で調理に当たるということで、190食を想定しております。また坂城保育園費では3名で給食に当たるということで、110食の食数を予想しております。村上保育園では同じく3名の調理員で115食を想定しておるところでございます。

今お話がありましたように、それぞれ乳幼児食、アレルギー食とかということで特別な調理も加わってくるわけですが、今申し上げた調理員の数で賄えていくものと考えておるところでございます。

8番（入日さん） 今、南条4人、ほかのところは3人で賄えるとおっしゃいましたが、実際にやはりね、さっきも答弁がありました、アレルギー対応だとか、それから児童の年数によ

てまだ離乳食みたいなようなね、そういうやわらかいものをつくったりとか、かみ砕く、その児童の能力に合わせて、そういうのが結構3段階、4段階に分かれているんですよ。

今でも南条は4人で足りないといって、そういう手の空いた人たちに応援をいただかなければならないような状況がある中で、こういうその体制でいいのかと。今特にアレルギーやなんかの方も増えてきていまして、非常に調理が大変になってきているわけですよ。そういうのでほかの園も3人体制でできるのかどうかということをお伺いします。

子育て推進室長（天田君） 現在も今の職員と同様の数で、それぞれの調理を行っております。

当然ですけれども、各保育園例えば保育士が入るとか、また調理員以外の人間が入るということは一切ございません。例えば栄養士が調理指導ということで、それぞれの園に回って指導をする場合はございますけれども、調理という立場でのかわりではございません。

12番（池田君） じゃあ質問にさせていただきます。106ページの目2の節の説明のところで19061というところに特色ある学校づくりの交付金とあるわけですけど、特色あるというのは四ツ屋の中沢さんという人が、1日坂城の小学校を受けもってやっているような勉強のことを言うのか、それともまた違うことを言うのか、その辺のことですけれども。

それから、その次の107ページのやっぱ目2の節の説明のほうで011008の問題を抱える子供等とあるわけなんですけれども、何かそこに325万8千円って盛ってあって、その臨時職員だけのところでもって、あとのところはそれぞれの予算ですけども、どんな子供で、どんな授業というか、その臨時職員を雇ってやっているかということがちょっとわからないものですから、お願いしたいと思います。

それから119ページの、これは目3の一番最後のところに、図書館のボイラーの更新工事とあるわけなんですけれども、これはこの前、そこで材料的に、材料というかボイラーって、この前、何か灯油ボイラーというような説明があったと思うんですけど、町のほうで庁舎のほうでペレットのボイラーというような感じの話もあるわけですけど、これはそんなことも検討されたかというようなこともちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点、これは122ページになります。目4の節の説明のところで011068の埋蔵文化財の発掘調査事業とあるわけなんですけれども、今でも埋蔵文化財というのは多分まあいろいろなところが、工事があれば出ると思うんですけども、新しく出たものがあるとか、せっかく出て、形づくりをしたりしたのが前にも私が質問をしたことがあるんですけども、奥のほうへしまったような形になっていて、全然町民の皆さんが見れるような立場というか、場所的にないんですけども、そこら辺のところをこれからどういうふうにかえられるかちょっとお尋ねをするところでもあります。以上です。

教育文化課長（柳澤君） ご質問をいただきました点に順次お答えしてまいります。

まず、106ページの教育振興事業にあります特色ある学校づくり交付金という部分でござ

います。これにつきましてはそれぞれ各学校で特色ある学校づくりに向けまして、いろんな事業展開をしていきたいと思いますというところでの取り組みに関する交付金というような状況となっております。

具体的に一、二例を申し上げますと南条小学校におきましては、例えば楽器、音楽活動を通じたり、あるいは音読活動というものを通じながら、伸び伸びと自分を表現できる子供たちをつくっていきましょうというような取り組みに使われている。あるいは坂城小学校におきましては自然の、今お話も出ましたけれども、地域の自然や人に学ぶ坂城っ子を育てていきましょうというような取り組みに使われる。あるいは村上小学校におきましては、学校内に自然環境が整っている状況もありますので、そういう体験学習というような部分というようなところで活用しながら、独自の学校づくり、特色を出した学校をつくっていききたいというようなところでの交付金というような事業となっております。

それから同じページ、済みません。その下ですね、107ページの問題を抱える子供等自立支援事業というような状況でございます。この部分につきましては、中学校までいろいろな状況によりまして、学校のほうにちょっと通えないというような状況の子供たちが何人かおるんですけれども、その子供たちにつきましては、文化センターグラウンド北側にあります大峰教室というようなところに、教室を構えてそれぞれ個別の学習、あるいは家庭支援というようなところを行っている状況になっております。これらの支援員の臨時職員の賃金を計上しているものでございます。

それから、119ページの図書館のボイラーの更新という部分であります。これにつきましては経年の使用によりまして、ボイラーの性能が低下しているというような状況の中で更新を計画したものでございます。

お話にございましたように、ペレットという部分も検討はどうかというところで、担当課のほうと相談をしてきたところがあります。かなり高額の設定費用がかかるというような状況が判明をいたしました。また、現在図書館のボイラーに関しましては冷房と暖房を灯油で行っているんですけれども、熱交換を行うペレットという部分は冷房装置を踏まえると、かなり高額になってしまうというような状況がありますので、それにつきましては今回送りまして、冷暖を灯油で運転できるものを導入したいという更新工事の計画となっております。

それから、埋蔵文化財の発掘というような状況であります。この部分につきましては開発に伴います状況、あるいは道路整備というようなところでも出てくる状況であります。一部、青木下遺跡等環状遺跡につきましては展示をしてあるところでもあります。また次年度、25年度以降も民具の整理、あるいは古文書の整理というところも文化財センターで行っていく予定でありますので、それらも踏まえまして、またPRに努めていきたいと考えております。以上です。

12番（池田君） 今説明をいただく中で1点だけもう一度深くというか、そういう説明をお願いしたいと思うんですけども、107ページの問題を抱える子供というところなんですけれども、大峰教室にというお話だったんですけども、あそこに今何人ぐらいのお子さんが通われているかというようなことと、それとあそこが大分傷んでいるもので、何かうまくきれいにできないかというようなお話を随分聞くものですから、そのことについてもちょっとお答えをお願いしたいと思います。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 大峰教室の現在での通われている状況の生徒の状況でありますけれども、それぞれ中学の1年生、2年生、3年生それぞれおるわけな状況でございますが、現在は8名というような状況となっております。

それから、必要に応じて手を入れてというところであります。修繕の必要な箇所につきましては、順次対応をしていく予定でおるところでございます。以上です。

9番（大森君） 4点ほどお伺いいたします。ページ、53ページ、款3項1目8地域包括支援センター費、説明010362地域包括支援センター一般経費で、07001臨時職員ということで計上されているわけですが、現在あそこには正規の職員、あるいは職員体制はどのようになっているのか。一般質問等でもありましたが、支援センターを庁舎のほうへ戻したいというようなお話もありました。これを戻した場合に、この職員体制はどんなふうになるのかという点についてお伺いいたします。

次に、ページ、119ページ、款10項4目3図書館でございますが、図書館職員ということで01011の館長、07001の臨時職員ということで、ここには正規の職員がいないような状況ですが、ここでの職員体制はどのようになっているのか。それは中を見れば、説明を見れば館長、副館長、係長、司書、それに相当の職員となっているわけですが、全体でどのようなローテーションを組んでやっていらっしゃるのかお尋ねします。もう一つはフルタイムの職員は、いらっしゃるのかどうか。

3番目に同じく119ページの款10項4の目3、同じところですが、図書費が昨年より減額になっております。図書を購入するに当たりまして、この減額になった理由と年々減ってきているわけですね。これらの理由と図書館ネットワーク内での、こういう調整なんかがされた結果なのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

最後ですが、図書館費で15002、先ほどもありましたが、ボイラーの更新工事についてであります。一つは工事内容、若干わかりましたが、機械だけの交換なのか、あるいは館内の全体の配管まで工事をされるかどうか、そういう管が何というか、漏れるといたしますかね、前回ありましたので、そういう工事まで行うのかどうかということとあわせて、とりあえずいいですかね。はい、それだけ4項目お願いをいたします。

福祉健康課長（塚田君） まず53ページのですね、一番下になります地域包括支援センター一

般経費にかかわってご質問をいただきました。

現状、ふれあいセンターの中に地域包括支援センターの機能を持っております。ふれあいセンターと地域包括支援センターをあわせた中で、現体制につきましては4名、うち正規の職員は1名でありますけれども、そのほか所長を含めてフルタイムの臨時職員3名、合わせて4名で運営をしております。

地域包括支援センターの機能をですね、庁舎内に移していくということで、時期的にはまだ正確にいつからということは申し上げられませんが、できるだけ25年度の早いうちにということで、一般質問の中でお答えをしまいたところでございます。

包括支援センターの機能ということになりますと、現状、保健師、それから社会福祉士がおりますが、その2名につきましては本庁舎内に移ってくるということになります。ただ、ふれあいセンターとしてですね、施設が残ります。そちらの運営の部分がございまして、その後のですね、体制については今後詰めていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 図書館に関しましてお答えしてまいります。

まず、職員体制という部分であります。職員体制につきましては館長1名、それから副館長が1名、司書が1名、それから毎日臨時職員が交代で一、二名入るといような職員体制となっております。司書につきましては、図書館のところには計上されておらず、社会教育総務の一般というところに計上されているような状況となっております。ご覧いただきたいと思っております。フルタイムの職員につきましては館長、副館長、司書がフルタイムでの勤務という状況となっております。

それから、図書費の減額という部分でございます。この部分につきましては図書館ネットワークに当町も加入をしております。そういう利用促進を図っていくという部分、それから管内で東御の図書館、あるいは丸子の図書館というものが、新しくできたというところで、そういうところの利用も図りながら活用を図っていききたいということで、単独での購入費について25年度につきましては減額という状況であります。特段、図書館ネットワーク管内での調整ということではございませんで、それらの情報を勘案する中で減額の計上をさせていただいた状況となっております。

それから、工事請負費の冷暖房のボイラーの部分でございます。これにつきましては、基本的には機械の交換ということで、機械交換に伴います配管の工事は行いますけれども、館内の配管というところまでの工事は、予定をしていない状況となっております。以上です。

9番（大森君） 支援センターの関係では一応わかりましたが、ふれあいセンターが残るということで、結局、職員を何人かまたそこへ常駐するということになるのでしょうか。その対応は、どういうふうになるのかということについて、お尋ねしたいと思います。

あと図書館職員の件ですけれども、条例によりますと、係長1名を置くようになっていますよね。今の答弁では係長については入っていません。この職員体制に対して、それから条例上ちょっと問題じゃないかというふうに私は思います。これについて、どういうふうにか、ご答弁願いたいと思います。

それから、図書館の図書費の購入費等についてですが、特別にネットワークの中でのそれぞれの図書館との打ち合わせ会をしないで減額しているということですが、丸子や東御などの新しい図書館がオープンしましたけれども、例えばネットワークになっているところで、図書購入費はそれぞれが勝手に下げれば、それこそ何百万というふうになる可能性はあるわけですよね。そこら辺はやっぱり打ち合わせをして、それぞれの財政に見合ったようにやるとか、図書館の設備の状況なんかで、そういう打ち合わせはしないと。極端なことを言えば、片方は半額減額しちゃって、片方はそのままやれば、じゃあどんどんよそから借りればいいやということになってしまいますので、そこはきちんと打ち合わせをしていただきたいというふうに思います。

それから、ボイラーの工事の件ですけれども、一般質問の中でたしか前回オイルが漏れたのがタンクでしたか、ちょっと私は今記憶がないんですが、タンクだったのか、あるいは配管からだったのか、それについてちょっとわかりませんので、今後そういう配管、館内の全体の配管について考えないということですが、その辺はオイル漏れした原因がどこだったのか、何だったのか、いつごろなのかということですよね。もっと言えば、どのぐらいの面積で、どのぐらいの深さまでオイルが漏れて、土地、土壌の交換を行ったか。そういうところまで今後も可能性がありますのでね、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。以上です。

議長（宮島君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 3時37分～再開 午後 3時47分）

議長（宮島君） 再開をいたします。9番大森茂彦君の答弁から始めます。

福祉健康課長（塚田君） 地域包括支援センター機能移転後のですね、ふれあいセンターの職員体制にかかわってご質問がございました。

ふれあいセンターは御存じのとおり入浴施設もございますし、健康づくりですとか、介護予防の教室も開かれております。常に職員が常駐しなければならない施設だというふうに考えております。ただ、職員体制につきましては、先ほど申し上げましたように今後詰めていくということでございますので、現状のところまだ具体的に申し上げる段階ではございません。

教育文化課長（柳澤君） 図書館に関しましてでございます。職員体制の部分であります。係長につきまして図書館の管理規定の中で条文中、以下の職員を置くことができるというところで、それぞれ館長、係長という部分がございますので、当面は、置くことができるということであ

りますので、当面は副館長というところで置いて対応をしているという状況でございます。

それから、図書館ネットワークの部分の図書費の減額という部分であります。これにつきましては館長会議、あるいは館内の司書会議というものがございまして、それらで打ち合わせをするような方向でまた話を出していきたいというふうに考えるところでございます。

そして最後、図書館の灯油漏れという部分であります。これにつきましては平成20年の1月に発見がなされた状況で、原因につきましては図書館の灯油の地下タンクと、それからボイラー室までの地中配管が経年によりまして数カ所の穴があいて、そこから漏れたという状況でございます。

当時すぐに、その地下配管から地上配管へ工事を行いまして、灯油漏れがもう起きないように対応を図っております。なお、漏れた灯油につきましては農業改良普及所というようなところにも相談する中で、灯油につきましては有機物であり、土壌中において自然分解するというようなことで、油膜の発生しました水路敷きに吸着マットを敷いて定期的に交換をしているという対応を図ってきたところです。

その後、おおむね5年が経過する中で油膜の発生しました水路敷きの隣接地が開発されたということ、それから同敷地の地権者の方から改善の要望もあったというようなところで土壤改良工事を行った状況でございます。

工事内容につきましては、土壤改良の専門業者に発注をいたしまして、高い濃度に灯油がまぎった土砂につきましては搬出をいたしまして、セメント材料などで処分をすることといたしました。また、低い濃度の部分につきましては油を呼び込む吸着剤をまぜて埋め戻しまして、自然分解による処理方法といたしたところであります。この工事によりまして自然分解ということで、もう少し時間はかかりますけれども、灯油漏れの対応はできたというふうに考えておるところでございます。以上です。

土壤改良の工事の状況の中で、深さという部分であります。これにつきましては場所によりまして違いまして、図書館のすぐ西側の畑地あるいは、そういうところではおおむね1m50cm程度、また、それよりさらに西側の産業道路側の水路敷きというようなところでは、もう少し浅いような状況となっているところであります。広さという部分につきましては、ちょっと算定がなされていない状況であります。搬出した量ということで申し上げますと約340t程度というような状況でございました。以上です。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

お諮りいたします。

議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算について」各常任委員会に審査の付託をいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) ご異議なしと認め、よって、本案については各常任委員会に審査を付託することを決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目1.1防犯対策費、目1.2交通安全対策費、目1.3消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款1.2公債費、款1.4予備費の各事項を総務常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目1.1防犯対策費、目1.2交通安全対策費、目1.3消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第19「議案第18号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査の付託をいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

◎日程第20「議案第19号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長(宮島君) これより質疑に入ります。

8番(入日さん) 歳入についてお伺いします。一般被保険者数、加入世帯数と被保険者数、そ

れから7割軽減、5割軽減、2割軽減の世帯数をお伺いしたいと思います。

収納対策推進幹（宮下君） 国民健康保険特別会計の歳入の関係でございますけれども、まず初めに世帯数でございます。被保険者数につきましては現在全体で4,076という状況の中で本年度の状況を算定する中で人数を見込んだところでございます。

軽減世帯数でございますが、医療分につきましては2割軽減が59、5割軽減が26、7割軽減が60、合計で275世帯を見込んでおります。失礼しました。先ほどの軽減分でありまして、2割軽減、5割軽減、7割軽減合わせまして145世帯を見込んでございます。

支援金分でございますけれども、2割軽減が59、5割軽減が26、7割軽減が60、合わせて先ほどの軽減数と同じでございます。

8番（入日さん） これで町の全部で145世帯の7割、5割、2割の町の持ち出しはどのくらいと見ておりますか。

福祉健康課長（塚田君） 国民健康保険の軽減に対する町からのですね、繰り出し分ということでございますが、一般会計のほうに計上をさせていただいております国保会計への繰出金のうち、3,060万ほど見込んでおります。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査の付託をいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

◎日程第21「議案第20号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

◎日程第22「議案第21号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

◎日程第23「議案第22号 平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

◎日程第24「議案第23号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（宮島君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第18「議案第17号」から日程第24「議案第23号」までの7件については、次回の会議について審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日から3月20日までの7日間は委員会審査等のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、明日14日から3月20日までの7日間は休会することに決定をいたしました。

次回は3月21日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時06分)

3月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	中村淳君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第17号 平成25年度坂城町一般会計予算について

第 3 議案第18号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 4 議案第19号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 5 議案第20号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

第 6 議案第21号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 7 議案第22号 平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 8 議案第23号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

追加第 1 発委第 1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改
正する条例について

追加第 2 議案第24号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 3 議案第25号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例について

追加第 4 議案第26号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について

追加第 5 議案第27号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）
について

追加第 6 議案第28号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

追加第 7 議案第29号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第2号）について

追加第 8 議案第30号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて

追加第 9 議案第31号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

追加第10 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会
議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（宮島君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）趣旨採択」

議長（宮島君） 次に、日程第2「議案第17号」以下、日程第8「議案第23号」までは、いずれも去る3月13日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第17号 平成25年度坂城町一般会計予算について」

議長（宮島君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成25年度坂城町一般会計」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち、項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目6上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月14、15の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求め、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要をご報告を申し上げます。

<歳入>（総務課）

○ 個人、法人町民税の滞納繰越分の件数は。

△ 個人町民税3, 975件、法人町民税98件である。前年度滞納分は個人町民税750件、法人町民税26件となっている。引き続き縮減に努めていく。

- 滞納繰越の中で長期のものはどの程度の期間があるのか。
 - △ 長期のものでは10年を超えておる。
 - 未熟児養育費自己負担金の内容は。
 - △ 県から権限移譲により平成25年度から町が行う事業である。入院を要する未熟児の医療費について給付を行う事業であり、自己負担として2割を負担していただくものである。
 - 公園施設使用料を前年度より減額とした根拠は。
 - △ 今年度の実績から月平均使用料を算出し、計上をいたしました。
 - 教員住宅使用料を前年度より増額とした根拠は。
 - △ 今年度から入居者が増加したことを反映したものである。
 - ふるさと歴史館使用料の内容は。
 - △ 坂木宿ふるさと歴史館の入館料である1,200人の来館者を見込んでいる。
 - B. Iプラザ共益費を前年度より増額とした根拠は、また滞納の状況は。
 - △ 今年度途中から1室入居となったため、共益費の増額を見込んだものである。また、滞納は1件あり、滞納額は約120万円となっている。
 - 商業インキュベーター、施設共益費について現在空室があるが、空室にかかわる分の共益費はどのように取り扱われているのか。
 - △ 現に入居しているテナントにかかわる分の共益費をお願いしている。
 - 商業インキュベーター施設共益費を前年度より増額とした根拠は。
 - △ 4月から新たなテナントの入居が予定されており、新規入居分を増額している。
- <歳出>
- 食料費の内容は。
 - △ 来客の昼食、湯茶等にかかわる経費である。
 - 自衛官募集について町内の状況は、また住民基本台帳の閲覧を行っているのか。
 - △ 現在、町内からの入隊の状況は把握できていない。今後把握に努めたい。また、今年度、自衛隊から自衛官募集に活用するために住民基本台帳の閲覧申請があり、閲覧を行っている。
 - 宿直委託費について。委託先及び人選の状況は。
 - △ シルバー人材センターに委託し、人選もお願いしている。本年度について4人が交代で宿直業務に当たっている。
 - 職員健康管理について、長期療養により休職している職員はいるか、また人間ドック等職員健康診断の受診状況は。
 - △ 現在、疾病に伴う長期療養、休職をしている職員はいない。また、人間ドック等健康診断について、今年度全ての職員が受診している。
 - 庁舎の雨漏り対策の進捗状況は。

- △ 雨漏り対策を含め、修繕料として計上している。
- AED賃借料について。科目ごとのAED賃借料の金額が異なるが、その根拠は。
- △ 賃借形態の違いによるもので、バッテリー等の定期交換部品を含んでいるかどうかで金額が異なっている。
- 地方税滞納整理機構への移管件数は。
- △ 移管の予告通知を46件送付し、このうち納税の意思が見られない10件について予定をしている。
- 固定資産評価基準資料整備費を前年度と比べ大きく増額とした根拠は。
- △ 固定資産税の評価がえ業務については3年ごとの評価がえにあわせて、3年度をかけて業務を実施している。各年の業務量が異なり予算配分の偏りが生じる。平成25年度については、比較的予算配分の多い年である。
- 地方税滞納整理機構に移管を予定する中で、最高額は幾らか。
- △ 固定資産税等で522万円である。
- コンビニ収納を始めた効果をどのように考えているか。
- △ コンビニ収納の利用のうち、半数以上が金融機関営業時間外の午後3時から翌朝8時まで納付しており、納税者の利便性の向上に大きな効果があったと考えている。
- 公共ポスター掲示場の設置について、配置はどのようになっているか。また変更の予定はあるのか。
- △ 投票区ごとに、大通りなどの人の通行の多い箇所に設置している。現在、町内のポスター掲示場の設置箇所は99カ所であり、変更の予定はない。
- 今年度末の起債残高は。
- △ 約70億6千万円を見込んでいる。
- (会計室)
- 派出業務手数料についてどのような業務をしているのか。
- △ 支店から1名派出所へ来ていただき、公金の取り扱いをしている。業務時間は午前9時10分から午後3時まで。役場が開庁している日は業務を行っている。派出所の現金の取り扱いについては、1日3回支店から収受に来ている。
- 派出はなぜ八十二銀行なのか。
- △ 指定金融機関が庁舎内に派出所を設置して業務を行うことになっている。
- コンビニ利用の収納状況はどうか。
- △ 24年度の状況は、1月末現在の件数と金額であります。住民税件数17.4%、金額12.4%、固定資産税件数4.2%、金額11.5%、軽自動車税件数19.1%、金額21.9%、国民健康保険税件数6.3%、金額5.4%、下水道使用料件数5.0%、金額

4. 3%の現況である。

(企画政策課)

- 東京坂城会の会員数と交流の状況は。
- △ 会員数は現在236名で、例年秋に開催される総会に参加している。会員向けの会報や広報などにより、坂城町の現況をお知らせしている。
- 温泉施設維持補修工事の内容は。
- △ 日々営業している施設であり、建物、機械、設備の修理など万一の場合に対応できるように予算計上をしたものである。
- 国際交流協会の現況は。
- △ 会員数は個人会員92名、家族会員11名、賛助会員である企業が18社である。年会費は個人会員が3千円、家族会員が5千円、賛助会員が1万円である。
- 役場庁舎へのバイオマスボイラーの設置は、市販のものか、また費用は。
- △ ボイラー自体は納入実績のある複数の市販のボイラーの中で吟味しながら最適なものを導入したいと考えている。導入には県のグリーンニューディール基金を使い、機器本体と収納する建屋、接続工事費等、総額で約5千万円を概算している。
- 燃料となるペレットの調達や保管方法はどうか。
- △ 長野森林組合が、坂城も含めた地域の間伐材を使い、ペレットとしたものを供給してもらい、燃料として使用する。ペレットはサイロを設けて、そこからボイラー内に自動供給される仕組みとなっておる。
- 他の自治体への導入事例は。
- △ 県下においては、温泉施設や保育園などにおいて導入されているところはあるが、庁舎へ導入したところはない。先進的な事例として対外的にPRする。また、子供たちが学習する場としても利用をしたい。
- スマートタウンに向けて、工業団地で取り組んでいる内容は。
- △ 現在、信州大学と連携しながら企業2社に50個のスマートメーターを設置し、電力の使用状況をリアルタイムで調査している。平成25年度はテクノさかき工業団地で操業の企業にデマンドメーターの設置を依頼し、工業団地全体の電力の見える化を行い、その分析から電力需要の最適化を研究していきたい。
- 今後の循環型社会に向けての取り組み状況は。
- △ スマートコミュニティ構想を柱として、バイオマスボイラーの設置や太陽光発電設備に対する補助など、再生可能エネルギーを活用した循環型社会構築を、環境に優しいまちづくりのモデルとなるよう進めていく。
- 男女共同みんなの会の会員は。

- △ 24年度現在200名である。
- 学校基本調査はどう行うのか。
- △ これから各学校に直接調査を依頼していく。
- 部落解放同盟町協議会の補助金額を120万円に引き下げた理由は。
- △ 協議会と協議の上、運営補助から活動補助への転換を図るものである。
- 協議会の会員数は。
- △ 47名である。
- ワインブドウの新たな圃場をつくる計画はあるのか。
- △ 試験圃場として現在40aあるが、次年度20a程度拡張する予定である。
- 段階的に圃場を拡張するのではなく、大規模に栽培していくことを考えてはどうか。
- △ あくまでも町が行うのは、試験圃場であり、地域に最も適した品種を見きわめることを目的にしているため、全面拡大は次のステップとしてワイナリー事業者等が、事業化を踏まえて実施することを考える。今後、特区申請による量的規制の緩和やワイン文化の浸透、製造業の企業連携などにより、民間企業や個人がワインづくりに参入しやすい環境をつくり、町全体のデザインや環境づくりを行い、民間主導の法人化に向けた計画づくりを行っていく。

(産業振興課)

- 勤労者生活資金貸付預託による貸付は何件を見込んでいるか。また、条件は。
- △ 勤労者生活資金貸付預託については、現在のところ3件ぐらい見込んでいる。今後平成26年4月から消費税率が8%に上がることにより、駆け込み需要も出てくることを想定している。条件については100万円を上限に、自動車購入、住宅の新築、増改築、教育資金などの生活資金に対して利用することができる。
- 農業支援センター補助金が昨年度予算よりも150万円増えた理由は。
- △ 農業支援センター補助金については、運営補助で20万円と昨年からのワイナリー形成事業で担い手一人分として、国の青年就農給付金と同等額、年額150万円を計上している。
- 農産物加工施設管理費の光熱水費について、味ロジックわくわくさかきの共益費は幾らか。
- △ 共益費は、平成25年度で80万円を見込んでいる。法人化により独立、自立を目指している中で、段階的に共益費を全額負担できるよう、目標を持って進めている。
- 腐らん病についてはいまだにあるのか。
- △ 腐らん病については、ちくま農協のリンゴ部会に補助している。恒常的に発生する病害で、毎年発生するものである。
- 森林保全等補助金はどこを実施するのか。
- △ 地域で行う里山景観整備等の活動に補助をしている。
- 中山間地域直接支払い事業について、地域での活動状況は。

- △ 活動組織は入横尾、北日名、上平の島、上平の小野沢の4地区があり、活動内容は耕作放棄地の発生防止や水路、農道、ため池などの草刈りや泥上げなど、事業期間は22年度から26年度の5年間の事業である。高齢化等の課題もあるが、地域で協力して活動をしている。
- 今年度の有害鳥獣駆除はどのぐらい見込んでいるのか。また被害は増えているのに、猟友会の会員は減っているという現状に対して今後の対策はどのように考えているのか。
- △ 有害鳥獣の被害は年々増加している状況にある。有害獣被害予防施設設置事業補助金は24年度は現時点で43件、106万円と昨年度を大幅に上回っている実績となっている。猟友会の会員数については減少が続いており、昨年9月の狩猟者登録数は36名である。このような現状の中、新規狩猟免許取得者を支援する目的で、講習費用やテキスト代を坂城町有害鳥獣駆除対策協議会で助成し、5名が新規に取得した。捕獲頭数については、イノシシ91頭、ハクビシン12頭、アナグマ1頭、タヌキ5頭となっている。
- 町単補助事業費は予算が100万円減っているが、区の要望が満たされるのか。
- △ 24年度の緊急経済対策事業に前倒しで施行した箇所もある。限られた予算の中で、対応をしていきたい。
- ホワイトアスパラガスについて生産活動をしているのか。
- △ テレビでも放映されたが、活発な生産活動をしている。一番売れるのはクリスマスから2月ごろまでなので、冬期間を一番の生産期間としている。
- 商工業振興補助金が昨年度よりも600万円増えた理由は。
- △ 商工業振興補助金については、設備投資にかかわる固定資産税相当額を補助しているが、毎年1月に新規に導入したものについて照会をし、平成25年度については22件、約1,270万円が予定されている。
- 中心市街地活性化事業について。商業インキュベーターに1社入居予定と聞いているが、昔の社協の喫茶部のように人が集まれるような場所になるのか。
- △ これから利用許可をする状況である。内容なジャムの研究開発と販売であるが、現段階では喫茶の予定はない。
- 遊歩道整備等委託はどこに委託しているのか。
- △ 網掛区に対して狐落城への遊歩道、葛尾4区で持ち回りによる整備しているあたご山、また大宮区に葛尾城の遊歩道の整備等を委託している。
- さかきテクノセンター施設改修補助金の具体的な内容は。
- △ 施設も20年が経過しており、老朽化している中で緊急性の高いものから順次改修していく計画である。25年度については、冷暖房のポンプの修理と、大研修室の音響設備の更新を予定している。
- さかきテクノセンター建設費償還補助金については、どのような状況か。

△ 県中小企業高度化資金を2本で借り入れていたが、1本は平成25年2月で完済した。もう1本は平成25年11月に完済する予定である。

(建設課)

○ 小網地区の上水道の整備は全戸68戸のうち、実施済みは26戸である。平成25年度で42戸全て整備が終了するのか。

△ 平成24年度より3年間で小網地区を四つの区域に分けて整備をする予定で、平成25年度は4戸が対象となる。残りは順次整備を進める。

○ 県企業局では、横町、立町、大宮と順次水道管の耐震工事を実施している。平成31年度までに水道管の耐震化を図る計画である。町では状況を把握しているか。

△ 町の97%は県営水道であるが、県企業局の計画のとおり実施されている。

○ 網掛水道組合は県営水道か。

△ 40戸ほどが集まった自主的な水道組合である。

○ 町単補助事業1千万円、前年度より200万円少ない。各区からの要望がかなりあるのに、予算が減っている。

△ 平成24年12月、緊急経済対策として、道路維持工事費600万円、水路改良工事費200万円を補正して要望箇所を平成25年度前倒しで実施している。

○ 町単補助事業の要望箇所数は。

△ 平成25年度の要望箇所数は116カ所である。

○ 通学路防犯灯整備に対する区からの要望は。

△ 取りまとめは住民環境課で行っておるが、平成24年度の要望数は34カ所である。

○ そのうちの設置数は。

△ 17カ所を設置した。

○ 橋梁修繕工事の中で、昭和橋の中島オール側の橋の塗装が剥げてきている。修繕の計画は。

△ 平成25年度、昭和橋は、橋梁の詳細設計を行い工事は次年度以降実施を予定している。

○ 水路改良工事250万円の箇所は。

△ 坂城中学校西側の道路の水路である。

○ 住宅リフォーム補助事業は予算的にどのぐらい見込んでいるのか。

△ 補助対象は対象住宅に居住している住宅所有者、またはその親族などが行う20万円以上のリフォーム工事で、補助率は20%、上限10万円、予算額は30万円（同日「300万円」の訂正あり）、受付件数は、30件の見込みである。

○ 増殖したオリジナルローズの利用方法は。

△ ばら祭りでの苗木の販売や公園内での増殖をしている。

○ 薔薇人の会の現状は。

△ 当初会員は100名を超えていたが、会が発足して10年たち、高齢化してきている状況で、現在約80人と減少している。これから薔薇人の会の魅力の見直しが必要で、会員が増えるような活動を町も薔薇人の役員とともに考えていきたい。

○ しなの鉄道から車両3両をもらうが、利用の仕方は。

△ しなの鉄道から3両譲渡される駅前のイベント広場と、一部引き込み線を利用する利活用の方法は、検討委員会を設置し検討する。委員会は3月下旬に開催予定である。

○ 町内に水防庫は何カ所あるのか。

△ 町管理の水防庫は3カ所あり、場所は四反田、鼠、網掛である。

(議会事務局)

○ 会議録反訳料が前年度比15万7千円の減額になっているが、業者がかわって安くできるようになったためか。

△ 会議録の作成については、昭和60年ごろから同じ業者をお願いをしてきた。平成22年度から指名競争入札を実施しており、24年度から業者がかわり、見積額が下がったため減額となった。

○ 議員共済会負担金は減額になったとはいえ、1,918万3千円という高額であるが、年金制度と共済会負担金の経過についての説明と、現在の年金受給者数は。

△ 議員年金制度は平成23年6月から廃止となったが、給付は継続されるため、その負担を町村がすることになった。負担率は国が給付金額を推計し決定され、負担金は現職議員の標準報酬月額、人数、負担率により算定される。24年度の負担率は57.6%であったが、25年度は51.9%に下がっており、予算額は前年度比210万6千円の減額となった。現在の議員年金受給者は29名で、内訳は退職年金が17名、遺族年金が12名である。

○ 現職議員で年金を受給できる者はいるのか。

△ 平成23年6月の制度廃止時点で在職12年以上の者は、年金か一時金を選択できる。

12年未満の者は一時金となる。現議員で年金を選択できる者は、1名である。

○ 印刷製本費について、年4回発行している議会報の表紙はカラーであるが、記事のページを2色刷りにした場合の単価の見積もりは取っているか。

△ 現時点では見積もりは取っていない。広報コンクールでの2色刷りが好ましいという評価がされるが、経費の面もあるので、すぐには考えていない。今後検討をしていきたい。

○ 議会のホームページに、構成がえにあわせ、議員の写真とメールアドレスを載せてほしい。

△ 構成がえにあわせて変更できるよう担当課と相談して対応をしたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成25年度坂城町一般会計」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

9番（大森君） ただいまの報告の中で、住宅リフォームの助成制度30万円という報告だったと思うんですが、その辺確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

総務産業常任委員長（中嶋君） 大変失礼をいたしました。私が間違えまして、30万円と読みましたが、これ間違いでございます。300万でございます。以上であります。どうも済みません。

議長（宮島君） ほかに。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。ご苦労さました。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 社会文教常任委員の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月14、15の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子育て推進室長、保育園長、保健センター所長、食育・学校給食センター所長、図書館長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要についてご報告申し上げます。

（住民環境課）

- 千曲少年警察ボランティア協会とは。
- △ 千曲警察署の委嘱で6人が小中学校と連携して防犯パトロールや環境パトロールを実施している。
- 交通安全対策費の電算委託の内容は。
- △ 東信交通災害共済組合の加入申込書の様式変更により、電算委託したものであり、様式変更は26年度を予定していたが、今年度からの実施となった。
- 消費生活指導員の活動は。

- △ 消費生活指導員は、消費者の会の正副会長と会計の4人に委嘱している。振り込み詐欺等は、警察と連携して有線放送などで啓発を行っている。町内の振り込み詐欺は疑わしい電話が2件あった。
- 年金相談の事前予約は。
- △ 社会保険労務士が相談、対応するため、相談者の年金記録をあらかじめ用意するためである。
- 河川水質調査の内容は。
- △ 定点の定期検査を年4回、同じ日に調査している。福沢川の大腸菌は基準値千以下を超えて、220万と群を抜いて高い。22年は70万、23年は17万になっている。原因として、生活排水の流入が考えられる。また雨が降って土砂崩れが起きると、大腸菌が川に流入することもある。福沢川の大腸菌の原因究明について検査機関と相談して対応する。
- 雑排水が川に流れ込んで悪臭がしている箇所がある。
- △ 苦情等、通報があれば状況を確認し、下水道が整備されていないところについては、雑排水を直接河川に流さないように注意喚起をお願いしていく。
- 狂犬病予防注射を受けない犬が多いが。
- △ 24年度の登録数は962頭で、そのうち未実施犬は、77頭で二度にわたって飼い主にはがきを出して注射をするよう働きかけている。飼い主のマナーと呼びかけのため、25年度印刷製本費を計上した。
- 不法投棄ごみ撤去事業は。
- △ 山林、河川、道路をパトロールしてごみの撤去をしている。23年度は、緊急雇用安定事業として、不法投棄ゼロ作戦事業を実施した。25年度は町の単独事業として実施していく。
- ごみ減量化推進委員会の補助の内容は。
- △ ごみ減量化推進委員を9人の女性に委嘱して、生ごみの減量化のために段ボール箱を使った生ごみの堆肥化に取り組んでいる。各地区の出前講座を実施し、ごみの減量化や資源化について啓発、推進している。その資材費や研修費である。
- 補助金が10万円から5万円に減額した理由は。
- △ 22年度は30万、23年度が20万、24年度は10万円をごみ減量化推進委員会に交付している。そのうち、26万円を資材と研修費に使い、事業費残金が34万円ある。今年度は、今まで以上の事業を計画している。
- 資源物回収奨励金の内容は。
- △ 新聞、雑誌、段ボールなど、資源物をキロ2円を交付し、瓶類は50円、50本で交付している。登録団体は、PTAなど19団体である。小学校のPTAが54%で、回収奨励金はPTAの重要な財源となっており、量が増えれば予算化していく。
- 消防組合負担金は。

- △ 平成25年度は前年度比88万6千円の増である。2月の組合議会で坂城署の充実強化に向けて職員定数の増加にかかわる条例が可決された。町としても坂城署の充実強化を支援していきたい。
- 施設整備費の第4分団ポンプ自動車に続く整備計画は。
- △ 第5分団積載車の整備を考えている。
- 消火栓工事負担金と防火水槽修繕の内容は。
- △ 消火栓は小網区1基の新設のほか、既設消火栓の修繕等を実施していく。防火水槽については、まず有蓋化の整備をしていく。消火栓の新設には必要な水量を賄える水道管が布設されていることが必要であり、下水道にあわせて水道管の布設を進めている。
- 消防無線のデジタル化は。
- △ 25年度は、衛星携帯無線を整え、デジタル化の期限となる28年度に向けて検討する。
(福祉健康課)
- 民生委員の期別構成と改選は。
- △ 合計38名のうち、5期の委員が1名、4期が2名、3期が10名、2期が10名、1期が15名である。民生児童委員は、今年11月に任期満了となるが、改選に当たってはできれば3期ぐらいやっていただきたいと考えており、区長会でお願いをした。個人情報の取り扱いについては、ガイドラインを踏まえ必要な範囲内で行っている。
- ヤングヒューマンネットワーク事業の状況は。
- △ 現在町内の男性22名、女性5名が登録している。平成24年度は1組の成婚があった。パーティーなどイベントについては、社会福祉協議会が行っている。
- 法人としての社会福祉協議会の補助金は。
- △ 平成24年度から地域福祉推進事業に対しての位置づけで補助をしている。
- 敬老祝金と高齢者祝賀行事補助金の内容は。
- △ 88歳102名、99歳7名、100歳以上16名で積算している。地区敬老会に対して均等割1万円、75歳以上の方1人当たり500円を補助している。
- 外出支援サービスの内容は。
- △ 社会福祉協議会への委託事業であり、臥床している方、車椅子を利用している方など、37名が登録され主に医療機関への通院等に利用されている。
- 地域包括支援センターが役場内へ移転する内容は。
- △ 高齢者の介護にかかわる相談は、全て役場で行えるよう住民サービスを向上させていきたい。ふれあいセンターでは入浴施設と老人の福祉施設として、行事を行う場所提供、社会福祉協議会への委託事業であるミニデイなどとして利用の予定である。
- 福祉施設自主製品販路拡大等事業補助金の内容は。

- △ けやき横丁にある障害者就労施設に対しての補助である。24年度は充当財源があったが、25年度は単独補助の予定である。
- 福祉タクシーの利用状況と見込みは。
- △ 平成23年度158名、1,727枚の利用があった。平成25年度は160名、1,830枚を見込んでいる。
- 入所措置費の内容は。
- △ 養護老人ホームはにしな寮へ8名、尚和寮へ1名、計8名分の老人福祉法による措置入所の費用である。
- 訪問理美容サービスの内容は。
- △ 25年度からの新規事業で、重度障害者、介護度3から5の方など、1回1,500円分の理容券を年4枚使用できる理美容業者の出張サービスである。実際の料金から理容券1,500円分を引いた額は自己負担となる。理美容業者の登録を行い、該当者へは通知し申請していただいてから理容券を交付する。
- ひとり暮らし老人訪問員の活動内容は。
- △ ひとり暮らし老人訪問員は96名で、本人の希望や民生委員さんの推薦により委嘱している。新聞の有無や電気の明暗などによる安否確認や健康状態などを確認している。
- 老人福祉センター管理委託と施設の老朽化対策は。
- △ 指定管理者として社会福祉協議会に委託している。昭和51年建設施設である。37年が経過している。避難所に指定されているが、耐震診断も行っていない。老人施設としては重要な施設であるが、公共施設全体の中で検討していく。
- ひとり暮らしの登録者数と申請方法は。
- △ 在宅でのひとり暮らし登録者数は217名で、男女比は1対3である。ほとんどの方は民生委員さんからの申請である。
- 寝たきり老人等介護者慰労金の約20万円減額の理由は。
- △ 慰労金の額は1年間9万円である。120人前後で推移しているが、年度途中で施設へ入所したり亡くなったりすることもあるため、実績に基づき105人分を見込んでいる。
- ながの子育て家庭優待パスポート事業費の内容は。
- △ 現行カードの有効期限満了に伴う更新費用である。平成24年1月の事業参加時の該当世帯1,468世帯とその後、転入、出生などで60世帯にカードを配付している。現在県下77市町村中71市町村が参加し、協賛店には3,208店舗がある。町内は20店舗が協賛店になっている。
- 障害児通所等給付費の内容は。
- △ 平成24年度に県から町へ移管された事業で、障害児の施設等通所にかかわるサービス費の

費用給付である。現在は上田の施設で6名、稲荷山の施設で1名、デイサービスで1名の利用がある。

○ 厚生連篠ノ井総合病院の施設整備補助金300万円の根拠は。

△ 篠ノ井総合病院から坂城町のほかに長野市、千曲市、小川村に財政支援要望が出されている。長野市は、支援額が内規で定められているので、長野市に対しての坂城町の救急搬送者数や人口の割合を参考にして算出した。長野市や千曲市が予定している支援を参考に坂城町では900万円の支援を予定。平成25年度から3年間に分けての財政支援を考えている。

○ 精神障害者の病名と相談の内容は。

△ 精神障害者に交付している受給者証で15名、障害者手帳で10名増加しており、増加傾向にある。病名では鬱病と統合失調症などがほとんどを占めている。24年度、精神科医師による心の健康相談を3回実施し、6件の相談があった。内訳は、家族からの相談が3件、独居の精神障害者関連で3件である。

○ 未熟児養育医療の自己負担額は。

△ 2割が自己負担額であるが、所得に応じての負担となる。ただし、後日、乳幼児福祉医療で一部還付される。

○ 上田市内科・小児科初期緊急センターの利用状況は。

△ 当町の利用状況は、小児科で平成22年度が85名、23年度が69名である。また内科は22年度が33名、23年度が35名である。電話相談は、夜7時から11時まで、診療時間は8時から11時までである。

○ 子宮頸がん等予防接種の内容は。

△ 子宮頸がんのほかに、ヒブワクチン接種と小児肺炎球菌ワクチン接種がある。平成25年から国の2分の1の補助がなくなり、一般財源対応となる。

○ 肺炎球菌予防接種の補助は。

△ 肺炎球菌予防接種は、平成24年度から後期高齢者医療広域連合の財源支援を受け、75歳以上という、より危険性の高い年齢を対象として実施している。

○ 定期予防接種の接種率と未接種者対策は。

△ 三種混合、ポリオ、二種混合、日本脳炎、麻疹、風疹は90%台、BCG、四種混合は70%である。未接種者には、個別通知により接種勧奨をしている。

○ 広域入所の内訳は。

△ 入所受託児は6名を予定、上田市3名、千曲市1名、長野市2名である。入所委託児は11名の予定、上田市7名、千曲市1名、長野市1名、佐久市1名、小布施に里帰り出産で1名である。

○ 25年度の入園児と南条保育園のゼロ歳児の状況は。

- △ 25年度の入園児は344人で、31クラスである。内訳は、南条保育園157人、15クラス、坂城保育園89人、8クラス、村上保育園98人、8クラスである。25年度のゼロ歳児の入園は12名で、4人の保育士で対応する。
- 賄い材料費が総務費に一元化の理由と、厨房機器賃借料は。
- △ 今まで、賄い材料費は3園で計上していたが、25年度については一括発注、一括購入し、全て同じ内容で提供するための保育園総務費に一元化をした。厨房機器の賃借料は、給食業務委託で調理業務のみを坂城町振興公社に委託するもので、今までどおり町所有の設備を使用する。
- 太陽光発電による収入が2万5千円の内訳は。
- △ 2万5千円は、売電電力料金である。太陽光発電電力による南条保育園の消費電力電気料の18.8%を賄っている。南条保育園が建設されたころは、太陽光で発電した電力はまず使って、その余った電力を売るのが基本であった。南条保育園に設置した太陽光発電は発電力も弱く、発電量は少ない。
- 消防施設点検等の内容は。
- △ 2年に一度の建物検査である。25年度は坂城保育園と村上保育園である。
- 家庭児童相談員と臨床心理士の内容は。
- △ 家庭児童相談員、臨床心理士は、週に1回、子育て支援センター及び分室を巡回しているが、家庭児童相談員においては育児不安、発達障害、家庭不和、不登校、虐待等と幅広い相談を担当している。臨床心理士については、発達障害の診断を受けている子供、保育園生活、家庭生活の中で問題を抱えている子の保護者の相談を行っている。
- 5歳児相談の支援センターと連携は。
- △ 5歳児相談で支援が必要とされたお子さんのフォローをしていく。すすく相談の翌年は年長児となり、就学に向けた支援をしていく。
- 児童虐待の相談の状況は。
- △ 24年度の児童虐待の件数は8件である。虐待であるのか、しつけであるのかの判断は難しいところであり、要支援児地域協議会において、関係機関とケース検討会議を開く中で対応していきたい。
- 就学相談は。
- △ 就学指導委員会とは別に、保護者、保育園、臨床心理士また家庭児童相談員の三者で子供の個性や特徴を生かせるよう就学支援を行い、必要に応じ小学校との連携も行っている。
- (教育文化課)
- 放課後児童健全育成事業の施設整備の内容は。
- △ 坂城児童館のエアコン設置である。

- 村上児童館は、現状の施設を使用するのか。
- △ 平成24年度においては、下水道接続と屋根の修繕を予定している。当面現状を使用していく。
- 問題を抱える子供等自立支援事業の大峰教室と学校との連携の状況は。
- △ 通室状況は、平成22年度5名、平成23年度は6名、平成24年度は8名である。学校との連携については、大峰教室の指導員が学校と連携をとりながら、学習面を個々の生徒に応じた指導をし、生活指導もしている。
- 児童生徒支援事業の臨時職員は。
- △ 南条小学校は支援員2名、坂城小学校は支援員1.5名と、外国籍児童生徒自立支援員1名、村上小学校は支援員1名と看護師1名、坂城中学校についてはフレンドリールームに支援員1名を予定している。
- 学力向上事業の学力テスト実施状況は。
- △ 町単独では相対評価によるNRTテストを実施し、今後とも引き続き実施していきたい。全国学力テストについて、平成25年度は悉皆調査となっており実施しなければならないことになっている。
- 私立幼稚園補助事業の就園奨励費の内容は。
- △ 就園奨励費については、幼稚園児の保護者の負担を軽減するものであり、町内の幼稚園に80名、千曲市にある幼稚園に30名、上田市にある2幼稚園に各1名、長野市にある幼稚園に1名を予定し、予算計上している。
- 事務局一般経費の就学相談委員会は。
- △ 就学相談委員は、20名以下で構成することになっており、医師1名、学校長1名、教頭1名、町内小中学校から各1名、保健センター、医療機関から2名、保育園の総括園長や子育て支援センター、学識経験者、保護者の代表など、また稲荷山養護学校と上田養護学校の教員にも参画してもらう予定である。
- 南条小学校建設事業の実施設計委託4,700万円の内容は。
- △ 国の基準など南条小学校の諸条件を勘案すると、約4,200m²の規模を予定している。グラウンドや外構工事などを含めた実施設計として計上している。
- 南条小学校建設事業について、プロポーザルの設計業者を選定する理由は。
- △ 建設委員会の意向を踏まえ、さまざまな提案を設計に反映していきたいということを考慮すると、プロポーザル方式が最適であると考えている。参加業者は五、六社を想定している。スケジュール的には4月中にプロポーザルの仕様を決定し、5月にプロポーザル実施、6月に基本設計、来年3月までに実施設計を完了させたい。なお、建設は平成26、27年度を予定している。

- 南条小学校の建設着手は。また埋蔵文化財の発掘調査の予定は。
- △ 建設は平成26年度の秋より前に着手する予定である。埋蔵文化財の調査は、校舎の建設位置が決定した段階で、平成25年度の運動会後に試掘を実施し、試掘の状況により本調査を実施する予定である。
- 中学校総務一般経費の情報機器設定委託料は。
- △ パソコン教室の基本ソフトを更新するものであり、パソコン教室の機器は、平成21年度で更新したものであり、当面ソフトの更新等で対応する。
- 公民館一般経費の公民館等施設整備事業補助金は。
- △ 旭ヶ丘、月見、込山、新町、網掛の5分館から要望があった。要望額が大きいのは網掛分館の下水道接続工事及びトイレ改修等の事業である。
- 神楽の映像化事業の進め方は。
- △ 映像化を進めるに当たり、11団体と説明会を開催し4月から始まる春祭りからの映像化に向けて撮影の段取りを組んでいきたい。
- 古文書の調査は。
- △ 今年度、文化財保護一般経費の中で、賃金として計上し、古文書調査を行う計画である。
- 食育・給食センター運営事業の賄い材料費についての県内産、町内産の給食用材料の割合は。
- △ 県内産の食材の割合は30%強である。そのうち、町内産は全体の8%である。
- 賄い材料費の県外産はどこか。また、放射性物質の検査を町独自に実施する用意はあるか
- △ 県外産を主に納入しているが、その時期の旬の産地のものを使用しており、北海道、関東、愛知、九州などがある。東北のものはほとんどない状況である。放射性物質の検査については、教育事務所で実施している月2回の検査を実施している。市場に出ている食材は出荷段階で検査を受けていることもあり、当面、現在の検査を実施していく計画である。町単独の検査については、今後近隣市町村の状況を見ながら検討していきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（宮島君） これにて社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結をいたします。

質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

先ほど、社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結しております。

これより討論に入ります。

まず最初に、原案に反対の方の発言を許します。

8番（入日さん） 私は、議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算」に対して反対の立場で討論します。

歳入は、大型事業がないため、町債や繰入金が増減し、将来の負担を減らす予算になったことは評価します。

歳出については、私も議員1年生のときに一般質問で要望した訪問理美容サービスが実施されます。また、住宅リフォーム事業は仕事が減っている建設業者や住宅耐震化、下水道接続による住宅改修を考えている町民にとっては、喜ばしいことです。村上児童館も水洗化と屋根の塗装も実施されるなど、町民要望に応えた予算になっています。しかし、解放同盟初め、各種団体補助金の見直しをきちんとするべきです。特に、施設の水光熱費は、使用している団体が負担すべきだと思います。

また、新規事業として169系車両の運搬、展示予算が800万円ほど組まれました。電車は、走っているからこそマニアが集まるのです。展示だけで坂城の観光名所になり、人が集まるのでしょうか。使い方については、今後検討委員会を立ち上げ、町民の意見も聞いて考えていくようですが、わんぱく広場にあるようなSLのようにならないことを願っています。

今、あちこちの高齢者から、買い物に行けるお店がなくて困るという声を聞きます。移動販売車も来ていますが、曜日や時間、回数が決められているため、欲しいときに欲しいものが手に入らないなど、利便性に欠けます。利用者が少なれば回数も減らされます。高齢者が集い、必要なものが常に買えるお店をどうつくるのか、商店を育てる施策が必要だと思います。

国は、妊産婦健診を初め、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン等、国民の要求を受けて補助事業をしても数年でやめてしまい、市町村が肩がわりをするため地方自治体の財政はますます厳しくなっています。地方自治体が力を合わせ、国に対して財政支援をするよう要求すべきです。特定健診や各種検診費用も坂城町は、近隣市町村に比べ高いと言われました。坂城町の特定健診は2,300円です。心電図があるから高いと言っていますが、上田市では心電図を含めても1,200円で特定健診ができます。

人間ドックの補助も低く、何回も増額要求をしています。坂城町は、1日ドックの補助金が1万3千円ですが、上田市は2万5千円です。予防に力を入れることは高額医療費を軽減する一番効果的な取り組みだと思います。福祉予算の増額を強く望みます。

クラス担当の非正規保育士の割合が45%になっています。三つ子の魂百までもと言われるように、幼児期に学んだことが、その後の成長に大きく影響します。その大切な時期に経験豊富な人材がいるといたないとでは、雲泥の差があると思います。今のように核家族でいろいろな問題を抱えた子供や保護者の相談に乗り、指導をするにはゼロ歳児から5歳児を2回以上受け持つ必要があると専門家は言っています。そのためには1年から3年の雇用ではなく、最低でも常勤的非常勤職員にし、職務の積み重ねによる経験と実績を身につけられる体制が必要だと思います。

また、他の職場も人員が増えない中で、サービス残業が横行しています。職員がゆとりを持って仕事ができなければよい町民サービスはできません。有給をしっかりと消化し、いろいろな体験をすることで、発想の転換ができ考え方や見方に幅が出て、よりよい仕事ができると思います。サービス残業をなくし、一人一人が生き生きと仕事ができ、自分の力を十分に発揮できる職場づくりを望みます。

そのためには、必要な人員を確保し、町民の雇用を広げてほしいと思います。5年先、10年先を見通すまちづくりをしないと、高齢化で集落が維持できない地域も出てきます。若者が住みたいと思える町にするためには、子供の医療費無料化の年齢拡大やインフルエンザ予防接種補助、3人以上の子供に対して保育料の無料化など、子育ての支援態勢が必要です。多世代が支え合い、ともに生きられるまちづくりを進めるために何が必要か、知恵を出し合うことが大切だと思います。

限られた予算をどう使うかはとても難しい問題ですが、自治体の本旨は、国の制度の不備を補い、町民の生活を向上させることにあります。山村町政になり、謙虚に町民の意見を聞き、要望に応じてくれ姿勢は高く評価します。より一層無駄を削り、町民要望を実現することを望みます。

町長は公約で給料を20%カットしました。そのため、副町長が一番高い給料になっています。町長は、給料に見合う仕事をしてくれればよいと言われましたが、町民から見るとおかしな現象です。首長以上の責任や仕事をする立場にあるように受け取られてしまうおそれがあります。副町長や教育長の給料の見直しは必要だと思います。

以上、前進面は評価し、問題点を指摘して私の反対討論を終わります。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論いたします。

昨年12月の解散総選挙の結果、自民党が政権に復帰し、第2次安倍内閣が発足しました。安倍内閣は、長引くデフレ脱却による経済の再生を重点課題とし、景気回復に向けた経済対策、いわゆるアベノミクスによって株価の上昇、円安の進行等の影響が出てきております。輸出環境の改善や経済金融対策の効果を背景に、次第に景気回復に向かうとの予測もされますが、国民生活の今後にとっては、不透明で心配な面も感じます。

輸出関連の企業が多い坂城町の業態には、景気好転に期待が高まるところであります。県内の金融経済動向や町企業へのアンケート結果からは、弱めの動きの続くことが懸念され、景気回復のおくれが心配されます。

さて、平成25年度の当初予算には、町長が公約に掲げた、人に優しいまちづくり、人づくりによるまちづくりを具現化させる施策として、坂城駅へのエレベーターの設置や、南条小学校の改築に向けた実施計画等、新たな投資的な事業が盛り込まれ、ソフト事業においても企業の新製品開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金や住宅リフォーム補助金等新設されるなど、地域経済の活性化も視野に入れた将来につながる予算編成という点で評価するところでもあります。当初予算では、多くの新規事業への取り組みとともに、基盤整備の継続分も反映させながら、前年度と比べて4.2%減となる手がたい予算編成となっております。

まず、歳入については、自主財源の根幹である町税について、税率改正や最近の経済動向などから個人住民税は前年度と同額の6億3,100万円、法人町民税については5%減の2億9千万円、固定資産税については2.2%減の12億3,500万円が見込まれ、町税全体で22億2,100万円余りが計上されております。町税全体では、マイナス0.5%、1,100万円ほどの減収ということで、土地の下落傾向が続く現状や税率改正の影響等やむを得ない状況と思われませんが、収納未済額にかかわる厳正な対応を強く進め、税収確保に向けた格別な取り組みを望むところでもあります。

村上小学校の耐震を含む改修工事の完成等に伴い、国・県支出金については、総額では減少しておりますが、緊急雇用創出事業等補助率の高い補助事業の活用が予定されており、地方債については事業の選択、臨時財政対策債の発行、基金運用等の配慮が見られます。より一層の財源確保を願うものであります。

次に、歳出であります。ハード事業では、坂城駅へのエレベーター設置と周辺整備や南条小学校の改築に向けた設計、橋梁の長寿命化を図る修繕といった新たな事業が盛り込まれております。坂城駅へのエレベーター設置は高齢者や車椅子利用者等にとって大変喜ばしいものであらうと思います。

また、学校は、教育の場であるとともに災害時の避難拠点という位置づけがあり、その改修、改築は教育環境の充実に加え安心・安全なという視点からも大変重要な事業であります。南条小学校改築に向けては建設委員会も設置されましたが、地域が誇れる学校、子供たちに優しい

学校という点で確固たる方向を期待するところであります。

笹子トンネルの事故以来、インフラの老朽化対策はクローズアップされていますが、25年度から着手される橋梁改修事業は町内159橋、159の橋の調査研究に基づくものというところで、安全確保はもとより、施設の長寿命化は財政負担といった視点からも大変有効であると考えます。

また、継続事業である町道A01号線については、新たに若草橋周辺の事業化に着手するとともに、住環境の向上を図る下水道整備や小網地区の上水道整備事業に加え、町営横尾団地の水洗化工事についても推進が図られ、行政の継続性や町民生活へ配慮されたものとなっています。

義務的経費については、児童手当の制度変更の影響などで、扶助費や長期債の償還となる公債費が減少しています。人件費について、国は地方公務員の給与削減の方針を示しております。当初予算では通常ベースの計上とのことですが、この点については、国が目安としている7月に向けて調整を願いたいと思います。

続いて、ソフト事業につきまして、福祉関係で寝たきりの高齢者などに対する訪問理美容サービスが始まるということで、在宅介護サービスの充実は暮らしやすさにもつながり、配慮がうかがえます。

また、町内の中小企業者等が実施する地域課題を踏まえた新製品開発に助成し、脱下請やMade in Sakakiによる製品化を促進するというコトづくりイノベーション補助事業については、さまざまなコトづくりを通じて、地域の産業振興や活性化に資するものと、その趣旨に共感をいたしますとともに、先駆的な取り組みとして広く周知と効果的運用を願うものであります。

また、住宅リフォーム補助金の創設についても補助金を受ける方はもとより、町の経済状況の回復、活性化にも寄与するもので、その成果に期待をするところであります。また、新エネルギーのあり方について研究を進めるスマートコミュニティ構想事業では県のグリーンニューディール基金を利用し年度内に役場庁舎への設置が見込まれるバイオマスボイラーの設計費が新たに計上されたほか、町特産のブドウ栽培のノウハウを生かして6次産業化を目指す坂城ワイナリー形成事業においても、特区申請や試験圃場の拡大が計画されており、町長がスタートさせた事業のステップアップが図られています。

そのほかにも地域が主体的に進める地域づくり活動支援事業、さかきテクノセンター支援や産学官の連携による産業振興、給付の増加を見込んだ障害者の総合支援サービスや介護保険、後期高齢者医療への対応に加え、平成25年度まで延長されることになった緊急雇用創出事業の活用など、雇用拡大にも配慮されたものとなっています。

豊かな自然環境の保全を図り、新たなエネルギーの方向性を探りながら工業を中核に、農業、

商業などが融合した産業の発展によって活力を生み、住民と企業と行政が連携し、自律のまちが構築できるよう願い、総体的見地から議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算」に賛成をいたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（大森君） 私は、議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算」について賛成討論を行います。

昨年末誕生した第2次安倍内閣は、経済対策としてデフレ脱却を掲げ、アベノミクスを推し進めております。日銀に国債を買い取らせ、金融緩和を推し進めていくというものであります。そのため、急激な円安を引き起こし、長引く経済不況下で不動産や株の損失を穴埋めする、このような状況となっております。安定した経済運営は、貨幣量だけでできるものではありません。それには、弱肉強食の経済法則ではなく、民主的は国民分配が何よりも大切なことと考えます。

今、3人に一人が非正規雇用で働いています。正規雇用が当たり前の雇用のルールに転換し、最低賃金を引き上げることではないでしょうか。そのために、大企業がため込んでいる260兆円の内部留保の一部を労働者に還元することを求めるものであります。国民生活に対する手だてがないまま、この状況が推移すれば物価が高騰し、低所得者の生活に大変な影響を与えることとなります。既に町内の零細企業では、何の恩恵をも受けることなく、原材料の値上げが始まっています。消費者である国民の懐を暖めてこそデフレ脱却の道が開かれると考えます。

まず、歳入についてであります。25年度一般会計の歳入歳出は、村上小学校の耐震改修工事と湯さん館の改修工事等が完了し、新年度への投資的経費の減少などで前年対比4.2%減となり、56億5,600万円を計上いたしました。長引く経済不況の影響で、個人町民税は6億3,100万円、法人町民税は税率改正により、前年対比5%減の1億9千万円、固定資産税は土地の下落傾向が影響し、前年対比2.2%減の12億3,500万円の計上となっております。自主財源の総額は22億2,100万円で、前年度対比0.5%の減額となっております。

地方交付税については、前年同額の8億5千万円と臨時財政対策債3億円の合計で、11億5千万円、財政調整基金の繰り入れで5億1,383万円で、前年対比63.2%増となりましたが、減債基金や文教施設整備基金からの繰り入れを含めた合計は6億4,520万8千円で前年対比5.3%の減となっております。

今、国は地方公務員の給与を7.8%押しつけようとしております。削減額を先に決めて地

方交付税を削る。こういうやり方は、地方自治への重大な介入と言わなければなりません。

次に、歳出について主な点について触れてまいります。全体として、これまで日本共産党議員団が、毎年年末に町に提出している予算要望書の内容や毎回の議会で町民からの強い要望などを受けて一般質問で取り上げた諸施策が幾つが実現の運びとなりました。

まず第1に、坂城駅にエレベーター設置をとの願いに、町民の皆さんが700筆以上の署名を集め、町に提出しました。町長は、坂城駅は町のセントラルステーションとして実現したいとの思いを示し、この署名が後押しとなって実現の運びとなりました。エレベーター設置に伴い、坂城駅のバリアフリー化や駅周辺のバリアフリー化への方向が示されております。

二つ目に、住宅リフォームの助成制度の創設であります。この制度は私が平成16年3月議会で県下で初めて提案し、その間、何度も実施を求めてまいりました。また、千曲民主商工会や更埴建設労連でも町と議会に要望書が出されておりました。9年かけて実現した制度であります。町民の皆さんや一人親方の零細業者の皆さんの経済の活性化につながればと期待するところであります。

三つ目には、千曲坂城消防組合では、職員の定数を10名増員し、数年かけて坂城消防署の充実に充てることになりました。火災出動の場合、消防自動車と救急車が同時に出動できるようになります。町民の命を守る体制が整ったと言えます。また、町消防団の第4分団の消防ポンプ自動車の更新も行われます。

四つ目に、町の防災拠点のかなめとなる町庁舎にバイオマスボイラーの設置に向けた取り組みは原発に頼らないエネルギー対策の取り組みとなります。さらに、地球温暖化の原因であるCO₂削減の具体的な取り組みともなりました。

五つ目に、南条小学校の全面改築に向け、今年は建設委員会を立ち上げ、具体的に検討され実施計画の運びとなります。子供たちにとって、すばらしい学校になることを期待するものであります。

次に、子育て、教育について。県下ではまだ余り実施されていない5歳児健診のすくすく相談が実施される運びとなり、障害や病気の早期発見で1年をかけて丁寧に支援し、小学校の入学につなげていくことは、大変大切な取り組みと評価するところでもあります。障害を持つ子供たちの就学支援を行う相談委員会について、今年より町単独で実施することとなりました。きめ細かな支援を期待するところでもあります。

また、学校教育関係では、町単独で児童生徒支援事業が計画され、各小学校へ2人ずつ配置、そして中学のフレンドリールームに一人を配置し、合計7人を臨時で採用されます。内容は学習形成支援、外国籍児童支援、そして村上小学校には看護師を採用し、児童支援を実施するという内容であります。

次に、福祉医療について。在宅寝たきり高齢者や重度高齢者などの支援として、これまでの

サービスに加え、訪問理美容サービスの事業が始まりました。ふれあいセンターにある地域包括センターが、町民の利便性を鑑み、庁舎内に移すことは町民にとってワンストップでの対応となり、きめ細かな相談ができると期待するところであります。

地域医療の取り組みでは、上田地域の産院、小児科医療の連携や厚生連篠ノ井病院の救急医療や周産期医療の充実に向けての支援が行われます。町民の命と健康を守るために大切なことと考えます。

環境エネルギーについて。スマートコミュニティ構想は、これまで2社の協力を得て実証実験が実施されてまいりました。今後のエネルギーについて共同管理に向けてテクノさき工業団地全体の企業の協力で、より一層の電力需要を把握し、電力需給調整に取り組むこととなります。

ごみの減量化について特に、家庭からの生ごみと企業から出る紙類のごみの減量化が一向に進んでおりません。ごみの有料化はごみの減量化を目的に実施されているはずであります。今度建設される焼却施設の建設費用の負担割合を考えるならば、段ボール箱を減量化も実施しておりますが、減量化に向けた抜本的な対策が必要と考えます。また、生ごみの堆肥化を推進し、循環型システムの構築に向けた取り組みも考えていただきたいと思います。

産業振興について。コトづくりについて新たな事業が始まります。私はこれまでも、町独自の中小企業への支援策を求めてまいりました。異業種交流による商品開発などの活動をしてきましたが、国、県の補助金制度ではハードルが高く、全く相手にされない状況であります。町内中小企業や異業種、同業種グループなどが脱下請から脱皮するきっかけになれば、このことを期待するところであります。

中心市街地での生鮮食品のお店がなくなりました。買い物弱者対策だけにとどまらず、駅前のにぎわいの創出にも欠かすことのできないお店であります。また南条地域の大型店も業態変更を予定しています。買い物弱者対策は、町民の生活を守ることが大事であります、商業振興策や地域交通の面、福祉の対応などあらゆる面での対策を求めたいと思います。

社会資本の整備について。産業道路の整備について谷川若草橋より南条小学校側の100mほどの区間が整備される計画が示されました。子供たちの安全な通学のためにも早期の完成を願うものであります。公共下水道事業の整備が、25年度に南条地区の事業認可を受ける予定となっており、早期着工を願うものであります。

協働のまちづくりについて。これまで町は、協働のまちづくりと言いながら審議会や実行委員会の委員の任命はほとんどがあて職で構成されております。今度、しなの鉄道から譲り受ける旧国鉄の169系車両の利活用の検討委員会もほとんどがあて職で構成されようとしております。町民や鉄道ファンなどの公募枠を広げていくべきだと考えます。このことが、奇抜なアイデアの発想が出てくるのではないのでしょうか。

次に、解放同盟坂城町協議会について。私は、24年度予算案の反対討論でしがらみのない山村町長が、前年度と同額の150万円の補助金を計上した、このことについて問題だと指摘しました。今回、30万円を減額しております。この件については一定の評価をいたしますが、120万円を計上していることは、まだまだ賛成できるものではありません。そもそも運動団体へ補助金を廃止すべきであります。

松枯れ対策の空中散布について。一般質問でも明らかになったように、昨年6月に松枯れ対策として、農薬の空中散布を実施しました。散布したネオニコチノイド系チアクロプリド薬剤は、これまでどこも使用していないものであります。坂城町と千曲市で初めて使用したことになりました。それなのに、これまでの経験上で分析測定をしております。その結果、県が定めた定量下限値の $0.05 \mu\text{g}/\text{m}^3$ までの測定がされておられません。今年も実施する予定ですが、実施する前に分析測定機器の選定についてもよく調査研究していただきたいと思います。上田市と青木村では、今年も空中散布は実施しないと決めました。これで5年連続の中止であります。まだ、分析基準値が確立していない農薬の空中散布は、坂城町でも中止すべきと考えます。

今後の課題として、町の事業に見合った職員数が足りないため、職員に無理な仕事量の負担があります。町職員の増員を図ること、町の高齢者医療費のワースト1の汚名の返上のため、若年層からの保健指導を強化するため、保健師の増員や子供の支援のために保育士の正規雇用を増やすことなど、また子供の医療費の無料化についても、通院を中学卒業まで拡大することなどが、今後要望していきたい内容であります。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算について」賛成討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号「平成25年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮島君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

◎日程第3「議案第18号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 坂城町有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についての報告をいたします。

- 有線使用料の件数及び有線放送への加入状況は。
- △ 一般加入が2,800件、スピーカーのみの加入が180件分を予算計上している。現在の町全体の加入率は2月末現在52.06%となっている。
- 有線設備の維持管理の状況は。
- △ 各地区ごとに依頼している電気業者が業務で各地区を回る中で、電柱等の状況を日々確認してもらい、修理が必要な場合には個別に対応してもらっている。また、本局、分局機器や補助電源などに関しては定期的に委託業者に保守点検を依頼している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第19号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告します。

- 国民健康保険税の滞納者数は。
- △ 昨年度決算ベースで、滞納繰越分が313人、現年度分が219人、重複を含め408人である。

○ 高額療養費が大幅に増加している理由は。

△ 22年度が比較的強く推移したものの、23年度、24年度において伸びが著しく、年度途中で補正を行った。25年度当初予算においては、24年度の実績見込みに伸び率5%を乗じて算出した。

○ 特定健診による保健指導が達成率58%の状況は。

△ 特定健診、保健指導では、糖尿病、高血圧症などにより脳梗塞、心筋梗塞といった病気になるリスクの高い方を最優先に取り組んでいる。国保病類統計では、健診受診者と未受診者との1人当たり医療費の額で1カ月当たり9,300円の差があった。引き続き、特定健診の受診率向上と特定保健指導により重症化予防に努めていく。

○ 特定保健指導委託料の内容は。

△ 保健師1名と管理栄養士1名、職員の保健師1名、栄養士1名の計4名で実施している。保健指導対象者数、積極的支援が29人、動機づけ支援が108人である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

1番（塩入君） 議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対する立場から討論を行います。

「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出それぞれ17億1,713万4千円になっています。前年度と比べて4,262万6千円の増です。今、町民1人当たりの国保税は、10万円近く、低所得者にとれば家計に重くのしかかっています。そのため、払いたくても払えず滞納する人が増えています。平成23年度の決算時では、1億117万7千円の滞納額になっています。24年度も1億を超える予想です。

国保加入者はほとんどが高齢者、非正規労働者、失業者など低所得者です。坂城町でいえば、国保加入世帯1,665世帯中、年間200万円以下の方が70.4%を占めており、加入者2,734人の64%を占めています。低所得者であれば保険料負担が重くのしかかります。このような苦しい生活実態の中で、安倍内閣による生活保護基準の引き下げは、低所得者をさ

らに貧困化へ追い打ちをかけるものです。生活保護基準の引き下げが住民税の非課税限度額、公営住宅の減免基準、国保や介護の減免基準、就学援助の所得基準、最低賃金などに大きな影響を与えます。年金も今年から2.5%も引き下げられます。その上、TPPに参加すれば、国民皆保険制度が危うくなります。保険のきかない混合診療が進み、医薬品も高くなります。

このように年金、医療、介護、国保などの社会保障費が削られ、生活必需品の物価値上げは国民の生活を一層苦しくしています。国保税の滞納者がますます増えるのではないかと心配しています。滞納すればペナルティーとして正規の保険証が交付されません。24年度2月末までの状況は、未交付が12世帯、資格者証が16世帯、短期証が105世帯、計133世帯です。職員の皆さんの努力にも、粘り強い努力により昨年度は少し減っております。医者にかかりたくても正規の保険証がなければかかりにくく、そのために重症化し、命を落とす人もいます。

今、全国的に孤独死が増え、坂城町にもありました。町民が安心して暮らせるために、この異常に高い国保税の負担を軽減することです。そのために、まず半分に減った国庫負担を当初の50%に戻すよう働きかけることです。そして町独自の一般会計から繰り入れたり、軽減制度をもっと充実することが必要だと思います。

次に、町民の医療費を抑制するために、予防医療に積極的に取り組むことです。坂城町の1人当たりの医療費は、県下でも高いほうです。特に、後期高齢者の1人当たりの医療費は、県下でワースト1です。この状態を一刻も早く改善するために、特定健診、一般健診の受診率を高め、保健指導を徹底することです。24年度は力を入れて取り組みましたけれども、目標の65%には届きません。もっともっと努力する必要があります。保健師や栄養士がもっともっと増やして保健指導を徹底することが今求められているのではないのでしょうか。

以上、議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の反対討論を終わります。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（西沢さん） 議案第19号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。

しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進み、特に65歳以上の加入者は、2月末現在で1,727人と全体の42.4%を占め、加入者の高齢化による医療費増加は、国保財政に深刻な影響を与えています。また、医療費の増加に加え、長引く景気低迷による加入者の所得の減少に伴う国保税の減少などにより、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、収支の均衡を保つための医療費適正化対策として、ジェネリック薬品の利用促進、また特定健診、保健指導事業の推進による生活習慣の改善と疾病の未然予防を推進する

ための啓発活動は、将来にわたる医療費抑制と健康で生き生きとしたまちづくりにつながるものと期待をしております。

また、保険税の収納対策につきましては、昼夜を問わず実施されている収納業務、短期被保険者証の交付などによる積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくための努力をされております。保険税の適正徴収は、被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします。

必要な財源の確保につきましては、後期高齢者医療制度の再見直し、それに伴う国保制度自体の見直しなど、いまだ先行きについて不透明な状況にありますが、坂城町国保として健全な財政運営と保健事業の充実、歳出に応じた適切な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方に発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（宮島君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

審議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時00分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

◎日程第5「議案第20号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第20号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、3月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を

実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

- 貸付期間と滞納についての状況は。
- △ 現年度の個人返済については、現在7名いる。町の償還もあわせて平成29年度で完了となる。滞納については過年分として6名、総額2,700万円となっている。
- 償還が終わる平成29年度後は、この特別会計はどうなるのか。
- △ 償還事務の完了と滞納繰越分の処理方法など、特別会計の存続も含め検討を進めたい。
- 滞納整理や対応等について現状は。
- △ 今までのおのおの事情があり、滞納に至ったわけであるが、本年度は督促を出すとともに、相談会として債務者と連帯保証人も呼び出しを行ったところであり、引き続き滞納整理に努めていく。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第20号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告をいたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第21号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました、議案第21号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月15日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

- 公債費の残高のピークはいつになるか。また下水道の接続率の状況は。
- △ 公債費のピークについては、前年度末の起債残高見込みが56億2,641万1千円であり、ここがピークである。あくまで見込みではあるが、来年度では55億1,151万1千円となり、平成25年度以降減少していく見込みである。接続率については、3月末にはおおむね67%程度となると見込まれる。
- 南条地区の今後の計画はどうか。
- △ 下水道の幹線管渠は、国道18号の西側、日精樹脂工業の駐車場南側まで来ている。そこから東側へ国道を横断し、谷川以南の地域の工事を進めていくが、南条小学校の改築があるため、

その完了までには同校は下水道接続ができていくように進めたい。その後については、自然流下により網の目のように整備を進めていくが、国道や谷川等の河川、農業用水等の各管理者との調整の中で整備の順序を前後させる場合も考えられる。

○ 受益者負担金下水道使用料の滞納状況はどうか。

△ 平成24年度当初の下水道使用料の滞納繰越は約130万円、受益者負担金の滞納繰越は約1,400万円であり、現在解消に努めている。また現年分については、収納率100%を目標に徴収を進めている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第21号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第22号 平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 支払準備基金の状況は。

△ 平成23年度末の基金残高は、4,804万4千円であり、前年度決算余剰金及び介護給付費交付金精算等の積み立てなどから、平成24年度末で4,252万円を見込んでいる。

○ 居宅介護サービス給付費の4,800万円増加の理由は。

△ 昨年度と比較して施設入所が伸びず、重度の方の利用増加が主要因である。

○ 要支援、要介護者の状況は。

△ 平成24年度2月末時点で、要介護者569名、要支援者87名に対して、平成25年2月末時点では、要介護者545名、要支援者101名となっている。

○ 24時間定期循環型サービスに当町では取り組む予定は。

△ 主に在宅における夜間のおむつ交換等が想定されるが、サービス利用者の需要がある程度見込めないと、事業者の参入がなく、このサービスは都会型サービスともいえ、当町においては、

現在のところ取り組みに向けた具体的な動きはない状態である。

○ 元気向上高齢者把握事業では。

△ 当町では、要支援までいかない2次予防対象者を元気向上高齢者としており、独居、老老世に関する状況について、社会福祉協議会に委託し、状況把握に努めている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（入日さん） 私は、議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計予算」に対して反対の立場で討論します。

介護保険制度は、国の制度であり、町はそれに沿って行っていることは承知しています。しかし、昨年は介護保険料が24%値上げされ、負担が増えたのに利用時間は1時間から45分に短縮されてしまい、利用者にとってはダブルパンチになりました。その上、年金の引き下げや消費税の増税が決まり、高齢者はこれからどうすればよいのか途方に暮れています。

そもそも介護保険の目的は、家族の介護負担を減らすことにあったはずですが、それなのに、介護保険料を年金から天引きし、必要なサービスは介護保険認定委員会の審査を受けなければ受けられないという内容は、ヨーロッパなどでは考えられない。福祉とはほど遠い制度です。

介護保険が始まるまでは、応能負担でお金があっても必要なサービスが受けられました。介護保険が始まり、お金のある人は安く受けられるようになり、お金のない人は施設にいられなくなったり、お金がないために必要なサービスも受けられなくなりました。住民が安心して人間らしく生きられるように法を整備するのが法治国家の役割です。お金のあるなしでサービスを制限するような制度は変えるべきです。国の制度を変える力を持っているのも地方自治体であり、住民が住みやすい国をつくるために努力するのも、地方自治体の仕事だと思います。介護保険制度の見直しを坂城町から国に働きかけることを強く要望して、私の反対討論を終わります。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（西沢さん） 議案第22号「平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出予算につい

て」賛成の立場から討論いたします。

坂城町の2月末現在の人口は1万5,932人で、65歳以上の高齢者人口は4,737人、高齢化率は29.7%となっております。昨年同時期と比較すると、65歳以上の高齢者は109人増加し、高齢化率にして0.5ポイントの上昇となっております。

このように急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者などができる限り自立して暮らせるよう、平成12年度に介護保制度が創設され、1期3年ごとの事業計画を策定する中で運営されてきました。

平成24年度からの第5期事業計画においては、年々介護保険給付が伸びる中、65歳以上の町民の皆さんが負担する保険料については、県の財政安定化基金の交付金や支払準備基金を取り崩すなどの配慮がなされ、県平均額より月額520円ほど低い金額となっております。

平成25年予算におきましては、介護保険の利用増加に伴い、保険給付費は前年度対比3.3%の伸びとなっておりますが、居宅系介護サービス給付費を中心とした増加であります。

また、認知症対応型デイサービスセンターやグループホームなどの地域密着型サービス基盤の充実なども含め、施設サービスから地域、居宅でのサービスへという流れも感じられます。

地域包括支援センターにおいても、高齢者が支援や介護が必要となった場合に、それ以上状態が悪化しないようケアサポートする介護予防事業を初め、要支援や要介護状態になることをできるだけ防ぐ地域支援事業につきましても、さまざまなメニューによりご尽力をいただいております。

高齢者が増加する中において、ますます介護保険制度が重要となっております。後期高齢者医療制度を含め、社会保障制度全般において先行きが不透明な状況にはありますが、高齢者の負担へ十分な配慮をされる中、さらなる介護サービスの充実を図られるようお願いいたします。賛成討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（宮島君） 挙手多数。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

◎日程第8「議案第23号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第23号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 後期高齢者医療保険料の特別徴収と普通徴収の対象者数と割合は。

△ 年金からの特別徴収が基本に、介護保険料と後期保険料の合計額が基礎年金額の2分の1を超える場合、普通徴収となる。2月末現在で、特別徴収2,278名、普通徴収683名、いずれも対象となる方は267名、割合については特別徴収が7割、普通徴収が3割を基本にしている。

○ 保険料の滞納状況は。

△ 2月末現在で、滞納繰越分については平成22年度分2,700円、平成23年度分8万3千円で、合計2名8万5,700円、現年度分については31名、48万3,400円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第23号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

議長（宮島君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第9「議案第31号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」までの9件を一括議案とし議決の運びまでいたします。

職員に朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

9番（大森君） 発委第1号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、依然として厳しい状況が続く社会経済情勢等に鑑み、議員報酬の額を減額する特例措置について、現行の平成24年4月から25年3月までを1年間延長いたし、平成25年4月から26年3月までとするため、議員報酬の特例に関する条例の一部を改正いたすものでございます。

なお、減額の内容については、引き続き議長が5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が4%相当額をそれぞれ報酬月額から減ずるものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 続いて提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは議案第24号から31号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第24号「町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、私が選挙の公約としておりました町長の月給月額を20%減額することについて、減額の期間が終了するに当たり、その期間を平成25年4月1日から平成27年4月30日まで延長するものであります。

続きまして、議案第25号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成18年度の人事院勧告に基づき、職員の人件費を大幅に抑制する改正が行われました。この改正による急激な変化を避けるため、経過措置が図られましたが、国、県においては平成25年度よりこの経過措置を段階的に廃止することといたしました。町といたしましても、国、県と同様に平成25年度、26年度の2カ年で経過措置を廃止するため、本案を上程するものであります。

次に、議案第26号「平成24年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,558万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を59億4,762万2千円といたすものであります。歳入の主な内容につきましては、町民税やたばこ税など町税全体で8,736万円、地方消費税交付金702万3千円、財産運用等にかかわる財産収入1,413万円をそれぞれ増額し、村上小学校耐震改修事業にかかわる学校施設環境改善交付金等国庫支出金5,556万1千円、びんぐし湯さん館施設整備基金などの繰入金1億3,891万5千円、村上小学校耐震改修事業などにかかわる町債4,700万円をそれぞれ減額するものなどでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、村上児童館施設改修工事費470万円、しなの鉄道への鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金416万7千円、坂城小学校西側駐車場用地の購入費

1, 659万8千円、役場南側駐車場用地の購入費1,260万円、基金積み立てとして財政調整基金に4,609万6千円、文教施設整備基金に5,222万3千円をそれぞれ増額いたし、びんぐし湯さん館施設改修工事6,500万円、町道A01号線道路改良事業全体で3,150万7千円、下水道事業特別会計への繰出金1千万円、村上小学校耐震改修工事1億1千万円をそれぞれ減額いたし、あわせてその他歳出全般にわたる事務事業の精算を伴う補正を行うものでございます。

また、繰越明許費といたしまして、高速交通対策一般経費398万1千円について25年度に事業繰り越しをいたすものでございます。

続きまして、議案第27号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,037万1千円とするものでございます。歳入の主な内容としましては、利子及び配当金83万1千円、インターネットのアクセスポイント使用料等の雑入10万8千円を増額いたし、移設や修理等にかかわる工事費負担金90万円を減額いたすものでございます。

歳出の主な内容としましては、設備基金積立金600万円を増額いたし、支障移転等の工事請負費460万円、消費税94万円を減額いたすものでございます。

次に、議案第28号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,428万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億4,697万6千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、療養給付費交付金500万円、基金繰入金2,308万3千円を増額いたし、共同事業交付金1,311万6千円を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費2,500万円、退職被保険者等療養給付費500万円、一般被保険者高額療養費600万円を増額いたし、高額医療費拠出金725万5千円、保険財政共同安定化事業拠出金1,311万6千円を減額いたすものでございます。

次に、議案第29号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ555万2千円とするものでございます。歳入は住宅新築資金等貸付事業費県補助金6万6千円を増額いたし、歳出については貸付事業総務費8万8千円を増額いたし、一般会計繰出金2万2千円を減額するものでございます。

次に、議案第30号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につい

て」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,854万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,054万6千円といたすものであります。今回の補正の主なものは、国の大型補正予算に伴う約1.5億円の事業の前倒しに伴うものであります。あわせて平成24年度の歳入歳出予算全般にわたる精算も行うものでございます。歳入の主なものにつきましては、受益者負担金645万1千円、国庫補助金4,766万6千円、町債8,430万円を増額いたし、繰入金1千万円を減額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、公共下水道事業費1億4,983万6千円を増額いたし、施設管理費1,096万円を減額するものであります。

最後に、議案第31号「平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億4,183万4千円とするものでございます。歳入につきましては、財産収入9万9千円を増額いたし、歳出につきましては、基金積立金を増額いたすものでございます。

なお、あわせて一部歳出予算の組みがえも行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（宮島君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 2時11分～再開 午後 2時22分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

◎追加日程第1「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第24号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第25号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第26号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

3番（西沢さん） 42ページの道路新設改良費の中のA01の関係なんです、これ、用地代と建物補償で大きな額が減額になっています。ちょっとこの内容と、それから今後どうなるのかということ。それから国の補助と起債も大きく減額されていますが、それも今後どうなるかということについてお願いいたします。

建設課長（青木君） 道路改良事業A01号線の補正につきまして、ご説明を申し上げます。

総額で大きな減というふうになっております。大きなものといましては、そこにありますとおり、用地費、それから建物等補償ということで、これは建物は該当しておりませんで、工作物等、工作物の補償が予算化されていたところでございます。

地権者といましては、前々から交渉を重ねてくる中で、残っておられます地権者の方とすれば隣接代替というなかなか厳しい条件をいただいております中で、交渉を重ねてまいりました。そういった部分がまだ完結できない状況で、用地費の減、それから工作物の補償費の減ということになっております。

しかしながら、今年、24年度の事業といましては、ちょうど南条保育園のほうから出てまいりますと、坂城方面から来た車の見通しがちょうど悪いと言われておりました。石垣のあるお宅ですか、あのお宅が建物につきましても、玄関付近を含め、大分移転をお願いするような状況の物件でございまして、そのお宅につきましても、早い段階から解消したいということの中で、たび重ねてお願いをしてまいりました。

そういう中で、今年度、交渉といえますか、調査について了承を得ることができまして、今年度建物の移転調査という調査を実施することができたところでございます。また、その先にいきまして、十字路、交差点から坂城に寄った山側のお宅につきましても、今まで調査に、工作物等の調査に入れられないという事情があったわけですが、そのお宅につきましても、2軒でございまして、調査に入らせていただけるということで、了承を取りつけることができまして、今年度、調査を実施したところでございます。

あと、工事といましては、23年度の繰り越し事業として先ほどの保育園から出てきたところの部分につきまして、工事の実施をいたしました。それにあわせて、すりつけ区間で、より見通しのいい走行ができるようにということで、すりつけ区間の工事も実施したところでございます。財源的にはですね、交付金事業でやっておりますので、交付金55%、それで残りの90%起債ということの中で、現在も事業を実施しているところでございます。以上です。

4番（塩野入君） 6ページ、繰越明許費、今回398万1千円繰り越しであります。これ、どんな経過でどんな状況でどんな経過で、これ繰越明許になっているのかどうか、これ、お聞きしたいと思います。

それから、37ページ、010623県営かんがい排水事業、これが今回、これは多分六ヶ

郷用水の関係だと思いたすが、状況ですね、ちよつとお聞きをしたいと思いたす。

それから、49ページ、17001の用地代、これ今、町長の説明の中で坂小西側というお話でしたが、その内容をお聞きをしたいと思いたす。以上3点、お願いたします。

建設課長（青木君） 繰越明許費のうち的高速交通対策費の関係でございますが、国の緊急経済対策に伴うところの大型補正を受けまして、しなの鉄道が平成24年度事業として実施をいたします。平成25年度、来年度の前倒し事業として4事業、それからこの経済対策の中で、新たにですね、新規採択事業として採択を受けることができました6事業、合わせまして事業費で3億8,500万円ですか、これにつきまして、県も含めまして沿線の市町の中で、負担金を拠出するというこで繰越明許に乗っているところでございます。

産業振興課長（塚田君） 37ページ、県営かんがい排水事業でございますが、こちらは六ヶ郷用水の水路改修工事でございます。こちらの工事につきましては、平成22年度から28年度までの工期という計画で7億円余りの事業費という計画でございます。今回、国の緊急対策事業費として、5,400万円が追加されまして、総事業費が1億2,300万円になります。その1億2,300万円の事業費に対する負担金が1,537万5千円ということでございます。当初予算からの差し引き287万5千円を増額させていただく、そういうものでございます。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 49ページの用地代でございます。場所につきましては、坂城小学校の道路を挟みました西側の用地の取得でございます。坂城小学校の駐車スペースが少ないというような状況で取得をしたところでございます。あわせまして、坂城保育園の保護者の送り迎えの駐車スペースとしても利用をいたしまして、交通安全の確保を図っていく状況となっております。取得の面積につきましては、557m²というような状況でございます。以上です。

4番（塩野入君） 今、4事業と6事業の繰り越したということでもいいのかな、ということだそうですが、ちよつと具体的にどんなのがあるか、お願したいと思いたす。

それから、このかんがい排水ですが、これ当初、22年から28年で、7年間で約7億を使って、そして県営かんがい排水であそこを工事をしようということなんですが、約7億、これがこの緊急で前倒しするからこれよりも多くはなりませんよと、その中でやるだけですよと。早めるだけですよと。それに関して、今、第2期の工事をしているんですが、少し第3期のほうも前倒しになるのかどうか、その辺わかるかどうか、わかりましたらお願をしたいということなんです。

それから、小学校はわかりましたが、これ面積はわかりました。単価はどのぐらいでしょうかね。

それから、これどこから購入をして、どんな感じになるんでしょうか、それをお聞きをしたいと思いたす。以上です。

建設課長（青木君） しなの鉄道の実施いたします事業の詳細についてご説明を申し上げます。

まず、25年度の事業だったものについて前倒しで行うものでございますが、上田司令室の関係で遠隔制御装置の更新等2事業、それから坂城戸倉間におきまして、落石防止ネットの張りかえ工事、それから小諸変電所におきまして遮断機装置の更新、以上の事業が25年度予定しておりましたが、前倒しということで24年度に実施したいというふうに考えております。

また、新たに採択を受けた事業といたしましては、老朽化対策として採択を受けたものでして、塩川橋梁、田中と大屋の間にある橋ですが、また中沢川橋梁、これは小諸、滋野間、それから千曲川橋梁ということで、屋代高校前から篠ノ井間ですか、この3橋梁についての老朽化診断、それと修繕ということでございます。そのほか、葛尾トンネルにおきまして、トンネル内のコンクリートの剥離補修、それから屋代変電所における電気工事、大屋変電所における電気工事、そういった内容につきまして、今回実施をする予定になっております。以上です。

産業振興課長（塚田君） 今回の追加分についてでございますが、平成25年度に行う事業の前倒しということでございます。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 坂城小学校西側駐車場の取得の関係でございます。町の取得単価につきましては、2万9,800円と、平方メートル当たり2万9,800円という状況でございます。それから購入先でございますけれども、町の土地開発公社からの購入という状況でございます。以上です。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（宮島君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第5「議案第27号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第28号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第29号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「議案第30号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第9「議案第31号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長、社会文教常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の各委員会継続審査をすることに決定をいたしました。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成25年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、規約の変更、条例の制定、一部改正、一般会計・特別会計、25年度当初予算、さらに追加議案でお願いいたしました条例の一部改正、24年度の補正予算など、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、先週15日に安倍首相がTPPの交渉への参加を決定いたしました。日本の政治もよ

うやく決められない政治から決める政治へと変化してまいりました。

しかしながらTPP交渉への参加に当たっては、聖域なき関税撤廃を掲げてきたアメリカに対し、農業について首相自身日本の農業を守るために全力を尽くすと強調しております。安倍政権が今後、どのように考え、強く主張することができるかを注視してまいりたいと思っております。

先月12日、経団連、経済同友会、日本商工会議所の、いわゆる経済3団体のトップに対し、安倍首相が賃金引き上げを要請いたしました。企業では、安倍首相の要請に対応して賃金のベースアップを実施する動きも見られ、さらに広がっていくことを強く望むものであります。

また、この15日、黒田東彦アジア開発銀行総裁が日銀の次期総裁につく政府の国会同意人事案が正式に承認され、就任いたしました。政府の任命を得て、20日から日銀の新体制がスタートいたしました。経済団体トップからも新体制に期待する声が相次いでおります。

いよいよ安倍政権の、いわゆる「3本の矢」の金融・財政政策が具体性をもってまいります。日本経済がデフレを脱却し、力強く持続的な成長をしていくことを期待しております。

さて、耐震改修工事を進めてまいりました村上小学校につきましては、12月議会でご承認をいただきました変更工事を含め、校舎棟の工事を終了いたしました。耐震補強を図る耐震壁を設置し、トイレを初め内部の改修、保健室の校門付近への移行、屋上への太陽光発電設備の設置などを行いました。

また、外壁の塗装も終了し、朝日に照らし出されたときの昇降口と校舎の色合いが大変きれいであると、子供たち、あるいは保護者の方から喜ばれております。

先月27日には、町と工事関係者が子供たちが自発的に計画した「耐震工事感謝の会」に招待され、私も大変感激いたしました。

工事の実施に当たっては、教室の移動等、子供たちにも負担をかけました。また、保護者の皆さんには教室の移動の際にご協力いただき、無事に終了することができました。ここに改めて感謝申し上げます。

明日3月22日ですが、新校舎の竣工式を行います。町民の皆さんにもぜひきれいになった校舎をご覧になっていただければと存じております。

坂城町地域防災計画につきましては、原子力災害への対応と過去の風水害等を教訓として活用するよう、国や県の防災計画改定の動きに合わせた見直しを進め、この18日に防災会議を開催し、原子力災害対策編の新設等の改正を行いました。

東日本大震災及び長野県北部地震から2年が経過し、防災意識が薄れつつあるとの新聞報道があります。折に触れて、常時災害への備えを呼びかけていくとともに、国、県の情報等得ながら、今後も防災計画を見直し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

役場庁舎の防災対策につきましては、「役場消防計画」により、保健センターを含めた庁舎

の防火管理者や自衛消防隊、庁舎内の各火元責任者、避難誘導などを包括的に定めております。

この計画に基づき、庁舎内の職員で自衛消防隊を組織し、災害時には消火等の活動を行うとともに、来庁された方の避難誘導、救護活動、また非常用持ち出し物品等の搬出を行うようにしております。

また、万が一避難が必要となった場合の避難場所は、役場北側の駐車場を指定しております。今後も引き続き、来庁された方の安全確保第一に、さらには、庁舎の被害を最小限にできるよう訓練を実施してまいりたいと考えております。

さて、昨年8月に坂城町特命大使をお引き受けいただきました画家の小松美羽さんの活躍は目を見張るものがあります。先週ドバイから帰国され、翌11日には緊急報告のため、役場にお越しいただきました。

小松さんは、この3月16日のダイヤ改正により新しくなりました「しなの鉄道時刻表ポケット版」の表紙絵も描いていらっしゃいます。

ニューヨークへの進出を目指し、日本各地での個展、展覧会を開催される中、郷土をモチーフにした作品を手がけられ、「ふるさとに誇りを持って世界を目指そう」と志高く、意欲的に活動される彼女にエールを送りたいと思います。

3月29日、金曜日ですが午後3時から、さかきテクノセンターにおきまして、坂城敬学会の主催による公開講座が開催されます。

講師には、長野県塩尻市ご出身で、株式会社三越の相談役の中村胤夫氏をお迎えし、「日本橋の町おこし ～坂城町に期待すること～」と題して、講演をいただきます。

中村先生は、長野県マーケティング支援センター特別顧問もお務めで、流通や産業界の第一線でご活躍されたご自身の経営理念や戦略、展望について有意義なお話を拝聴できるものと期待しております。

4月に入りますと、4月2日には、各保育園の入園式、4日には小中学校、坂城高校の入学式が行われます。坂城町の未来を担う子供たちの晴れの姿をご覧いただくとともに、祝福をしていただければと思います。

4月6日から15日は「春の全国交通安全運動」が、21日から30日には「春の地域安全運動」が実施されます。町民の皆さんにおかれましては、穏やかな春を迎え、何かと外出する機会が多くなる時期でもあります。交通事故や犯罪に遭われないよう、また巻き込まれないよう、より一層のご注意をいただきますようお願いいたします。

4月21日、日曜日には第14回目の千曲川クリーンキャンペーンを予定しております。貴重な水資源である千曲川の自然環境を守るため、大勢の町民の皆さんのご参加をお待ちしております。

春は三寒四温と申しますが、今年は特に寒い日が多くありました。少しずつではありますが、

暖かくなっておりましたが、本格的な暖かい春の日差しが待ち遠しく感じられます。

議員各位におかれましても、健康に留意され、新年度を迎えていただきたくお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成25年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 窪 田 英 子

坂城町議会議員 塚 田 正 平

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 平成25年度の重点施策について</p> <p>イ. 主な重点施策を問う</p>	<p>7 番 山崎正志</p>	<p>町 長 教 育 長 教育文化課長 建 設 課 長 企画政策課長 産業振興課長</p>
2	<p>1. 子育てを応援できる町に</p> <p>イ. 生活保護基準の引き下げについて</p> <p>ロ. 就学援助の受給率アップを</p> <p>ハ. 子どもの医療費無料化の拡大を</p> <p>2. 安心できる生活環境の整備を</p> <p>イ. 町単補助事業費等の拡大を</p> <p>ロ. 防火予防対策の強化を</p>	<p>1 番 塩入弘文</p>	<p>町 長 福祉健康課長 教育文化課長 建 設 課 長 住民環境課長</p>
3	<p>1. 大道山の整備について</p> <p>イ. 登山道の整備を</p> <p>ロ. 学習の場として活用を</p> <p>2. 名沢川について</p> <p>イ. 名沢川内の土砂除去について</p> <p>ロ. ニセアカシヤ等の雑木除去について</p>	<p>12番 池田 弘</p>	<p>町 長 教 育 長 教育文化課長 建 設 課 長</p>
4	<p>1. 長野広域ごみ処理について</p> <p>イ. B施設稼働の4年延伸は</p> <p>ロ. B施設100t/日の根拠は</p> <p>ハ. B施設整備建設に係る負担は</p> <p>二. ごみ有料化の検証は</p> <p>ホ. ごみ減量対策は</p> <p>2. 坂城インター線先線について</p> <p>イ. 先線用地取得の経緯と内容は</p> <p>ロ. 24年度の調査事業は</p> <p>ハ. 県の総合5カ年計画は</p>	<p>6 番 塚田正平</p>	<p>町 長 副 町 長 住民環境課長 建 設 課 長 企画政策課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 公共物等の老朽化対策について イ. 公共物等の建築、建設経過 ロ. 公共物等の維持管理 ハ. 老朽化対策に向けて 2. 地域福祉の拠点づくり イ. 福祉、介護、保健、医療の現状 ロ. 制度と現実のニッチ（隙間）対策 ハ. 福祉、介護、保健、医療のトータルケア ニ. 総合的な拠点づくり	4 番 塩野入 猛	町 長 建設課長 企画政策課長 福祉健康課長
6	1. 安心して生み育てる環境づくり イ. 不妊症、不育症治療に助成を 2. 通学路の安全対策 イ. 緊急合同点検とその後の取り組みは	2 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 教育文化課長 住民環境課長 建設課長
7	1. 太陽光発電について イ. 今後の普及見通しは ロ. 補助金の拡大を 2. 小型水力発電について イ. 町内河川の調査を ロ. 排水・排湯の調査を 3. 大型太陽光発電について イ. 坂城版メガソーラーは 4. 風力発電について イ. もう1度町内調査を 5. バイオマス発電について イ. 赤松の利用を 6. 地下歩道について イ. 放置されている危険箇所は 7. 地下タンクについて イ. 町内施設の設置数は ロ. タンクの耐用年数は ハ. 今後の施策は	10番 中嶋 登	町 長 教 育 長 企画政策課長 総 務 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 25年度の経済動向と財政見通しは イ. アベノミクスによる町事業への影響は ロ. 町内経済の状況は 2. 松枯れ対策について イ. 空中散布後の大気測定について ロ. 今年度の実施内容は 3. 住宅リフォーム助成制度実施に向けて イ. 実施内容は	9 番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 建設課長
9	1. 不登校の実態は イ. 不登校の児童の状況は ロ. 身体的な理由の理解は ハ. 不登校児童の見守りは 2. 発達障害児への対応は イ. 発達障害児の状況は ロ. 通常学級での問題点は ハ. 親を支援する方法は 3. 介護職員の虐待について イ. 介護職員による虐待は ロ. 施設での研修や教育は ハ. 虐待発見のための社会的な仕組み作りは 4. 子育て支援について イ. 保育園のボランティアは	5 番 窪田英子	町 長 教 育 長 教育文化課長 福祉健康課長 子育て推進室長
10	1. インフルエンザについて イ. 子どもの予防接種について 2. 村上児童館について イ. 屋根の塗装を 3. 防災について イ. 役場の避難訓練は ロ. 避難所の対応 ハ. 災害に強い町づくりについて	8 番 入日時子	町 長 福祉健康課長 総務課長 住民環境課長 企画政策課長 建設課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. しなの鉄道と坂城町の今後について イ. 長野以北並行在来線の引き受けについて ロ. 町内2駅の利用状況について ハ. 町の中心としての駅とは 2. 女性リーダーについて イ. 坂城町の状況は ロ. 意識改革を	3 番 西 沢 悦 子	町 長 建 設 課 長 産 業 振 興 課 長 総 務 課 長 企 画 政 策 課 長